

CARF ワーキングペーパー

CARF-J-091

「書かれた」会計基準とその運用 —ASBJのIASBに対するコメント・レターの分析—

東京大学大学院経済学研究科

米山 正樹

2012 年 12 月

❁ 現在、CARF は 第一生命、野村ホールディングス、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、明治安田生命（五十音順）から財政的支援をいただいております。CARF ワーキングペーパーはこの資金によって発行されています。

CARFワーキングペーパーの多くは
以下のサイトから無料で入手可能です。

http://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/workingpaper/index_j.html

このワーキングペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿です。著者の承諾無しに引用・複写することは差し控えて下さい。

「書かれた」会計基準とその運用
—ASBJ の IASB に対するコメント・レターの分析—

米山 正樹

I 問題の所在と本稿の主題

本稿では、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)が国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)の求めに応じ、IASBによって新たに開発された会計基準の公開草案に対して寄せたコメント・レターの内容を分析する¹。そこでの分析を通じて(a)ASBJは会計基準の設定に際してどのような事実認識にもとづき、いかなる価値判断を下したのか、(b)ASBJが依拠した価値判断等は「書かれたルール」にもとづいているのか、それとも「書かれざる基本前提や基本原則」が存在し、それらが参照されているのか、(c)コメント・レターにおいて実際に参照された「書かれざる基本前提や基本原則」は「書かれたルール」と首尾一貫しているのか、もし両者に食い違いや矛盾がみられるとすればそれはなぜか、などを解き明かすことが本稿の主題である。

よく知られているように、ASBJとIASBとは以前から会計基準の統合化を図っている²。そういう状況では、日本の会計基準は、IASBが最終公表したIAS(International Accounting Standards)やIFRS(International Financial Reporting Standards)の影響を免れない。とすれば、ASBJのIASBに対するコメント・レターは、上記のような影響を見込んで発信されているものと考えられる。かりに日本の会計基準を支えている基本前提や基本原則に反するような会計処理の強制適用をIASBがその公開草案において求めているとすれば、日本の会計基準を支えている基本的な考え方や、基準開発に関する日本の基本方針にてらして、IASBの提案に反対する旨のコメントが発信されることであろう。

こう考えると、ASBJ の IASB に対するコメント・レターを分析すれば、ASBJ が何を

¹ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/を参照。

² 企業会計基準委員会の中期運営方針 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/asbj/commitment/mr/commitment_2010.pdf およびコンバージェンスプロジェクトの概要 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/convergence/を参照。

「日本の会計基準を支えている基本前提や基本原則」とみなしているのか、複数ある基本前提や基本原則のうち何をとくに重視しているのか、などが明らかになるはずである。本稿は、この「ASBJ が実際に依拠している基礎概念」の解明を試みている。

日本の現行会計基準を支えている基礎概念を要約した文書としては、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」が知られている。その内容からして、ASBJ が IASB の公開草案に対して発信したコメントの多くは、「概念フレームワーク」の記載事項に依拠していると考えられる。にもかかわらず、本稿が IASB に対するコメントに反映された「ASBJ が実際に依拠している事実認識や価値判断」の解明を試みているのは主として以下 2 つの理由による。

第 1 の理由は、「概念フレームワーク」などに記載されている基礎概念のうち、日本の現行会計基準を根幹で支えているものとして ASBJ がとくに強調しているのは何か、の解明を本稿で目指していることに求められる。

会計基準の国際的な調和化が進められた結果、会計基準の体系を支えている基礎概念についても、IASB や米国 FASB(Financial Accounting Standards Board)と ASBJ との間に不要な差異の解消が図られてきたと言われている。とすれば、「概念フレームワーク」記載事項の少なからぬ部分は海外主要国と等質的なものとなるはずである。その一方、各国の証券市場を取り巻く環境条件に相違がみられる以上、いまだ解消されていない差異も残されているはずである。

日本版「概念フレームワーク」に固有の特徴(海外主要国との主要な相違点)については、例えば、その解説書(斎藤静樹[2007])に記されている。その内容は、起草者たちが「概念フレームワーク」の起草に際して念頭に置いていた「日本の概念フレームワークに固有の特徴」を反映したものといえる。ただ、当初予期していなかった形で IASB が基準の開発を進めた場合などにおいては、「最も本質的な相違点」もまた当初起草者たちが念頭に置いていたものと異なりうる。こうした事態、すなわち「当初予想していなかった対立が、会計基準の体系を支えている基礎概念の次元で生じていないかどうか」は、著者の知る限り、いまだ未解明のまま残されている。本稿で IASB が実際に依拠している事実認識や価値判断の解明に努めている理由の 1 つは、この点に求められる。

続く第 2 の理由は、会計基準の体系を支えている基礎概念で、日本の市場関係者が広く受け入れているもののうち、どれだけが「書かれざる基礎概念」とどまって

いるのか、それらが「書かれざるもの」にとどまっていることで、何らかの問題が生じていないのかの解明を目指していることに求められる。

「概念フレームワーク」自身に記されているとおり、「概念フレームワーク」には、会計基準の体系を支えている基礎概念の一部しか記載されていない³。「明文化されていないものの、日本の市場関係者が受け入れている基礎概念」に依拠したコメントが発信された場合、当該コメントは「書かれた基礎概念」に直接的な典拠を持たないこととなる。直接的な典拠を持つコメントとくらべたとき、それを持たないコメントは多義的な解釈の余地が残されていることから、(たとえ「概念フレームワーク」記載事項などに間接的に跡づけることができるとしても) ASBJ がデュー・プロセスをつうじて市場関係者から合意をとりつけることなく独自の判断によって発信したもの、という誤解や批判を受けやすい。そのようなコメントが多く発信される場合、会計基準に対する信頼性やその安定性が損なわれるおそれもある。

こうした潜在的な問題の存在にもかかわらず、少なくとも著者の知る限り、「書かれざる基礎概念」の概要はこれまで把握されておらず、したがって「書かれざる基礎概念」が何らかの問題を引き起こしているかどうか解き明かされていない。本稿で IASB が実際に依拠している事実認識や価値判断の解明に努めている理由は、この点にも求められる⁴。

II 先行研究のレビュー

日本においても、また海外においても、会計基準設定主体に寄せられたコメント・レターを分析対象とした研究にはそれなりの蓄積がある。ただ、多くの研究で注目さ

³ その理由については「概念フレームワーク」第 2 章「会計情報の質的特性」第 17 項を参照。

⁴ IASB の公開草案に対する ASBJ のコメントが「書かれた基礎概念」に跡づけられない事態は、本文に記したような場合のほか、(a)財務会計を取り巻く環境が変化し、2004 年に公表されね 2006 年に小規模な改訂が行われた日本の「概念フレームワーク」が陳腐化してしまった場合や、(b)そもそも「概念フレームワーク」が会計基準の体系を支えている基礎概念を正しく記述していなかった場合、さらには(c)IASB の公開草案に対するコメントが、必ずしも日本の会計基準を支えている基礎概念に根差した形で発信されていない場合を想定しうる。このうちの(c)は、例えば、IASB の提案に対する異論・反論の発信を最低限にとどめることが「国益」や、ASBJ 自体の存在意義に適う、という判断が下される場合を想定したものである。いずれも想定可能なシナリオだが、これらのシナリオが ASBJ の行動原理に適っている可能性は低い、という判断から、本稿では上記のシナリオにそくした分析は行っていない。

れているのは、個別会計基準の公開草案に対して各種利害関係者から寄せられたコメント・レターである。そうした研究の多くは、(1)基準設定主体の提案に対する利害関係者の賛否、(2)賛否が分かれている場合における、賛否の決定要因(利害関係者の属性)、(3)数多く寄せられたコメントに対する基準設定主体の反応(コメントが反映された場合とされなかった場合の違いを生み出している要因)などに焦点を当てている⁵。

これに対し、ある会計基準設定主体の、他の設定主体に対するコメント・レターを分析対象とし、レターを発信している設定主体がコメントにおいて依拠している事実認識や価値判断を析出しようと試みている先行研究、すなわち本稿と研究主題・研究対象を共有している先行研究は、通常の文献検索で見出すのが難しい。

他方、コメント・レターを分析対象とはしていないものの、「会計基準設定主体が実際に依拠している基礎概念の解明」を目指している点で、研究主題が本稿と共通している先行研究であれば少数ながら存在する。

その代表例である大日方[2002]は、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)が開発した個別の会計基準を対象とし、会計基準設定主体がどのような基本前提や基本原則に依拠して個別の会計基準を開発しているのかを論じている。とりわけ強い関心が寄せられているのは、対応や配分といった、伝統的な利益計算を支えてきた基本原則が、企業会計の体系を支え続けているかどうかである。収益費用観から資産負債観への移行に伴い、前者と密接に結びついてきた対応や配分などの基本原則はその重要性を失った、という通念が支配的な状況下で、それが客観的な事実と裏づけられたものなのか、それとも単なる逸話に過ぎないのかを確かめることがそこでの主題とされている。同論文の詳細なサーベイによれば、資産負債観への移行後も、対応や配分などの基本原則が意味を失ったことを示唆する証拠は得られなかった。

また米山[2011]は、大日方[2002]以降に公表された米国の会計基準を対象とし、会計基準の国際的な統合化に対する要請の高まりや金融危機の発生などにより、企業会計を取り巻く経済環境が大きく変化したと考えられる10年間を経てもなお、配分や対応といった基本原則が企業会計の根幹を支え続けているかどうかを検討したも

⁵ 参考文献リストに記した Jorissen et al. [2006]および Yan et al. [2007]などを参照。

のである。そこでの含意は、「その後の 10 年」においても、やはり対応や配分などの基本原則が用いられなくなったことを積極的に示すような証拠は得られない、というものである。

(1)たとえ基準設定主体が(伝統的な収益費用観と対置される)資産負債観にもとづいて基準開発を進めていく旨のスタンスを(概念フレームワークなどをつうじて)明らかにしたとしても、その事実は必ずしも伝統的に受け入れられてきた基本原則(対応や配分など)の放棄を意味しないことや、(2)個別基準だけに着目している限り、会計基準設定主体が伝統的に受け入れられてきた基本原則を受容し続けているのか、それを放棄したのかについて明確なことをいうのは困難であり、それをいうためには特定期間に開発された会計基準を網羅的に研究対象とする必要があることは、大日方[2002]の代表的な含意であり、本稿も基本的にそのスタンスを継承している⁶。

ただ新たな経済活動に直面するたびに、「先駆者」として新たな会計基準を開発してきた米国の会計基準設定主体と異なり、本稿で研究対象としている日本の会計基準設定主体は、海外の先駆的な会計実務とそれに関わる会計基準を日本企業が直面している経済環境に合わせてどう調整していくのか、という「追随型」の基準開発を進めてきた、といわれている。コンバージェンスやアドプションに対する要請の高まりは、海外主要国が採択している会計基準をより強く意識した基準開発の必要性を生み出しているといつてよい。

そういう状況では、先述のとおり、むしろコンバージェンスの対象となっている会計基準の開発段階で発信されたコメント・レターのほうに、日本基準を支えている基礎概念が色濃く反映されているはずである。日本の会計基準を支えている基礎概念を研究対象としている本稿では、こうした考えから、大日方[2002]と類似した問題意識を持ちながらも、日本の個別基準ではなくASBJのIASBに対するコメント・レターを取り扱っている⁷。

⁶ 大日方[2002]は対応や配分といった基本原則が資産負債観のもとでも機能し続けているかどうかを検討している。そこでは「検討対象とすべき基礎概念」が最初から明らかとされていたのに対し、本稿ではそもそものような基本前提や基本原則が日本で受け入れられてきたのかを解き明かそうとしており、こうした点でも両者の関心対象は異なっている。

⁷ 2002 年までに公表された日本の会計基準(企業会計審議会が公表したものも含む)を対象とし、その開発に際してどのような基礎概念との整合性が図られてきたのかを調査したものとして米山[2005]を参照。また本稿とは異なる問題意識から「書かれた基礎概念」と「書かれざる基礎概念」とを論じた先行研究として斎藤[2011a]および斎藤[2011b]を参照。

Ⅲ 研究対象と研究手法

(1)研究対象

ASBJのIASBやFASBに対するコメント・レターは、ASBJが設立された 2001 年以来、今日に至るまですべてASBJのウェブサイトにおいて公開されている⁸。本稿では 2001 年から 2011 年末までに公表されたコメント・レターのうちIASBに対するものをすべて調査の対象とした⁹。ウェブサイトに公開されているコメント・レターのうち、ごく少数は米国FASBに対して発信されているが、その内容のほとんどはIASBに対して発信されたコメント・レターと等質的であり、レターの数もきわめて限られていることから、ここではIASBに対するものだけを調査の対象とした。

多くのコメント・レターは、ASBJ 自体の委員長、あるいは ASBJ が有している専門委員会の委員長名で公表されている。また ASBJ の設立直後を中心として、ASBJ の専門研究員など、ASBJ に関わる個人の名義で公表されているケースも見受けられる。誰の名義で発信されたコメント・レターなのかに応じて、IASB 側の対応が変わってくることを示唆するような事実が観察されたり、「対応の違い」を合理的に説明する理論を見出したりすることが可能であれば、発信者の違いに応じてコメント・レターを区分する必要が生じるかもしれない。

しかし本稿では、発信者の違いによってコメント・レターを分類することなく、1 つの範疇に属するものとして取り扱い、そのすべてを分析対象としている。ASBJ がデュー・プロセスを経て公表したコメント・レターである限り、発信者が誰であるのかにかかわらず、IASB はコメント・レターの内容を「ASBJ の公式見解」と受け取るであろうし、「このコメント・レターは ASBJ 自体の委員長ではなく、下部組織の長やその構成員の見解に過ぎない」という類いの言い訳が対外的に通用するとも思えないからである。

IASB に対する ASBJ のコメント・レターはまた、コメントが求められている対象が会計基準なのか、適用指針なのか、あるいはよりテクニカルな問題を取り扱う実務指針なのか、それとも IASB の運営方針なのかに応じて、内容は大きく異なっている。コメ

⁸ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/を参照。

⁹ 脱稿時点(2012年9月末)までに、5通のコメント・レターがIASBに対して発信されている。コメント・レターの内容に大きな質的变化が生じたという心証が得られた場合は、新たに発信されたコメント・レターを含めた再分析を行う予定である。

ントの対象となっている文書の質的な違いがコメント・レターを支えている事実認識や価値判断の違いと結びついていることを示すような理論を想定できるのなら、それにもとづいてコメント・レターをいくつかの範疇に分類するのが合理的であろう。実際にはそのような理論を見出せなかったことから、本稿ではコメントの対象となっている文書の質的な違いに応じた分類も行わず、この観点からもあらゆるコメントを1つの範疇に属するものとして取り扱い、そのすべてを分析対象としている。

(2)検討課題と具体的な分析手法

(a)分析目標

第1節で記したとおり、本稿の主要な研究主題は、ASBJ が基準設定の局面において「書かれた基礎概念(その典型例は「概念フレームワーク」記載事項)」に適う事実認識・価値判断を踏襲しているかどうか、「書かれざる基礎概念」に依拠したコメントが発信されているとすればなぜか、の検討にある。「概念フレームワーク」が基礎概念を要約・整理したものである以上、基本的には「概念フレームワーク」に従った判断が下されていると考えられることから、ここでの検討すべき命題は「コメント・レターの発信に際し、ASBJ は概念フレームワーク等の記載事項と整合的な判断を下している。」という形をとる。

(b)調査対象項目と調査結果の分類規準

上記の点を確認するためには、何よりもまず、コメント・レターにおける ASBJ の回答がどのような事実認識に依拠しているのか、そこではどのような価値判断が下されているのかを明らかにする必要がある。こうしたことから本稿では、ASBJ の IASB に対する回答内容を調査し、そこで明示的に、あるいは暗黙のうちに踏襲されている事実認識や価値判断を個別に抽出するとともに、それぞれの事実認識や価値判断がどのような頻度で用いられているのかを集計することとした。

具体的には、まず(a)IASB による照会事項(質問事項)の概要、質問に対する ASBJ の賛否、および回答内容の概要を項目毎に要約・集計したうえで、(b)それぞれの回答において ASBJ が依拠している事実認識や価値判断を抽出した。個々のコメントにおいて踏襲されている事実認識や価値判断は質問項目の違いに応じて多岐に分かれているが、そうした相違の中には本質的ではないものも少なからず含まれて

いた。つまり字句などの次元における些末な相違しかみられず、本質において類似した事実認識や価値判断が繰り返し踏襲されていた。

こうしたことから本稿では、さらに(c)個々の項目において踏襲されている事実認識や価値判断を共通点にてらして少数のパターンに分類し直したうえで、この「再分類」の結果を集計し、どのような事実認識や価値判断が多く用いられているのかを確かめることとした。

この過程において、ASBJ がしばしば踏襲している事実認識や価値判断は、(1)「利益の測定に係る基本原則や基本前提と密接に関わっており、かつ回答が分かれうる(＝誰もが受け入れる保証のない)もの」、(2)「利益の測定に係る基本原則や基本前提と関わっているものの、多くの主体が共有しうる(＝基本的な考え方の次元では争いの余地がないものの、具体的な運用や解釈の次元において対応が分かれうる)もの」、および(3)「利益測定との関連性が希薄なもの、基準設定のプロセスに関わるもの、あるいは何を踏襲しているのかが不明なもの」に大別しうるのか明らかとなった。

会計基準のあり方をめぐる論争が、伝統的に、「利益をどう計算するのか」という形をとってきたことに鑑みると、(3)は(1)および(2)と区分する必要がある。また争いの余地が残されている事項に関する ASBJ のコメントは、ASBJ に固有の「利益観」を反映している可能性があるのに対し、IASB や米国の FASB が ASBJ と同様の事実認識や価値判断から「利益観」に関する ASBJ に固有の特徴を見出すのは難しい。こうした考えから本稿では、ASBJ が踏襲している事実認識や価値判断を少数のカテゴリーに再分類する際、(1)に属するものを(2)および(3)と区別して集計している。

カテゴリーの設定に際しては、カテゴリーの数が極端に大きくならないように努めている。具体的には、10 回以上参照されている事実認識や価値判断を抽出したところ、(1)に属するコメントについては 6 つの独立したカテゴリーが、また(2)については 5 つの独立したカテゴリーが設定されることとなった。「10 回以上」という数値それ自体は超越的に与えたものに過ぎないが、独立したカテゴリーを設けるための要件をこれ以上引き下げるとカテゴリーの数が 2 桁に達してしまい、ASBJ が依拠している事実認識や価値判断の特徴がぼやけてしまうおそれもある。こうしたことから本稿では、下記の

ように設定されたカテゴリーにもとづきコメントの分類を行っている¹⁰。

〔利益の測定に係る基本原則や基本前提と関わっており、対応が分かれうる項目に関する ASBJ の価値判断・事実認識〕

1. 「リスクから解放された成果としての純利益を重視すべし」「リサイクリングの手続を重視すべし」
2. 「洗練された評価技法よりも投資目的に適う評価技法を採択すべし」
3. 「上位の目標に対して下位の目標を偏重してはならない」「達成手段の逐語的な遵守を自己目的化させてはならない」
4. 「会計処理は主として保有目的に依存している」
5. 「市場関係者が実際にどのような利益情報を求め、利用しているのかという事実を尊重すべし」
6. 「経営者が実際に採択した行動にてらして投資の成果をとらえるべし」
7. その他

〔利益の測定に係る基本原則や基本前提と関わっているものの、多くの主体が共有しうる(=基本的な考え方の次元では争いの余地がないものの、具体的な運用や解釈の次元において対応が分かれうる)項目に関する ASBJ の価値判断〕

1. 「実態に適う会計処理を行うべし」「実質優先思考を尊重すべし」
2. 当面の問題と無関係な事象を問題解決のあり方に影響させないようにすべし
3. 経営者に過度の裁量を与えることなどによって、客観性が損なわれないようにすべし
4. コストと便益とを斟酌すべし、といった類いの一般的な要請を尊重すべし(ただし「一般的な要請」のうち、ここで独立したカテゴリーが設けられている項目は除く)
5. 会計基準の体系に関する整合性を保持すべし
6. その他

¹⁰ 以下の表においてそれぞれのカテゴリーに割り当てられている数は、集計前の個別データをとりまとめた一覧表に付されている数と対応している。なおその一覧表において、上記(3)に区分された事実認識や価値判断は、(2)に属する事実認識や価値判断と同じ列に含められている。そこでは、(3)に属する項目に固有の番号(99)が割り当てられている。

(c)独立した内容を有するコメントの抽出

コメント・レターにおいて ASBJ が依拠している事実認識や価値判断を集計し、その集計結果(すなわち「参照頻度」)にてらして「ASBJ は基本的に『書かれた基礎概念』と整合的なコメントを発信しているかどうか」や「ASBJ はどのような事実認識や価値判断をとりわけ重視しているのか」を確かめるためには、何よりもまず、「独立したコメント」の特定化が不可欠といえる。ほんらい独立しているはずのコメント群を誤って統合すれば、あるいは分割不能なコメントを誤って細分化してしまえば、集計結果が意味を持たないのは明らかであろう。

ASBJによるコメント・レターの多くは、総論部分と各論部分に分かれている。このうち各論においては、公開草案において示されている照会事項(IASBが質問形式で個別に問い合わせている事項)に対し、原則として個別に回答が与えられている¹¹。こうしたことから、各論部分については、原則として、ASBJによる設問毎の回答を1つの独立したコメントとみなし、コメントが複数の独立した内容から構成されている場合に限り、例外的に、1つのコメントを複数の要素に分割したうえで集計することとした。

これに対し総論部分では、各論部分において表明されている ASBJ の見解がどのような考え方に支えられているのかを、個別の質問に回答する場合よりも抽象的かつ一般的な次元で説明している場合が多い。つまり総論部分は、回答に臨んだ ASBJ が依拠している基本的なスタンスを示したり、回答のうち特に重要な事項を強調したりするために用いられている場合が多い。このような性質上、総論部分と各論部分の記述は重複も多く、総論部分の記述内容と各論部分の記述内容とがほとんど相違しない場合もみられた。

こうしたことから、総論部分についてはコメントの内容を個別に精査したうえで、総論部分の記述内容が個別項目に対する回答と異質な要素を含んでいる場合については総論部分のコメントも集計対象とし、事実上個別項目に対する回答を繰り返しているに過ぎないと考えられる項目については、たとえ総論に相当する記述がみられる場合であっても、これらを集計対象から除くこととした。

¹¹ ただし IASB が照会してきた事項のすべてに回答が付されているわけではなく、いくつかの質問について回答が省略されているケースもみられる。

(d)複数の事実認識や価値判断に支えられているコメントの取扱い

上記の規準に従って「1 つの独立した存在」とみなされたコメントは、多くの場合、とくに重要な 1 つの事実認識、あるいは価値判断に支えられていた。複数の事実認識や価値判断が混在している場合であっても、「コメントの全体を支えている重要な事実認識、あるいは価値判断」と「その他の事実認識や価値判断」との識別は容易であった。しかしすべてのケースでそのようにいいうるわけではなく、少数ながらも、同程度に重要な複数の事実認識や価値判断に支えているコメントもみられた。

このようなケースについては、同程度の重要性を有する事実認識や価値判断の中から無理に 1 つだけを抽出するのではなく、当該コメントに関して複数の事実認識や価値判断を複数集計することとした。後に示す集計結果において、ASBJ が踏襲した事実認識や価値判断の合計が「独立しているコメント」の合計数を超えているのはそのためである。

(e)敢えて分割しなかった調査対象期間

先述のとおり、本稿では ASBJ がその創設以来、2011 年末までに公表したコメント・レターで、IASB に対するものをすべて分析対象としている。調査対象期間である 11 年の間に、ASBJ や IASB を取り巻く環境は少なからず変化しており、その事実は ASBJ が発信するコメントが変質する可能性を示唆している。

コメントに影響を及ぼしうる変化としては、ASBJ のボードメンバーらの交替(テクニカルスタッフの交替を含む)、IASB とのコンバージェンス・プロジェクトへの着手、いわゆる「東京合意」の締結、金融庁の IFRS 受け入れに関する基本方針の明示、などを挙げることができる。また FASB とのコンバージェンスを優先的に(排他的に)進めることとした IASB の意思決定をはじめとする外的要因の変化も、コメントの内容に影響を及ぼしている可能性がある。

こうした事実に鑑みると、11 年間に発信されたコメントを一括するのではなく、コメント内容にとりわけ大きな影響を及ぼすと考えられる環境要因の変化に応じて調査対象期間をいくつかの小期間に分割したほうがよい、という議論も行いうる。環境変化に応じてコメントの内容も変化するのであれば、コメントが依拠している事実認識や価値判断を小期間毎に集計することで、ASBJ が踏襲してきた事実認識や価値判断の

特徴を明確化しうるとも考えられるからである。

しかし本稿では、こうした考え方の存在にもかかわらず、11 年間に発信されたコメントを小期間に分割することなく、全期間のコメントを一括集計している。その理由は、さまざまな環境変化にかかわらず、ASBJ が発信してきたコメントは首尾一貫しており、依拠している事実認識や価値判断はコメントの対象となっている会計基準の属性や、コメントが発信された時期の違いに影響されていない、という心証をコメントの分類・集計過程で得たことに求められる。あくまでも印象の次元にとどまることとはいえ、すべてのコメントに繰り返し目を通してなお、絶えず同様の心証を得た事実の持つ意味は小さくない。

とはいえ、「コメントが依拠している事実認識や価値判断に変化はない」という判断は、上述のとおり、筆者の心証に依存しているに過ぎない。事実認識や価値判断に経年変化が生じているかどうかは、ほんらい、より客観的な手法によって確かめてみるべきことといえる。ただしコメントの対象である公開草案等が年度毎に異なる状況においては、コメントが依拠している事実認識や価値判断の経年変化をとらえること自体は容易であっても、そうした変化が「ASBJの基準開発に関する基本方針の変化」によって引き起こされたものかどうかを確かめるのが困難である¹²。事実認識や価値判断に生じた経年変化の原因究明は、今後長期にわたり取り組むべき課題と位置づけられる。

(f)「書かれた基礎概念」との対比

上記の作業をつうじて、「ASBJ の IASB に対するコメント・レターにおいてどのような事実認識や価値判断が踏襲されているのか」という検討課題や、「とくに重視されている事実認識や価値判断があるとすれば、それは何か」という検討課題に対する回答は得られるはずである。そうすると、残された検討課題は「ASBJ は『書かれた基礎概念』と整合的な事実認識にもとづき、それと整合的な価値判断を下しているのか」である。

¹² かりに調査対象期間を2分割することとし、その前半においてはもっぱら事業投資関連の会計基準案に関するコメントが求められ、逆に後半においてはもっぱら金融投資関連の会計基準案に関するコメントが求められていたとする。この場合、たとえ調査対象期間の前半と後半でコメントが依拠している事実認識や価値判断が異なっていたとしても、それを「基準開発に関する基本方針の変化によるもの」とは言い切れないこととなる。

この点に関する検討において、本稿では、参照される頻度の高かった事実認識や価値判断(先に掲げた図表に列挙されている諸項目)が「文書化されたルール」、より具体的には「概念フレームワーク」などの記載事項に跡づけられるかどうかを調査している。実際に踏襲されている事実認識や価値判断が「概念フレームワーク」等において明文化されている場合は「書かれた基礎概念」と整合的な判断が下されていると考えられるのに対し、関連する記載事項を見出せない場合は「書かれざる基礎概念」が参照されていると考えられるからである。

上記の「書かれた基礎概念に跡づけられるかどうか」という判断は、どれだけの解釈を許容するのかに応じて変わってくる。かりに一字一句違うことなく明文化されているケースだけを「書かれた基礎概念に跡づけられる場合」とするなら、おそらくこれに該当するケースは存在しないことになろう。逆に、「基本的なスタンスさえ共通している限り、語句レベルの相違は捨象する」という観点に立てば、ほとんどのケースが「書かれた基礎概念に跡づけられる場合」に相当することとなる。本稿では、いずれか一方の極に偏ることなく分類するよう努めている。

(g)客観性を担保するための方策

本稿の調査結果は、いくつかの局面で筆者の主観が介在している。例えば、(1)独立した内容を有するコメントを特定化する局面(単独のコメントを内容にてらして複数の要素に分割したり、逆に複数のコメントを1つに統合したりする局面)、(2)個々のコメントが依拠している事実認識や価値判断を抽出する局面(拠って立つ事実認識や価値判断がコメント自体に明文化されていない場合)、(3)ASBJ が依拠している事実認識や価値判断に関する「生のデータ」を、少数のカテゴリーに分類する局面、(4)コメント・レターにおいてしばしば参照されている事実認識や基礎概念を「書かれた基礎概念」に跡づける局面、のいずれにおいても、「同じ作業を異なる主体が行ったとしても、同一の結果が得られる」という意味における客観性は保証されない。

もちろん、筆者自身は中立的な視点から ASBJ が依拠している事実認識や価値判断を解き明かそうと努め、またそこで抽出された事実認識や価値判断が「書かれたものかどうか」の判断においても、同様の中立性を保とうと努めている。ただしそうした努力が実を結んでいることを客観的に示すのは難しい。

こうしたことから本稿では、多くの紙面が必要となることを承知のうえで、筆者が作

成した「集計前の(いわば「生の」)データ」を「集計後のデータ」とともにすべて開示し、筆者が行った作業を必要に応じて読み手がやり直すことを可能にしている。研究結果のみならずその途中経過をも開示し、絶えず批判を受けうる状況に身を置くことが、本稿のようなスタイルの研究において客観性を担保するための最善の手法だというのが、筆者の基本的なスタンスである。

IV 調査結果

(1)利益の測定に係る基本原則や基本前提と密接に関わっており、かつ回答が分かれうる(＝誰もが受け入れる保証のない)事実認識・価値判断	頻度
1.「リスクから解放された成果としての純利益を重視すべし」「リサイクリングの 手続を重視すべし」	27
2.「洗練された評価技法よりも投資目的に適う評価技法を採択すべし」	18
3.「上位の目標に対して下位の目標を偏重してはならない」「達成手段の逐語 的な遵守を自己目的化させてはならない」	12
4.「会計処理は主として保有目的に依存している」	38
5.「市場関係者が実際にどのような利益情報を求め、利用しているのかという 事実を尊重すべし」	26
6.「経営者が実際に採択した行動にてらして投資の成果をとらえるべし」	21
7.その他	102
合計	244
(2)「利益の測定に係る基本原則や基本前提と関わっているものの、多くの主体が共有しうる(＝争いの余地がない)事実認識・価値判断、および(3) 利益測定との関連性が希薄なコメント、基準設定のプロセスや会計基準のヒエラルキーに関わるコメント、あるいは何を踏襲しているのかが不明なコメント	頻度
1.「実態に適う会計処理を行うべし」「実質優先思考を尊重すべし」	96
2.「当面の問題と無関係な事象を問題解決のあり方に影響させないようにす べし」	17
3.「経営者に過度の裁量を与えることなどによって、客観性が損なわれないよ うにすべし」	46

4.「コストと便益とを斟酌すべし、といった類いの一般的な要請を尊重すべし (ただし一般的な要請のうち、ここで独立したカテゴリーが設けられている項目は除く)」	62
5.「会計基準の体系に関する整合性を保持すべし」	77
6.その他	25
7.(3)に該当するコメント(1.から 6.までは(2)に該当するコメントである。)	100
合計	423

(1)集計結果の概略

上記の図表は、2011 年末までに ASBJ が IASB に対して発信したコメントを、独立した内容を持つ単位に分解(あるいは統合)したうえで、前節に記した規準に従って分類し、集計した結果である。参照された事実認識や価値判断の合計数は 657 となっているが、1 つのコメントが複数の重要な事実認識や価値判断に支えられている場合もあるため、独立した内容を有するコメントの総数は 600 超であった。

コメントの内訳については、本稿で最も強い関心を寄せている(1)のカテゴリーに属するもの(すなわち利益の測定に係る基本原則や基本前提と密接に関わる事実認識や価値判断で、ASBJ と IASB との間で争いが生じているもの)は全体の 1/3 強であった。他方、(2)に属するコメントは半数弱であり、また(3)に属するものは 1/6 程度であった。

(1)についても、また(2)についても、先述のとおり、「5 回以上参照されたかどうか」という規準にてらして独立したカテゴリーを設けたところ、(1)については 7 つのカテゴリーが、また(2)については 8 つのカテゴリーが必要となった。以下では、このうち、どのような項目が含まれているのかについて補足が必要と考えられるものを説明する。

(2)カテゴリー(1)に属する項目の概要

まず(1)の 2.は、主として金融商品会計において参照される価値判断である。時価や公正価値は取得原価よりも優れた(洗練された)属性であり、技術的に可能である限りそれらによる評価を積極的に推し進めるべし、というスタンスで基準の開発に臨むIASBに対し、ASBJは、洗練された属性でストックを評価すること自体が最終目的ではない、と説く。時価や公正価値によってストックを継続的に評価した場合に損益

算入される評価差額が投資の成果を常に反映しているのであればともかく、その保証がない以上、時価や公正価値による評価が技術的に可能な場合であっても、ただちにそれらの属性によってストックを評価するのが望ましい、とはいえない。どのような評価基準を選択するのかは、それぞれの評価基準を採用した場合に利益がどう意味づけられるのかに依存する、というのである¹³。

次に(1)の 3.は、財務報告に関する最上位の目的として(IASB を含む)各国の基準設定主体が「投資家らの意思決定に有用な情報の提供」を掲げているにもかかわらず、実際の基準開発局面においては「比較可能性」をはじめとする下位の達成目標が過度に尊重され、いわば自己目的化していることへの批判であり、最上位の目標を何よりも尊重すべし、と説く。もちろん、下位の目標を尊重することが最上位の目標達成に貢献する場合も少なくない。しかし下位の達成目標が複数存在し、それらの間にトレード・オフの関係がみられる場合は、特定の下位目標だけを過度に尊重することで他の下位目標が達成されず、全体として会計情報の有用性が低下することもありうる、というのである。

混合属性会計の合理性を説く(1)の 4.に続く(1)の 5.は、IASB の概念フレームワークに適用(と IASB が考えている)利益情報と、市場関係者が必要としてきた利益情報とが必ずしも一致しない場合において、概念フレームワーク等との整合性を理由に前者をただちに採用するのではなく、市場関係者がなぜ後者を受け入れてきたのか、そこにはどのような合理性が認められるのか、を慎重に検討するように要請するものである。

かりに IASB が依拠している事実認識や価値判断を与件とすれば、それらに則っている IASB の概念フレームワークと首尾一貫した基準開発は望ましいことといえる。しかし「企業会計に精通している少数精鋭の卓見」と「市場関係者の総意」とをくらべたとき、いずれに依拠すれば投資家らにとってより有用な情報が提供されるのかについては判断が分かれうる。ASBJ は、(短期的にはともかく)長期的には合理的な判断を市場関係者が下すはずだという前提に立って基準開発を進めていると考えられる。そのような視点に立つ場合、「いまだ市場によってテストされていない(市場関係者が受け入れていない)会計処理や、そこから導かれてくる利益情報」が市場関係者にと

¹³ この点について、IASB は、ストックに関する最適な評価から「自動的に」最適な損益情報が導かれてくる、という信念を有しているようである。

って望ましいかどうかについては、たとえそれが職業的な専門家の卓見に適うものだとしても、慎重な姿勢で臨んでいる。5.の категория に属する価値判断は、ASBJ のこのようなスタンスと関わっていると考えられる。

他方(1)の 6.は、主として収益認識のあり方をめぐる議論で参照される価値判断である。技術的に可能なケースでは公正価値等による評価を積極的に推し進めようとしている IASB は、経営者にとって潜在的に選択可能な行動と結びつくケースでは、まさしくそのような「結びつき」を理由に、時価や公正価値による評価を許容し、推奨している(正確には、少なくとも過去において、そのようなスタンスから基準を開発しようとした実績を残している)。

例えば、かつて収益認識に関する基本原則を確立する試みの一環で、IASB は「公正価値モデル」を提唱したことがある¹⁴。そこでは、長期工事を引き受けた際、工事を引き受けた際に工事業者が負った義務を公正価値で評価し、契約にもとづき完成・引渡し時等に対価を受け取る権利の公正価値との差額を契約の締結にもとづく損益として処理することが検討されていた。その際、工事業者が負った義務の公正価値は、当該義務を第三者(例えば下請け業者)に肩代わりしてもらうために要する支出額で評価すべきものと考えられていた。

工事を引き受けた業者が新たな工事を引き受けるのに必要な生産余力を欠いている場合や、下請け業者のほうが生産効率に優れており、自社で建設を行わずに肩代わりしてもらうほうがコスト削減となる場合なら、「肩代わりの要請」は工事業者にとって合理的な選択となる。そういうケースでは、「肩代わり」を与件とした利益計算にも意味を見出すことができる。しかし実際には業者自身が工事に着手し、完成させるのであれば、「肩代わり」は棄却された選択肢となる。

将来キャッシュフローの予測や、企業価値の評価に資する情報、またかつての予測どおりにキャッシュフローが生み出されたかどうかを確かめるのに資する情報の提供、という役割を企業会計が担っているのであれば、棄却された選択肢に関わる「採択していれば得られたはずの成果」は意味を持たない。むしろ「実際に生み出された成果」が求められることとなる。6.で強調されている「実際に採択された投資行動の重視」は、上記のような内容に対応している。

¹⁴ IASB による収益認識プロジェクトにおいて、2007 年頃まで「測定モデル」などと呼ばれていた考え方である。

(3)カテゴリー(2)に属する項目の概要

続いては(2)のカテゴリーに属する項目、すなわち会計基準の開発に際して踏襲される事実認識や価値判断のうち、「抽象的な理念の次元では争いがないにもかかわらず、具体的な解釈等の次元では基準設定主体ごとに対応が分かれる項目」である。

例えばサブカテゴリーの 1.および 5.（「実態に適う会計処理を行うべし」「実質優先思考を尊重すべし」「会計基準の体系に関する整合性を保持すべし」）はいずれも、それ自体は「どの基準設定主体にとっても受容しうる価値判断」といえる。にもかかわらず、ASBJ が IASB に対するコメントにおいて、しばしばこれらの価値判断に言及しているのは、「何が実態か」「何が形式に過ぎず、何が実質を反映しているのか」、あるいは「どのような基本原則との整合性を図るべきか」などの点で、ASBJ と IASB との間に見解の不一致がみられるからであろう。以下では、(2)に属するサブカテゴリーのうち、どのような項目がそこに含まれているのかに関して必要な補足を行う。

まず(2)の 2.は、ある特定領域における会計処理の決定要因に関する事実認識の違いを反映したコメントである。IASB が重視している項目と、ASBJ が重視している項目とが食い違っている場合、それぞれの基準設定主体が異なる決定要因に従うことにより、異なる結論が引き出されることとなる。2.のコメントは、「重要な要因にてらして会計処理を決めるべし」という点で IASB と ASBJ とが共通認識を有しているものの、「具体的に何が重要な要因なのか」という点で事実認識が異なる場合に発信されるものである。「どのような基礎概念と整合性を図るべきか」に関する事実認識の違いはこれと類似しているが、会計基準の整合性が明示的に問題とされている場合は 5.のほうに分類している。

続いては 3.である。ここに属するコメントは、IASB の公開草案が要求している会計処理では財務報告に必要な客観性が保証されない、と ASBJ が判断した場合に発信されるものである。経営者に過度の裁量を与えることによって、利益情報の客観性が損なわれるべきではない、という点で ASBJ と IASB との間に立場の違いはないであろう。ただ、どのようなケースでどれだけ客観性を損なうのが望ましくない、と考えるのかをめぐっては、両者の間で判断が分かれうる。この違いを反映しているのが 3.に属するコメントである。経営者に過度の裁量を与えるおそれから、混合属性会計など

に代えて公正価値による一元的な財務報告を目指している、といわれている IASB が、客観性の欠如を趣旨とするコメントを ASBJ からかなりの頻度で受けている事実は興味深い。

次の 4. は 1. と密接に関わっている。本稿では 4. を、「コストと便益とを比較考量すべし」を典型例とする、市場関係者が広く受け入れていると考えられる基本原則への言及がみられるコメントを包摂するカテゴリーと位置づけている。ただしこうした基本原則のうち、「実態に適う会計処理を行うべし」と「形式ではなく実質を優先すべし」は参照される頻度がきわめて高かった。そこでこれらには独立したカテゴリー 1. を割り当て、「その他の基本原則」への言及がみられるコメントだけを 4. に包摂することとした。

(2) のサブカテゴリーに属する価値判断としてこれまで採り上げてきたものと同様、「コストと便益とを比較すべし」という判断においても、それを受け入れうる点において ASBJ と IASB との間に立場の違いはない。ただ、「どのようなコストと便益とを対比すべきか」、「コストと便益のそれぞれをどういう大きさで見積もるべきか」などについては、両者の間で判断が分かれうる。4. のコメントが表明されるのは、これらの点において ASBJ と IASB との間に不一致がみられるとき、と考えられる。

また 5. は、IASB が基準開発に際して基準の体系を支えている基礎概念との整合性を顧みていないと ASBJ が判断した場合や、ASBJ とは異なる基礎概念との整合性が図られている場合に発信されるコメントである。どれだけ具体的に明文化されているかという点には違いがみられるにせよ、ASBJ と IASB はともに、基準開発に際し、会計基準の体系性を考慮していると考えられる。ただ、ある会計基準の開発に際して整合性を図りうる基礎概念は多数存在する。そのいずれを重視するのかに関する判断は異なりうる。また整合性を保つことに意味を見出さうるのは同型の構造を有するケース同士に限られるが、何を以て「同型」とみなさうのかについても事実認識は分かれうる。このカテゴリーに属するコメントは、上記のような違いが顕在化したときに表明されている。

説明の都合上、最後に残されたサブカテゴリーの 1. は、先述のとおり、「実態に適う会計処理を行うべし」という判断が下された場合と、「実質優先思考を尊重すべし」という判断が下された場合とを包摂している。これら 2 つは通常、異質なものと取り扱われている。すなわち「実質優先思考」のほうは、将来キャッシュフローの期待値やリスクに違いがみられない場合を「実質が同一のケース」とみなし、その事実を会計処

理に反映するよう要請するものである。これに対し「実態重視」のほうは、実務に適った(実務を反映した)会計処理を行うべし(すなわち実務を尊重すべし)、という文脈や、「実態を忠実に描写すべし」という文脈で用いられるものである。両者の違いが明確に意識され、適切な文脈においてそれぞれ使い分けられているのであれば、「実態に適う会計処理を行うべし」と「実質優先思考を尊重すべし」とには、各々別のサブカテゴリーを割り当てる必要がある。

しかし発信したコメントをみる限り、ASBJにおいて両者は必ずしも厳密に使い分けられていない。必ずしも明確に使い分けられていない2つの価値判断を無理に区分することに積極的な意義は認められない。こうした判断から、本稿では、「実態重視」と「実質優先思考」を一括したうえで、サブカテゴリー4.から独立掲記している。

(4)「書かれた基礎概念」と実際に踏襲されている価値判断などとの対応関係

(3)までの考察により、ASBJのIASBに対するコメントがどのような事実認識や価値判断に多く依拠しているのかが明らかとなっている。そうすると本稿の分析目標にてらして次に確かめなければならないのは、それらの事実認識や価値判断を概念フレームワークなどの「書かれた基礎概念」に直接跡付けられるかどうかであろう。こうした観点から、「コメント・レターにおいてしばしば踏襲されている事実認識や価値判断」と「書かれた基礎概念」との対応関係を要約したものが以下の2つの表である。

(1)利益の測定に係る基本原則や基本前提と密接に関わっており、かつ回答が分かれうる(＝誰かが受け入れる保証のない)事実認識・価値判断に関わるコメント	「概念フレームワーク」における関連記述
1.「リスクから解放された成果としての純利益を重視すべし」 「リサイクリングの手続きを重視すべし」	第3章第21項「純利益の概念を排除し、包括利益で代替させようとする動きもみられるが、この概念フレームワークでは、包括利益が純利益に代替し得るものとは考えていない。現時点までの実証研究の成果によると、包括利益情報は投資家にとって純利益情報を超えるだけの価値を有しているとはいえないからである。これに対し、純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、純利益に従来どおりの独立した地位を与えることとした。」
2.「洗練された評価技法よりも投資目的に適う評価技法を採択すべし」	第4章序文第5(最終)段落「個々の認識・測定方法の意味を記述するにあたり、本章では、企業の投資と会計上の測定値との関係に着目している。すなわち、それぞれの認識・測定方法はどのような状態の投資に適用し得るのか、またそれを適用した結果、各測定値にはどのような意味が与えられるのかに着目している。投資家が会計情報から企業の将来キャッシュフローを予測するには、会計数値は企業の投資活動と経験的に意味のある関連を持つ必要があるからである。その関連を記述しておけば、将来、新たな会計基準が対象とする投資活動を明確にすることを通じて、適切な認識・測定方法を選択できるようになると期待される。もちろん、適切な認識・測定方法を選択するには、各種の投資の実態や本質について共通の解釈が必要となるが、その解釈は会計基準設定段階での検討に委ねられている。」
3.「上位の目標に対して下位の目標を偏重してはならない」 「達成手段の逐語的な遵守を自己目的化させてはならない」	第2章序文第3段落「会計情報の質的特性は、しばしば会計基準を設定する際の象徴的な標語として自己目的化する危険性を有している。そのような危険をなくするため、本章は、海外の先例における諸特性を議論の出発点にしながら、それらを相対化・客観化する検討作業を経て、まとめられている。その検討結果に基づき、諸特性の並列・対立関係と上下の階層関係などに対して特別な注意が払われるとともに、諸特性の記述に際しては、常に財務報告の目的との関連が意識されている。」第2章第12項「比較可能性が確保されるためには、財務諸表の報告様式の統一はもちろん、企業において同一の会計方法が継続的に(首尾一貫して)適用されなければならない。さらに、その変更に際しては、利用者の比較作業に資するための情報の開示が必要となる。また、会計基準が変更された場合の移行措置を検討したり、注意喚起のために注記で開示すべき項目や内容を決めたりする場合にも、比較可能性が考慮されなければならない。しかし、比較可能性は必ずしも、形式基準を求めるものでも、画一的な会計処理を求めるものでもない。事実の差異が会計情報の利用者の比較にとって必要であり、それを知ることが利用者の意思決定に役立つのであれば、その差異に応じて異なる会計処理(方法)が必要とされる。」第2章第15項「検証可能性と関連して、利用可能な監査技法が議論されることがある。しかし、会計基準の設定は、あくまでも財務報告の目的を効率的に達成するという観点から行われるべきものであり、監査のコストを抑えること自体は目的とはなり得ない。」また第2章の末尾には、質的特性の間に階層構造が存在することを示す図が添付されている。
4.「会計処理は主として保有目的に依存している」	第4章第53項「本章では、資産や負債のさまざまな測定値を混在させている。そこでは、市場価格や利用価値を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値とは考えていない。原始取得原価や未償却原価を、市場価格などによる測定が困難な場合に限りて適用が許容される測定値として消極的に考えるのではなく、それらを積極的に並列させている。財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められるからである。資産や負債の測定値をいわずの原価なり時価なりで統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではない。」第4章第55項「資産・負債の定義を満たしていても、資産・負債の測定値として独立した意味を持たない数値が付されることもある。例えば、工事進行基準を適用した結果計上される債権に準じて計上する額や、過去に消費された労働サービスに見合せて計上される退職給付引当金のように、投資の成果を計算した結果として、それらの測定値が付される場合がある。」
5.「市場関係者が実際にどのような利益情報を求め、利用しているのかという事実を尊重すべし」	前文(「会計基準を取り巻く環境」)「概念フレームワークは、現行の会計基準の基礎にある前提や概念を出発点としており、財務報告を取り巻く現在の制約要因を反映している。ここでいう制約要因とは、実質的には、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系やそれを支える基本的な考え方及び基準設定の経済的影響に係る社会的な価値判断などを指す。」第1章序文第2段落「ただし、どのような社会のシステムも、時代や環境の違いを超えた普遍的な目的を持つわけではない。財務報告制度の目的は、社会からの要請によって与えられるものであり、自然に決まってくるのではない。とすれば、この制度に対し、いま社会からいかなる要請がなされているのかを確かめることは、そのあり方を検討する際に最優先すべき作業であろう。」
6.「経営者が実際に採択した行動にたらずして投資の成果をとらえるべし」	第3章第14項「収益を生み出す資産の増加は、事実としてのキャッシュ・インフローの発生という形をとる。そうしたキャッシュ・インフローについては、投資のリスクからの解放に基づいて、収益としての期間帰属を決定する必要がある。なお、事業に拘束されている資産については、現実とは異なる売却取引等を仮定し、キャッシュ・インフローを擬制して、収益が把握されるわけではない。」

(2)利益の測定に係る基本原則や基本前提と関わっているものの、多くの主体が共有しうる(＝基本的な考え方の次元では争いの余地がないものの、具体的な運用や解釈の次元において対応が分かれうる)事実認識・価値判断に関わるコメント、および(3)利益測定との関連性が希薄なコメント、基準設定のプロセスや会計基準のヒエラルキーに関わるコメント、あるいは何を踏襲しているのが不明なコメント	「概念フレームワーク」における関連記述
1.「実態に適う会計処理を行うべし」 「実質優先思考を尊重すべし」	【参考：主として実質優先思考を尊重すべし、という価値判断に関わる記述】第2章第20項「会計情報が比較可能であるためには、実質が同じ、すなわち、企業の将来キャッシュフロー(の金額、タイミング、不確実性)が投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理がなされていなければならない。この比較可能性は、しばしば形式と実質が分離している2種類の状況をめぐって議論されてきた。1つは、2つの取引(企業活動)の法的形式が異なっているが、実質が同じケースである。その場合、2つの取引には同じ会計処理が適用される。この要請は、従来から実質優先と呼ばれており、この意味での比較可能性は、表現の忠実性と重複している。もう1つは、2つの取引(企業活動)の外形的形式や一般属性が同じであるものの、実質が異なるケースである。例えば、ある財を販売目的で所有するケースと自己使用目的で保有するケースを想起すればよい。この場合には、2つのケースには、それぞれ異なる会計処理が適用されなければならない。会計情報を通じてその相違が投資家に知られることにより、投資家は両者を適切に比較することができるからである。後者のケースについては、表現の忠実性に包摂されているか否かが必ずしも明確ではないと考えられるため、ここでは、2つのケースを比較可能性としてまとめて、一般的制約となる特性として記述している。」
2.「当面の問題と無関係な事象を問題解決のあり方に影響させないようにすべし」	記述なし
3.「経営者に過度の裁量を与えることなどによって、客観性が損なわれないようにすべし」	第2章第2項「意思決定の有用性は、意思決定目的に関連する情報であること(意思決定との関連性)と、一定の水準で信頼できる情報であること(信頼性)の2つの下位の特性により支えられている。さらに、内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能する。」第2章第8項「意思決定との関連性と信頼性は同時に満たすことが可能な場合もあれば、両者の間にトレードオフが生じることもある。ある種の情報が、いずれかの特性を高める反面で、他方の特性を損なうケースもあり得る。両特性間にトレードオフの関係がみられる場合は、双方の特性を考慮に入れたうえで、新たな基準のもとで期待される会計情報の有用性を総合的に判断することになる。」
4.「コストと便益とを斟酌すべし、といった類いの一般的な要請を尊重すべし(ただし一般的要請のうち、ここで独立したカテゴリーが設けられている項目は除く)」	【参考】第2章第22節「諸外国では一般的な制約条件などに位置づけられている理解可能性、重要性、コストとベネフィットの斟酌などについては自明であることから、質的特性を簡潔な体系として記述するため、独立の特性としては採り上げないこととした。理解可能性については、人間の合理性には限界があるという意味なら自明であるとの指摘がなされた。また、重要性、及びコストとベネフィットの斟酌についても、情報価値や経済合理性の観点からすれば自明であるとの議論がなされた。」
5.「会計基準の体系に関する整合性を保持すべし」	第2章第9項「会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるためには、会計情報を生み出す会計基準が内的整合性を満たしていなければならない。会計基準は少数の基礎概念に支えられた1つの体系をなしており、意思決定の有用性がその体系の目標仮説となっている。一般に、ある個別の会計基準が、会計基準全体を支える基本的な考え方と矛盾しないとき、その個別基準は内的整合性を有しているという。そのように個別基準が内的に整合している場合、その個別基準に従って作成される会計情報は有用であると推定される。」

これらの表から引き出しうる含意は、以下の 2 点に集約しうる。すなわち第 1 に、「概念フレームワーク」に代表される「書かれた基礎概念」に一切の根拠を持たない事実認識や価値判断は、(1)のカテゴリーに属するものに限れば見当たらない。その点に着目すれば、ASBJ がコメント・レターにおいて踏襲している事実認識や価値判断は、基本的に「書かれた基礎概念」と整合している、といってよい。

ただ、下記の表に集約されているように、ASBJ がコメント・レターで依拠している事実認識や価値判断は、解釈を加えることなく「そのまま」読み取ることができるものばかりとは限らない。ASBJ が依拠している事実認識や価値判断の中には、「書かれた基礎概念」との関連が弱く、多くの解釈を加えなければ両者の関係を見出すことができないものも含まれている。平易な表現に置き換えれば、両者の関係は「万人にとって自明」といえるほど密接なものではない、といえそうである。これが第 2 の含意である。

関連する記述が「概念フレームワーク」に存在するにもかかわらず、両者を関連づけるのが困難な項目の典型例は(1)2.の「洗練された評価技法よりも投資目的に適う評価技法を採択すべし」である。評価基準の選択に際して、評価基準それ自体の優劣ではなく、その評価基準を用いた場合に提供される利益情報の優劣にてらして最善の選択を行うべし、というのが ASBJ の主張といえるが、そのような内容を明記している箇所は「概念フレームワーク」に見当たらない。

ただ、直前の図表で引用した箇所にもみられる「投資目的に適う評価基準を採択すべし」という記述は、「評価基準の優劣に関する尺度は複数存在しているが、財務報告の目的との関連において最も重要なのは、投資目的に適うかどうかであり、それ以外の何物でもない」と読み替えられる。それはまさに 2.の記述と対応している。

(1)5.の「市場関係者が実際にどのような利益情報を求め、利用しているのか」という事実を尊重すべし」もまた、その内容を直接明記している箇所を見出すのが困難である。ただ、上記の図表において引用した箇所や、第 3 章第 21 節の記述¹⁵は、等し

¹⁵「純利益の概念を排除し、包括利益で代替させようとする動きもみられるが、この概念フレームワークでは、包括利益が純利益に代替し得るものとは考えていない。現時点までの実証研究の成果によると、包括利益情報は投資家にとって純利益情報を超えるだけの価値を有しているとはいえないからである。これに対し、純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、純利益に従来どおりの独立した地位を与えることとした。」

く概念フレームワークを参照しながら基準開発を進めていく旨を表明しながら、「概念フレームワークの位置づけ」という点でASBJとIASBとの間に大きな違いがみられることを示唆している。

すなわち ASBJ と IASB は、概念フレームワークに依拠した基準開発を、ともに規範的なアプローチにもとづいて進める旨を表明している。そこでは、いずれの基準設定主体も財務報告に関する「理想状況」を示したうえで、その理想状況を達成するために適用すべき計算・開示上の基本原則を演繹的な推論から導出している。

ただ ASBJ がそこでいう「理想状況」を「市場関係者が実際に受け入れている目標や、その達成に有効と市場関係者が考えている基本原則」と極端に乖離しないように留意する旨を随所で示唆している(上の図を参照)のに対し、IASB が公表する文書には、そのような配慮の必要性を示唆するものがみられない。基準開発に関する個々のプロジェクトにおいて、しばしば新奇な提案が行われる事実に鑑みると、IASB は市場関係者がいま受け入れている目標などへの配慮は、むしろ「理想状況」の達成を妨げる恐れがある、というスタンスに立っているようである。

上記のような「周辺情報」をも併せて考えれば、「概念フレームワーク」の記載事項がサブカテゴリー(1)5.の価値判断と対応していることを理解しうる。逆にいえば、そうした周辺情報なしに、サブカテゴリー5.の価値判断を「概念フレームワーク」の記載事項に跡づけるのは困難であろう。

上記の 2.や 5.と同様、(1)6.の「経営者が実際に採択した行動にてらして投資の成果をとらえるべし」も該当箇所を見出すのが困難である。しかし財務諸表の構成要素のうちの収益に関する補足説明(上図における引用箇所)には、例えば使用目的の事業資産でのれんの実現が期待しうるものについては、たとえ時価が上昇したとしても(上昇した時価を超える価値のキャッシュフローを期待しうる限り)売却されることがない。そのような事業資産の評価を「技術的には売却可能である」という理由で時価まで切り上げ、評価益を計上したところで、それは「実際には売却をつうじた実現が図られない」という意味において確定した投資の成果とみなされない、という趣旨の記述がみられる。これはまさしく 6.と整合的な価値判断と考えられる。

ここで例示したとおり、ASBJ がコメント・レターの中で下した価値判断の中には、解釈を加えなければ「概念フレームワーク」記載事項との密接な結びつきを理解するのが困難な項目も含まれている。また(2)のカテゴリーに含まれる事実認識や価値判断

の中には、おそらくはそれらが自明であることから、「概念フレームワーク」等に関連する記述を見出せないものもみられる。とはいえ、「概念フレームワーク」等の記述との関連をまったく見出せないものや、そこでの記述と明らかに矛盾するような価値判断は下されていない。その点に鑑みれば、ASBJ が実際に依拠している事実認識や価値判断は「概念フレームワーク」の記載事項に何らかの形で跡づけられる、と結論づけることが可能であろう。

V 含意と今後の検討課題

(1)要約

本稿における最重要の検討課題は、ASBJ が実際の基準開発局面において「書かれた基礎概念」と整合的な事実認識や価値判断を踏襲しているかどうかであった。この点を確認するために本稿で着目したのは、ASBJ の創設以来、2011 年末までに公表されてきた IASB に対するコメント・レターであった。

会計基準の国際的な統合化が求められている状況では、統合の対象となる IAS/IFRS の開発局面において、海外主要国の基準設定主体 (IASB および米国 FASB) と ASBJ との対立が先鋭化すると考えられる。いったん IAS/IFRS が「国際的な標準様式」として決まってしまうと、それと明らかに対立するような国内基準の開発は困難となってしまう。そうなる前の段階で発信されるコメントには、ASBJ が依拠している基本的な事実認識や価値判断が (国内基準の開発局面よりも) 端的に反映されていると考えられる。本稿で ASBJ の IASB に対するコメント・レターに注目したのはそのような理由による。

コメント・レターの分析においては、まず独立した内容を持つコメントを 1 つの単位として集計するために、コメントの統合や分割を行った。次いでそれぞれのコメントが依拠している事実認識や価値判断を抽出した。さらにそれらの事実認識や価値判断を少数のカテゴリーに統合したうえで集計し、どのような基礎概念がどれだけの頻度で参照されているのかを確認した。その際、(1)基本的な事実認識や価値判断の次元で立場が分かれうる項目と(2)基本的な立場は各国の基準設定主体が共有しうるものの、共有した抽象概念の解釈などに際して判断が分かれうる項目とを区分し、本稿では主として(1)に焦点を当てた分析を行った。

ASBJ がコメント・レターの発信に際して依拠している事実認識や価値判断を上記

の手法によって解明した結果、(1)ASBJ のコメントは基本的に「概念フレームワーク」をはじめとする「書かれた基礎概念」と整合的な内容を有していること、(2)ただしコメントで参照されている事実認識や価値判断が「概念フレームワーク」等に明示されているケースばかりとは限らず、直接的な記載内容に解釈を加えないとコメントで参照されている事実認識や価値判断にたどり着けないケースも存在すること、が明らかとなった。

(2)主要な含意(1):市場関係者によるテストに耐えた「概念フレームワーク」

ここで主要な検討課題に立ち戻るなら、コメント・レターを対象とした本稿の分析からは、ASBJは会計基準の開発局面において、「書かれた基礎概念」と整合的な事実認識や価値判断を一貫して踏襲してきた、という結論を引き出すことができる¹⁶。それは(a)「概念フレームワーク」の記述内容に代表される「日本の会計基準を支えている基礎概念に関する通念で、文書化されているもの」を陳腐化させるような環境変化が調査対象期間中には生じなかったこと、(b)重要な基本前提や基本原則は概ね「概念フレームワーク」などに反映されており、そこに「記載漏れ」などはみられないこと、(c)「概念フレームワーク」の記載事項が、市場関係者が実際に受け入れている事実認識や価値判断に根差していること、などを示唆している。

ASBJは初版「概念フレームワーク」の公開に際して、「公表にあたって」という文書を併せて公開している。そこには「当委員会では、今後の基準設定活動の中でこの討議資料の有用性が検証されていく状況を見きわめながら、将来、当委員会の公式文書として概念フレームワークを公表することが必要と判断されれば、この討議資料をもとに、市場関係者等の意見を受けて内容をさらに整備・改善していくための議論を重ねていく予定です。」と記されている¹⁷。この記述は、学界関係者が「概念フレームワーク」を起草しており、その意味で、その内容が「市場関係者が受け入れている通念」に適っていないおそれを示唆しているのであろう。

本稿で行ったコメント・レターの分析によれば、そうした懸念にかかわらず、実際に

¹⁶ 「概念フレームワーク」は 2004 年に公表されたものであるから、より正確にいうなら、2004 年までは「事後的に文書化された基礎概念」と整合的な事実認識や価値判断が下されていた、ということになる。

¹⁷ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/begriff/begriff_press.pdf を参照。

は「概念フレームワーク」などと整合的な事実認識や価値判断が一貫して踏襲されている。「概念フレームワーク」の記載事項に代表される「書かれた基礎概念」が「市場関係者によるテスト」に耐え、市場関係者に受け入れられてきたことを示唆する事実を見出したことは、本稿の主要な含意の1つと位置づけることができる。

冒頭にも指摘したように、「概念フレームワーク」は、それが討議資料という位置づけにとどまっていることを理由に、基準開発に際しての指針として機能していない(実際の基準開発は「概念フレームワーク」の記載事項と無関係に進められており、その意味で「概念フレームワーク」は市場関係者に支持されていない)、という批判がみられる。このとおり「逸話」の次元では存在意義に疑義が向けられることも多い「概念フレームワーク」だが、ASBJが直面している環境の変化にもかかわらず、実際の基準開発局面においては一貫して「基準開発の指針」として機能している。本稿の分析による限り、上記の「逸話」は客観的な事実の裏付けを欠いており、文字通りの「逸話」に過ぎなかった、ということになる。

(3)主要な含意(2):「ASBJとIASBとで見解が一致しない原因」の解明

本稿が果たしたといえるもう1つの貢献は、会計基準のあり方をめぐるASBJとIASBとの見解の相違が、どのような問題に関して生じているのかを解き明かした点に求められる。先述のとおり、コメント・レターの分析によれば、そこでいう見解の相違は、(1)利益を支えている基礎概念の次元における対立と、(2)何をもって「実態」、あるいは「実質」とみなすのか、という事実認識の次元における対立、さらには(3)基準設定の手法や、コンバージェンスやアドプションの進め方などに関する対立に大別される。今回のコメント分析では、(2)に属するものが全体のおよそ半数、(1)が1/3、(3)が1/6であった。

(1)に属するコメントにみられる事実認識や価値判断のうち、純利益を重視すべし(そのための手段としてリサイクリングを行うべし)、というものや、保有目的別に評価を使い分けるべし、というものは、日本の会計基準を支えている基礎概念として、またIASBとの主要な対立点としてよく知られている。本稿の分析結果は、コメント・レターにおいてもしばしば下されているという意味において、これらの考え方が実際に日本の会計基準を根底で支えていることを示唆している。

これに対し、その他の価値判断、なかでも「洗練された評価技法よりも投資目的に

適う評価技法を採択すべし」や「経営者が実際に採択した行動にてらして投資の成果をとらえるべし」は、それに関する直接的な記述が「概念フレームワーク」などにみられないこともあって、日本の会計基準を支える基礎概念としての「認知度」はおそらくそれほど高くない。しかしこれらの考え方もまた日本の会計基準の体系を支えており、しかもそれらの典拠は間接的ながら「書かれた基礎概念」に見出すことができる。

間接的な記述にとどまるため「書かれている」という認識が市場関係者に浸透していない基礎概念にどう対応したらよいのか（現状のままとするのか、それともわかりやすく書き直すのか）は本稿の主題を超える難しい問題だが、そうした基礎概念が存在し、かつそれらが基準開発のあり方をめぐるIASBとの深刻な不一致の原因となっている事実を明らかにしたことは、本稿をつうじた重要な発見事項の1つと位置づけられる。

ここで注意すべきは、「ASBJとIASBとの間の見解の不一致」は「見解の対立」を意味しない、ということである。「対立が存在する」というためには、当事者間で何が問題の本質なのかを共有していなければならない。しかし本稿で分析の対象としたASBJのIASBに対するコメントは、ASBJとIASBとが利益計算のあり方をめぐる共通理解の欠如を示唆している¹⁸。

「不一致」を「対立」へと変質させるためには、ASBJが従来のように自身の利益観に立ったコメントを行うのに加え、それがIASBの依拠する利益観とどう異なるのか、その違いがいま顕在化している「個別問題への対応の違い」とどう関わっているのかもコメントしなければならない。「自分が発信したコメントを相手に納得させ、自身の利益観に適う形での基準開発を促すこと」が最終目標であれば、ASBJは上記のような努力を行う誘因を有しているはずである。

にもかかわらず、「見解の不一致」がその状態にとどまっているとすれば、(a)IASBの側に確たる利益観が存在しない（そもそも存在しない場合と、場当たりに絶えず変化している場合の双方を含む）か、あるいは(b)IASBの側がそもそも対立点を見出そうという意思を持っておらず、丁寧なコメントは徒労に終わるとASBJが考えているのか、いずれかの可能性を想定しうる。本稿では取り扱いきれないが、この問題は興

¹⁸ ただし今回の分析では、（不正確を承知で平易な表現を用いるなら）「議論がかみ合っているかどうか」に関連する調査対象項目を設けていないことから、2つの基準設定主体が共通理解を欠いている、というのは著者の印象論にとどまっている。

味深い検討課題として今後に残されている。

続いては(2)に属するコメントである。筆者が注目しているのは、このカテゴリーに属するコメントの頻度である。先に記したとおり、調査対象期間においては、およそ半数のコメントが(2)に属することとなっている。

「実態を反映すべし」「実質を形式に優先させるべし」などの価値判断は、何をもって「実態」や「実質」とみなすのかが主観的となりがちである。こうしたことから従来は、上記のような価値判断については、学術的な考察の対象となることがまれであったと考えられる。実際、財務会計分野の先行研究で、この問題を直接的に取り扱ったものを筆者はほとんど見出せなかった¹⁹。「何をもって『実態』、あるいは『実質』とみなすのかに関して、証券市場関係者の評価が分かれるのはなぜか」や「『実態』や『実質』に関する判断の違いは、判断を下す主体のどのような属性の違いと関わっているのか、それとも『判断主体の属性』以外の要素が『実態』や『実質』に関する判断結果を規定しているのか」は大きな問題であり、これを正面から取り扱うと主題集約性が損なわれてしまうおそれがあるため、本稿でもこの問題は取り扱っていない。

とはいえ、何をもって「実態」や「実質」とみなすのかに関する判断が絶えず場当たりで行われている、と考えることも難しい。むしろ基準開発局面における「実態」「実質」の判断であれば、判断を下した主体の「基本的な利益観」や「基準開発の進め方に関する基本的なスタンス」などに依存していると考えerほうがむしろ自然であろう。

本稿は、「実態」や「実質」に関する事実認識をめぐってもASBJとIASBとが一致していない、という事実の発見にとどまっている。その不一致がどのような原因に根差しているのかの解明には至っていない。しかし(ア)この問題に関連して多くのコメントが発信されていることや、(イ)「実態」や「実質」に関する事実認識の違いは「基本的な利益観」に関するASBJとIASBとの考え方の違いに関わっている可能性もあること、などにてらしてみると、単に「実態」や「実質」に関してASBJとIASBとのスタンスが異なる、という事実の解明で分析を終えるのではなく、それが生じている原因の解明をも試みる必要がある。そういう必要性が明らかになったこともまた、本稿の重要な発見事項の1つと位置づけられるであろう²⁰。

¹⁹ 数少ない例外として、Meyer[1976]を参照。

²⁰ 先に記したように、基準設定主体は「実態」や「実質」という用語の使い分けに必ずしも十分な注意を払っていない。これも本稿による発見事項の1つであり、こうした専門用語の不正

(4)分析手続上の限界

コメント・レターの分析から引き出されてきた上記の結論や含意には、いくつかの限定条件・留保条件が付されている。それらは主として研究プロセスに主観的な要素が含まれていることと関わっている。

すなわち上記の結論や含意は筆者によるコメントの分類作業に負っているが、それぞれのコメントがどのような事実認識や価値判断に依拠しているのかは、必ずしも自明なケースばかりではなかった。そのようなケースにおけるコメントの分類には、筆者による解釈が不可避であった。解釈を1つに絞り込むことができない以上、筆者以外の主体が同様の分類を行った場合に、筆者と同一の分類結果が得られる保証はない。そういう分類結果に依存しているという意味で、本稿の結論には主観的な要素が含まれている。

上記の問題点を克服するため、コメントの分類に際して解釈が求められるケースでは、多くの読み手が共感しうる解釈を採用することに努めている。また集計結果のみならず、集計前のデータを本稿にすべて添付することで、筆者がどのような解釈をつうじて特定の分類結果に至ったのかを、読み手に対して明らかにしている。これらの配慮は、本稿の結論が主観的な研究手続に依存していることに起因する問題の緩和に貢献すると考えられるが、「主観性」に起因する問題のすべてを払拭することはできない。この点には注意が必要である²¹。

本稿が抱えているもう1つの限界は、ASBJのIASBに対するコメントが(a)「日本の会計基準を支えている基礎概念に反しない形でIASBが基準開発を進めるように要請する」目的に適う形で発信されており、かつ(b)「ASBJは常に自身の立場に誠実なコメントを発信している」という、いずれもかなり強い仮定に依存している点に求められる。

ASBJが「書かれた組織目的」に忠実な対応をとる場合、その行動は上記のような

確な使用が、事態をいっそう複雑にしている可能性もある。

²¹ コメントの一次的な分類作業のみならず、いったん分類し終えたコメントをより少数の項目に分類し直す作業においても、またそこでいう「少数の項目」を「概念フレームワーク」等の記載事項に関連づけられるかどうかの判断においても、「主観性」に関する同様の問題が生じている。いずれの手続においても、筆者以外の主体が同様の分析を行ったときに筆者と同様の結論に達する保証はない。

前提に反しないものとなろう。しかし会計基準をどう開発するのか、そのあり方が異質な利害を有する市場関係者のそれぞれに異質な影響を与える以上、何の対策もとらない状況において、ASBJ が「書かれた組織目的」に忠実である保証はない。「可能性の次元」であれば、例えば市場関係者のうち特定主体の利害に偏った対応をとっていることも想定しうるし、「実際に採択されている行動目標」を達成するための手段として最適だという判断が下されれば、敢えて会計基準開発に関する自身の基本方針に反するコメントが発信されることもありうる。

こうした状況をも視野に収めようとすれば、議論が過度に拡散してしまうという判断から、本稿は先に記した前提のもとで議論を進めている。ただ、それが事実に適う想定かどうかの検証が行われていない。これもまた本稿の限界、IASBに対するコメントという「基準開発に関するASBJの本音が現れやすい文書」を対象としていることと表裏一体で、不可避の限界といえる²²。

(5)関連する研究主題

(a)コメントの経年変化に関する追加的な分析

本稿では、ASBJが創設された 2001 年から 2011 年末までに発信されたコメントを一括集計している。それは集計されたデータを概観する限り、コメントが依拠している事実認識や価値判断は年度ごとに大きく違わない、という心証を得たためであった。しかしそれはあくまでも心証に依存した判断に過ぎず、より厳密な分析によればコメントが依拠している事実認識や価値判断の「経年変化」が明らかとなるかもしれない。実際、ASBJを取り巻く環境条件、とりわけ会計基準の国際的なコンバージェンスや IAS/IFRS のアドプションに関する市場関係者のスタンスはこの 11 年間で少なからず変化している。そうした事実が ASBJ の IASB に対するコメントのあり方に影響を及ぼしていることは想定しうる。コメントが依拠している事実認識や価値判断にシステムティックな変化が生じていないかどうかは、今後に残された検討課題の 1 つである²³。

²² ASBJ の IASB に対するコメントが「日本の会計基準を支えている基礎概念に反しない形で IASB が基準開発を進めるように要請する」目的に適う形で発信されている、という前提については後述の(5)(b)も参照。

²³ 経年変化に関する追加的な分析が特に強く求められるのは、コメント・レターにおいて必ずしも頻繁に参照されていない事実認識や価値判断(環境変化にかかわらず、絶えず頻繁に参照されているわけではないもの)である。というのも、ASBJ がコメントにおいて依拠する

追加的な分析手続をつうじてコメントが依拠している事実認識や価値判断の変化が明らかとなった場合は、そうした変化を引き起こした原因の究明が次の検討課題となる。かりに ASBJ のボードメンバーにオピニオン・リーダーの役割を果たしてきた者が存在していたとすれば、ボードメンバーの交替はコメントが質的に変化する契機となりえよう。また ASBJ の意思決定が効力を持つためには金融庁による承認が必要となっている仕組みに鑑みれば、金融庁の IAS/IFRS に対するスタンスの変化や、それを引き起こしている省内の人事異動もまたコメントの変化を引き起こしうる要因といえる。

上記の要因のほかにも、会計基準の国際的な統合化に関する米国財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)のスタンスの変化(米国市場におけるIAS/IFRSの受け入れ可否や受け入れを前提とした場合の受け入れ範囲の変化)や、投資家による意思決定スタイルの変化(重視する利益情報に関する考え方の変化)といった、環境条件の変化もまたASBJが発信するコメントの質的变化を引き起こしうる²⁴。コメントに影響を及ぼしている要因をめぐっては、多様な可能性を視野に収める必要がある。

(b)類似したコメントとの対比

本稿の分析では、暗黙のうちに、「日本の会計基準を支えている基礎概念に反しない形でIASBが基準開発を進めるように要請すること」をASBJの行動目標とみなしている。日本の市場関係者が受け入れている基礎概念に反するような会計基準がアドプションという大義名分のもとで強制される場合、その適用に際して混乱や対立が生じると予想される。それを避ける必要から、ASBJがIASBに対するコメントの発信に際し、上記のようなスタンスを保とうとすることはありうる。その場合、ASBJは「日本における市場関係者の総意」を反映したコメントを発信していることとなる。こうした事実認識は、企業会計基準委員会の設立経緯とも整合している²⁵。

事実認識や価値判断が変化する場合、その事実は「(絶対値で測れば)参照頻度が相対的に低い項目における変化」として現れると考えられるからである。現在、「その他」のサブカテゴリーに一括されているこれらの諸項目だけでも、期間を区切って集計し直してみる必要があるかもしれない。

²⁴ ここに列挙した諸要因は、必ずしも相互に独立しているわけではない。

²⁵ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/fasf/misc/news/news.jsp に掲載されている「財団法人 財

もつとも、ASBJ が実際にそういう観点からコメントを発信しているかどうかは、事実にてらして確かめてみなければならない。というのも、ASBJ の動機に関しては、代替的な説明もありうるからである。例えば、特定の市場関係者が相対的に大きな政治力を有し、ASBJ の意思決定に対して強い影響力を及ぼしているとすれば、ASBJ のコメントは「市場関係者の総意を反映した中立的なもの」というより、むしろ当該団体の利害をより直接的に反映したものとなりうる。

ASBJ が特定主体の利害に沿ったコメントを発信してきたのか、それとも中立的なスタンスを保ってきたのかを確かめるための手段の 1 つとしては、ASBJ のコメントを、ASBJ を支えている民間 10 団体が独自に発信しているコメントと対比し、両者の異同点を明らかにすることが考えられる。よく知られているとおり、IASB の公開草案に対して定期的にコメントを発信しているのは、なにも ASBJ ばかりではない。日本公認会計士協会や日本証券アナリスト協会、日本経済団体連合会などもまた、IASB の公開草案に対し、定期的にコメントを発信している。そうしたコメントと、本稿が分析対象とした ASBJ のコメントとの対比は、ASBJ がどのような動機にもとづいてコメントを発信しているのかの解明に寄与するかもしれない。これは今後に残された検討課題の 1 つである。

参考文献

- Jorissen, Ann, Nadine Lybaert, and Katrien Van de Poel [2006] “Chapter1 Lobbying Towards a Global Standard Setter – Do National Characteristics Matter?: An Analysis of the Comment Letters Written to the IASB,” Greg N. Gregoriou and Mohamed Gaber(edited), *International Accounting: Standards, Regulations, and Financial Reporting*, Elsevier, 2006.
- Meyer, P. E. [1976], “A Framework for Understanding “Substance Over Form” In Accounting,” *The Accounting Review*, Vol.51, No.1, January 1976, pp.80-89.
- Yan Alex C., D. Eric Hirst and Patrick E. Hopkins [2007], “A Content Analysis of the Comprehensive Income Exposure Draft Comment Letters,” *Research in Accounting*

Regulation, Vol.19, 2007, pp.53-80.

大日方隆[2002]「第 6 章 配分と評価」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002 年、185-248 ページ。

斎藤静樹[2007]斎藤静樹編著『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク (第 2 版)』中央経済社、2007 年 12 月。

斎藤静樹[2011a]「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『金融研究』第 30 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2011 年 8 月、1-17 ページ。

斎藤静樹[2011b]「会計基準と基準研究のあり方」『会計』第 180 巻第 3 号、2011 年 9 月、1-17 ページ。

米山正樹[2005]「会計ルールの内的な整合性 ―基準設定の局面で果たしてきた役割―」『産業経理』第 65 巻第 2 号、2005 年 7 月、51-64 ページ

米山正樹[2011]「第 7 章 配分と評価」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学第 1 巻 企業会計の基礎概念』中央経済社、2011 年、285-334 ページ。

意見募集「アジェンダ協議2011」
2011年11月30日

	質問の概要	賛否	回答の概要	回答が依拠してる価値判断・事実認識	できるだけ「定型化された表現」に修正した価値判断・事実認識	判断規準の カテゴリー(1)	判断規準の カテゴリー(2)
質問1(a)	アジェンダに関する2つの区分(「財務報告の開発」と「既存のIFRSの維持管理」)、および5つの戦略領域(「財務報告の開発」に関して、1.概念FW(の策定)、2.財務報告に係る戦略的論点の調査研究、3.基準レベルのプロジェクト(による不足部分の補充)、「既存のIFRSの維持管理」に関して4.適用後レビュー(の充実)、および5.適用上のニーズへの対応)の適否	賛成		IASBが直面しているアジェンダを提案のような形で区分することには意味がある、という事実認識	同左		7
質問1(b)	上記のような形で細分化した問題をどうバランスさせるべきか。	N/A	「既存のIFRSの維持管理」に重点を置くべし、と主張。既存の優先PJ以外については、新たな基準の開発を限定的なものにとどめるべきことを提案。またその「維持管理」に関し、適用後レビューを充実させ、また解釈に関する実務上のガイダンスも充実させることを要請。また「財務報告の開発」では概念フレームワーク、とりわけ(a)OCIリサイクリングの要否と(b)全体的な開示内容および量の見直しに関するプロジェクトを優先させるように要請。	多くの企業が新たにIFRSを適用しようと試みている、という事実認識／円滑なIFRS採用のためには、安定的なプラットフォームの構築が重要であるという事実認識／市場関係者の関心の高い項目から優先的に取り組むべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
質問2	今後優先すべき検討課題は何か。	N/A	(a)OCIとリサイクリング、(b)公正価値測定の適用範囲、(c)開発費の資産計上、(d)のれんの非償却、(e)固定資産の減損の戻し入れ、(f)機能通貨、を例示。	(項目毎に分割して記載)			
			OCIのリサイクリングについては基準毎に対応が分かれており、しかもそうした差異に関する統一的な説明原理を現状で欠いていることを指摘。	統一的な説明原理を提供すべし、という価値判断	「当期純利益に『事実に変化した、その意味で確定した成果』という性格を与えるためには、リサイクリングを行うべし」	1	
			公正価値測定の適用範囲については、公正価値測定が意味を持つケースと持たないケースとがどのような要因によって分かれてくるのかに関する統一的な説明原理を現状で欠いていることを指摘。	統一的な説明原理を提供すべし、という価値判断	「公正価値による測定が意味を持つかどうかは、それぞれのストックの保有目的等に依存しており、技術的に公正価値を測定しうるケースのすべてにおいて公正価値測定を求める必要はな	2	
			開発費については、一定の要件を満たした開発費を強制的に資産計上する必要性を問い直すよう要請。	開発費が将来の収益に結びつく可能性は低下してきている、という事実認識／開発費の資産計上に関する実務はバラついており、その結果比較可能性が損なわれている、という事実認識	(資産を計上しうるのは、将来における経済的便益の発現が一定水準以上に明らかなケースに限られる)		6
			のれんの取扱いについては、その規則的償却を支持する考え方に説得力がみられることと、非償却とすることを決定した後のレビュー手続が行われていないことを指摘したうえで、適用後レビューにもとづく見直しを行うように要請。	現行基準を支えている基礎概念に関する解釈次第では、規則的な償却も有力な選択肢となりうる旨の事実認識／新たに公表された会計基準にもとづく財務情報の有用性を不確かにししか予測できない場合は、適用後レビューを実施すべし、という価値判断	(「競争の進展とともに、一般に、(特定時点に存在していた)のれんの価値は減少する」を前提としたうえで)「のれんの価値の下落にみあう費用は、企業結合の成果たる収益と対応させるべ	7	
			減損損失の戻し入れについては、戻し入れ額の情報が投資からによる将来予測にどう役立つのか、役立つケースと役立たないケースはどう分かれるのか、などに関する統一的な説明原理を欠いていることを指摘。	統一的な説明原理を提供すべし、という価値判断／SFASとの間で不必要に大きな差異を残すべきではない、という価値判断	「減損損失の戻し入れが将来予測に資するかどうかは、どのような経緯で生じた減損損失の戻し入れかに依存しており、技術的に戻し入れが可能なすべてのケースにおいて戻し入れを行うのが最善とは言い	7	
			機能通貨については、機能通貨の判定プロセスが各国に固有の環境要因を十分に反映したものとなっておらず、また内部管理上は自国通貨が用いられているにもかかわらず、IFRSの適用において自国通貨以外が機能通貨とみなされるケースが存在していることを指摘。	機能通貨と自国通貨との食い違いが今後増加してくるという事実認識／両者が異なるケースを念頭に置いてルールを開発すべし、という価値判断			1
質問2 (cont.)	リソースに余裕があれば取り上げるべき項目	N/A	共通支配下の企業結合に関する新たな基準開発を進めるよう要請。	市場関係者からのニーズがある項目については基準開発を進めるべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	

		質問2 (cont.)	削除すべき項目	N/A	IAS第37号の改訂（蓋然性要件の削除、および期待値アプローチの統一的適用）、およびキャッシュ・フロー計算書の改訂（直接法への統一）に関する基準開発を取りやめるように	合意形成が困難と考えられる基準の開発は中止すべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
公開草案「国際財務報告基準（IFRS）」の改善	2011年10月21日	全般	年次改善プロジェクトにおいて掲げられた諸提案の適否	一部の例外を除き賛成	（直近の財務諸表にIFRSに準拠している旨の明示的かつ無限定の記述をしていない限り）IFRS第1号の再適用をすべての企業に強制するのではなく、IFRSを過去から継続して適用していたかのように処理することが容易な企業については、「再適用」に代えて、そのような選択肢も認めるように要請。	企業による財務諸表の作成負担を斟酌すべし、という価値判断	（企業による財務諸表の作成負担を斟酌すべし）		4
		質問1	2009年公表のIFRS第9号と2010年公表のIFRS第9号のそれぞれを修正し、2015年度期首より強制適用することの適否（当初の計画よりも2年遅らせることの適否）	消極的な賛成（反対せず）		金融商品PJの減損フェーズと保険契約PJに遅れが生じており、IFRS第9号との「当初の予定に沿った」同時適用が困難になっているという事実認識／発効日の延期は会計基準の適用に関する市場関係者の予見可能性を低下させるため望ましくない、と	（発効日の延期は会計基準の適用に関する市場関係者の予見可能性を低下させるため望ましくない）		7
公開草案「金融資産と金融負債の相殺」	2011年4月28日	質問1	企業が金融資産と金融負債を相殺する無条件の法的に強制可能な権利を有し、また「純額決済」あるいは「総額決済」の意図を有している場合、当該金融資産と金融負債の相殺を強制する提案の適否	条件付きで賛成	総額決済に関わる「同時の」という用語が厳格に解釈されることを前提として賛成する旨を表明	相殺適状なのは「企業が事実上、資産と負債の純額に対して権利または義務しか有していない場合だ」という事実認識	（ある種の社会通念に適った、その意味で実態に合う会計処理を行うべし）		1
		質問2	「無条件の法的に強制可能な権利に関する定義の適否	賛成	本公開草案の「相殺要件」は、「企業が事実上、資産と負債の純額に対して権利または義務しか有していない場合」に対応している旨を指摘。またマスター・ネットting契約（約定の不履行または解除が契約の一部について生じた場合には、当該契約の対象となっているすべての金融商品を単一の純額で決済する旨の契約）は、特定の条件下でのみ相殺が強制されるものであるから、当該契約は相殺表示の契機としな	相殺適状なのは「企業が事実上、資産と負債の純額に対して権利または義務しか有していない場合だ」という事実認識	（ある種の社会通念に適った、その意味で実態に合う会計処理を行うべし）		1
		質問3	双務的な契約と多元的な契約の双方に本公開草案の相殺要件を適用することの適否	賛成	多元的な契約は例外的である旨を指摘	契約が双務的な、それとも多元的なかは相殺を求めるかどうかに影響を及ぼさない、という価値判断	（当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請）		2
		質問4	開示要求の適否	条件付きで賛成	一部の項目について、コストを超えるだけの便益が見込めるかどうか、再検討するように要請	コストと便益を斟酌して要開示項目を決定すべし、という価値判断	（コストと便益を斟酌して要開示項目を決定すべし）		4
		質問5	経過措置の適否	賛成	比較可能性の観点からは、新たな会計基準を遡及的に適用するのが望ましい旨を付記		（比較可能性の観点からは、新たな会計基準を遡及的に適用するのが望ましい）		4
		質問1	「信用損失の認識の遅れ」という問題に対する補足文書の対処の適否（いま直面している問題の解決への貢献）	一部反対	補足文書が示す方法でも「遅れ」には対応できているものの、(1)予見可能な期間を基礎としてフロア額を見積もる方法では、データの収集可能性に関する技術的制約から、ポートフォリオに関するリスクの高低と損失計上額とが対応しない結果が生み出されうること、(2)「IASB流の計算」と「FASB流の計算」をともに求める結果となり、複雑であること、(3)早期の損失が見込まれないグッドブックのポートフォリオにまで「フロア額」の算定が求められること、などの問題が避けられない旨を指摘。グッドブックについては、早期の損失が予想される場合に限って「フロア額」を算定する代替案を提示。	実態に合う会計処理を適用すべし、という価値判断（ポートフォリオに関するリスクの高低と損失計上額の大小との対応関係を保つべし、という価値判断）	（実態に合う会計処理を適用すべし、より具体的にはポートフォリオに関するリスクの高低と損失計上額の大小との対応関係を保つべし）		1
補足文書「金融商品：減損」	2011年4月1日	質問2	クローズド・ポートフォリオへの適用可能性／オープン・ポートフォリオとクローズド・ポートフォリオとで整合性を図ることの要否	賛成		企業による管理手法の違いは、会計処理には影響を及ぼさない、という事実認識	（当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請）		2
		質問3	グッドブックのポートフォリオについて提案されている会計処理の適否	一部反対	すべてのグッドブックについて「フロア額」を設けることについては反対（質問1を参照）	実態に合う会計処理を適用すべし、という価値判断	（実態に合う会計処理を適用すべし）		1
		質問4	期間比例配分方式の適否（実行可能性）	条件付きで賛成	期限前償還オプションを保有する金融資産に関する減損の判定に際し、過去の元本残高を考慮するか否かに関する追加的なガイダンスを要求	不必要に多義的な解釈は許容すべきでない、という価値判断	（経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない）		3
		質問5	グッドブックとバッドブックに区分する方法の適否（有用な情報への貢献可能性）	条件付きで賛成	バッドブックについては賛成。グッドブックについては、期間配分比例法による計算結果と「フロア額」との対比をすべてのグッドブックに求める提案が複雑で、理解困難であるため、有用性の改善に寄与しない可能性を指摘。	理解可能性にも配慮すべし、という価値判断	（理解可能性にも配慮すべし）		4

質問6	グッドブックとバッドブックとの区分に関する具体的な判断規準の明瞭性	賛成		具体的な判断基準は明瞭であるべし、という価値判断	(具体的な判断基準は明瞭であるべし)		4
質問7	グッドブックとバッドブックとの区分に関する具体的な判断基準の運用可能性／監査可能性	賛成	信用リスク管理に関する適切な文書化やその開示が行われていることを前提として賛成、である旨を付記。また提案中の「問題債権」という用語について、追加のガイダンスを要求。	具体的な判断基準は監査可能なものであるべし、という価値判断	(具体的な判断基準は監査可能なものであるべし)		4
質問8	グッドブックとバッドブックとに区分すること自体の適否	賛成		主として金利の管理に関心が寄せられる項目と、主として回収自体の管理に関心が寄せられる項目は異質だという事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
質問9 (a)(b)	グッドブックの(a)すべてにあるいは(b)一部だけに「フロア」を要求することの適否	(a)に反対、(b)に賛成	引当金の不足は、早期の損失が見込まれる場合に限って顕在化するため。	「フロア」の設定は、引当金の不足が懸念される場合に限って求められる、という事実認識	(いま顕在化している問題の解決に貢献しない領域においてまで基準を改訂すべきではない)		2
質問9 (c)(d)	「予見可能な期間」を基礎としてフロア額を算定することの適否	(c)に反対、したがって(d)には無回答	「予見可能な期間」を基礎としてフロア額を算定したのでは、有用な情報が期待できない旨を指摘	将来を予見できるかどうかという企業の能力が、減損損失の計上方法に影響を及ぼしてはならない(減損損失の計上方法を決めるのは信用リスクの高さだけである)、という価値判断	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
質問9 (e)(f)	「予見可能な期間」を通常、12か月以上とみることの適否(e)／「予見可能な期間」に上限を設けることの適否(f)	(e)に賛成、(f)に反対	信用リスクが相対的に高いポートフォリオについては、「予見可能な期間」がかなり長期となることもありえ、その場合には上限を設けるべきではない旨を指摘	信用リスクが相対的に高いポートフォリオについては、「予見可能な期間」がかなり長期となることもありうる、という事実認識	同左		7
質問10	「期間比例配分額」は通常「フロア額」よりも大きくなる、という、本公開草案を支えている事実認識の適否	反対	毎期安定した資産の入れ替えが行われているポートフォリオを前提とすれば、かりに損失が期間均等に発生する見込みであっても(＝特に早期に損失が見込まれるわけではなくても)、予見可能な期間が残存期間の半分を超える場合には、フロア額が期間比例配分額を超えてしまう旨を指摘。	「期間比例配分額」は特定の条件が満たされると、必ずしも「フロア額」よりも大きくなり、という事実認識	同左		7
質問11(a)	割引前の数値と割引後の数値の併存を許容することの適否	賛成	ほんらいは割引後の金額を用いるべきである旨を付記	作成者である企業が多様な計算システムに依拠している事実配慮すべし、という価値判断			1
質問11(b)	割引後の予想損失金額を用いる際、割引率の選択に関して複数の選択肢を許容することの適否	賛成	追加的なガイダンスを要求				7
質問12	今回の共通提案が、IASBIによる単独提案よりも優れていること	条件付きで賛成	グッドブックの金融資産については、原則として期間比例配分法で臨む基本原則に賛成。しかし早期の損失が見込まれるケースには「適切な」(←質問9)フロア額の設定を要求	グッドブックの金融資産(主として利息の回収に管理上の主眼が置かれているもの)については、損失の期間配分が保有目的に適っている、という価値判断	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」(グッドブックの金融資産(主として利息の回収に管理上の主眼が置かれているもの)については、損失の期間配分が保有目的に適っている。)	4	
質問13	今回の共通提案が、FASBIによる単独提案よりも優れていること	賛成	予見可能な将来に発生すると予想される信用損失を認識する方法は適切ではない旨を指摘	将来を予見できるかどうかという企業の能力が、減損損失の計上方法に影響を及ぼしてはならない(減損損失の計上方法を決めるのは信用リスクの高さだけである)、という価値判断	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
質問14Z	実効金利の算定においては予想信用損失を織り込まないことの適否	賛成		予想損失の配分を実行可能なものとするためには、それを実効金利の計算から切り離さなければならない、という価値判断	(実行可能性に配慮すべし)		4
質問15Z	純損益を通じて公正価値で会計処理するものではないすべてのローン・コミットメントも本補足文書の要求事項の対象とすることの適否	賛成		多くの場合、貸付金とローン・コミットメントは同一の事業内において管理されている、という事実認識(実質優先思考)	(外形が異なっている、同様に管理されている項目については、同様の会計処理を適用す		1
質問16Z	要求事項案のローン・コミットメントおよび金融保証契約への適用可能性(これらに適用することの適否)	賛成	金融保証契約のうち、過去において当該契約を保険契約として取り扱う旨、企業が明確に宣言していない場合には、当該契約を保険契約に関する会計基準の対象とはしない、というのが、IASBとFASBのスタンスであることを指摘	過去明らかにされたスタンスに従うべし、という価値判断	同左		7
質問17Z	要求されている表示形式の適否	賛成	分離アプローチ(質問14)の結果として、利息収益は予想信用損失を含まない実効金利によって算定されることになる旨を指摘				7
質問18Z (a)	提案されている開示要求の適否	一部反対	パーゼル資本規制のもとで要求されている開示項目との重複を避けるように要請。また企業秘密に属する情報の詳細開示を求めないように要請。	コストと便益とを比較しながら開示情報を決定すべし、という価値判断	(コストと便益とを比較しながら開示情報を決定すべし、という価値判断)		4

質問19Z	グッドブックとバッドブックの間で振替えを行う場合に、振替えの対象となった金融資産の経過年数を反映した引当金の額も振り替えることの適否	反対	グッドブックについて過去認識してきた引当金が十分であったかどうかの判断材料としては、振替え対象のグッドブックに関する予想損失のすべてを振り替えるほうがよい、と指摘	投資家が必要としているはずの情報を開示すべし、という価値判断			4
		N/A	ただし公開草案が企業のリスク管理に過度に依拠していることから、ヘッジ会計が悪用されるおそれを懸念。この事態を改善するため、「企業のリスク管理体制に依拠しない、独立した規律を要求。	過度の裁量を財務諸表の作成者に与えるべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
		N/A	オープンポートフォリオのヘッジ会計モデルを早期に開発し、今回の公開草案との整合性を保つように要求。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問1	ヘッジの目的に関する提案の適否	条件付きで賛成	企業のリスク管理行動に着目し、これを会計に取り込むスタンス自身には賛成。ただしリスク管理行動に過度に依拠することにより利益操作の余地が生じてくることへの懸念があることから、リスク管理が有効に機能しているかどうかを厳密に問う必要性を指摘。	企業のリスク管理行動の実態をより良く反映する会計処理を求めるべし、という価値判断	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
			「純利益の構成要素とその他の包括利益の構成要素を区分する」考え方にもとづくヘッジ会計と、いったんOCI計上した項目をリサイクリングしないことは矛盾する、という判断から、公正価値で測定したうえで評価差額をOCIに含める項目について、リサイクリングの手続を要求。それが認められるまでの経過措置として、ヘッジ会計の適用範囲に(公開草案の提案より広げて)OCI項目を含めるように要求。	ヘッジ会計の理念に適う会計処理を求めるべし、という価値判断	「『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。」	1	
質問2	純損益を通じて公正価値で測定している非デリバティブ金融資産・負債をヘッジ手段とすることの適否	条件付きで賛成	当初指定時以降の取り消しが禁じられていることの潜脱となりうるため、公正価値オプションの適用対象とされている商品はヘッジ手段とすべきでない旨を指摘。	ヘッジ手段がデリバティブか、それとも非デリバティブ金融資産・負債かは会計処理の違いを生み出さない、という価値判断	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
質問3	「合計エクスポージャー」を適格なヘッジ対象とみなすことの適否	賛成		企業のリスク管理行動の実態をより良く反映する会計処理を求めるべし、という価値判断、および「企業は一般に合計エクスポージャーにもとづくリスク管理を適確に行っている」という事実認識	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
質問4	独立した識別が可能で、かつ信頼ある測定が可能な場合に、非金融商品についても(当該商品それ自体ではなく)当該商品に由来する特定のリスクだけをヘッジ対象とすることの適否	条件付きで賛成	独立した識別や客観的な測定は、非金融商品については、金融商品よりも著しく困難であることについて特に注意を喚起し、非金融商品に関する独立のリスクを安易にヘッジしないように要求。また「リスクの要素が残余部分に及ばないこと」を明示するように要求。	「会計単位毎に処理すること」が一般的な原則であるという事実認識	同左	7	
質問5(a)	保有者の管理区分に従って設けた「階層」をヘッジ対象とすることの適否	条件付きで賛成	売却時における充当順序等をあらかじめ定めておくことを要求。	企業のリスク管理行動の実態をより良く反映する会計処理を求めるべし、という価値判断、および「企業は一般に『階層』にもとづくリスク管理を的確に行っている」という事実認識	(企業が実際に行っているリスク管理行動に適う形で、リスクが減殺・緩和された事実を期間損益に反映すべし)		1
質問5(b)	期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分については、一定の条件下で、公正価値ヘッジのヘッジ対象として不適格とみなすことの適否	保留(結論の先送り)	同時に進んでいる、オープンファリオに関する議論(期限前償還オプションを含むローンの階層部分指定に関するもの)は同型の構造を有する問題を取り扱っているものであるから、その議論と整合性を図るように要請。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問6	ヘッジの有効性に関する判定基準の妥当性	条件付きで賛成	(1)リスク管理方針にてらしてヘッジ対象金額を指定したうえで、(2)ヘッジ対象とヘッジ手段の価格比などにもとづく「最適なヘッジ比率」にもとづき、ヘッジの有効性を判断する「2ステップアプローチ」を採択すること、および(2)公開草案中にある「偏りのない結果を生み出し、予想される非有効性を最小化すること」という表現を「予想される非有効性の平均値をゼロとするようなヘッジ比率の採用を、企業に対し、合理的に推測可能な範囲で求めること」という表現に置き換えることを前	企業のリスク管理行動の実態をより良く反映する会計処理を求めるべし、という価値判断、および「空き高」の管理とヘッジ比率の管理は独立に行われている、という事実認識	(企業が実際に行っているリスク管理行動に適う形で、リスクが減殺・緩和された事実を期間損益に反映すべし)		1
質問7(a)	リスク管理行動が不変の状況下で、有効性の判定に合致しなくなったヘッジ関係について、バランス再調整を企業に求めることの要否	条件付きで賛成	「2ステップアプローチ」を前提として賛成(「空き高」だけを増減させる行為はバランス再調整に該当しないことを要求)。	企業のリスク管理行動の実態をより良く反映する会計処理を求めるべし、という価値判断	(企業が実際に行っているリスク管理行動に適う形で、リスクが減殺・緩和された事実を期間損益に反映すべし)		1
質問7(b)	有効性の判定に抵触しそうなおそれが生じた段階でバランス再調整を「実際の抵触前に」容認することの要否	賛成		企業のリスク管理行動の実態をより良く反映する会計処理を選択すべし、という価値判断	(企業が実際に行っているリスク管理行動に適う形で、リスクが減殺・緩和された事実を期間損益に反映すべし)		1

質問8	適格要件を満たしているヘッジについては、ヘッジ会計の中止を容認しないことの適否	条件付きで賛成	「2ステップアプローチ」を前提として賛成(賛否が分かれそうな「空き高が増加し、ヘッジ指定比率が減少したものの、当初選定したヘッジ比率のままで、非有効部分がリスク管理上の設定限度をトレンドとして超えていない状況」も、ヘッジ指定から外された部分はヘッジが中止されたとみるしかない、と判	ヘッジ会計の中止を求めるかどうかに関し、最も重要な判断基準は、「企業の実務方針が変化したかどうか」という事実認識	(企業が実際に行っているリスク管理行動に適用形で、リスクが減殺・緩和された事実を期間損益に反映すべし)		1
質問9(a)	公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ対象・ヘッジ手段に関する評価差額をOCI処理し、非有効部分を純損益に振り替えることの妥当性	反対	有効部分を当期純損益に反映させ、純損益においてヘッジ対象・ヘッジ手段の評価損益を相殺させる現行処理とくらべたとき、OCIを用いる公開草案での提案に積極的な意義を見出せないため。	実質的な結果が変わらないのであれば、わざわざ複雑な処理をとるべきではない、という事実認識	(他の事情が一定であれば、より単純な会計処理を採択すべし)		4
質問9(b)	ヘッジ対象に関する利得や損失の相手勘定を独立の科目とすることをつうじて、ヘッジ対象に関する混合測定を避けることの適否	反対	資産性や負債性のない項目のB/S計上を容認する結果に繋がること、表示の変更だけでは混合測定の問題を避けられないこと、ヘッジ対象を売却する際、それに係る利得や損失を独立科目とすると追跡可能性が損なわれること、および財務諸表利用者にとっての「わかりやすさ」などにてらして反対。	資産や負債の定義を遵守すべし、という価値判断／追跡可能性や理解可能性などの質的特性を高めるべし、という価値判断	(基礎概念に関する広く合意された定義が存在するのなら、それを遵守すべし)		6
質問9(c)	公正価値ヘッジについては「リンク表示」を容認しないことの適否	賛成	ほんらい特定のリスクだけが相殺関係にあるのに、「リンク表示」はすべてのリスクが相殺関係にあるかのような誤解を引き起こしてしまうため。	実質に適用表示を行うべし、という価値判断			1
質問10	ヘッジ会計の適用によってその他の包括利益に累積された、オプションの時間的価値に関する公正価値の変動額を、一般的な要求事項や合理的な基準に従って振り替えることの適否	条件付きで賛成	「取引に関連した」「期間に関連した」という表現の明確化を要求。またベシス・アジャストメントの際には、その他の包括利益を通してキャッシュフロー・ヘッジ剰余金を対象資産・負債の簿価に含めるように要求。	包括利益は、純資産の変動から持分所有者との直接的な取引に係る部分を除いたもの、という基本的な関係を遵守すべし、という価値判断	(特別な事情がない限り、基礎概念間の関係に例外を設けるべきではない)		6
質問11	項目グループを適格なヘッジ対象とみなすことの適否、および適格性の判定基準の適否	条件付きで賛成	純額ポジションの損益影響が期間を跨ぐ時にキャッシュフロー・ヘッジを認めないという原案についてはさしあたり判断を留保し、オープンポートフォリオのケースとの整合性を図りながら、さらに議論を重ねるように要求。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問12	純額ポジションのヘッジなどについて、純損益に認識したヘッジ手段に係る利得や損失を、ヘッジ対象に影響されるものとは別科目で表示することの要否	賛成	別科目とせず、一括(グロスアップ)してしまうと、部分的に相殺し合う(存在しない総額の)利得または損失を認識する結果となってしまうため。	ヘッジに関わる損益と、ヘッジとかかわりのない損益とは区分把握すべし、という価値判断	(実態に適った処理を行うべし)		1
質問13	開示要求の適否	条件付きで賛成	恣意的なヘッジを防ぐために必要な項目の追加開示を要求。また、これまでの質問に対する回答(例えば質問9)に連動する形で、開示項目の一部修正を要求。	過度の裁量を財務諸表の作成者に与えるべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問14	公正価値ベースのリスク管理に従ったものである場合に、デリバティブの会計処理を、特定の条件を満たした商品売買契約にも適用することの適否	条件付きで賛成	一部要件の明確化を要求。	同一項目については、会計基準横断的に同一の会計処理を要求すべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問15	信用リスクを切り出して計測することは実務上不可能であるため、信用リスクについてはヘッジ会計が適用できない、という提案の適否	反対	IFRS9における金融負債の評価が、信用リスクの計測可能性を前提としていることとの矛盾を指摘。	同一項目については、会計基準横断的に同一の会計処理を要求すべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問16	経過措置の適否	条件付きで賛成	オープンポートフォリオのヘッジ会計モデルを早期に開発し、今回の公開草案との整合性を保つように要求。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
全般		N/A	企業の実務方針に適用し、これを会計に取り込むシステム自身には賛成。	企業の実務方針に適用し、これを会計に取り込むシステム自身には賛成。	(企業が実際に行っているリスク管理行動に適用形で、リスクが減殺・緩和された事実を期間損益に反映すべし)		1
		N/A	ただし公開草案が企業の実務方針に過度に依拠していることから、ヘッジ会計が悪用されるおそれを懸念。この事態を改善するため、「企業の実務方針に依拠しない、独立した規律を要求。	過度の裁量を財務諸表の作成者に与えるべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
		N/A	オープンポートフォリオのヘッジ会計モデルを早期に開発し、今回の公開草案との整合性を保つように要求。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
意見募集「発効日と移行方法」	2011年1月31日	質問1	回答者の特性に関する情報の要求(誰が回答者なのか)に関する説明をIASBが要	N/A			7

質問4	要求されている経過措置の適否	一部反対	保険契約については、既存契約に関し、何らかの方法でみなし残余マーヅンを算定するよう要求。	既存契約と移行日後の契約との間で、残余マーヅンに関する比較可能性を保つべし、という価値判断	(既存契約と移行日後の契約との間で、残余マーヅンに関する比較可能性を保つべし)		4
			退職後給付の遡及処理に反対。	財務諸表作成者の作成負担が過大なものとならないように配慮すべし、という価値判断	(財務諸表作成者の作成負担が過大なものとならないように配慮すべし)		4
質問5(a)	単一日アプローチと段階的アプローチとの優劣	段階的アプローチを支持	単一日アプローチでは、適用までに時間を要するPJにに合わせて一括適用日を決めることとなるため、それ以外のPJに関する財務報告の改善が遅れてしまうこと／多数の基準の変更に伴う事務負担に作成者が対応しきれないおそれがあること／日本は段階的アプローチと同様な手法で新基準への移行を行った経験を有していること、などを指摘	段階的アプローチのほうが実践可能性の点で優れている、という事実認識	(段階的アプローチのほうが実践可能性の点で望ましい)		4
質問5(c)	段階的アプローチにおける具体的な適用順序(基準毎の)	N/A	詳細は省略。基本原則は「適用に向けた準備の負担が小さいものから順次適用」。また「連結と共同アレンジメント」「収益とリース」は同型の問題構造を有していることから、適用時期を合わせるべし、と主張。金融商品については、異なるフェーズに関して発効日を合わせる必要はない旨を指摘。	同型の問題を有している基準については適用時点を合わせるべし、という価値判断	(同型の問題構造を有している新基準を複数の領域で新たに公表する際には、その適用時期について平仄を合わせ		5
質問6	早期適用を容認することの要否	条件付きで賛成	早期適用を認める期間は限定すべきである旨を指摘。	早期適用を認めることで、企業間の比較可能性が過度に損なわれるべきではない、という価値判断	(早期適用を認めることで、企業間の比較可能性が過度に損なわれるべきではない)		4
質問7	IASBとFASBが類似の会計基準について発効日と移行方法を合わせる必要性	条件付きで賛成	IFRSの体系内で整合性を保つことを優先すべきだが、それが保たれている限りにおいては、IASBとFASBとで取扱いを合わせることが望ましい旨を指摘。	IFRSはIFRSとしての体系性や首尾一貫性を保つべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問8	初度適用企業に、一般企業とは異なる適用日や、例外的な早期適用を認めることの要否	賛成	初度適用企業は、この「意見募集」の対象となっていない基準への対応も求められており、きわめて重い事務負担が求められていること／初度適用企業が短期間のうちに複数の会計基準変更を行わずに済むよう、特例的な早期適用を認めるべきこと、などを指摘。	例外的な早期適用を認めることにより企業間の比較可能性が失われることよりも、円滑な初度適用を促すことのほうを重視すべし、という価値判断	同左		7

公開草案「リース」2010年12月15日	質問1(a)	借り手について使用権モデルを一律適用することの適否	条件付きで賛成	更新オプションや解約オプションの取扱いには疑義があるものの、使用権モデルを一律適用すること自体には賛成。FLか、それともOLかで会計処理が大きく異なる現行基準よりも望ましいモデルである旨を指摘。	リース料の割引現在価値やリース期間にかかわらず、リース契約によって借り手に「使用権」とそれにみあう支払義務が生じるという事実認識	「(保有目的等の違いという観点から)企業が直面している状況をより詳細に区分すべし。(←割賦購入と類似しているか否かの二元論ではなく、割賦購入に似ていないリース契約を複数のカテゴリーに区分したほうがよい。)」 「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
	質問1(b)	借り手が使用権を償却し、またリース債務に関して計算上の利息費用を計上することの適否	賛成		使用権と他の固定資産とは類似しているという事実認識、およびリース債務と他の金融負債とは類似しているという事実認識	(類似した項目には、類似した会計処理を適用すべし、というある種の実質優先思考)		1
	質問2(a)	貸し手について履行義務アプローチと認識中止アプローチを使い分けることの適否	条件付きで賛成	原資産の売買に相当する契約をリースと区別する規準を設けることの見直し(履行義務アプローチや認識中止アプローチとは別に、売買に相当するケースを第3の区分とすることへの反対)と、ふたつのアプローチを使い分ける規準に関する表現の見直しを要求。	貸し手にとって、リース契約は、原資産に関する重要なリスクと便益を貸し手が留保している場合とそうではない場合がありうるという事実認識／ふたつのケースには異なる会計処理を適用すべし、という価値判断／より一般的なルール(収益認識の基本原則)との整合性を保つべし、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。(←重要なリスクと便益とが誰に帰属しているのかに関する違いは、会計処理の違いと密接に結びついている。逆に認識が中止されるケースを『売買に類似しているかどうか』という形式にてらして細分化する必要はない)」	4	
	質問2(b)	履行義務アプローチと認識中止アプローチを適用する場合における資産・負債・収益・費用の認識規準の適否	賛成		公開草案で求められている会計処理は、それを支えている基本原則に適っている、という価値判断	(具体的な規定は、それを支えている基本原則に適うものであるべし)		5

質問3	短期リースに関して簡便な会計処理を容認することの可否	基本方針に賛成、具体的な規定に反対	簡便的な処理として賃貸借処理を容認することについては賛成、割引前のリース料にみあう資産と負債の計上を求めることには反対／更新を繰り返すことで、実質的には長期の契約について短期契約であるかのような形式を整えるような利益操作を防ぐことの必要性については同意。	簡便処理を容認する際には、企業にとって実質的な負担の軽減に資するような方法を容認すべし、という価値判断	(簡便処理を容認する際には、企業にとって実質的な負担の軽減に資するような方法を容認すべし)		4
質問4(a)	リースの定義の適否	賛成					7
質問4(b)	リースとは独立に「売買を表す契約」というカテゴリーを設けることの適否	質問2(a)にて回答済み			「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。(←重要なリスクと便益とが誰に帰属しているのか)に関する違いは、会計処理の違いと密接に結びついている。逆に認識が中止されるケースを『売買に類似しているかどうか』という形式にてらして細分化する必要はない)」	4	
質問4(c)	リースとサービス契約との区別に関するガイダンスの適否	消極的な賛成(反対せず)	ガイダンスの一部が複雑であることに懸念を表明	実行可能で可能な限り単純な規定を設けるべし、という価値判断	(実行可能で可能な限り単純な規定を設けるべし、という価値判断)		4
質問5	本公開草案に関する適用範囲の適否	反対	無形資産のリースが適用対象外とされていることに反対。公開草案自体が無形資産を適用範囲から除外することについて積極的な理由を示していないことに加え、有形資産と無形資産が一体となってリースされている場合に、有形資産部分だけをリース取引として処理することは困難であるなど、具体的な問題も顕在化しうる旨を指摘	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問6	サービスの要素とリースの要素を併せ持っている契約において、サービスの要素を区別できない場合について、FASBとIASBがそれぞれ提案している会計処理の適否	FASBの提案について賛成	サービスの要素を分離把握しなければ、貸し手において、本来なら時の経過とともに認識すべきサービス関連の収益が、リース収益とともに取引開始時に一括収益計上されてしまい、それは望ましくない、とするIASBの主張には一定の理解を表明。ただ、現実には、重要なサービス収益が取引開始時に一括計上される可能性は低いはず、と指摘	実行可能で有効な規定を設けるべし、という価値判断	(実行可能で有効な規定を設けるべし)		4
質問7	購入オプションが行使された場合にのみ購入オプションを会計処理すべし(通常はリース契約の一部とみなすべきではない)、という提案の適否	反対	オプションとしての質的相違は認めつつも、リースに付帯するオプションという点での等質性を重視し、更新オプションや解約オプションと同様、購入オプションも当初からリース契約の一部とみなすべし、と提案	資産・負債アプローチの一律適用、という観点からは、リース契約に関連する各種オプションを等質的に取り扱うべし、という価値判断	(類似した項目は等質的に取り扱うべし、というある種の実質優先思考)		1
質問8	「発生しない可能性よりも発生する可能性の法が高い(more likely than not)、最長の起こりうる期間」(延長または終了オプション考慮済み)という形でリース期間を見積もることの適否	反対	契約の拘束力が必ずしも強くない期間までリース期間に含めてしまうと、意味のない情報が提供されてしまう旨を指摘	他の領域に適用されている個別基準との整合性を図り、一定水準以上の蓋然性を見込むことでき項目だけを見積もるべし、という価値判断	(類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし)		5
質問9	借り手が変動リース料や残価保証等にもとづく予想支払額の見積もりに期待値技法を用いることの適否／貸し手が信頼性をもって測定できる場合に限って変動リース料等をリース料受取債権の測定に含めることの適否	条件付きで賛成	借り手についても貸し手と同様、信頼性をもって測定できる旨の条件を課すように要請。また最頻値による測定を許容すべきケースも存在する旨を指摘。	測定に際し、一定水準以上の信頼性を求めるべし、という価値判断／生起確率を考慮して測定技法を選択すべし、という価値判断	「より洗練された測定技法(例えば期待値)の適用が技術的に可能であっても、その適用が最善とは限らない。(測定技法の選択は、投資の成果をより適切に把握できるかどうかに依存している。)」(最低限の信頼性を充足すべし)	2	
質問10	環境条件の変化に応じて適宜測定値を見直すことの適否	賛成		見積もりに依存している測定値については、見積もりの変更にもとづき修正すべし、という価値判断	同左	7	
質問11	セール・アンド・リースバック取引を他の取引から区分するための基準の適否	セール・アンド・リースバック取引を区分すること自体には賛成、具体的な判断基準には反対	質問2(a)に連動。「売買」に相当するケースをリース取引から切り離す必要はない、というスタンスを表明／逆にセール・アンド・リースバックのケースに収益認識に関する公開草案を逐語的にあてはめようとする姿勢をみせていないことは評価(同意)	質問2(a)を参照	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。(←重要なリスクと便益とが誰に帰属しているのか)に関する違いは、会計処理の違いと密接に結びついている。逆に認識が中止されるケースを『売買に類似しているかどうか』という形式にてらして細分化する必要はない)」	4	

質問18(a)	投資不動産に関するリースの会計処理を、原資産に原価モデルを適用しているのか、それとも公正価値モデルを適用しているのかに応じて使い分けることの適否	反対	リース契約の条件だけからリースに係る会計処理をきめるべきなのに、原資産に係る会計処理が影響を及ぼしていることを指摘	原資産に関する測定のある方は、リースの会計処理に影響を及ぼさない(＝両者は独立している)、という価値判断	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
質問18(b)	借り手と関係ない第三者からの残価保証を貸し手のリース料受取債権には含めず、これを他の保証に関する会計処理に従って処理することの適否	反対	借り手自身による残価保証のケースと同様の経済的な効果が貸し手にもたらされること、および第三者による残価保証の有無はリース契約の内容に影響を及ぼしうることを	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問18(c)	リース料受取債権を減損処理の対象とすることの適否	N/A	本公開草案が明確な規定を欠いていることから、明確な規定を要求	経営者に過度の裁量を与えるべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問14	「適用ガイダンス」の十分性	要望事項の提示	ガイダンスで対応している項目の一部について「原則」での対応を要求。また一部のガイダンスについて変更や明確化を要求。	基本原則に属する項目は、ガイダンスとしてではなく、基本原則として公表すべし、という価値判断	(基本原則に属する項目は、ガイダンスとしてではなく、基本原則として公表すべし)		7
質問15	自社で製造した製品の潜在的な欠陥に関する製品保証と、製品が顧客に移転した後に生じる不良に関して顧客に補償を提供する製品保証とを区分することの妥当性	一部反対	保険的な製品保証と品質保証的な製品保証とを区分すること自体には賛成。ただし後者に要求されている会計処理(販売不成立アプローチによるもの)には反対。欠陥のある製品を交換または修理する負債として処理することを要求。	保険的な製品保証と品質保証的な製品保証とは、会計処理を決める観点からは異質である、という事実認識／品質保証的な製品保証は、収益の源泉というより、欠陥品を交換または修理する義務として取り扱うべし、という価値判断	(投資の成果を把握する観点から異質な取引には異質な会計処理を適用すべし)		1
質問16	ライセンスが独占的かどうかという点に着目して、ライセンス付与の会計処理を使い分けるべし、という提案の妥当性	賛成	同型の問題構造を有するリース会計のプロジェクトと整合性を図るべきことを付記。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問17	無形資産や有形固定資産などの非金融資産に関する会計処理にもこの公開草案で指示されている基本原則を適用することの妥当性	賛成	不動産の販売を本公開草案の適用対象に含める必要性に言及。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
全般		N/A	収益の認識に関して、適用範囲の広い基本原則を確立することに同意。	収益の認識に関する基本原則については合意が得られておらず、それが会計処理のバラつきを生み出している、という事実認識	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし。具体的には、リースに関する新基準がいま開発中の収益認識に関する「基本原則」と矛盾しないように配慮		5
		N/A	現行のリスク・経済価値アプローチとくらべたとき、本公開草案で示されている基本原則(コア原則)に依拠すれば、類似した特徴を有する取引に整合的な会計処理が適用されることとなるため、本公開草案の提案について、基本的に同意。		「(保有目的等の違いという観点から)企業が直面している状況をより詳細に区分すべし。(←割賦購入と類似しているか否かの二元論ではなく、割賦購入に似ていないリース契約を複数のカテゴリーに区分したほうがよい。)」 「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
		N/A	どのようなケースが「連続的な支配の移転」に相当するのか、明らかにすることを要求。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
		N/A	借り手の信用リスクに関わる損益を、収益に反映させないように要求。	投資の成果とみなせない要素を期間損益に反映させるべきではない、という価値判断	「投資目的にてらして実現しえない損益を投資の成果とみるべきではない。」	6	
		N/A	品質保証的な製品保証について、未充足の履行義務とみるのに代えて、欠陥のある製品を交換または修理する負債として処理することを要求。	実態に合う会計処理を行うべし、という価値判断	(実態に合う会計処理を行うべし)		1
質問1	本公開草案で提案されている測定モデルから提供される情報の全般的な有用性	賛成(経済的意思決定に資するという立場の表明)					7

公開草案「保険契約」
2010年11月30日

質問2(a)	保険契約の測定に際し、保険者が保険契約を履行することで生じるCOFからCOIを控除した純額のDPVを含めることの適否	条件付きで賛成	保険契約に関する測定額の変動から生じる収益及び費用のすべてをただちに純損益に反映することを除いて賛成。	会計上の測定は、経営者が実際に選択する見通しの行動に適用されるべき、という価値判断／一体としてしか機能しない項目は相殺適状にあるという価値判断	「会計上の測定は、経営者が実際に選択する見通しの行動に適用されるべき」「一体としてしか機能しない項目は相殺適状にあるものと判断すべし」	6	
質問2(b)	見積り将来CFIに関する適用指針案の詳細度の適否	賛成(適切)					7
質問3(a)	無配当契約に用いる割引率に反映させるべきは保険契約負債の特性であって、保険契約負債を担保する資産の特性ではない、という判断の適否	賛成		無配当契約においては、負債側に関連するCOF(保険金・給付金)と保有資産から生じるCIFとは直接リンクしていない、という事実認識	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
質問3(b)	流動性の影響を考慮すべし、という提案の適否／流動性に関するガイダンスの十分さ	流動性を考慮することに賛成、ガイダンスの十分さについては直接的な回答なし	ガイダンスは不十分だが、詳細なガイダンスの提供はIASBが標榜している原則主義に反してしまうことに理解を示す、という記述のみに終始。	一般に保険契約には流動性がない、という事実認識(←流動性の影響を考慮すべし、という判断に関して)	「(流動性の有無のように)経営者による投資行動の違いに影響を与える項目は会計基準の開発に際して考慮すべし」	6	
質問3(c)	債務者(保険者)自身のデフォルト・リスクを割引率に反映すべきでない、という決定の適否	賛成		一般に債務者自身のデフォルト・リスクは、当該債務者が発行した負債の割引現在価値を見積もる際、割引率の見積りに反映しないことになっていることと整合性を保つべし、という価値判断	「投資目的にてらして実現しえない成果を当期純利益の計算に含めるべきではない。」	6	
質問4	リスク調整と残余マージンの把握とを独立の手法と考えるIASBの提案と、両者を一体化された複合マージンととらえるFASBの提案それぞれの適否	複合マージン・アプローチを支持	単独でリスク調整額を見積もることの困難、複数の手法それぞれにおいて企業毎に異質な手法が採られることに伴う比較可能性の低下、および契約当初の不利な契約においてマージンが考慮されないこととなる複合アプローチのほうが、同様の結論が引き出される収益認識PJと整合的であることなどを指摘。	技術的な実行可能性に配慮すべし、という価値判断／より一般的な基本原則(この文脈では収益認識に関するもの)と整合性を保つべし、という価値判断	(具体的な規定は、それを支えている基本原則に適用されるべき)		5
質問5(a)	「リスク調整」の定義の適否	反対	第三者に金銭を支払って義務を決済することを想起させる記述は、保険者自ら義務を履行することが前提とされている保険負債の測定に関するものとしては適切でない旨を主張	保険負債の測定に際しては、実際に予定されている行動にもとづくべし、という価値判断	「投資の成果は経営者が実際に踏襲しようとしている投資行動にてらしてとらえるべし」	6	
質問5(b)	リスク調整の手法を限定列挙することの適否	反対	時の経過とともに、より良い技法が生み出された場合、適用可能な技法を限定列挙しておく、その新たな手法の採用が困難となってしまう旨の指摘	時の経過とともに、より良い技法が生み出される、という事実認識／新技法の開発に対し、基準の弾力的な改訂は困難だ、という事実認識	(適用可能な測定技法を不必要に限定・制限すべきでない。)		6
質問5(c)	リスク調整にCTE(条件付きテール期待値 conditional tail expectation)または資本コスト法を使用する場合、そのリスク調整が相当する信頼区間を開示する必要性	反対	事実上、信頼水準技法と「残りの2つの技法のうちのいずれか」、併せて2種類の調整が求められることとなり、作成者側の負担が過大となってしまうことを指摘。またほんらい並列扱いされている3つの技法のうち、信頼水準技法が他の2つよりも望ましい、という誤った印象を与えてしまうことを指摘。	作成者側の負担を斟酌すべし、という価値判断／許容されている複数の会計手続に関する「優劣の有無」を明示すべし、という価値判断	(作成者側の負担を斟酌すべし)		4
質問5(d)	リスク調整の測定をポートフォリオ・レベルの集約で行うことの適否	賛成		類似のリスクに晒されており、かつ単一のプールとして管理されている項目は集計してもよい、という価値判断	「投資の成果を把握する観点から類似している、といいうる項目については、ひとつの測定単位として扱うべし」	7	
質問5(e)	開示要求に関する詳細度の適否	賛成	質問5(c)に記されているとおり、調整技法を3つに限定すること自体には反対だが、3つの技法に関する開示要求の「詳細度」は適切である旨を指摘。	投資家の要求に適用詳細度で開示を行うべし、という価値判断	(投資家の要求に適用詳細度で開示を行うべし)		6
質問6(a)	保険契約の当初認識時点において、いかなる利得も認識すべきでない、という判断の適否	賛成	保険者自ら義務を履行することが前提とされている保険負債の場合、義務を履行する前には利得を認識すべきでない、と指摘	保険負債の測定に際しては、実際に予定されている行動にもとづくべし、という価値判断	「投資の成果は経営者が実際に踏襲しようとしている投資行動にてらしてとらえるべし」	6	
質問6(b)	残余マージンはゼロ未満とすべきでないこと、つまり保険契約の当初認識時点において生じた損失は、ただちに純損益に反映すべし、という判断の適否	賛成		より一般的な基本原則(この文脈では収益認識に関するもの)と整合性を保つべし、という価値判断	「予想されるマイナスの収益は実現を待つことなく、即時に収益認識すべし」	7	

質問6(c)	残余マージンに関する解放方法の適否	慎重な検討を要請 (賛否に関する判断 の留保)／一部反対	提案されている方法のもとでは、保険契約のポートフォリオにおいては契約開始日が近いごとに、あるいはカバー期間が近いごとに集約してマージンを見積もることとなるが、そのような方法には実務上の問題点がある、という指摘が関係者からなされた旨を指摘／残余マージンの解放方法としては、一律に「時の経過にもとづく」方法だけを適用するように要請(発生保険金および給付金に関する予想時期のパターンが時の経過と著しく異なる場合であっても、その事実は考慮しなくてもない、という立場を表明)。	市場関係者の懸念には十分応えるべし、 という価値判断／コストと便益を斟酌すべし、という価値判断	(コストと便益を斟酌すべし)		4
質問6(d)	複合マージンに関する解放方法の適否 (複合マージンを含むアプローチが許容されたことを前提として)	さらなる検討を要請 (賛否に関する判断 の留保)	現在提案されている方法にもとづく複合マージンの解放パターンは、実際のリスク減少パターンに近似する場合ばかりとは限らない、と指摘。	複合マージンの解放パターンと、リスク解放のパターンとは整合させるべし、という価値判断／より適切な方法を模索すべし、という価値判断／そのような方法はそれなりの確からしさで見出されるはず、という事	(投資の成果を把握する際に鍵となる事実に行き着くまで忠実な測定技法を採択すべし)		1
質問7	発行される契約に関する増分新契約費だけを保険契約の当初測定におけるCOFに含め、その他の新契約費を発生時費用処理することの適否	条件付きで賛成	現時点における増分新契約費の定義を充足しない項目であっても、成約した契約に直接関連する支出で、当該契約に関する測定額に含めるべき項目が存在している旨を指摘。	特定項目にとって不可欠な支出で、その価格形成メカニズムに反映されているものは当該項目の測定額に反映させるべし、という価値判断	「特定項目(ストック)の取得にとって不可欠な支出で、その価格形成メカニズムに反映されているものは当該項目の測定額に反映させるべし」	7	
質問8	未経過保険料アプローチ(一部の短期保険契約の責任準備金に関するもの)を要求する方法、許容する方法、要求も許容もしない方法それぞれの適否	許容すべし、と主張		(未経過保険料アプローチは簡便法である、という事実認識のもとで)簡便法は容認にとどめるべし、という価値判断			6
質問9	保険契約の境界線に関する提案の適否	賛成		保険契約が否かは、保険契約者のリスクを再評価し、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる保険者の能力に依存している、という事実認識		7	
質問10	保険契約の測定に際し、配当給付を期待現在価値ベースで含めることの適否	賛成		基本的な測定原則に合う測定技法を選択すべし、という価値判断	(具体的な規定は、それを支えている基本原則に合うものであるべし)		5
質問11(a)	保険契約の定義等の適否	賛成		特段の事情がない限り、現在市場関係者が受け入れている定義を尊重すべし、という価値判断	「特段の事情がない限り、現在市場関係者が受け入れている定義を尊重すべし」	5	
質問11(c)	金融保証契約を本公開草案の範囲に含めることの適否	条件付きで賛成	「保険会社が発行する」金融保証契約を本公開草案の範囲に含めることには賛成、「保険会社以外が発行する」金融保証契約を本公開草案の範囲に含めることには反対	過度に複雑な会計処理を、特に優れたノウハウを持たない企業にまで求めれば混乱が生じる、という事実認識	(過度に複雑な会計処理は回避すべし)		4
質問12	保険契約に関する一部の構成要素をアンバンドリングすることの適否	賛成	基本的な考え方に賛成。これに加え、現在提案されている規準ではアンバンドリングの対象とならない預り金の要素は独立把握の必要性が高いことから、これを分離把握するようなアンバンドリングの基準を定められないかどうか、さらなる検討を要請。またユニット・リンク契約の取り扱いを明示するよう	独立に把握しうる要素については独立把握することで、開示内容の透明性や、他の契約・金融商品との比較可能性が高まる、という価値判断	「技術的に独立把握可能な項目については、独立把握が投資成果の把握という目的に適う限り独立把握すべし」	7	
質問13(a)	要約マージンに関する表示方法の適否	反対	要約マージンは収益の要素と費用の要素に「グロス展開」すべし、と主張。また(現在採択されている)保険料配分アプローチに対する(代替案としての)拡張マージン・アプローチの優位を主張。ここで要約マージン・アプローチは、すべての保険料を預り金として取り扱い、すべての保険金および給付金を預り金からの払戻しとして取り扱う(すなわち、すべてを保険負債の変動として取り扱う)手法であるのに対し、拡張マージン・アプローチは、当該期間に解放されたマージンに、契約者に対する保険金および給付金の一部もしくは全ての金額と、その他費用を加えた金額を、収益として報告する手	総額が必要とされている情報は相殺せずに総額表示すべし／拡張マージン・アプローチのほうが、保険以外の顧客との契約からの収益の表示と近い表示形式になるという事実認識／収益認識に関する基本原則と整合的な表示方法のほうが望ましい、という価値判断	(同左)		5
質問13(b)	保険契約から生じるすべての収益・費用をただちに純損益に含めて表示すべし、という提案の適否	反対	ユニット・リンク契約以外については、見積もりの変更をOCIに反映させた後、リサイクリングの対象とすることを提案。割引率を変更したことの影響については、(a)金利水準のいかにかわらず、保険者がみずから債務を履行することによって保険債務を決済する行動に変化はないこと、(b)割引率の基礎となる市場金利の短期的な変動は、長期の保険契約を引き受けている保険会社の業績を反映していないこと、を理由にOCIに含めることを要請。また支払準備金以外の将来CFに関する見積もりを変更したことの影響については、(a)収益認識やリースに関するEDでも、不利な契約を除けば、見積もりの変更をただちに純損益には反映していないこと、(b)かりに見積もりの変更をただちに純損益に反映させると、残余マージンの即時収益認識と同様の処理を行うこととなり、本EDを支えている基本的な考え方に反してしまうこと、を理由	同左	「投資の成果を把握するのに適う手法は、原則として、企業が踏襲している投資行動に依存している。」「企業が念頭に置いているgoal(この文脈では長期安定的な現金収支のバランス)に関わる事象にわたって業績をとらえるべし」および(類似した構造を持つ会計問題に関する他領域の個別基準との整合性を図るべし)	6	5

質問14(a)	提案されている開示原則の適否	賛成	理由に関する記述なし	N/A			7
質問14(b)	提案されている開示要求の「想定されている目的の達成手段」としての適否	賛成		類似した領域に適用されている財務報告基準と、開示水準に関して整合性を図るべし、という価値判断(←その対象はIFRS第7号「金融商品：開示」および収益認識ED)			5
質問14(c)	追加すべき開示要求、あるいは削除すべき開示要求の存否	N/A	質問5(c)に対する回答にあったとおり、CTEまたは資本コスト法によってリスクの調整を行う場合は、リスク調整が相当する信頼水準に関する開示は不要と指摘	質問5(c)に対する回答を参照。			4
質問15	ユニット・リンク契約を通常の保険契約と区分することの適否	賛成		UL契約では、基礎となる資産の運用成績から生じるリスクと便益を保険契約者自体が負担、あるいは享受する点で通常の保険契約とは異なる、という事実認識	「当事者が負担するリスクや享受する便益が異なる契約は、投資の成果を把握する文脈では異質なものとして取り扱い扱		1
質問16	再保険資産に関する予想損失モデル(出再者が履行CFのPVを見積もる際、再保険者の不履行リスクを期待値ベースで考慮する手法)の適否	賛成		保険契約および再保険契約の測定に際し、将来CFの期待PVが基礎とされていることと整合性を保つべし、という価値判断／提案されている手法によれば整合性は保たれる、という事実認識	(類似した特徴を有する複数の項目については、整合的な会計処理を適用すべし)		5
質問17	経過措置の適否	一部反対	表示される最も古い期間の期首現在で保険契約を測定すること(それ以前にまで遡及しなくてよい、とされていること)には賛成。ただし遡及処理が可能な企業については、それを容認するように要請／提案されている手法では、既存契約の残余マージンがゼロとされていることに反対(他方で、残余マージンを算定するためにこれまで用いられてきた「会計方針アプローチ」が問題を抱えていることに同意)。そこでより合理的な方法で「みなし残余マージン(かりに複合マージン・アプローチが認められた場合はみなし複合マージン)」を算定する	過度に困難な手続を財務諸表作成者に強いるべきではない、という価値判断／合理的な経営者が締結した保険契約では残余マージンの獲得が期待されているはずである、という事実認識、およびその事実を会計測定に反映させるべし、という価値判断	「経営者の合理的な行動を前提として基準を開発すべし」	7	
全般			あらゆる保険契約(生命保険契約、損害保険契約、元受保険契約、および再保険契約)に対し、統一的なガイダンスを提供することとなる点で、本公開草案の公表を支持	共通の特質を有する取引に対しては、統一的な会計基準を適用すべし、という価値判断	(類似した特徴を有する複数の項目については、整合的な会計処理を適用すべし)		5
			かつてのDP(予備的見解)が支持していた出口価値による測定に代え、履行CFにもとづく測定が求められている点を支持。また収益認識PJの提案に合わせ、契約と同時に損益を認識する方法を撤回したことも支持。	保険者自身が第三者に引き受け、肩代わりを求めるのではなく、債務を履行する保険契約の特徴に合う会計処理を適用すべし、という価値判断	「投資の成果は経営者が実際に踏襲しようとしている投資行動にてらしてとらえるべし」	6	
			いわゆるビルディング・ブロック・アプローチを支持。ただし「見積りの変更」の事実をただちに純損益に反映させる提案には反対。	市場金利水準の短期的な変動に左右されてしまう純損益は、長期指向の保険ビジネスに関する業績評価の指標として不適切だという価値判断	「企業が念頭に置いているgoal(この文脈では長期安定的な現金収支のバランス)に関わる事象にてらして業績をとらえるべし」	6	
			要約マージン・アプローチによって包括利益計算書を表示する提案に懸念を表明。	保険料収益、保険金および保険契約に関連するその他の費用などの重要な財務情報(は(総額で、区分掲記して)包括利益計算書の本体に表示すべし、という価値判断	同左		7

公開草案「顧客との契約から生じる 2010年10月22日 収益認識」

質問1	契約の結合・分割に関する基本原則の妥当性	結合について賛成	結合に関する基本原則は現行実務を追認したもののゆえ賛成	一体をなす契約は結合される、という通念を尊重すべし、という価値判断	「利害関係者が共有している通念等を尊重すべし」	5	
		分割について反対	契約が変更された事実を反映するかどうかは、契約の分割と履行義務の識別という2段階プロセスによらず、別個に識別された履行義務価格の相互依存性によって図るべき。	契約の変更に際して求められる会計処理を主として規定するのは、変更後に別個に認識された履行義務に関する価格の相互依存性である、という事実認識	「価格に関する相互依存関係の有無は、単一の契約に包摂されている複数の要素が独立か否かに関する判断規準として機能する。」	7	
	契約の変更にに関する会計処理(既存の契約と一体のものとして処理するか否か)の妥当性	条件付きで賛成	変更内容と原契約との間の「価格の相互依存性」で判断することには賛成。ただしそこでいう「相互依存性」は別個に識別された履行義務価格同士に関わるものであるべき。	契約の変更に際して求められる会計処理を主として規定するのは、変更後に別個に認識された履行義務に関する価格の相互依存性である、という事実認識	「価格に関する相互依存関係の有無は、単一の契約に包摂されている複数の要素が独立か否かに関する判断規準として機能する。」	7	
質問2	財またはサービスを区分しうるケースの決定規準に関する妥当性	一部反対	第23項(a)にもとづき、「他社が独立した財またはサービスとして販売しているかどうか」にてらして区分しようとする、自社による販売実態とは無関係に、不必要な分割が求められてしまうため。	各社の販売実態に適った処理を行うべし、という価値判断	(実態に合う会計処理を行うべし)		1
		要望事項の提示	両審議会が「顧客にとっての価値」という表現を用いないため、定義が曖昧となっているいくつかの項目について、定義の明確化を要求。	多義的な解釈の余地は除くべし、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3

		要望事項の提示	「区別できる利益マージン」の存否を判断できるように、財またはサービスが区別できるリスクにさらされている場合とは何かについて、追加的な説明を要求。	多義的な解釈の余地は除くべし、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問3	公開草案で示された適用上のガイダンスが十分かどうか	規定の追加を要求	「連続的な移転」とは何かを明らかにするためのガイダンスを要求。また「一時点での移転」のケースも含め、具体的な指標を要求。	多義的な解釈の余地は除くべし、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問4	対価が変動しうとしても、それが見積り可能であれば収益を認識すべし、という両審議会による決定の妥当性、および具体的な判断規準の妥当性	一部反対	最頻値が他とくらべて大きい場合は、確率加重した期待値以外による測定も許容するよう要請。	期待値による測定が無条件に最善とはいえない、という価値判断	「より洗練された測定技法(例えば期待値)の適用が技術的に可能であっても、その適用が最善とは限らない。(測定技法の選択は、投資の成果をより適切に把握できるかどうか)に依存し	2	
質問5	客観的な測定が可能な状況において顧客の信用リスクを取引価格に反映させることの妥当性	一部の例外を除いて反対	提案されている会計処理が取引の「実態」を反映しないケースの存在／類似した実質を有する取引に異質な処理が求められてしまうおそれ／より有用な情報を提供しうる代替案の	取引の「実態」に合う会計処理を行うべし、という価値判断／実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問6	資金調達の要素を含む契約において、対価の時間価値に関する調整を求めることの妥当性	賛成	左記のようなケースでは取引価格に財務要素が反映されていると考えられるため。	財務活動の成果と営業活動の成果とが独立把握できる場合は、両者を分離把握すべし、という価値判断	「営業活動の成果と財務活動の成果とは、業績評価の観点から異質なものとして取り扱うべ	7	
質問7	独立販売価格の比率によって、別個の履行義務に対し取引価格を配分することの妥当性	条件付きで賛成	履行義務の識別可能性が保証されていることを前提として賛成。また取引価格が変動した時には、契約開始時と同じ基礎により、すべての履行義務に配分するのを与件とせず、価格の相互依存性にてらして「配分すべき履行義務」を決定することを提案。	独立販売価格の比率は、独立把握可能な履行義務の「価値」の比率を反映している、という事実認識	「利害関係者が共有している通念等を尊重すべし」	5	
質問8	特定の条件を満たした支出で、契約を履行するためのコストというものを、棚卸資産等とは異なる資産として計上することの妥当性	条件付きで賛成	資産の計上それ自体には賛成。ただし、棚卸資産等とは独立した項目として計上したはずの資産を、最終的に、棚卸資産等と一括表示することを求めている規定には反対。	(会計処理上の)計上区分と財務諸表における表示区分とは整合的であるべし、という価値判断			5
質問9	「契約に直接関連するコスト(＝棚卸資産等とは独立に資産計上されるもの)」の定義についての妥当性	賛成	不利な履行義務の測定に際してマージンを含め、測定を複雑にすべきでないことを付記。	不必要に複雑な測定ルールは避けるべし、という価値判断			4
質問10	開示規定の妥当性	一部反対	履行義務の満期分析に関する開示規定は目標の達成に貢献していない旨を指摘。	有用といいきれない情報は提供すべきでない、という価値判断			4
質問11	1年超の契約について、残存履行義務とそれが充足される見込みの時期に関する開示の要否	条件付きで賛成	残存履行義務を合理的に見積もることが困難なケースへの配慮を要請。	残存履行義務の金額とそれが充足される見込みの時期に関する情報を投資家が必要としている、という事実認識	同左		7
質問12	「収益の分解開示」の要否(第74項)	条件付きで賛成	他のIFRSで提供されている情報との関連まで開示させることは過大な負担を引き起こす旨を指摘。	他のIFRSで提供されている情報との関連性に関する情報は、投資家らが必ずしも必要としていない、という事実認識	同左		7
質問13	遡及適用の可否、および遡及修正しない場合に関する代替案の照会	条件付きで賛成	適用開始までに長期の周知期間を要求。	相当長期の周知期間が必要なケースもありうる、という事実認識	同左		7
質問14	「適用ガイダンス」の十分性	要望事項の提示	ガイダンスで対応している項目の一部について「原則」での対応を要求。また一部のガイダンスについて変更や明確化を要求。	基本原則に属する項目は、ガイダンスとしてではなく、基本原則として公表すべし、という価値判断			7
質問15	自社で製造した製品の潜在的な欠陥に関する製品保証と、製品が顧客に移転した後に生じる不良に関して顧客に補償を提供する製品保証とを区分することの妥当性	一部反対	保険的な製品保証と品質保証的な製品保証とを区分すること自体には賛成。ただし後者に要求されている会計処理(販売不成立アプローチによるもの)には反対。欠陥のある製品を交換または修理する負債として処理することを要求。	保険的な製品保証と品質保証的な製品保証とは、会計処理を決める観点からは異質である、という事実認識／品質保証的な製品保証は、収益の源泉というより、欠陥品を交換または修理する義務として取り扱うべし、という価値判断	(実態に合う会計処理を行うべし)		1
質問16	ライセンスが独占的かどうかという点に着目して、ライセンス付与の会計処理を使い分けるべし、という提案の妥当性	賛成	同型の問題構造を有するリース会計のプロジェクトと整合性を図るべきことを付記。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問17	無形資産や有形固定資産などの非金融資産に関する会計処理にもこの公開草案で指示されている基本原則を適用することの妥当性	賛成	不動産の販売を本公開草案の適用対象に含める必要性に言及。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
全般		N/A	収益の認識に関して、適用範囲の広い基本原則を確立することに同意。		(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし。)		5
		N/A	現行のリスク・経済価値アプローチとくらべたとき、本公開草案で示されている基本原則(コア原則)に依拠すれば、類似した特徴を有する取引に整合的な会計処理が適用されることとなるため、本公開草案の提案について、基本的に同意。		(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし。)		5
		N/A	どのようなケースが「連続的な支配の移転」に相当するのか、明らかにすることを要求。		(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3

			N/A	借り手の信用リスクに関わる損益を、収益に反映させないように要求。		「投資目的にてらして実現しえない損益を投資の成果とみるべきではない。」	6	
			N/A	品質保証的な製品保証について、未充足の履行義務とみるのに代えて、欠陥のある製品を交換または修理する負債として処理することを要求。		(投資の成果を把握する観点から異質な取引には異質な会計処理を適用すべし)		1
公開草案「その他の包括利益の項目の表示 (IAS第1号の修正案)」	2010年9月30日	質問1	包括利益計算書の名称を「純損益及びその他の包括利益計算書」とすることの適否	賛成	純損益とその他の包括利益との質的相違を強調する結果となるため。	異質な項目は異質なものとして表示すべし、という価値判断		1
		質問2	いわゆる「1計算書方式」を義務づけることの適否	消極的賛成	純損益が強調されている限り(2計算書方式とくらべて純損益が表示上強調され難い)1計算書方式にも反対しない旨を指摘。(「全般」コメント2も参照。)	異質な項目は異質なものとして表示すべし、という価値判断		1
		質問3 & 4	その他の包括利益、および法人所得税をリサイクリング対象項目と非対象項目とで区分表示することの適否	判断の留保	まずはその他の包括利益に含めるべき項目や、いったんそこに含めた項目の純損益への振替え方法などをめぐる包括的な議論が必要である旨を指摘。(「全般」コメント3も参照。)	具体的な測定操作はそれを支える基礎概念にてらして決定すべし、という価値判断／にもかかわらず、そうした基礎概念が確立されていないという事実認識	(具体的な規定は、それを支えている基本原則に適用ものであるべし)	5
		全般			業績の測定値としての純損益を廃止する予定はないことが明記されたことを支持。	純損益は包括利益やその他の包括利益と組み合わせて開示されることによって有用な情報となる、という事実認識		5
公開草案「確定給付制度」	2010年9月6日	質問1	確定給付制度債務の現在価値および制度資産の公正価値の変動のすべてを、発生時点で認識することの適否	基本的な考え方に賛成、公開草案の具体的な規定には一部反対	リサイクリングの手続を要求。数理計算上の差異は、当期純利益の構成要素に関する見積もりの変更によって生じるものであることを論拠として強調。	すべての利得や損失を、一度は当期純利益に反映させる必要性(クリーン・サープラス関係を当期純利益について維持する必要性)	『『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。』	1
		質問2	権利が未確定の過去勤務費用について、関連する制度変更が生じた時点で認識することの適否	反対	当該項目は権利が確定するまでの期間にわたり、将来の勤務に帰属させることが、IFRS2「株式報酬」で求められている会計処理と整合的であると指摘。	実質優先思考(実質が同一なら同一の会計処理を)、対象はIFRS2「株式報酬」	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)	1
		質問3	確定給付費用を勤務費用、財務費用および再測定の要素に分解することの適否	提案の意図を理解しながらも賛否を保留	財務費用の定義についての見直しを要求。また退職給付費用の構成要素のうち、いずれが労務費であるのかについての考察も要求。	労務費用とは何か、に関する他の会計基準で採用されている定義との整合性を図る必要性	(類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし)	5
		質問4	人口統計上の仮定の変化から生じる確定給付制度債務の変動を勤務費用から除外することの適否	賛成	勤務費用については、勤務費用の過去の見積もりに関する当期の変更とを区分したほうがよい、とする公開草案の立場を支持(BC22)。	勤務費用の予測価値と勤務費用に係る見積もりの変更の予測価値とは異なる、というスタンス(異質なものには異質な会計処理を、という意味での実質優先思考)	(異質なものには異質な会計処理を適用すべし)	1
		質問5	財務費用の計算に際し、制度資産についても確定給付制度債務と同じ割引率を適用することの適否(期待運用収益の適用を禁止することの適否)	反対	確定給付制度債務と制度資産は異なる経済的ドライバーを有していることから、異質な割引率を適用するように要求。	価格の決定要因が異なる複数の項目について測定方法の統一を図るべきではない、というスタンス	「価格の決定要因が異なるか否かは、ある複数の項目について等質的な会計処理を適用するか否かの判断規準として機能する。」	7
		質問6	開示項目の適否	質問1と連動していることから、質問1に包摂			『『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。』	1
		質問7(a)	清算に係る利得および損失をすべて数理計算上の差異として、再測定部分に含めることの適否	反対	通常の清算と通常ではない清算との区分を要求。	すべての利得や損失を、一度は当期純利益に反映させる必要性(クリーン・サープラス関係を当期純利益について維持する必要性)	『『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。』	1

質問9	開示項目の適否	一部反対	予想情報としての性質を有する感応度分析については、非財務情報として開示することを検討するように要請。また昇給の予測の影響を除外して調整した、確定給付制度債務の現在価値については、その有用性に疑義があることから開示に反対。	開示に関する基本原則を遵守すべし／財務報告の目的に適う情報を提供すべし	同左		7
質問13(b)	「最低積立要件」の定義を変更することの適否	反対	定義の変更がどのような影響を及ぼすのかが不明確であることを指摘。	ある程度の確からしさを以て基準変更の影響を見込める場合に限りて変更すべし、というスタンス	同左		7
質問15	遡及適用の要否	反対	期首の棚卸資産等について、遡及的に計算し直す必要が生じる場合があり、それは作成者の負担が重いと考えられることを指摘。	コスト面での実行可能性が担保された場合に限りて修正を行うべし、というスタンス	(コスト面での実行可能性が担保された場合に限りて修正を行うべし)		4
質問1	公正価値オプションで指定された負債のすべてについて、信用リスクの変動に伴って生じた評価差額をOCIで(正確には「純損益外で」)処理することの適否	条件付きで賛成	リサイクリングを行うことを前提として賛成。また公正価値の変動差額を内部管理上、すべて純損益に反映している企業が公正価値オプションを採択した場合は、信用リスクの変動に起因する評価差額を含め、すべて純損益に反映させることを要求。	信用リスクの変動に伴って生じた評価差額の情報が純損益で認識したものは、(トレーディング目的の負債以外については)有用ではない、という事実認識	「投資目的にてらして実現しえない損益を投資の成果とみるべきではない。」「『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。」	1 and 6	
質問2	公正価値オプションで指定された負債については、原則として、信用リスクの変動に伴って生じた評価差額をOCIで処理するものの、その結果として純損益にミスマッチが生じる場合は、上記の評価差額を純損益に反映させることの適否	反対	自社発行の負債に関する信用リスクの変動と、自社が保有している資産の信用リスクの変動とが連動しているケースは稀と考えられることを指摘。	基準は可能な限り単純なものであるべし、という価値判断／ <u>自社が発行した負債に関する信用リスクの変動と、自社が保有している資産の変動とは通常連動しない、という事実認識(あるいは、純損益にミスマッチが生じているかどうかを検討する際、資産の側で考慮すべきは負債にみあう金融資産の信用リスクだけである、という事実</u>	同左		7
質問3	信用リスクの変動に伴って生じた評価差額を純損益外の項目として取り扱う場合、当該評価差額をOCIで処理することの適否	条件付きで賛成	リサイクリングを行うことを前提として賛成。また、OCIに制限なく多様な項目が含まれるようにならないよう、OCIを明確に性格づけするように要請。	資本取引に該当しない以上、純損益外とされた評価差額については、これをOCIに含めるほうが、剰余金に直接チャージするより望ましい、という価値判断	「『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。」「OCIとしての性質づけられた項目を、確定的な資本項目と混同すべきではな	1	
質問4 & 5	2段階アプローチ(信用リスクの変動に伴って生じた評価差額を、いったん純損益に反映させた後、該当部分を抜き取ってOCIに含める方法)の有用性、および1段階アプローチ(最初からOCIに含めてしまう方法)と比較した場合の相対的な有用性	賛成	ただし、いずれのアプローチを採用するのかは、財務諸表の表示のあり方に関する全般的な問題に波及する可能性もあるため、慎重な検討が必要である旨を付記。	作成コストが類似しているのであれば、より充実した情報を提供しうる方法のほうが望ましい、という価値判断	同左		6
質問6	信用リスクの変動に伴って生じた評価差額を純損益外の項目として取り扱う場合、当該評価差額を(OCI以外の)資本項目に含めることの適否	反対	「依拠している基本原則等」の欄を参照。	資本取引以外によって、資本項目を直接増減させるべきではない、という価値判断	「OCIとしての性質づけられた項目を、確定的な資本項目と混同すべきではない。」	1	
質問7	上記の評価差額についてリサイクリングを行わないことの適否	反対	リサイクリングの禁止に関するIASBの論拠は不十分としたうえで、利益に関する概念レベルの議論を行うように要求。	(リサイクリングの手続を経て求められる「伝統的な」純利益は投資家にとって有用な情報であり、包括利益と組み合わせて開示すべし、という価値判断	「『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。」	1	
質問8	IFRS7号に係るガイダンスを、信用リスクの変動に伴って生じた評価差額の算定目的で用いることの適否	条件付きで賛成	信用リスクの変動に伴って生じた評価差額が忠実に表示されることを前提として賛成				7
質問9	早期適用に関する提案の適否	賛成					7
質問10	経過措置に関する提案の適否	賛成					7
全般		N/A	今回のコメントでは現行のヘッジ会計を与件としているが、公正価値オプションの存否、および存続させる場合の適用要件については、ヘッジ会計の見直しと同時に再検討すべきであることを指摘	周辺領域に適用されている会計基準と整合性を保つべし、という価値判断	(類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし)		5
		N/A	複合金融商品については、IFRS9号と同様、「密接に関連する」という要件に関する問題を緩和するアプローチを検討するように要請				7

			N/A	公表市場が存在せず、信頼性をもって公正価値を測定できない資本性の金融商品について、「原価測定の特例」を削除しないように要請	信頼性をもって測定できない公正価値の情報は有用ではない、という価値判断	(定義を操作することによって、信頼ある測定が困難なケースでも公正価値測定が行われている、という外観を整えたところで、有用性の向上には貢献しない。)		3
公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク 報告企業」	2010年7月15日	質問1	「報告企業」に関する定義の適否	条件付きで賛成	「報告企業」が非営利企業も含むことを明確化するよう要求。	報告企業(の範囲)に関して、営利企業と非営利企業との整合性を図るべし、という価値判断		5
		質問2	1つ以上の企業を支配している企業に連結財務諸表の作成を要求することの適否、および連結集団の範囲に関連する「支配」概念に関する定義の適否	条件付きで賛成	会計主体観に関する議論が、今回の公開草案と同じテーマを取り扱っている討議資料(予備的見解)にはみられたのに、このEDでは削除されていることに懸念を表明。徹底した議論を要求／親会社が単独で報告主体たりうるかどうか、明確なスタンスを示すように要求。	報告企業に関連する重要な概念については、当該概念に関する詳細な検討と、検討結果を明示すべし、という価値判断	同左	7
		質問3	一定の条件が満たされた場合に、企業の一部を独立した報告企業とみなすことの適否	賛成		法的な主体であるかどうかは、この公開草案における「報告企業」かどうかに関わらない、という事実認識		6
		質問4	すべての企業に適用される連結に関する共通の基準が公表されるまで、報告企業概念に関する議論の完了を遅らせるべきではない、という決定の適否	賛成	双方の改訂作業においては、十分な連携関係を保つべきよう要請。	報告企業の基礎概念に関する議論は、具体的な連結手続に関する議論とは独立に進めうるし、進めるべきであるという事実認識・価値判断	同左	7
		その他	概念FWの逐次的な完成・公表(後に公表されたものによって全体の整合性が損なわれた場合は、それを回復するための修正を行う方法)の適否	条件付きで賛成	整合性を回復するための修正が適時に行われるよう要請。	一連の概念フレームワークについては、完成した部分に順次効力を与えることを通じて、個別基準の設定に役立てるべし、という価値判断	同左	7
公開草案「金融商品：償却減価及び減損」	2010年6月30日	質問1	償却原価による測定の目的に関する、本公開草案の記述の明確性	賛成				7
		質問2	償却原価による測定の適用範囲に関する提案の適否	一部反対	売掛金のように、利息収益を獲得することが期待されていない項目には償却原価法を適用すべきでない旨を指摘	償却原価法は利息収益の獲得が期待されている項目に限って意味を持つ、という価値判断	「どのような成果の獲得が期待されているのかに応じて、成果をとらえるための手段は異なるべし」	4
		質問3	本公開草案において、測定に関する基本的原則だけを示し、実務上のガイダンスを省略することの適否	反対	客観性や比較可能性を保つために必要な、最低限のガイダンスを要求	経営者に過度の裁量を与えるべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)	3
		質問4	公開草案が提案している測定モデル(いわゆる期待損失モデル)の適否	一部反対	当初の測定額に「当初認識時点で予想される将来の損失」を見込み、それを実効金利に反映させることで、時の経過とともに漸次認識していくことについては賛成。他方、予想キャッシュフローを事後継続的に見積り直し、修正差額をただちに純損益に反映させることには反対。予想損失を「当初の予想期間」に比例配分する代替案や、減損損失を認識するためのハードルを設け、一定水準以上の「深刻な事態」に陥ったときのみ損失を認識する代替案を提示。	当初の測定と事後の測定とで、それぞれを支える基本原則は整合的であるべし、という価値判断／原価ベースの測定と公正価値ベースの測定とは厳密に区分すべし、という価値判断	「無意味な評価差額を期間損益から排除する目的で配分の手法が用いられているケースでは、結果的に継続的な再評価を行った場合と同様の損益を計上することとなる配分手法を用いるべからず」「当初の測定と事後の測定とで、それぞれを支える基本原則は整合的であるべし」	7
		質問5	償却原価で測定される金融商品に関連する表示および開示の目的に関する表現の明瞭性	質問1および2に連動	同左			7
		質問6	表示規定の適否	一部反対	売掛金のような短期の金融資産については提案の修正を要求。とりわけ簡便法を適用する場合に適う表示規定を要求。	会計基準の趣旨に適う表示規定を設けるべし、という価値判断	同左	7

質問7	開示規定の適否	一部反対	コストと便益を勘案し、場合によっては簡便法を容認するよう要請（全般的なコメントとして）。また貸倒引当金について、時の経過による積立部分と累積直接減額との比較を行う必要はない、というスタンスを表明。さらにストレス・テストについては開示場所の適否に関する再考を要求。	関連領域に適用されている会計基準との整合性・首尾一貫性を保つべし、という価値判断			5
質問8	経過措置（経過期間）の適否	条件付きの賛成	システムの変更に大きなコストを要する金融機関などへの配慮を要請	実践可能性に十分配慮すべし、という価値判断	（実践可能性に十分配慮すべし）		4
質問11	簡便法に関するガイダンスの適否	賛成	一部の文言を明確化する必要性や、簡便法を容認する条件を緩和する必要性などを付記	コストと便益を斟酌し、必要に応じて簡便法を容認すべし、という価値判断	（コストと便益とを斟酌すべし）		4
その他		N/A	IASBが期待損失モデルに移行した場合、発生損失モデルにもとづく償却原価を注記しようとしているFASBとの間で、提供される情報の差異は埋められない旨を指摘				7

公開草案「IAS第37号における負債の測定」

2010年5月19日

質問1	測定に関する要求事項の適否（当初測定）	反対	投資家にとって有用な情報を提供するためには、常に「期末現在における即時決済」を仮定した評価・測定を行うのではなく、「最終的に債務を決済するために要するキャッシュアウトフローの現在価値」での測定を行うように要請。この方法によれば、サービスの引き受けに関する義務は、当初、コストによって測定されることになる旨を指摘。	経営者が実際に行おうとしている行動に（経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に）適う属性値を反映すべし、という価値判断（その点を斟酌しているIAS36号と整合性を図るべし、とも主張）	「経営者が実際に行おうとしている行動に（経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に）適う属性値を反映すべし」	6	
	測定に関する要求事項の適否（事後測定）	反対	中途での決済が予定されていない負債については、償却原価法の適用を要求（すなわち、当初の実効金利を割引率として使用し続けることを要求）	中途での決済が予定されていない負債については、割引率の変化を投資の成果に反映させるべきではない、という価値判断	「経営者が実際に行おうとしている行動に（経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に）適う属性値を反映すべし」	6	
	企業が義務を履行する際に引き渡すべき経済的資源の現在価値で負債を評価する場合（第36項B）、当該現在価値の計算に際してC/Fの変動性（リスク）を織り込むことの適否	反対	理念的には必要な調整といえるが、実際には調整がきわめて困難と考えられることを指摘。	技術的にきわめて困難な手法による測定を強いるべきではない、という価値判断／負債に関する信用リスクをその評価にどう反映させるのか、に関するより包括的な検討結果を待つべし、という価値判断	（技術的にきわめて困難な手法による測定を強いるべからず）		4
質問2	サービスの引き受けに関する義務を「他者に肩代わりを要請する際に支払いが求められる金額」で評価することの適否	反対	質問1（当初測定に関するもの）への回答にあるように、「最終的に債務を決済するために要するキャッシュアウトフローの現在価値」での測定を行うように要請。この場合、第三者に義務の肩代わり求めるケースと、企業が自らサービスを提供しようとしているケースとで負債の評価が変わってくる旨を指摘。	経営者が実際に行おうとしている行動に（経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に）適う属性値を反映すべし、という価値判断	「経営者が実際に行おうとしている行動に（経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に）適う属性値を反映すべし」	6	
質問3	不利な契約および保険契約に例外を設けることの適否	条件付きで賛成	本公開草案がここで例外的に認めている手法は、ASBJが質問1および質問2への回答という形で示している代替案にほかならず、それゆえここで例外として認められているものを「原則」とするように要請。	経営者が実際に行おうとしている行動に（経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に）適う属性値を反映すべし、という価値判断	「経営者が実際に行おうとしている行動に（経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に）適う属性値を反映すべし」	6	
全般		N/A	蓋然性要件を外して期待値による測定のみを要求することに反対。	一律の測定操作を求めるのではなく、状況に応じて測定技法を使い分けるべし、という価値判断	「より洗練された測定技法（例えば期待値）の適用が技術的に可能であっても、その適用が最善とは限らない。（測定技法の選択は、投資の成果をより適切に把握できるかどうかに依存し	2	

公開草案「経営者による説明」

2010年3月2日

質問1	「経営者による説明」についてはIFRSを公表することに代えて、ガイダンス文書だけを開発する旨の決定の適否	賛成		各国においてMCIに関して独自の判断を行わせるべし、という価値判断	同左		7
質問3	数値例を含む詳細な適用ガイダンスの公表を差し控える旨の決定の適否	反対	詳細な適用ガイダンスを欠いたのでは、その元となるガイダンス文書の利用は困難である旨を指摘。	利用者の求めにもとづき、具体的なガイダンスを提供すべし、という価値判断	同左		7

公開草案「国際財務報告基準 (IFRS) の改善」	2009年11月24日	全般		N/A	改善提案の基本的な方向性に賛成。そのうえで、投資企業の個別財務諸表において、子会社等に対する減損の判定を行う際、「IAS第39号に従った会計処理」ではなく、「IFRS第9号によって修正された」IAS第39号への準拠を求めるように提	関連規定が修正された事実を正しく反映すべし、という価値判断	同左		7
公開草案「公正価値測定」	2009年9月25日	質問1	「出口価値」に依拠した公正価値の定義の適否	賛成		市場関係者からの批判を受けていない用語の定義は変えるべきでない、という価値判断		5	
		質問2	本公開草案で新たに定義されたものとは異なる文脈で「公正価値」という用語が既存のIAS/IFRSで用いられている場合は、当該IAS/IFRSで用いられている用語を「公正価値」以外に修正するか、本公開草案の適用除外とすることの適否	明確な賛否を避けつつも、概ね賛成	この公開草案で特定化されているケースに限らず、一般に、出口価値ではなく入口価値による評価が適切な場合も存在する旨を指摘。	目的に応じて入口価値による測定と出口価値による測定とを使い分けるべし、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」	4	
		質問8(a)	負債の公正価値測定に不履行リスクを反映させることの適否	賛否は明示せず	公開草案が「不履行リスクを織り込むべきか」と「不履行リスクを織り込んだ評価額をどのような範囲で適用すべきか」とを混同している旨を指摘。それは混同すべきでない、ということ、不履行リスクを織り込んだ評価額による「再測定(事後の評価)」が行われるケースは稀であることを指摘。	本質の異なる問題は混同すべきでない、という価値判断	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
		質問9	公正価値と「当初の取引価額」とが異なる場合に、取得(引き受け)に伴う損益を認識すべし、という提案の適否	賛否は明示せず	会計処理に踏み込んだ質問であり、公正価値をどう測定するのか、という評価技法に範囲を限定しているはずの本公開草案で取り扱うべき問題ではない旨を指摘。	評価技法の問題と、当該技法による評価額を期間損益にどう反映させるのかという問題は異質だという価値判断	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
		質問11	レベル3のインプットが用いられた項目に関する開示規定の適否	一部の項目について修正(概ねより簡便な開示)を要望	注記されているに過ぎない公正価値にまで追加開示を求めること(SFASNo.157では要求されていないこと)の要否、必ずしも企業間で分類規準が揃っていないとはいえないレベル2とレベル3とを区分することの要否、レベル3に属する資産や負債の変動についてグロスの金額を求めることの要否、などの	財務諸表作成者が負担するコストと、情報利用者が受ける便益とが釣り合っているかどうかを斟酌すべし、という価値判断	(財務諸表作成者が負担するコストと、情報利用者が受ける便益とが釣り合っているかどうかを斟酌すべし)		4
公開草案「金融商品:分類および測定」	2009年9月14日	質問1	基本的な貸付金としての特徴を有し、契約金利にもとづいて管理されている金融資産・負債に償却原価法を適用することの適	条件付きで賛成	基本的な考え方には賛成。ただし償却原価が適用される範囲については、より具体的なガイダンスを要求。	金融商品としての外形に着目するのではなく、その保有目的に応じて評価のあり方を決めるべし、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」	4	
		質問2	「基本的な貸付金としての特徴」「契約金利にもとづく管理」などのキーワードの適否(多義的な解釈のおそれが残されていないかどうか)	修正を要望	不明確で多義的な解釈が残されている箇所や、公開草案の中で不整合が生じていると考えられる部分について、修正を要求。	不要に多義的な解釈の余地を残すべきでない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
		質問4(a)	金融商品となる主契約をもつ混合契約において、組込デリバティブに関する規定を削除することの適否	例外とすべきケースの存在を指摘	主契約が金融負債で、それが償却原価法の適用が適切とされる特徴を有している場合は、一体処理の結果、そうした金融負債までもが公正価値評価の対象になってしまう事態を避けるべし、と提案	保有目的に合わない評価基準が適用されてしまう事態は避けるべし、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」	4	
		質問4(b)	最優先以外の、その意味で「劣後」となるトランシェに分類アプローチを適用することの適否、すなわち他のトランシェを保護する機能を有する(劣後する)トランシェについては、基本的な貸付金としての性質を有していない(他のトランシェを保護することの代償として、通常の金利より高いリターンが期待できる)という理由で、公正価値評価の対象とすることの適否	反対	最優先のトランシェ以外に対する投資であっても、事実上、通常の社債と同程度の信用リスクしか負わないケースはありうるため、と説明。(←「最優先」と「それ以外」という分類規準には反対するものの、金利としての要素を超えたりターンを期待しうるトランシェを「基本的な貸付金」としての性質を有していないものとみなし、公正価値評価の対象とすること自体には反対せず。)	具体的な規準は、それを支えている基本理念に合うものであるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
		質問5	会計上のミスマッチを解消しうる場合に公正価値オプションを認めることの要否・適否	直接的には回答せず(消極的な賛成)	公正価値ヘッジ会計と趣旨を同じくする手法である、という事実認識の下で、両者の統合可能性を模索するように要請。	公正価値ヘッジ会計と公正価値オプションとは基本的に同じ考え方に支えられている、という事実認識／基本的な考え方が共通の会計処理については可能な限り統合を図るべし、という価値判断	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
		質問6	「ミスマッチの解消」以外を目的とした公正価値オプションを認めることの要否(現行IAS第39号が容認している「企業が文書化されたリスク管理手法や投資戦略を踏襲しており、投資の成果を公正価値ベースで把握している場合に公正価値オプションを認める」旨の規定を削除することの適否)	原則として賛成	公正価値での業績評価および管理の適格基準については、オプションとして残す必要性が乏しい、と説明。その一方、IASBの提案に反して組込デリバティブの分離処理が現行ルールどおり認められるようになった場合は、分離されたデリバティブに関する公正価値オプション適用の余地を残しておくべし、と指摘(IAS第39号 BC77-BC78を参照)。	関連する会計基準の開発が未完了であり、かつ、その最終形態次第でいま問題となっている状況に適用すべき会計処理も変わってくる場合は、多様な可能性に対応できるよう、適用しうる会計処理の選択肢を狭めるべきではない、という価値判断	同左		7
		質問7	保有目的区分の変更を禁止することの適否	慎重な検討を要求	ビジネス・モデル自体が大きく変化するような場合にまで保有目的区分の変更を禁じると、新たなビジネス・モデルに適用されない情報が提供されてしまうおそれを指摘。それはまた、ビジネス・モデルに応じて償却原価と公正価値とを使い分けるように求めている本公開草案の基本的な考え方にも抵触してし	企業が実際に依拠しているビジネス・モデルに合う業績評価(利益測定)を行うべし、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」	4	

質問8	市場性を欠き、公正価値を信頼性をもって測定できない持分金融商品に対する投資を公正価値で評価することの適否	反対	公正価値が投資家に対しレリバントな情報を提供するのとは一定の条件下に限られる旨を指摘。さらに、かりに公正価値で評価するとした場合、評価差額を当期純利益に含める理由が明示されていないことを指摘。	信頼性を欠いた公正価値情報は投資家をかえって誤導するので避けるべし、という価値判断／公正価値評価の問題は評価差額の損益認識に関する問題と併せて論じるべし、という価値判断	(定義を操作することによって、信頼ある測定が困難なケースでも公正価値測定が行われている、という外観を整えたところで、有用性の向上には貢献しない。)		3
質問9	上記のような評価を行うことの便益と費用、および上記のような評価の下で求められる減損テストの適否	費用が便益を超過	測定それ自体に加え、測定結果の適切さを情報利用者に説明するためのコストや、監査に要するコストも要する旨を指摘。	N/A			4
質問10	持分金融商品に対する特定の投資について、公正価値の変動差額をOCIに表示することの適否	一部反対	当期の業績を反映していない評価差額をOCI処理することには賛成。ただしリサイクリングを禁止するかどうかは業績報告の根幹をなす問題であり、「財務諸表の表示」プロジェクトで結論が下されるまでの間は、リサイクリングを許容すべし、と主張。	日本の投資家は当期純利益と包括利益の双方を必要としている、という事実認識／利益計算の根幹に関わる部分がローカルな基準の変更をつうじて「なし崩し的に」変えられるべきではない、という価値判断	『『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。』	1	
質問11	トレーディング目的以外の持分金融商品について、評価差額のOCI処理を企業に認める(選択させる)ことの適否(リサイクリングは禁止)						
質問14	貸付金としての基本的な性質を有し、かつ、契約金利にもとづいて管理されている金融資産・負債以外で、貸付金や売上債権の定義を満たすものだけを純粋な償却原価法の対象とし、本公開草案で償却原価による評価が求められている項目で、上記のケースに該当しないものについては、継続的な公正価値評価の対象とし、評価益のうち償却原価の変動に相当する金額は当期純利益に反映し、残りはリサイクリングなしでOCI処理する代替案の適否	リサイクリングの禁止に関連する提案には反対	この代替案が一定の有用な情報を提供する可能性は排除しないが、質問10および11に記したような理由から、当面リサイクリングを禁止すべきではない、と指摘。	投資家が必要としていると考えられる当期純利益の変質を引き起こしてしまうルールの改訂(リサイクリングの禁止)をローカルな基準の変更をつうじて「なし崩し的に」行うべきではない、という価値判断	『『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。』	1	
質問15	質問14ではOCI処理されている部分も含め、質問14の代替案で計上される評価差額のすべてを当期純利益に反映させる「別の代替案」や、すべての金融商品を全面的に公正価値で再評価し、貸付金等の性質を有している項目の評価差額で、「償却原価を超える部分」だけはOCI処理する「さらに別の代替案」の適否	問題点を指摘(概ね反対)	「別の代替案」は将来キャッシュフローの予測に役立つ損益の分解情報を提供しない(確定した成果といえない部分も当期純利益に含まれてしまう)点が問題だと指摘。「さらに別の代替案」については、貸付金や売上債権などの公正価値情報を注記ではなく財務諸表の本体で開示する結果となることに伴い、開示の負担が増加することに懸念を表明。	「確定した成果」とみなせない項目を当期純利益に含めるべきではない、という価値判断(「確定した成果」という性質を有する当期純利益を投資家が有用と考えている、という事実認識)	『『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。』	1	
その他			ドラスティックな改訂に代え、現行基準の微修正によって簡素化を図ることも検討すべし、と指摘	同左	同左		7
			金融商品の分類および測定が本公開草案のテーマであれば、金銭債権に関する将来キャッシュフローの見通しがどれだけ下方修正された時に減損処理を求めるのかも視野に収めるべし、と指摘(金融危機への対応を急ぐ必要から、分類と測定の問題が減損の問題から切り離され、前者の問題に関する合意の形成が急がれているのはやむをえないとしても、絶えず減損処理との関連性を意識すべきことを強調。)		(関連する会計基準との整合性を保つべし)		5
			本公開草案は、特定の評価差額について、それを当期純利益に含めるのか、それともOCIに含めるのか、という点で従来と異なる処理を要求している。これに伴い、現在「純利益に関する変動の相殺」に関連づけられているヘッジ会計の目的を再検討する必要性を指摘。		(関連し合う論点は同時に検討対象とすべし)		5

公開草案「株主割当で発行された新株予約権の分類」(IAS第32号「金融商品:表示」に対する修正提案)

2009年9月7日

質問1	改訂の対象を「同一区分に属する既存株主すべてに比例的に割り当てられ、その行使価格が通貨ベースで固定されている商品(権利)」とすることの適否	賛成	負債と資本の区分に関する基本的な考え方を取り扱うプロジェクトにおいて合意が形成されていないものの、早急に解決すべき問題が重要な場合は、特定の個別ケースに関して判断を下すことは許容しうる旨を指摘。	緊急度の高い問題については、例外的な対応を許容すべし、という価値判断	同左		7
質問2	行使価格が機能通貨または報告通貨ベースでは固定的でないケースであっても、質問1に記されているような項目を持分商品とみて継続的な再評価の対象から除くこと	賛成	左記の処理は、現行基準であるIAS第32号を支えている基本的な考え方と整合的である旨を指摘。	現行基準を支えている基本的な考え方との整合性を図るべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問3	早期適用の容認を前提として、遡及適用を求めることの適否	賛成	影響額が大きくなる可能性もあり、その場合は財務報告の比較可能性が損なわれてしまうことから、遡及適用を容認。	財務報告の比較可能性を確保すべし、という価値判断	(会計処理の選択に際しては比較可能性を斟酌すべし)		4

ディスカッション・
ペーパー「負債の
測定における信
用リスク」

2009年9月1日

質問1	負債の当初認識に際して、その負債に固有の信用リスクを会計上の評価額に織り込むことの適否	(b)場合によっては織り込む、を支持	現金の受領に伴って生じる負債、あるいは契約上のキャッシュフローの金利相当額が含まれている負債については信用リスクの反映が意味を持つ(→契約当事者が信用リスクを見込んで契約条件を決定している事実を反映させるため)。他方、負債の中には当初認識において(信用リスクを反映した)公正価値で評価する必然性のないものも含まれている。信用リスクを反映させることでより大きく割り引いた「差額」の実現が期待できない(＝信用リスクを反映して大きく割り引いた金額での決済は事実上行えない)項目について信用リスクを反映した測定を行えば、投資家をミスリードする情報が提	実際には採りえない決済手段にもとづいて負債の評価を決めるべきではない(＝信用リスクを反映して大きく割り引いた金額での決済は事実上行えない場合は、信用リスクを反映すべきでない)、という価値判断	「経営者が実際に行おうとしている行動に(経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に)適う属性値を反映すべし」	6	
質問2	負債の事後評価に際して、その負債に固有の信用リスクを会計上の評価額に織り込むことの適否	(b)場合によっては織り込む、を支持。	ただし再評価の対象となる(＝公正価値等による再評価がもたれ、その結果として信用リスクが反映されることとなる)負債はきわめて限定的であることを指摘。	同上	「経営者が実際に行おうとしている行動に(経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に)適う属性値を反映すべし」	6	
質問3	市場が要求する金利に関する変化のうち、信用リスクの変化に起因する部分の測定方法として適切なものは何か。	N/A	ある負債に要求される金利の変化のうち、リスクフリー・レートの変化によらない部分を信用リスクの変化に起因する部分とみなす方法を支持。(他方、「信用スプレッドを一定とみなす」旨の記述もあり、コメント・レターを上記のように解釈してよいかどうかには疑問も残る。)	市場が要求する金利は、リスクフリー・レートと信用リスクを反映したスプレッドとに単純分割しうる、という事実認識	(実態に適う会計処理を行うべし)		1
質問4	信用リスクを反映させるための代替的手法のうち、適切と考えられるものはどれか。	選択肢の中では(c)を支持。	(a)あらゆる負債の評価において信用リスクを反映しないこととし、現金受入額との間に生じた差額は即時に損益認識する方法、(b)あらゆる負債の評価において信用リスクを反映しないこととし、現金受入額との間に生じた差額は負債の最終決済までの期間において適宜認識する(それまでは繰延べる)方法、(c)借入金や現金の受領に伴って生じた負債については「現金受入額」で評価し、現金の受領を伴わずに生じた負債については将来キャッシュフローを(信用リスクを反映しない金利で)割り引いた金額で評価する方法(←この場合、事後評価においてもリスクフリー・レートの変化だけを反映させることとなる)、の中から(c)を支持。	契約当事者が信用リスクを見込んで契約条件を決定している事実は負債の評価に反映させるべし、という価値判断／信用リスクを反映して大きく割り引いたことによって生じた「差額」は、通常、償還期限前の譲渡などをつづいて実現させることが困難であるから、事後評価の局面においては信用リスクの変化を反映させるべきでない、という価値判断	「経営者が実際に行おうとしている行動に(経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に)適う属性値を反映すべし」および(実態に適う会計処理を行うべし)	6	1
総論(上記の質問に対する回答と重複していない部分)	討議資料に付帯しているスタッフ・ペーパーに記されている「信用リスクを反映すべし」という立場を支持する代表的な議論」への疑義		「信用リスクの変化(例えば悪化)」が、債権者から株主に対する富の移転を引き起こすのは事実である。しかしその事実は、会社の利益を認識するための十分条件ではない。現行ルールのもとで、債権者から株主への「富の移転」が利益として認識されていないケースは例示しうる。	これまで開発されてきた基準のすべてが依拠しているとは言い切れない基礎概念との整合性を理由に、特定の会計処理を排他的に支持すべきでない、という価値判断	「整合性を図る対象を複数想定しうる状況で、かついずれの対象を選択するのかについて市場関係者間の合意が得られない場合は、特定の選択肢だけを排除すべ	5	
			「賛成論」のほうで言及されているような「会計上のミスマッチ」が生じるのは、事業資産をほとんど有していない企業などの、限定的なケースに限られる。「会計上のミスマッチ」は、一般には、むしろ反対論で指摘されているような形で生じるも	限定的なケースにしか適用しえない議論を一般化すべきでない、という価値判断	「限定的なケースにしか適用しえない議論を一般化すべからず」		

IFRS公開草案第x
号「法人所得税」

2009年7月31日

質問1	「税務基準額」および「一時差異」に関する定義の適否	賛成	経営者の意図に依存しない形で「税務基準額」を定義すれば、解釈の曖昧さを回避しうる旨を指摘。また課税所得に影響を及ぼさない項目を排除する形で「一時差異」を定義すれば、一時差異と繰延税金資産・負債との関係が明確になる旨を指摘。なお(測定の局面で適用される)税率に関する第26項の規定が、税務基準額の定義と矛盾しているという誤解を招かないための、十分な説明を要請。	個別基準の趣旨に適う形で、また不要に多義的な解釈の余地を残さない形で定義を与えるのは望ましい、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問3	当初認識に関する除外規定を極力排除することの適否	賛成	企業結合の取引や「会計上の利益または課税所得への影響を与えない取引」のような特殊ケースについて、支払額や取得額と資産や負債の総額との差額を引当額やプレミアムとして区分し、関連する繰延税金資産・負債の変化に応じて包括利益を認識する公開草案の処理によれば、特殊なケースに関して除外規定を設ける必然性は失われる、と指摘。	例外を設ける必要のないルールのほうが望ましい、という価値判断	同左		4
質問4	期間が永続的と考えられる海外の子会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資にがっては、例外的に、繰延税金資産や繰延税金負債を認識しないこと(測定の信頼性が確保されないケースもあるため)の	総論で賛成(詳細な説明を要求)	海外の子会社やジョイント・ベンチャーに対する投資と同程度の信頼性でしか将来における回収見込み額を予測できないケースは、国内の子会社に対する投資でも存在する旨を指摘。海外に対する投資だけを特別扱いする理由を詳述するように要請。	等質的なケースには等質的なルールを適用すべし、という価値判断(実質優先思考)	(等質的なケースには等質的なルールを適用すべし)		5

質問7	企業が報告した金額を課税当局が受け入れるかどうかについて不確実性が残る場合においては、起こりうるすべての結果の可能性に応じた加重平均額で評価することの適否	すべての可能性を視野に収めることについては賛成、加重平均額によって評価することには反対	発生可能性が低いケースについては信頼性をもって測定するのが困難と考えられることから、ある程度発生可能性が高いケースだけに限って認識したほうが情報の有用性は高まる、と指摘。またその発生確率が高く見込まれるケースについては、加重平均額ではなく、むしろ最頻値によったほうが有用な情報を提供しうる旨を指摘。（このほか不確実性の問題を議論する際には、租税債権と租税債務の双方を取り扱うべし、とも指摘。）	一定水準に満たない信頼性しか保証されない測定値は有用ではない、という価値判断／加重平均額よりも最頻値のほうを投資家が有用と判断する場合もありうる、という価値判断	「より洗練された測定技法（例えば期待値）の適用が技術的に可能であっても、その適用が最善とは限らない。（測定技法の選択は、投資の成果をより適切に把握できるかどうかに依存している。）」および（最低限の信頼性を充足すべ	2	3
質問9	資産の帳簿価額を回収する方法によって別々の税率が適用される場合には、税務基準額を決定する損金算入額と整合させる形で適用税率を算定する方法の適否	総論で賛成（詳細な説明を要求）	税務基準額をその回収方法に依存しない形で定義していることとの間に、一見したところ矛盾が生じているようにみえるため、誤解のない説明を追加するように要請。	会計処理の論拠は同一会計基準内で首尾一貫したものであるべし、という価値判断	（会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし）		5
質問13	過年度に継続事業の外で認識された項目の税効果について、これを継続事業の外に配分するよう求めているIAS第12号のような方法と、継続事業への配分を求めているSFAS第109号のような方法（＝本公開草案が支持している方法）の優劣	継続事業の外への配分を求めるIAS第12号のような方法を支持	過年度に継続事業の外で認識された項目の税効果を継続企業に配分する方法によれば、過去にOCI項目として認識された繰延税金資産・負債に関する税率変更等の影響を継続企業に反映させる結果を生むが、これはリサイクリング前のOCI項目に関する変動の影響を当期純利益に反映させるという「直観に反する」結果を生む旨を指摘。またIAS第12号のような方法は、複雑な配分を必要する、という理由で棄却されているが、OCI項目はそもそも繰越欠損金や課税所得の発生源ではない以上、複雑な配分を引き起こしているのは他の項目であって、OCI項目ではない旨を指摘。そのうえで、当期純利益とOCIの双方に影響を及ぼす税率の変更などと、OCIには影響を与えない「過去に生じた繰越欠損金に関する回収可能性の見直し」などとで、提起されているふたつの方法を	OCIがもともと未確定の成果に起因する項目である以上、その変動を（リサイクリング前に）確定した成果（当期純利益）の構成要素に含めるべきでない、という価値判断	「性質の異なる項目、例えば確定した成果と未確定の成果とは区分すべし」	1	
質問15	繰延税金資産・負債を、それぞれが関わっている（発生原因として跡づけうる）資産・負債に関する区分に従って流動・非流動に分類することの適否	賛成		回収・決済までの期間にてらして流動・非流動分類を行う必要は、繰延税金資産・負債とその他の資産・負債項目とで異ならない、という事実認識	（実態に合う会計処理を行うべし）		1
質問17	要開示事項の有用性	原則として賛成	不確実性に関する説明の要求は、課税当局に対する企業の立場を不利にするおそれが残ることから、当該情報を開示することの要否について慎重な検討を要求。	ある情報の開示によって利害関係者が受ける影響を幅広く斟酌すべし、という価値判断			6

公開草案「認識の中止」
2009年7月28日

質問1	認識の中止を評価すべき項目の決定等を報告企業レベルで（連結財務諸表においては企業集団への影響にもとづき）行うことの適否	賛成		報告主体内部（連結企業集団内部）における資産の移転等は、認識の中止の契機となりえない、という価値判断	「連結企業集団内部における資産の移転等は、認識の中止の契機となりえない」	7	
質問2	認識を中止するかどうかの評価を行うべき項目の適格要件に関する適否	反対	譲渡されない部分と譲渡される持分との間で独立したキャッシュフローが生み出されるべきことを要件として課している結果、例えば「最初の90%部分の譲渡」と「持分の90%の比例的な譲渡」とで適用される会計処理が異なってしまう（認識を中止する場合としない場合が分かれてしまう）のは、「支配（の喪失）」の重視という、本公開草案を支えている基本的な考え方に抵触する事態が生じていることを指摘。本公開草案のこうした問題点（事実上、リスク・経済価値アプローチと同様の結果となってしまうこと）は、問題となる資産の全体をひとつの単位として「継続的な関与」の存否などを判断していることに起因している、と指摘。また本公開草案は、金融資産のキャッシュフローに対するわずかな権利の譲渡だけで認識が中止されてしまう事態を避けようと努めているが、本公開草案のアプローチによればそのような事態が生じる可能性は低	具体的な規定は公開草案を支えている基本原則と整合的であるべし、という価値判断	（会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし）		5
質問3	「譲渡」の定義の適否	基本的な考え方に限って賛成	法的な意味での売却に該当しない取引の中にも「譲渡」に相当するものがありうる、という点については同意。ただし法的な意味での売却には該当しないが、本公開草案における「譲渡」の定義を満たすことから認識の中止が求められている項目のいくつかについては、事実上継続保有に等しいため、認識の中止に該当しないことを示すべし、と指摘。「中止すべきでないケース」には、本公開草案では譲渡・認識の中止に相当するケースとみなされている買い戻し条件付きの売却も含	事実上の継続保有というケースについては、認識の中止を認めるべきでない、という価値判断	（実態に合う会計処理を行うべし）		1
質問4	「継続的な関与」の有無によって認識を中止すべきケースとすべきでないケースを区分することの適否、および「継続的な関与」規準に例外を設けることの適否	賛成		継続的な関与の有無は、認識を中止するかどうかと密接に関わっているという事実認識	（実態に合う判断規準を設けるべし）		1

質問5	「(譲渡人による継続的な関与が認められる状況において)譲受人が自己の便益のために資産を譲渡する実務上の能力」にてらして認識を中止するかどうかを決定することの適否	見直しを要請	認識を中止するかどうかの判断は、本来なら譲渡人の立場から下されるべきだが、適用(運用?)を容易にするため例外的に譲受人の立場から判断していること自体は許容。ただし譲受人の能力の有無を「第三者への譲渡」という観点だけから問うているが、そのような能力を持たなくても譲受人が同様の便益を受けることは可能であることや、かりに譲渡する能力を持たない場合であっても、譲受人が譲受資産に関する経済的便益を享受することは可能であることを指摘。併せて、AG52E(e)の説明と異なり、譲渡人による保証の存在も譲受人による経済的便益の支配を否定しない旨を指摘。	譲受人が経済的な便益の支配を妨げられる場合と、妨げられない場合に対応する形で、認識を中止すべき場合と中止すべきでない場合とを区分する規準を設けるべし、という価値判断／本公開草案の提案ではそれが達成できない、という事実認識	(実態に適う判断規準を設けるべし)		1
質問6	認識の中止に関する要件が充足されるケースにおいて、留保持分に適用される会計処理の適否(of.譲渡時点における公正価値の比率に応じて、譲渡前の簿価、すなわち全体に関わるものを「譲渡された部分」と「留保された部分」に分割する方法の	原則として賛成	留保持分に対する投資は譲渡の前後で継続している旨を指摘。ただし「認識の中止」の要件を満たす譲渡の一環で、譲渡人が譲受主体に対する持分を取得するような特殊ケース(22A)の一部については、投資が継続していない、という事実認識に適う会計処理を適用したほうがよい、とも指摘。	取引の前後で投資が継続しているとみなしうるケースにおいては、ストックの再評価やそれに伴う評価差額の認識を行う必要はない、という価値判断	「取引の前後で投資が継続しているかどうかは、ストックの再評価やそれに伴う評価差額の認識を行うかどうかと密接に関わっている。」	7	
質問7	本公開草案で提案されている判断規準(認識を中止するかどうかに関するもの)の総体としての適否	代替アプローチは支持せず。本公開草案が提案しているアプローチにいくつかの修正を加えたものがよい、と指摘。	金融資産は構成要素にもとづく分割が容易であるにもかかわらず、本公開草案が譲渡対象資産を「全体」として取り扱っている結果、例えば優先部分だけを売却し、劣後部分を留保したとき、その事実を会計処理に反映させるのが困難となっていることを指摘。その他、これまでの質問に対する回答の要点を再度指摘。ただしわずかな権利の譲渡であっても、資産全体の認識を中止し、留保持分に関して新たな資産を認識する「代替アプローチ」のほうが、より深刻な問題を引き起むしろ非金融資産に関する「認識の中止」との整合性を図るべきことを指摘。すなわち本来なら構成要素を分解しうる金融資産のほうが(少なくとも部分的な)認識の中止を行うのが容易なはずなのに、本公開草案によると、むしろ認識を中止する機会が非金融資産よりも狭められていることを問題視。	【最も強く働いている価値判断】取引の前後で投資が継続しているとみなしうるケースにおいては、ストックの再評価やそれに伴う評価差額の認識を行う必要はない、という価値判断	「取引の前後で投資が継続しているかどうかは、ストックの再評価やそれに伴う評価差額の認識を行うかどうかと密接に関わっている。」	7	
質問8	本公開草案の提案が、連結財務諸表に関する公開草案を支えている基本的な考え方と整合しているか否か	整合性を図ること自体を疑問視		整合性を図ることが意味を持つのは、問題の構造が等質的な場合に限られる、という事実認識	(整合性を図ることが意味を持つのは、問題の構造が等質的な場合に限られる)		5
質問9	金融負債の認識を中止する際に適用される基本原則の適否	一部を除き賛成	条件改訂を「認識の中止」の契機とみるのではなく、改訂内容に応じた評価替えの契機ととらえるべきことを指摘。	金融負債の本体が条件改訂の前後で変わらず存続している以上、支配の移転などは生じておらず、したがって「認識の中止」の契機も生じていない、という事実認識	(実態に適う判断規準を設けるべし)		1
質問11	IFRS第7号の改訂に関する提案(すなわち開示を要求する事項に関する提案)の適否	いくつかの点で改善を要請	ノンリコースローンについては、ネットポジションを注記するのではなく、財政状態変動書において認識が中止されない(ノンリコースローンに関連する)資産を間接控除する形で表示すべきことを提案。その他2点の要改善事項を指摘。	「実態」に適う開示を行うべし／関連する情報は組み合わせる開示すべし／趣旨が不明確な項目の開示は要求すべきでない、などの価値判断			1

ディスカッション・
ペーパー「リース
ー予備的見解」

2009年7月14日

質問1	新たなリース会計基準の範囲は、現行リース会計基準の範囲にもとづく旨の決定の適否	反対	実質的に割賦購入に等しいリース物件は、使用权モデルが適用されるリース物件とは質的に異なる以上、実質的に購入した資産と考えられるもの(現在でいう所有権移転ファイナンス・リース)については使用权モデルを基調とする新たな会計基準の範囲から除くべき、と指摘。	リース契約の質的な違いに応じて、異なる基準を適用すべし(実質が異なるリース物件については、リースという外形が共通していても、異なる会計基準を適用すべし、という価値判断)(実質優先思考)	(実質が異なるリース物件については、リースという外形が共通していても、異なる会計基準を適用すべし)		1
質問2	非中核資産のリースや短期リースを新たな会計基準から除外することの適否	一定の条件下で賛成	会計基準の適用対象とすることのコストと便益とを比較考量したうえで、コストが便益を超過してしまうものについては適用範囲から除き、現行ルールでいう賃貸借処理を求めるべし	新たな会計基準を採択するかどうかを検討する際には、採択に伴って生じるコストと便益とを比較考量すべし、という価値判			4
質問4	「使用权モデル」を適用することの適否	一定の条件下で賛成	使用权モデルの適用によって、現行ルールが抱えている問題点の改善を図りうることを認めたとうえで、随時解約可能なリース契約についてまで、使用权としてのリース資産やリース負債の計上を求めるべきでない、と主張。かりに随時解約可能なリース契約にまで資産・負債の計上を求めた場合は、予想されるリース期間の見積もりが著しく困難である旨も併	随時解約可能なリース契約からは、定義を充足するような負債や、それにみあう資産は生じない、という事実認識	「拘束性の強い契約を締結しているか否かは、資産や負債を認識するかどうかと密接に関わっている。」	7	
質問6	当初の測定において、支払リース料総額を借手の追加借入利子率を用いて割り引くことの適否	反対	「貸し手による契約上の計算利子率」の見積りは困難だからその適用を求めるべきではない、という本ディスカッション・ペーパーの事実認識は正しくない、という立場を表明。また追加借入利子率による割引現在価値は、通常、リース物件の公正価値に等しくなる、という事実認識も正しくない、という立場を表明。(見積りが可能であれば)現行ルールのとおり、契約上の計算利子率による割引を優先すべし、と指摘。	貸し手が借り手に要求している利子率こそ、リース契約に際して借り手が負担する利子費用(コスト)を反映しているという事実認識／上記の実態を可能な限り利益計算に反映させるべし、という価値判断	(実態に適う会計処理を行うべし)		1
質問8	リース料の支払義務と使用权資産の双方について、償却原価ベースの測定を行うことの適否	一定の条件下で賛成	通常のリース契約については償却原価ベースの測定を行うべきだが、短期リース等についてはその適用除外とし、より簡便的な手法を容認すべし、と指摘。	新たな会計基準を採択するかどうかを検討する際には、採択に伴って生じるコストと便益とを比較考量すべし、という価値判断(これに加え、暗黙裡に、非金融資産については公正価値による継続的な再評価が一般に行われておらず、使用权資産だけをその例外とする必然性は見出せない			4

質問9	リース料の支払い義務について、公正価値による継続的な再評価を容認することの適否	反対	リース料の支払義務を「複数の構成要素からなるリース会計固有の負債である」とみる立場と、リース契約の会計処理に「単一の資産または負債アプローチを採用する(＝構成要素への分解を行わない)」考え方のもとでは、償却原価による評価に例外を認めるべきではない、と指摘。	投資の実態が等しい項目については、複数の測定操作を認めるべきでない、という事実認識	(実態が等しい項目には、等質的な会計処理を適用すべし)		1
質問10	追加借入利子率が変動した事実を反映させるために、リース料支払義務を再評価することの適否	反対	リース料支払義務の事後測定方法として償却原価ベースのアプローチを採用する以上、追加借入利子率の変動を反映させないやり方が、他の非デリバティブ金融負債の評価と整合的である旨を指摘。	保有目的などに関して等質的な項目については、会計処理の整合性を図るべし、という価値判断(ここでは非デリバティブ金融負債、という性質に注目)	(実態が等しい項目には、等質的な会計処理を適用すべし)		1
質問12	使用権資産の価値下落にみあう費用の計上区分を「償却費あるいは減価償却費と異なるリース費用」とすることの適否	反対	事後測定において、使用権に関する費用計上とリース料支払い義務に関する費用計上との間に「連携を図る(＝資産と負債を一体とみなし、独立した存在とは考えないようにする)」必要はない旨を指摘。	リース契約締結以降、使用権資産とリース料支払義務の価値とは環境変化に応じて独立に変化しうる、という事実認識	「価格の決定要因が異なるか否かは、ある複数の項目について等質的な会計処理を適用するか否かの判断規準として機能する。」	7	
質問13	契約期間に関して延長オプションが付されている場合において、「最も発生可能性の高いリース期間」にもとづき会計処理を決めることの適否	反対	オプションの行使が外形上明らかな場合などを除き、契約時点においては最低契約期間にもとづき会計処理を決定し、事後オプションの行使可能性が高まった時点で、その事実をリース料支払い義務に反映すべし、と指摘。またディスカッション・ペーパーの提案によれば、経営者に不必要な裁量を与えることになる旨も指摘。	過度に不確実な見積りにもとづき会計処理を決定すべきでない、という価値判断／経営者に過度の裁量を認めるべきでない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問16	借手のリース料支払義務に、変動リース契約における支払額を含むべし、という判断の適否(発生可能性等を合理的に決定することが事務上困難な偶発リース料の	反対	考慮すべき偶発事象の中には、長期の見積りを伴うものも含まれており、少なくともそのような項目については、困難な見積りを強いるべきではない、と指摘。	過度に不確実な見積りにもとづき会計処理を決定すべきでない、という価値判断	(過度に不確実な見積りにもとづく測定を行うべからず)		3
質問17	借手のリース料支払義務には確率加重された変動リース契約における支払額を含まなければならない、という提案の適否	反対	偶発リース料は、その金額を合理的に算定することができるようになった時に、「最も起こりうる金額」で測定しなければならない、と主張。	過度に不確実な状況で「無理に求めた」加重平均値より、より確実に見積もりうる最頻値による測定のほうが望ましい、という価値判断	「洗練されているが、不確実な見積もりに依拠している測定値よりは、ブリミティブだが不確実な見積もりによらない測定値のほうが望ましい」	2	
質問18	特定の指標やレートの変動に依拠しているリース料支払義務については、リースの開始日における指標やレートを用いて測定することの適否	反対	すべてのケースにおいて、リース開始日の指標やレートが将来の支払額を規定するわけではないこと、したがって開始日における指標やレートを用いるのは、それが将来の支払額を規定するような取引条件となっている場合に限るべきことを	取引の「実態」に合う会計処理を適用すべし、という価値判断(環境条件に応じて会計処理を使い分けるべし、という価値判断)	(実態に合う会計処理を行うべし)		1
質問19	見積もり変動支払リース料の変動に応じて、リース料支払義務を再測定することの適否	条件付きで賛成	「偶発リース料の認識が、その発生時期や発生金額を合理的に決定できるようになってから行われることを前提とできるなら」、そこで用いられた見積もりが修正された事実はストックの評価に反映すべし、と指摘。	もともと合理的な将来見積もりに依存している評価額については、見積もりが修正された事実を評価額に反映しなければならない、という価値判断	「もともと合理的な将来見積もりに依存している評価額については、見積もりが修正された事実を評価額に反映すべ	7	
質問20	見積もり変動支払リース料の変動に応じて、リース料支払義務を再測定する際、(a)その変動差額を損益認識するのか、それとも(b)使用権資産に関する簿価の修正に充当するのか	会計処理の使い分けを要求	見積もり変動支払リース料の変動が使用権資産の価値変動と密接に結びついている場合もあれば、結びついていない場合もあることを指摘。偶発リース料契約の内容に応じて会計処理を使い分けることを要請。	取引の「実態」に合う会計処理を適用すべし、という価値判断(環境条件に応じて会計処理を使い分けるべし、という価値判断)	(実態に合う会計処理を行うべし)		1
質問21	残価保証の会計処理と、変動リース料に関する会計処理とで整合性を保つべし、という判断の適否(残価保証についても不確実な見積もりを求め、それをストックの評価にすみやかに反映するやり方の適否)	反対	長期のリース契約などにおいては、残価に関する見積もりがきわめて困難と考えられることから、原則として、リース取引開始時点においては残価保証の影響をリース料支払義務に見積もりに反映させるべきではない、と指摘(例外的に残価が明らかな場合を除く)。残価を合理的に算定することができるようになった時に、その事実を支払義務の見積もりに反映	過度に不確実な見積りにもとづき会計処理を決定すべきでない、という価値判断	(過度に不確実な見積りにもとづく測定を行うべからず)		3
質問22	借手のリース料支払義務に関する区分表示を強制することの適否	反対	任意開示にとどめることを要請。また「財務諸表の表示」プロジェクトとの整合性を保つことを要請。	区分開示の要否は、企業の判断に委ねるべし、という価値判断	同左		7
質問23	使用権資産をどう表示すべきか	N/A	「使用権」という性質に合うのは無形資産としての表示だが、どのような資産を使用して収益の獲得を図っているのかを示すことのほうが投資家のニーズに合う、という判断から、原資産であるリース物件の性質に応じて表示する方法(DPK8.9)がよい、と指摘。	投資家は原資産であるリース物件の性質に応じた使用権資産の区分表示を望んでいる、という事実認識		4	
			DP6.4からDP6.6Iに記されている「非明示的なオプション」に関するさらなる検討を要請。とりわけ再リースの可能性を当初の測定に織り込むべきかどうか、に関する検討を要請。その際、再リースの可能性が不明確な段階ではその事実を測定に反映させるべきでなく、再リースがほぼ確実となった段階でリース料支払い義務に反映すべし、と指摘。	過度に不確実な見積りにもとづき会計処理を決定すべきでない、という価値判断	(過度に不確実な見積りにもとづく測定を行うべからず)		3

質問24	本ディスカッション・ペーパーには記されていないが、今後検討すべき問題があればそれを指摘されたし、という要請への対応	N/A	短期間で更新を繰り返しながら長期にわたって継続使用するリース物件について、リース期間をどう設定すべきかに関する追加的なガイダンスを要求。	何をもって取引の実質とみるのかに関する判断が当事者間で大きく分かれそうなケースについては、その統一を図るべし、という価値判断(実質優先思考に由来する価値判断)			1
			借手がリース契約から生じる資産や負債を認識する時点の決定に際しては、他の非金融負債に関する現行ルールとの整合性を図るように要求。具体的には、リース契約の契約時点において資産と負債を認識することは、非金融未履行契約の存在は資産・負債を認識することの契機とならない、という基本原則に反する旨を指摘。	等質的な項目(ここで注目されているのは非金融負債としての等質性)については、会計処理の整合性を図るべし、という価値判断	(類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし)		5
			サービス契約を含むリースで、サービスの対価が明示されていないものについて、リース物件の使用権とサービスに対する支払いとを区分する必要があるのなら、その方法に関するガイダンスを要求。併せて、両者の区分が困難な場合には「一括処理」を容認するように要求。	異質な便益を生み出す項目については、原則として異質な会計処理を適用すべし、という価値判断／ただし原則の適用が過度なコストを引き起こす場合は、簡便な処理を容認すべし、という価値判断(実質優先思考に由来する価値判断)	(異質な便益を生み出す項目については、原則として異質な会計処理を適用すべし)		1
			リースの開始日とリース期間の開始日との間に無視できない時間の隔たりがある場合の会計処理を明らかにする必要がある、と指摘。	会計処理が明示的に定められておらず、かつ周辺領域に適用されている会計基準のうちの何に依拠して会計処理を決定すればよいのかも明らかでない場合は、明示的なガイダンスを設定すべし、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問25	リース料を受け取る貸手の権利が資産の定義を充足しているか否か	明確な回答を回避	定義を充足するケースはありうるものの、貸手の会計処理が明示されていない以上、明確な判断は下せない旨を指摘。	測定ルールから独立に、ある項目が資産の定義を充足するかどうかを論じることとはできない、という事実認識	「ある項目に関する測定操作から独立に、当該項目の定義を論じることとはできない。」	7	
質問26	貸手の会計処理を支える基本原則として、(a)貸手にリース物件に関する認識の中止を求めるアプローチと、(b)貸手に新たな履行義務の認識を求めるアプローチのうち、いずれが適切か	条件に依存している旨を指摘	リース契約の契約によって、リース物件の使用による便益を貸し手が享受できなくなるような場合には認識の中止が適切だと指摘。他方、締結後も貸手が引き続き何らかの便益を享受するようなリース契約もありえ、その場合には認識を中止すべきでない、と指摘。	取引の「実態」に合う会計処理を適用すべし、という価値判断(環境条件に応じて会計処理を使い分けるべし、という価値判断)	(実態に合う会計処理を行うべし)		1
質問27	貸手がリースの開始時点において収益を認識するのが適切となるようなケースの存否	直接的な回答は留保	単純なリース以外(販売型リース、直接金融リース、レバレッジド・リースなど)を網羅的に検討し、詳細なガイダンスを提供すべし、と主張。	N/A			7
質問28	投資不動産の会計処理を、貸手の会計処理に関する新たな会計基準の範囲に含めることの適否	賛成	リース物件が動産か、それとも不動産かは会計処理の違いを生み出さない、と指摘。	等質的な項目(ここで注目されているのは賃貸目的で保有する事業資産としての等質性)については、会計処理の整合性を図るべし、という価値判断	(類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし)		5

ディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」

2009年6月19日

質問1	企業の契約資産または契約負債の変動にもとづく、単一の収益認識原則(本DPが提案しているもの)への賛否	条件付きで賛成	(1)認識される収益の総額が顧客対価に等しくなること、(2)履行義務を顧客対価で測定し、したがって契約開始時点においては収益を認識しないこと、(3)履行義務の事後的な再測定を原則として行わず、履行義務が充足される場合に限って収益を認識すること、が満たされている限り、DPが提案している収益認識モデルは有用な情報を生み出す、と指摘。その理由として、上記の原則によれば、IASBやFASBの概念FWIにもとづく収益認識(確実となった時点で実績値としての成果を収益計上する方法)が行われることになるため、を指摘。	計上される収益はフィードバック価値を有しなければならない、という価値判断／左記(1)から(3)までが満たされればフィードバック価値を有する情報が提供される、という事実認識	「企業会計で認識する収益は確定した実績値としての成果という特質を備えるべし。」	1	
質問2	企業の契約資産または契約負債の変動にもとづく、単一の収益認識原則では有用な情報を提供できないケースの存否	存在する、という立場を表明	成果についての事前の期待が異なれば、踏襲すべき収益認識のモデルも違ってくる旨を指摘(長期請負工事契約を例示)。	投資に寄せられる事前の期待が収益のとりえ方を規定する、という事実認識	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」	4	
質問3	「契約」の定義の適否	賛成	簡潔で、会計基準の適用範囲に含めるべき項目を網羅しているため、である旨を指摘。	簡潔性や網羅性は、定義に求められる特性の代表例だという事実認識			4
質問4	「履行義務」の定義の適否(提案されている定義によったとき、契約において企業が提供すべきものを整合的に識別できるか否か)	条件付きで賛成	(1)(a)「契約における提供物(または要素)」には、顧客に直接提供される要素のみならず、間接的に提供される要素も含んでいること、(b)かりに直接提供される要素だけを「提供物」とみるのであっても、間接的に提供される要素を「直接的に提供される要素の取得原価を構成するもの」とみること、の2点が保証されていること、(2)資産を第三者が利用する場合の収益認識がDPの範囲に含まれているかどうかを明確にすべきこと、(3)履行義務を擬制すべきケースと、すべきでないケースとの識別規準を明示すること、などを要求。	等質的な項目については、会計処理の整合性を図るべし、という価値判断／何をもって取引の実質とみるのかに関する判断が当事者間で大きく分かれそうなケースについては、その統一を図るべし、という価値判断	(類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし)および(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)	3 and 5	

質問5	複数の履行義務を分割する際、顧客に対して約束した資産を移転する時点为基础とすることの適否	条件付きで賛成	履行義務をどう識別するのかは、問題となっている契約に固有の条件にもとついて行うべきであり、他の契約において当該履行義務がどう取り扱われているのかは無関係であることを明示するよう要請。また履行義務が充足されたかどうかを図る際に重視される「支配が移転したかどうか」が多義的に解釈されないよう、「支配の移転」に明確な定義を与えるように要求。その際、何をもち「支配の移転」とみるのかに関する基本原則は、基本原則として明示すべきであり、何が基本原則なのかについて読み手に解釈の余地を与えるべきでは	どのような期待がそれぞれの投資に寄せられているのかは、投資対象が同一であつても文脈次第で異なりうる、という事実認識／投資に寄せられる事前の期待の違いが収益のとらえ方の違いに結びつく、という事実認識／不必要に多義的な解釈が残るような表現を用いるべきではない、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」「資産や負債の外形的な特徴はその保有目的を一義的には規定しない。」および（経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない）	4 and 7	3
質問6	返品 of の請求を受けた場合に対価を返還する義務を履行義務のひとつとみる考え方の適否	賛成	企業が一定期間にわたり無条件に返金に応じる義務を負っているような場合は、財の引渡し局面における「支配の移転」と返品に応じるサービスに関する「支配の移転」とは独立であり、少なくともこのようなケースについては、返品に関する義務を独立した履行義務とみなしうる旨を指摘。	契約条件にてらして「独立している」とみなしうる義務は、会計上でも独立把握すべし、という価値判断	（実態に合う会計処理を行うべし）		1
質問7	販売インセンティブ（ポイントサービスなど）が履行義務となりうるか否か	賛成	契約条件次第では、独立した履行義務とみなしうる旨を指摘（DPは、付与された販売インセンティブにもとづく便宜が図られるタイミングが当初の販売時点と異なれば、その事実をもって独立した履行義務とみなしうる旨、DP3.24で指摘。その考え方にてらせば、多くの販売インセンティブは独立した履行義務となりうることを併せて指摘）。	「契約条件にてらして独立しているかどうか」の判断規準のひとつは「履行のタイミングが異なるかどうか」だという事実認識	（実態に合う会計処理を行うべし）←「契約条件にてらして独立しているかどうかは履行のタイミングが異なるかどうかに依存している」		1
質問8	顧客が約束された財の支配を獲得したこと、あるいは約束されたサービスを受領したことをもって、履行義務が充足されたとみなすことの適否	賛成	約束された財は企業と顧客のいずれかが支配しているものであるから、企業にとって財の支配が移転したかどうかを顧客の観点から判断してもよい旨を指摘。併せて、いつ支配が移転したのかは契約条件に依存して決まる旨をDPが明示す	財やサービスの支配は取引当事者の一方だけに帰属する、という事実認識	（実態に合う会計処理を行うべし）←「財やサービスの支配は取引当事者の一方だけに帰属す		1
質問9	履行義務の充足を待たずに収益を認識することによって、かえって有用な情報が提供されるようなケースの存否	存在する、という立場を表明	通常は履行義務の充足時点が投資成果の確定時点であるから、確定した成果を認識する手段として「履行義務の充足に着目した収益認識」は意味を持つ。しかし履行義務の充足以前に成果が確定しうるケースでは、義務の履行状況にかかわらず、成果が確定した事実にてらして収益を認識するほうがよい。請負工事契約における工事進行基準の適用がその典型例だと主張。	収益を認識すべきかどうかは、第一義的には、成果が確定したかどうかにてらして判断すべし、という価値判断	（具体的な判断規準とそれを支えている基本理念とに食い違いがみられる場合は、基本理念のほうを優先すべし）		5
質問10(a)	履行義務を取引価格で当初測定することの適否	賛成	質問1に対する回答で記したとおり、この方法によれば、IASBやFASBの概念FWIにもとづく収益認識（確実となった時点で実績値としての成果を収益計上する方法）が行われることになるため、と指摘。	計上される収益は確定的な成果に裏づけられ、フィードバック価値を有しなければならない、という価値判断	「企業会計で認識する収益は確定した実績値としての成果という特質を備えるべし。」	1	
質問10(b)	履行義務の充足に要すると見込まれるコストがその簿価を超過する場合に、履行義務は不利な状態に置かれたものとみなし、再測定を求めることの適否	DPに記されている条件下で損失を計上することには賛成、しかし履行義務の再測定をつづいて損失を計上することには反対	企業にとって不利な状況は、主として将来における財・サービスの提供に必要なコストの増加によって引き起こされたものであり、そうであれば、履行義務とは独立した引当金の設定によって対応すべし、と主張。これと併せて、経営者による恣意的な利益操作を避けるため、契約が不利な状態に陥ったかどうかの判定に際しては、マージンを含まない金額にもとづいて下すべきことを指摘。	既存のストック項目に関する評価額の算定根拠と、「事後に判明した不利な事象」との関係が希薄な場合は、独立したストック項目を新たに認識すべし、という価値判断	「既存のストック項目に関する評価額の算定根拠と、『事後に判明した事象』との関係が希薄な場合は、既存のストックに関する評価を修正するのに代え、独立したストック項目を新たに認識すべし」	7	
質問10(c)(d)	顧客が約束された財の支配を獲得したこと、あるいは約束されたサービスを受領したことをもって、履行義務が充足されたとみなすことの適否、および顧客対価アプローチ以外に依拠すべきケースの存否（←ASBJはこの質問を「DPが掲げている、履行義務の測定目的の適否」と読み替えて	直接的な回答を留保（左記の「読み替え」を前提とした場合は一部賛成、一部反対）	契約に関連する業績の把握、という観点から履行義務を測定することには合理性を見出せるものの、財やサービスを移転する旨の契約から生じる債務を描写する観点から測定することには合理性を見出せない、と指摘。その理由として、後者の観点を強調した場合は、DPにおいて現在採用されている取引価格測定アプローチ以外が適切なものとみなされるようになるため、を指摘。	計上される収益は確定的な成果に裏づけられ、フィードバック価値を有しなければならない、という価値判断	「企業会計で認識する収益は確定した実績値としての成果という特質を備えるべし。」	1	
質問11(a)	契約締結コストを回収するために顧客に請求する金額を、履行義務の当初測定額に含めることの適否	賛成	当該コストを含まない金額で履行義務を測定した場合は、履行義務が相対的に小さく評価される結果、当初測定時点において収益が計上される結果となりうる。それは確定した成果の把握という、収益認識の基本原則に反することである旨	計上される収益は確定的な成果に裏づけられ、フィードバック価値を有しなければならない、という価値判断	「企業会計で認識する収益は確定した実績値としての成果という特質を備えるべし。」	1	
質問11(b)	契約の組成コストを発生時費用処理することの適否（発生時に費用処理した場合、有用な情報が提供されなくなるかどうか）	条件に依存している旨を指摘	将来の経済的便益に結びつくものは資産計上し、その可能性が低いものは発生時費用処理すべし、と指摘。	資産計上するかどうかは、資産の定義にてらして判断すべし、という価値判断	（ある項目を会計上の認識対象とするかどうかの判断に際しては、その項目の定義に着目すべ		6
質問12	履行義務の基礎となる財やサービスの独立した販売価格にてらして取引価格をそれぞれの履行義務に配分する方法の適否	賛成	独立した販売価格が明らかであれば、それこそがそれぞれの履行義務を充足した場合に見込まれる対価を端的に反映していると考えられるため、と指摘。	それぞれの履行義務を充足することで受領しうる対価は、その基礎となる財やサービスの独立した販売価格に最も端的に反映されている、という事実認識	（実態に合う会計処理を行うべし）←「それぞれの履行義務を充足することで受領しうる対価は、その基礎となる財やサービスの独立した販売価格に最も端的に反映されている」		1

質問13	実際には別々に販売していない財やサービスについて、独立に販売した場合の仮想的な価格にもとづく配分を許容するか否か	直接的な回答を留保	問題とされている状況では、むしろ履行義務を分割せず、一体としてとらえる必要があるかもしれない、と指摘。	分割販売しえない財やサービスについては、一体として処理すべし、という価値判断	(実態に合う会計処理を行うべし)←分割販売しえない財やサービスについては、一体として処理すべし		1
------	--	-----------	---	--	---	--	---

ディスカッション・
ペーパー「財務諸
表の表示に関す
る予備的見解」

2009年4月14日

総論			包括利益と当期純利益とをともに開示する旨の決定、とりわけ当期純利益の算定にあたってリサイクリングの手続を維持することとした決定を支持。	市場関係者が有用性を見出してきたと考えられる情報の開示は継続すべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
			DPIによる提案内容が実行可能なものであることを慎重に確かめるよう要請。その点、IASBによるフィールド・テストの結果には偏りが生じているおそれがあるため、その利用には慎重なスタンスで臨むことを要望。	実践可能な会計基準を開発すべし、という価値判断			4
			DPを貫いている「一体性」の要請は、有用性を支えるひとつの特性に過ぎず、「一体性」それ自体を偏重した場合は、かえって有用性が損なわれる可能性があることを指摘。	達成すべき目標の階層構造を意識すべし／下位の目標に固執するあまりより上位の目標が達成されなくなるような事態は避けるべし、という価値判断	「達成すべき目標の階層構造を意識すべし。すなわち下位の目標に固執するあまりより上位の目標が達成されなくなるような事態は避けるべし」	3	
			キャッシュフロー計算書に期待されている役割との関係において、間接法を禁止する積極的な理由はなく、その採用を引き続き容認するように要請。	市場関係者が有用性を見出してきたと考えられる情報の開示は継続すべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
			非支配持分に帰属する利益と親会社に帰属する利益とをどう区分表示するのかという問題は、本DPでの検討範囲から除かれているが、「財務諸表の表示」の根幹に関わる問題であることを指摘。そのうえで、親会社に帰属する当期純利益の区分表示を要請。	ある会計問題に関して明確な解決を図らない限り、新たに開発している会計基準を支える基本原則が明らかにならない状況では、その問題に関する解決策を明示すべし、という価値判断	(特定領域に適用される新たな会計基準の内容次第で会計基準の体系が大きく変容しうる状況で、かつ会計基準の体系を支えている基本理念の明確化が求められている状況では、当該個別基準の開発を急ぐことで基本理念の明確化を図るべし)		7
			本DPと密接に関わっている他のプロジェクトとの相互関係を意識するように要請。	市場関係者がこれまで受け入れてきたものとは異なる基本原則の導入を新たに求める場合は、その導入がより有用な情報の提供に資するかどうかを慎重に確かめるべし、という価値判断	(新基準の開発に際しては、それがより有用な情報の提供に資するかどうかを重視すべし)		6
質問1	DP2.5から2.13で説明されている「財務諸表の表示」の目的、とりわけ「一体性の目的」は、会計情報に関する有用性の改善に資するか否か	改善に結びつかないおそれのある項目を多数指摘	一体性目的を貫徹しようとした場合、例えば有形固定資産などは財政状態変動表のみならずキャッシュフロー計算書においても営業項目に含めた場合、現行基準において「投資活動」に含まれている項目の多くが「営業活動」に表示されることとなる。CF計算書における営業と投資との区分を投資家らが有用な区分と考えているのであれば、一体性目的の貫徹は、かえって有用性を損ないうる、と指摘。	達成すべき目標の階層構造を意識すべし／下位の目標に固執するあまりより上位の目標が達成されなくなるような事態は避けるべし、という価値判断	「達成すべき目標の階層構造を意識すべし。すなわち下位の目標に固執するあまりより上位の目標が達成されなくなるような事態は避けるべし」	3	
質問2	事業活動と財務活動との区分がより有用な情報の提供に資するか否か	具体的な区分それ自体については否定的な見解を表明	事業と財務との区分が、投資家が企業価値を評価する際に依拠する区分(金融投資の価値と事業投資の価値との合計額として企業価値を算定することや、金融投資と事業投資とで価値の見積りに用いられる手法が異なること)であるのはたしかだが、その事実からただちに、財務諸表横断的に「営業」「財務」の区分を行うべし、という判断が導かれてくるわけ	財務諸表の表示形式を変更する旨の提案を行うのであれば、その変更からどのような便益がなぜ期待されるのかを明示するように要請。	(新基準の開発に際しては、当該基準の導入によってどのような影響が及ぶのかを明示すべし)		7
質問3	所有者持分を財務カテゴリーの内訳要素とするのか、それとも独立したひとつのセクションとして表示するのか	独立したセクションとする方法を支持	所有者持分を財務カテゴリーの内訳とする場合、財務カテゴリーには所有者の取引結果と非所有者との取引結果とが混在することとなる一方で、包括利益利益計算書には非所有者との取引の影響だけを反映することとされており、矛盾が生じてしまうことを指摘。	同一DPにおける提案は、一貫した論拠に支えられた整合的なものであるべし、という価値判断／投資家らによる情報の利用実態に合う区分を行うべし、という価値判断	(特定の会計基準を支えている論拠は、当該会計基準内で首尾一貫性を保つべし)		5
質問4	非継続事業(廃止事業)に関して独立したセクションを設けることの適否	賛成	財務諸表の利用者は継続事業に関する業績と非継続事業に関する業績とを区分する可能性が高い旨を指摘。	財務諸表利用者に適う形式で表示を行うべし、という価値判断(投資家らは継続事業に関する業績と非継続事業に関する業績とを区分する、という事実認識)	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
質問5	セクションやカテゴリーの設定に際してマネジメント・アプローチを踏襲することの適否	賛成	経営者と利用者とのコミュニケーションの促進、という観点からマネジメント・アプローチが望ましい、と指摘。	マネジメント・アプローチに依拠すれば、より多くの情報が利用者に提供されることになる、という事実認識	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	

質問6	資産と負債について、事業セクションと財務セクションのいずれかに表示するよう要求することをつうじて、主要な財務比率の算定が容易となるか否か	明確な回答を留保	セクションをどう区分するのか、その手法が明らかにされない状況では、容易になるとも、ならないとも言い切れない旨を指摘。	新たな提案の適否は、より具体的なルールのある方に依存している、という事実認識（議論が抽象度の高い次元にとどまっている限り、提供される情報の有用性は判断できない、という事実認識）	（新たな会計基準のあり方に関する議論が抽象度の高い次元にとどまっている限り、提供される情報の有用性は判断できないこともありう		7
質問7	企業レベルではなく、報告セグメントレベルで資産と負債を分類することの適否	賛成	報告セグメントレベルでの分類は、マネジメント・アプローチを採用していることとも整合的である旨を指摘。	セグメントレベルでの区分を経営者に委ねることをつうじて、投資家らが必要としている内部情報の提供を期待しうる、という事実認識	「より多くの内部情報を引き出しうる計算・開示ルールが望ましい」	7	
質問8	資産に関するどのような情報の開示をセグメント別に要求すべきか	右記の通り	過度に詳細な情報は不要であり、基本的には資産総額の開示で十分だが、企業が財務費用をセグメント別の業績に含めている場合などは、セクション毎の総額を開示する必要があるかもしれない、と指摘。	開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし、という価値判断	（開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし）		4
質問9	事業セクション、ならびにその構成要素である営業カテゴリー・投資カテゴリーに関する定義の適否	カテゴリーの具体的な区分方法（core vs. non-core）について反対	コアとなる活動が営業カテゴリーに、ノンコアの活動が投資カテゴリーに対応している、という本DPの立場に反対。恣意的で濫用の対象となりがちで、実務的でも有意義でもない、というのがその理由である。代替案として、営業カテゴリーを「事業の経常的な活動に関わるもの」と定義する方法や、投資カテゴリーを「政策的投資」などと限定例示する方法を提示。	過度に大きな裁量の余地が残されている分類規準を採用すべきでない、という価値判断	（経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない）		3
質問10	財務セクション、ならびにその構成要素である財務資産カテゴリー・財務負債カテゴリーに関する定義の適否	賛成	資金管理資産(treasury asset)を財務セクションに含める決定について賛成。また財務カテゴリーにどのような金融資産・金融負債を含めるのかについて、経営者に柔軟な判断の余地を与えたことにも賛成	明示的な記述なし			7
質問12	現金同等物を現金の一部とみるのではなく、他の短期投資と同様に表示し、また分類しなければならない、という決定の適否	賛成	詳細な記述なし	詳細な記述なし			7
質問13	測定基礎が異なる資産や負債については、財政状態変動書において区分表示すべし、という決定の適否	条件付きで賛成	過度に詳細な区分を設けても、それが情報の有用性を高める保証はない旨を指摘。	開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし、という価値判断	（開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし）		4
質問14	包括利益とその構成要素を単一の包括利益計算書に表示すべし、という決定の適否	反対	本DPが当期純利益と包括利益の双方を開示するよう求めていることに鑑みれば、2計算書方式を廃止すべきでない、と主張。	本DP3.29に記されている見解とは異なり、すべての損益項目を単一の包括利益計算書に含めなくても投資家らは損益情報を正しく理解できるし、単一の計算書に収容されていなくても比較可能性が損なわれることはない、という価値判断	「投資家はそれほどナイーブな存在ではない」	7	
質問15	為替換算調整以外のOCI項目について、営業活動、投資活動、財務資産・財務負債のうちいずれに関連するものなのかを特定し、表示することを求める決定の適否	賛成	詳細な記述なし	詳細な記述なし			7
質問16	情報の有用性がいっそう高まると見込まれる場合には、セクション・カテゴリーのそれぞれにおいて収益・費用・利得・損失を機能別、あるいは性質別に、さらに詳細に分解すべし、という決定の適否	総論としては賛成、具体的な要求事項には反対	機能別、あるいは性質別の詳細な分解がいっそう有用な情報を生み出す可能性については否定しないが、本DPが3.42以降で具体的に求めている開示事項は詳細に過ぎる旨を指摘。	開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし、という価値判断	（開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし）		4
質問17	本DP3.55に記されている形で法人所得税を配分することの適否	賛成	「現行の当期純利益が確保されるため」とだけ指摘。	詳細な規定なし（「現行の当期純利益が確保されるため」とあるのは、おそらく、廃止事業セクションとその他の包括利益セクションへの期間内配分を維持すれば、投資家が重視しているとされる「継続企業からの税引後利益」の表示を維持できるため、ということと考えられる。）			7
質問18	外貨建取引による為替差損益を、当該損益を生み出した資産と同じセクション・カテゴリーに表示すべし、という決定の適否	具体的な提案には懸念を表明	本DPの提案に対し、基本理念の次元で賛意を示しつつも、その厳格な適用を図ろうとすると煩雑な手続が求められるケースも生じると予想されることから、簡便な方法を認めるように要請。	開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし、という価値判断	（開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし）		4
質問19	間接法を廃止し、直接法を強制することの適否	反対	直接法を強制することで期待される便益が明示されていない旨を指摘。また損益計算書とキャッシュフロー計算書とが相互補完関係にあるという場合には、間接法によることで有用な情報を開示しうる旨を指摘。	キャッシュフロー計算書には、損益情報の補完という役割が期待されている、という事実認識／その役割を果たすためには、利益とキャッシュフローとのズレを生み出している項目が示されている報告書のほうが有用だという価値判断	（計算・開示手法は、計算・開示目的に適うものであるべし）		5

質問20	直接法を適用する場合に負担すべきコストとしてどのようなものを想定できるのか。		多数の子会社を有する企業集団においては、直接法を適用するためのシステム開発に多大なコストを要すること、在外子会社が多く為替換算の影響が強いケースでも煩雑な調整が強いられること、表示科目の数が多い場合は、作成のためのコストがさらに増大することなどを指摘。	間接法が支配的な現状を与件としたとき、直接法への移行にコストを要するのに加え、直接法による計算が根付いた後も多くの煩雑な調整が必要になる、という事実認識	同左		7
質問21	バスケット取引の影響額を複数のセクションまたはカテゴリーに分類し、影響額合計の配分を求めるのか、それとも単一のカテゴリー等に分類し、配分を行わないのか	配分を行わない方法を支持	一体として取り扱われている以上、バスケットに含まれている個々の資産・負債ではなく、バスケット取引自体の性格に着目してバスケット取引の影響を単一のカテゴリーに表示するよう要請。	一体として機能する資産群について、構成要素ごとに分類する必要はない、という価値判断	「一体として機能する資産群については、当該資産群を測定単位とすべし」		7
質問23	キャッシュフローを包括利益に調整し、包括利益を4つの要素に分解するための調整表(DP4.19)の開示を求めることの要否	反対	キャッシュフロー計算書を間接法によって作成することを認めさえすれば、DPの調整表によって提供される情報の大部分は提供されるはずであると指摘。キャッシュフロー計算書を直接法によって作成することを与件とした場合、DPの提案する調整表の作成負担は大きいにもかかわらず、そこで提供される情報がどのような便益を生み出すのかは明らかでない旨を	開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし、という価値判断／直接法と調整表開示の強制、というコストのかかる方法より、安価で同様の便益を享受しうる方法(間接法の維持)を採用すべし、という価値判断	(開示に要するコストと、コストをかけたことで期待される便益とのバランスを図るべし)		4
質問24	公正価値の変動について、さらに詳細な分解を行うことの要否	直接的には回答せず	金融商品PJで検討すべき課題と主張。	より直接的に関わる別のプロジェクトがあるのなら、そのプロジェクトに検討を委ねるべし、という価値判断	同左		7
質問25	代替的な調整様式を視野に収めて検討することの要否	不要	純利益と営業キャッシュフローとの関係であれば、間接法を容認するだけで必要な情報が提供されるため、代替的な調整様式を検討する必要はない、と主張。(→IASBによる質問を矮小化してとらえたコメントとなっているおそれあり)	現在提供されている情報で投資家らの情報ニーズに十分応えられている、という事実認識	「間接法で投資家らの情報ニーズに十分応えられている」		7
その他			営業循環基準による流動・固定分類を禁止し、一年基準を一律適用することには積極的な意義を見出せない、と主張。	むしろ営業循環基準の採用が有用な情報の提供に役立っている、という事実認識	「営業循環基準による流動・固定分類のほうが有用な情報の提供に役立っている」		7

公開草案「連結財務諸表」
2009年3月19日

質問1	提案されている「支配」の定義が、SIC第12号対象企業のすべてに適用しうるか否か	原則論として賛成	パワーとリターンという側面に着目して支配を定義し、その支配にてらして連結の範囲を定義することで、統治機関が必ずしも必要とされない企業にも首尾一貫した判断基準を適用しうる旨を指摘。その一方で、上記の概念を具体的にどう適用するのが不明確な状況も存在する旨を指摘。	連結の範囲に含めるべき組織か否かは支配が及んでいるか否かで決定しうる、という価値判断／その「支配」は、パワーとリターンとに依存している、という事実認識	「連結の範囲に含めるべき組織か否かは支配が及んでいるか否かで決定しうる。そこでいう『支配』は、パワーとリターンとに依存している。」		7
質問2	「支配の原則」にてらして連結の範囲を決定することの適否						
質問3	支配が及んでいるか否かに関するガイダ ンスの適否	いくつかの修正を要求	必ずしも過半数近くの議決権を有していなくても、議決権にてらして「支配が及んでいる」とみなされるケースはありうることを示し、第27項(a)を「実際に用いられる」という意味で実行可能なものとするよう要請。またアレンジメントやその結果としてのインディケーターがパワーを持つかどうかは、議決権と組み合わせさっているかどうかと関わっていることを示すような改善を要請。	過去の経験にてらして、一定のバイアスがかかった解釈が行われる見通しのもとでは、そのような解釈が行われないように表現を工夫すべし、という価値判断／個別規定は、会計基準を支えている基本原則(ここでは「支配が及んでいるかどうか」にもとづく連結範囲の決定)と整合的であるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)および(会計基準を支える基本理念に合う解釈が期待できない状況では、それに合う解釈へと導くようなガイダンスを提供すべし)		5
質問4	支配が及んでいるかどうかの判断に際し、オプションや転換可能な金融商品をも考慮する旨を定めているEDの提案の適否	賛成	オプション等については、権利の行使が見込まれる場合ばかりでなく、行使しないことが明らかな場合にも行使を前提としたルールを適用することとなるEDの提案には反対もみられるが、行使可能性の有無については別段の対応をすればよい、と指摘。	「議決権以外によっても企業を支配するパワーは生じうる」という、ED全体を支える考え方との整合性を図るべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問5	他者の利害と私的な利害の双方を有する主体については「他者のための議決権を行使することが明らかな場合に限り、当該主体が支配を及ぼしているかどうかの判断に際して、当該議決権を考慮外に置く」旨の決定の適否(BC95)	賛成	当事者がいずれの利害に沿って行動しているのかが不明確な場合について、支配が及んでいるかどうかの判断を一律に決めていない(多様な可能性に含みを持たせている)点を評価。	本質が異なる複数の事象に画一的なルールを適用すべきでない、という価値判断(実質優先思考)	(←異質な項目には異質な基準を適用すべし)		1
質問6	「組成された企業」の定義(ED30)の適否	反対(議決権をつうじて支配される企業と組成された企業について、一貫した考え方に支えられた別々の規定を設けること自体には賛成)	質問3に対する回答に記されているように、アレンジメントやその結果としてのインディケーターがパワーを持つかどうかは、議決権と組み合わせさっているかどうかと関わっているにもかかわらず、その点が不明確となっているED第29項を含んだ形で「組成された企業」が定義されていることを問題視。むしろ「議決権を通じては、その活動が左右されない企業」と定義することを要請。	個別規定は、会計基準を支えている基本原則(ここでは「支配が及んでいるかどうか」にもとづく連結範囲の決定)と整合的であるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問7	「組成された企業」の支配の評価に関するガイダ ンスの適否(支配の定義の整合的な適用に貢献しているか否か)	一部の修正を要求	(a)組成された企業と組成された企業以外とで、「支配」概念に支えられた、一貫した判断基準が下されていないケース、(b)「支配」の解釈について首尾一貫性が保たれていないケース、(c)組成された企業に限定された文脈において、具体的な判断に関する首尾一貫性が保たれていないケース、などが存在している旨を指摘。	個別規定は、会計基準を支えている基本原則と整合的であるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5

質問8	支配に依拠した判断規準に加え、例外的に、リスクと経済価値に着目した「補完的な判断基準」を設けることの要否	反対		(a)リスクに依拠した定量的なテストの容認は、いわゆる「原則主義」に反すること、(b)「例外」と位置付けたくうえで定量的な手法によるリスクの評価を認めた場合、実際には適用しやすい「例外」のほうが原則として取り扱われてしまうおそれ、	明確な(純)便益が期待できない限り、例外を認めるべきではない、という価値判断	(コストと便益とを考慮すべし)			4
質問9	開示に関する要求項目の適否	一部の修正を要求		(a)ある特定の項目(支配が及んでいるかどうかの判断基準)について詳細な内容の開示を要している現在のEDは、それが例外だという外観を伴っている。EDが全体として例外の設定に抑制的なスタンスに立っているのであれば、詳細な内容の開示を避けるほうが良い、と指摘。また(b)注記させることの意義が乏しいと考えられる項目や、(c)注記させることの意義が不明確な項目についての開示要求を撤回するように要	誤解を招くような項目の開示、意義の乏しい項目の開示、意義が不明確な項目の開示はそれぞれ避けるべし、という価値判断	(明瞭な表示を心がけるべし)			4
質問10	報告主体にとって提供が技術的に困難な項目の開示要求が含まれていないか否か	困難な項目も存在		「報告企業がさらされているリスクの評価に関するその他の情報」(B46)がこれに該当する旨を指摘。	技術的に提供が困難な項目の開示を強いるべきではない、という価値判断	(実践可能性を考慮すべし)			4
質問11	風評リスク(市場関係者の期待に応じる形で、連結対象外の組成された企業を支援しなければならない可能性)を、支配が及んでいるかどうかの判断において考慮しない、という判断の適否、および上記の風評リスクに関連する開示要求項目の適否	賛成		詳細な記述なし	風評リスクの有無や程度は支配が及んでいるかどうかの判断に影響を及ぼさない、という事実認識	「風評リスクの有無や程度は支配が及んでいるかどうかの判断に影響を及ぼさない」		7	
質問12	「重要な影響」という用語や、持分法の適用に関する検討を行うことの要否	不要		持分法の適用に結びついているようにみえる問題であっても、それが微小な修正で解決しうるものであれば、持分法の適用自体を議論の対象とする必要はない旨を指摘。また、本EDが取り扱っている問題で、一見したところ現行の持分法に関する会計基準に関わっているようにみえるものは、実際には本EDに固有の問題である旨も併せて指摘。もともと支配していない他企業に対する戦略的な投資の中には、子会社への投資と類似した性質を持つものも含まれており、持分法を適用するケースと連結を行うケースとの「明確な線引き」を求めるスタンスで問題を検討すべきでないことも併せて指摘。	微修正による対応が可能な場合に、より大きな影響の及ぶ手段を用いた解決を図るべきでない、という価値判断／連結と持分法とは投資の成果をとらえるための異質な手段だという前提で議論を行うべきでない、という価値判断	「連結と持分法とは投資の成果をとらえるための等質的な手段である。」		7	
質問2	ある主体の間に共同支配の関係が認められる場合には、一方が他方に対し重要な影響力を行使しうることから、それらの主体を関連当事者とみなすことの適否	反対		共同支配においては、「支配する側にある複数の当事者」が一般に牽制しあう関係にあることから、特定の一主体だけが重要な影響力を及ぼすことは困難だと指摘。	重要か否かの判断を首尾一貫した形で行うべし、という価値判断				6
質問1	事業セグメント等で、処分済み、あるいは売却目的での保有とみなされているものを「廃止事業」とみる定義の適否	賛成		これまでのルールとくらべて廃止事業を「大きく」定義することで、過年度の損益情報に関する再表示が頻繁に行われる事態(＝企業に過度な負担を強いる事態)を回避しうる旨を指摘。さらにセグメント報告が求められるかどうかによって廃止事業の定義は異なるべきではない、という点についても提案に賛同する旨を指摘。	廃止事業を過度に小さく定義すると、財務諸表の作成者側に過度な負担を強いることとなる、という事実認識(そうした事態は避けるべし、という価値判断)／事業セグメントの動向(例えば売却処分)は事業活動の戦略的なシフトを示唆するから、事業セグメントに着目して廃止事業を定義すべし、という価値判断／売却目的での保有が明らかな「有機的に結びついた資産群」であれば、法形式にかかわらず廃止事業に含めるべし、という価値判断(実質優先思	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)			1
質問2	廃止事業について表示される金額は、(事業セグメントについて開示される金額、すなわち最高経営意思決定者に報告される金額ではなく)包括利益計算書で開示される金額にもとづくべし、という判断の適否	賛成		廃止事業の区分が包括利益計算書の本表において開示される以上、包括利益計算書に開示される他の項目と同一の方法によって測定すべし、と指摘。	付随的な位置づけのセグメント情報ではなく、主要な財務報告書である包括利益計算書の開示項目との整合性を保つべし、という価値判断	(整合性を図る対象が複数存在する場合は、より重要と考えられている開示書類に関する作成ルールなどとの整合性を優先的に図るべし)			5
質問3(a)	既に処分されたか、あるいは売却目的保有に分類された企業のすべての構成要素について(＝廃止事業に区分された要素だけではなく、継続事業に区分された部分についても)開示を求めることの適否	一定の条件が満たされた場合に賛成		左記の開示は財務諸表の作成者に過度の負担を強いるおそれがあることから、このような開示を要求するに至った経緯を説明するように要求。またすべての構成要素に関する開示を前提とした場合、複数の構成要素を集約して開示しうることを具体的に定めたガイダンスを提供するように要求。	市場関係者の理解を得るために必要な情報(ある特定のルールを設けた理由)は積極的に開示すべし、という価値判断	同左			7
質問3(b)	取得時に売却目的保有に分類されるための要件を満たしている事業については、上記のような開示を免除することの適否	賛成		もともと売却目的で保有している事業に関する開示情報は、投資家による将来キャッシュフローの予測に貢献しない旨を指摘。	財務諸表利用者の利用目的に適う情報(のみ)を開示すべし、という価値判断				6
質問1	公正価値のヒエラルキーを使用した金融商品の公正価値開示を要求することの適否	賛成		開示の要求は公正価値測定的首尾一貫性や、企業間の比較可能性を高める旨を指摘。	ひとくくりにされた「公正価値」には多様な要素が含まれている、という事実認識／投資家らがその異質性を把握するのに必要な情報を提供すべし、という価値判断(実質優先思考)	(異質な項目には異質な基準を適用すべし)			1

質問2	3つのレベルによる公正価値ヒエラルキーの適否	賛成	SFAS第157号と概ね整合的な内容であることから、コンバージェンスの促進に資する旨を指摘。またIAS第39号とも整合的な内容である旨を指摘。さらに各レベルの内容についてより詳細な説明を行うことを提案。	大きな争いがないかぎり、市場関係者がこれまで受け入れてきた判断を尊重すべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
質問3(a)	財政状態計算書における公正価値測定に関連した開示の充実を図ろうとする提案の適否	賛成	レベル3については主観的な見積りの要素が反映されていることから、財務情報の利用者により多くの情報を提供すべきであることを指摘。またどのような内容の開示が求められているのかを明確にすべき項目の存在を指摘するとともに、期首残高と期末残高との関係を示す調整表は、すべてのレベル3項目ではなく、経常的に発生する項目だけでよい、と指	計算過程に作成者の主観的な見積り要素が多く含まれるような情報については、補足的な開示をつうじてその事実を周知すべし、という価値判断	（計算過程に作成者の主観的な見積り要素が多く含まれるような情報については、補足的な開示をつうじてその事実を周知すべし）		6
質問3(b)	財務諸表の本体において公正価値の開示が求められていない項目についても、公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した情報の開示を要求することの適否	賛成	ここで「公正価値の開示が求められていない項目」という場合、財務諸表の本体で原価評価されている項目のみならず、そもそも財務諸表の本体に計上されていない項目も含まれている旨を明示するように要請。	詳細な記述なし。	（財務諸表の利用者は、その本体と注記とを独立したものとしてみるのではなく、様式は違っても相互に関連し合っている情報とみなしている）		7
質問5	適切に管理されている非デリバティブ金融負債について、残存予想満期にもとづいた満期分析の開示を要求することの適否	改善提案を伴った賛成	定性的な情報と定量的な情報との関連性を強化する必要から、先の定量的情報に関する定性的な情報の開示を要請。	必要に応じて定量的情報を定性的情報で補完すべし、という価値判断	（必要に応じて定量的情報を定性的情報で補完すべし、という価値判		6
質問6	流動性リスクに関する新たな（修正された）定義の適否	改善提案を伴った賛成	「流動性リスク」に代えて「資金調達に伴う流動性リスク」という表現を用いるように提案。	内容の異なる概念には、異なる名称を付すべし、という価値判断（実質優先思考）	（異質な項目には異質な基準を適用すべし）		1

公開草案「1株当たり利益の簡素化」

2008年12月5日

質問1	EPSの算定で用いる加重平均株式数には、当期の損益に対する取り分を所有者に与える（あるいは与えることみなされる←現在行使可能で、行使が確実なオプションなど）普通株式だけを含めるべし、という提案の適否	賛成	EPSの開示目的は、報告期間における企業の業績に占める、各普通株式の持分に関する測定値を提供することであるから、現時点における確定した持分と、現時点において行使や転換が可能で、その行使等が確実な潜在的持分だけを計算の対象とすべきことを指摘。また日本において流通している株式のうち、IFRSにおける取扱いが不明確な項目について、取扱いの明確化を要求。	EPSの開示目的はIASBIによる提案のとおりであるべし、という価値判断／基本目的に合う開示を行うべし、という価値判断	（計算・開示手法は、計算・開示目的に合うものであるべし）		5
質問2	現金やその他の金融商品との交換において買い戻す契約に関わる普通株式は、あたかも既に買い戻されたものとみなし、EPSの分母から除くべし、という提案の適	賛成	IAS第32号が先のような契約を金融負債とみなしていることとの整合性を保つ観点からは、EPSの計算からも除外すべし、と指摘。	関連する個別基準における取扱いとの整合性を保つべし、という価値判断	（類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし）		5
質問3	損益を通じて公正価値で継続的に再測定されている金融商品については、希薄化後EPSを計算する必要はない、というEDの判断の適否	反対	損益を通じて公正価値で再測定されているかどうかで、希薄化後EPSの要否は変わってこない旨を指摘。	等質的な項目については、等質的な開示を要求すべし、という価値判断（実質優先思考）	（等質的な項目については、等質的な開示を要求すべし）		1
質問4(a)	希薄化後EPSの計算に際し、自社の株式に関する先渡売却契約の決済を、オプションやワラントと同様の方法で想定すべし、という提案の適否	賛成	詳細な記述なし	詳細な記述なし（実質優先思考）	（等質的な項目については、等質的な開示を要求すべし）		1
質問4(b)	オプション等の行使により生じる普通株式を、期末時点の時価で発行されたものとみなすべし、という提案の適否	賛成	計算の簡素化、「より新しい市場価格」の反映、および同様の調整計算において期末の時価に相当する金額が反映されていることとの整合性の観点から望ましい旨を指摘。	特段の不都合が生じない限り簡易な方法のほうが望ましい／特段の事情がない限り、より新しい評価額を計算基礎とするのが望ましい／類似したケースに求められている計算手続とは整合性を保つべし、など	（類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし）		5
質問5	参加型金融商品および2種類の普通株式に関する適用指針の改訂の適否	賛成	所有者が普通株式の配当に参加する権利を有している限り、貸借対照表上の表示区分が資本と負債とに分かれたとしても、EPSの計算上は対象項目について取扱いの整合性を保つ必要がある、と指摘。	EPSの開示目的にてらして重要なのは普通株式の配当に参加する権利の有無であって、会計上の表示区分ではない、という価値判断	（実態に合う会計処理を行うべし）		1
質問6	追加的な開示の要否	必要	損益を通じて公正価値で継続的に再測定されている金融商品については、希薄化後EPSを計算する必要はない、という結論（←質問3、ASBJは反対）が変わらないのであれば、当該情報を求めている投資家が必要としている情報を追加開示するように要請。	希薄化後EPSに関する情報の要否は、損益を通じて公正価値で再測定されているかどうかによって異なる旨を指摘。	（当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請）		2
総論			負債と資本の区分に関するプロジェクトと平仄を合わせるように要請。	相互に関連し合う、会計基準開発プロジェクトについては、結論の整合性を保つべし、という価値判断	（類似した構造を持つ会計問題に関しては他領域の個別基準との整合性を図るべし）		5

公開草案「IFRSの改善」

2008年11月7日

			IAS第18号「収益」に関連して、企業が本人と代理人のいずれとして活動しているのかの判定に関するガイダンスの発効日について、これを2010年1月1日と明記するように要請。	基準本文の改訂か、それともガイダンスの改訂かにかかわらず、適用開始時点を示すべし、という価値判断	同左		7
--	--	--	---	--	----	--	---

DP IAS第19号「従業員給付」の改訂に関する予備的見解

2008年9月26日

質問1	限られた期間で特定の課題だけに対応する、という目標を前提としたとき、このプロジェクトで取り扱うべき課題でありながらDPで漏れている項目の存否	むしろいま取り上げられているテーマのいくつかについて、検討を見送るよう要請	(1)拋出建と給付建とに区分してきた従来の会計基準に代えて、拋出ベース約定と給付建約定という区分を採用する(その結果、キャッシュ・バランス・プランを給付建から拋出ベースに移行させる)提案は、退職給付会計の中で新たな不都合を生み出すことからアジェンダに含めるべきでない、(2)拋出ベース約定に関して新たに提案された公正価値測定は、短期的な解決が困難な要素を含んでいるためアジェンダに含めるべきでない、(3)拋出ベース約定の範囲を不必要に広げるべきでなく、IAS第19号の測定規定も適用しても大きな問題が生じないケースは拋出ベース約定から除外すべきである、	測定規定に関する包括的な検討を行ほないまま、応急的な対応を行った結果、退職給付会計基準の中で不整合が拡大するような事態は避けるべし、という価値判断	(より上位の基礎概念との整合性が損なわれる事態は避けるべし)		5
質問2	予備的見解に至るまでに検討すべきであったのにいまだ検討されていない項目の存否	むしろいま取り上げられているテーマのいくつかについて、検討を見送るよう要請	(1)遅延認識を廃止し、即時認識に伴って生じた変動差額をただちに当期純利益に反映させる旨の見解は、費用の認識・測定に関する基本原則の変更を強いるものであるため、期間に制約のある今回プロジェクトに含めるべきでないこと、(2)遅延認識に伴う問題のうちの「ストックの評価が適正でなくなること」については、ストック評価の適正化に伴って計上することとなった評価差額をOCIに含めても達成しうるし、OCI処理も概念FWIに反しないこと、(3)遅延認識によるほうが投資家の意思決定に有用な情報が提供されている、という解釈と結びつきうる実証研究の成果にも目を向けるべきこと、(4)ストックの評価額を適正化する過程で計上される評価差額の性質(当期純利益に含めるべきか、それともOCIに含めるべきか)は金融商品プロジェクトでも争点とされており、退職給付会計のほうが突出して結論を急ぐべきではないこと、(5)労務費用の会計処理を取り扱っているIFRS第2号との整合性を保つ必要があり、それは予備的見解と違って遅延認識を容認することで、かえって達成されうること、(6)測定操作の客観性を保つ観点から期待運用収益に代えて、実績値としての運用成果を(期待運用成果と保険数理差損益との区分したうえで)費用計算に用いようとしているが、そのような変更は客観性の	測定規定に関する包括的な検討を行ほないまま、応急的な対応を行った結果、退職給付会計基準の中で不整合が拡大するような事態は避けるべし、という価値判断／ある目標をよりローカルな基準の変更で達成しうるケースでは、変更の影響が広範囲に及んでしまう、より一般的なルールを変更すべきでない、という価値判断／関連する他のプロジェクトとの整合性を図るべきこと／より下位の達成目標に固執するあまり、より上位の目標の達成が妨げられるような事態は避けるべし、という価値判断	(より上位の基礎概念との整合性が損なわれる事態は避けるべし)および(ある目標をよりローカルな基準の変更で達成しうるケースでは、変更の影響が広範囲に及んでしまう、より一般的なルールを変更すべからず)および(より下位の達成目標に固執するあまり、より上位の目標の達成が妨げられるような事態は避けるべし)		5
質問3	給付建費用の変動を表示するためのアプローチとして「予備的見解」が提案している諸アプローチ間の「優劣」	いずれのアプローチも支持しない旨を表明	時間的な制約の中で行われている今回の改訂作業においては、純給付建費用に関して現行IAS第19号を支えている基本的な測定原則を変更すべきでない旨を表明。それは要するに、遅延認識を許容したうえで、いったんOCI処理された項目についてリサイクリングの手段をとる方法であり、「提案され	測定規定に関する包括的な検討を行ほないまま、応急的な対応を行った結果、退職給付会計基準の中で不整合が拡大するような事態は避けるべし、という価値判断／コンバージェンスの対象国である米国	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問4	本「予備的見解」で提案されている諸アプローチに残されている「改善の余地」						
質問5	このプロジェクトで取り扱うべき約定が適切に識別されているかどうか	適切ではない、と回答したうえで、にもかかわらず「拋出ベース約定」の考え方にもとづく改訂が行わ	提案されている「拋出ベース約定」の定義は、とりわけ定義に含まれている「給与」という用語に多義的な解釈の余地が残されており、運用面で問題が生じるおそれを免れられない旨を指摘。こうしたことから現在提案されている「拋出ベース約定」にもとづく改訂それ自体に否定的なスタンスが示されてい	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきでない、という価値判断／外形に着目した判断を行い、実質を見誤るべきではない、という価値判断(実質優先思考)	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問6	このプロジェクトで提案されている方法に従った場合、多くの約定が「拋出ベース約定」に分類されることになるかどうか						
質問7	「予備的見解」の提案がそこで想定されている達成目標を果たすのに資するかどうか(現行IAS第19号のもとで拋出建制度に分類されてるもののほとんどが「拋出ベース約定」に含まれるという意味で、大幅な制度変更を強いずに済む、といえるかどうか)	反対	拋出ベース約定とみなされたものに関する負債には、公正価値による継続的な再評価が求められている(例えばPVI2)。この事実と、「大幅な制度変更を望まない(ITC9)」とを整合させれるのであれば、むしろ現行IAS第19号のもとで「拋出建制度」とされているものの大部分を「拋出ベース約定」から除かなければならない旨を指摘。さらに日本における典型的な「拋出建制度」が「拋出ベース約定」とみなされた場合は、公正価値による継続的な再評価が求められることに関連して、不必要な追加開示項目が要求されることとなる旨も指摘。	具体的な規定は、制度変更の趣旨に合致したものでなければならない、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
質問9	拋出ベース約定とみなされたものに関する代替的な測定アプローチの存否	直接的には回答せず、「予備的見解」が提案している方法の採用を見送るよう要請	公正価値による継続的な再評価を行おうとすれば、信用リスクの取扱いを中心とする、困難な問題に直面することとなる旨を指摘。	技術面で未解決の問題を含んでいる測定技法を強いるべきではない、という価値判断	(測定に係る技術的な制約にも配慮すべし)		4
質問10	支払フェーズ、あるいは据え置きフェーズにある給付負債を、積立フェーズにある給付負債と等質的に測定することの適否	直接的には回答せず、「予備的見解」が提案している方法の採用を見送るよう要請	「予備的見解」の提案によれば、経済的に同一の約定が、給付建約定の負債か、それとも拋出ベース約定の負債かという外形の違いによって異質な方法で測定されることとなる。積立フェーズで生じるこの深刻な問題に鑑み、支払フェーズや据え置きフェーズとの関係を論ずる以前に、提案それ自体を撤回するよう要請。	外形に着目した判断を行い、実質を見誤るべきではない、という価値判断(実質優先思考)	(外形に着目した判断を行い、実質を見誤るべきではない)		1
質問11	拋出ベース約定に該当する負債の変動を、「予備的見解」の提案どおりの構成要素に分解すべきか	反対	拋出ベース約定の中には、利息費用の把握がそれほど難しくない項目も含まれていることから、拋出ベース約定について一律に「勤務費用」と「その他」という二元的な分解を行う提案を見直すよう要請。併せて、利息費用の把握がそれほど難しくない項目まで含まれてしまうような、「拋出ベース約定」の定義それ自体も見直すよう要請。	会計基準で用いる概念の定義は、当該会計基準を支える基本原則や、そこで想定されている達成目標に適用ものであるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5

質問12	拋出ベース約定に関する負債の変動差額を当期純利益に含めるべきか否か	反対	信用リスクの悪化が評価益の計上に結びついてしまう事実を指摘。それを避けるためには評価差額を当期純利益に含めるべきではない、と主張。	当期純利益には、確定した投資の成果と いいうる要素だけを含めるべし、という価値判断(退職給付関連の負債については、母体企業に関する信用リスクの悪化による公正価値の変動は、当該企業による投資の成果を反映していない、という事	「当期純利益には、確定した投資の成果といいうる要素だけを含めるべし」	1	
質問13	「いずれか高い額」というオプションが付された給付約定の取扱い(オプションの識別が困難か否か、など)	直接的には回答せず、「予備的見解」が提案している方法の採用した場合に予想される問題点を指摘(＝間接的な反対)	左記のようなオプションが存在する場合は、拋出ベース約定のケースと整合的な測定方法が採用されることから、関連する負債については公正価値による再評価が求められることとなる。そうなると質問9や質問12に関するコメントにあるように、信用リスクの取扱いに関する困難な問題の解決が求められるようになることを指摘。	当期純利益には、確定した投資の成果と いいうる要素だけを含めるべし、という価値判断(退職給付関連の負債については、母体企業に関する信用リスクの悪化による公正価値の変動は、当該企業による投資の成果を反映していない、という事	「当期純利益には、確定した投資の成果といいうる要素だけを含めるべし」	1	

「財務報告の概念FW改訂案 第1章 財務報告の目的及び第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約

2008年9月26日

概念FW改訂作業の作業手順に関するコメント			概念FWを逐次的に置き換えていくべきではなく、すべての章についての見直しが完了した段階において一括して置き換えなければならない旨を指摘。	全体として体系性を保つべき一連の文書については、整合性を欠く「新」「旧」文書を混在させるべきではない、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
			概念FWIに関する改訂内容と、個別基準に関する改訂内容との間で整合性を保たなければならない旨を指摘。	概念FWがその役割を果たすためには、個別基準との整合性を保つべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
	第1章「財務報告の目的」に関するコメント		概念FWIにおいて焦点を当てるべき利用者がこれまでよりも広くとらえられているが、そうしなければならない理由に関する明示的な説明を欠いている旨を指摘。	これまで受け入れられてきたルール の改訂を行うためには、既存のルールが抱えている問題点や、新たなルールがその問題点を解決する理由などを明示すべし、という価値判断	同左		7
			(1)現状よりも多くの情報利用者を平等に取り扱おうとすれば、「最大公約数」として提供される情報の量はこれまでよりも減少してしまうこと、(2)最終的なリスク負担者を直接的なターゲットとしている、いま提供されている情報は、その他の利用者にとっても有用でありうることを指摘。	財務情報の多様な利用者を平等に取り扱うことと、多様な利用者にとって有用な情報を提供することとは必ずしも連動していない、という事実認識	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
			いわゆる「会計主体論」を持ち出したところで、誰に焦点を当てた財務報告を行うべきかに関する含意は得られない旨を指摘。	対象が類似していても、主題の異なる議論を結びつけるべきではない、という価値判断(会計主体論は誰の観点から財務諸表を作成するのか、を論じているものであり、利用者の立場を問題にしているわけではない、という事実認識)	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
			いわゆる「企業実体の公準」を持ち出したところで、会計主体論に関してどのようなスタンスをとるのかに関する含意は得られない旨を指摘。	対象が類似していても、主題の異なる議論を結びつけるべきではない、という価値判断(会計主体論は誰の観点から財務諸表を作成するのか、を論じているものであり、この点に関するいずれの立場も企業実体の公準と整合する、という事実認識)	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
			一方で株主と債権者との(請求権者としての)等質性を強調しておきながら、最終的に両者の区分を暗に求めていることとは矛盾している旨を指摘。	同一の文書において矛盾した判断や推論は避けるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
			会計主体論に関して特定の立場を選択することは、財務諸表の構成要素に関する特定の立場を選択することと結びついている。にもかかわらず、財務報告の目的に関連づけて会計主体論に関するスタンスだけを先に決めてしまうと、構成要素に関する事後の決定内容との間に矛盾が生じてしまうおそ	相互に関連し合う論点については同時に取り扱い、同時に解決を図るべし、という価値判断	(関連し合う論点は同時に検討対象とすべし)		5
			IASBが支持している「企業主体観」は、同じようにIASBが支持している資産負債観と相容れない内容を有している旨を指摘。	同一の文書において矛盾した判断や推論は避けるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
			連結財務諸表は親会社株主の観点から作成すべきことを指摘。	財務情報の多様な利用者を平等に取り扱うことと、多様な利用者にとって有用な情報を提供することとは必ずしも連動していない、という事実認識	(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		2
			フローの情報に対するストック情報の相対的な優位を事実の裏づけなく主張することはできない旨を指摘。	概念FWの改訂は何らかの超越的な価値判断にもとづくべきではなく、むしろこれまで観察されてきた経験的な事実 に根差した判断を行うべし、という価値判断	「会計基準の開発に際しては、は何らかの超越的な価値判断にもとづくべきではなく、むしろこれまで観察されてきた経験的な事実 に根差した判断を行うべし」	7	

				当期純利益やその構成要素に、経済的資源の変動や経済的資源に対する請求権の変動に結びつけた解釈を与えることはできない旨を指摘。	当期純利益はストックの変動と密接に関わっているものの、ストックの変動から独立したロジックに支えられている、という事実認識	「当期純利益はストックの変動と密接に関わっているものの、ストックの変動から独立したロジックに支えられてい	7	
第2章「財務報告情報の質的特性」に関するコメント			「忠実な表現」は単に「信頼性」を言い換えたものに過ぎない、という説明は牽強付会である旨を指摘。	ある上位の概念が示している内容を具体化した下位概念が変質すれば、上位概念それ自体も変質する、という事実認識	同左		7	
			「検証可能性」は「基本的な特性」に含めておくべであり、公開草案のようなこれを「基本的特性」から除いてしまうと、会計数値に対する信頼性が低下し、結果として意思決定にとっての有用性も低下する旨を指摘。	検証可能性は「公開草案」の想定よりも意思決定有用性により密接に関わっている、という事実認識	同左		7	
			ある会計情報について、まずレリバンスの有無を判断し、レリバンスが存在すると判定されたものについて「(最も) 忠実な表現(は何か)」という観点から測定操作を決める、という公開草案の提案は、技術的に不可能である旨を指摘。	概念上、レリバンスと「忠実な表現」とが識別可能であることと、それらの特性の存否を独立に(結合仮説としてではなく)検証できるかどうかとは別問題である、という事実認識	「概念上、レリバンスと忠実な表現とが識別可能であることと、それらの特性の存否を独立に(結合仮説としてではなく)検証できるかどうかとは別問題である。」		7	
			レリバンスと忠実な表現(信頼性)との間にはトレード・オフの関係がある、とみることでより有用な情報の提供が可能になる旨を指摘。	レリバンスと信頼性の一方のみに優れ、他方については劣っている情報の中にも有用なものはありうる、という事実認識	「レリバンスと信頼性の一方のみに優れ、他方については劣っている情報の中にも有用なものはありうる。」		7	
			特定の質的特性を重視することから、認識や測定のあり方が一意的に決まるのではなく、さまざまな質的特性を総合的に勘案した結果、最終的に「有用性」の観点から認識や測定のあり方が決まるにもかかわらず、そのような事実認識に反する記述が「公開草案」にみられる旨を指摘。	(1)個々の質的特性は有用性を支える下位概念に過ぎない、(2)認識規準や測定規準は有用な情報の提供に資するかどうか、という観点から決定されるものであり、有用性を支える特定の質的特性との結びつきは(個々の質的特性間にトレード・オフの関係が存在しうる、という事実認識に依拠していることもあり)想定できない、という事	「認識規準や測定規準は有用な情報の提供に資するかどうか、という観点から決定されるものであり、有用性を支える特定の		3	
質問8	親会社株主の観点からではなく、グループ企業の観点から連結財務諸表を作成・表示すべし、というスタンスの適否	反対	連結財務諸表は親会社株主の観点から作成すべきことを指摘。(「財務報告の目的」に関するコメントとして、先に指摘済み)	財務情報の多様な利用者を平等に取り扱うことと、多様な利用者にとって有用な情報を提供することは必ずしも連動していない、という事実認識	「連結財務諸表は親会社株主の観点から作成すべし。」		7	
質問1	金融商品に関する会計基準の簡素化を図ることの適否	総論には賛成	不要な複雑性の解消を図ること自体には賛成。ただし金融商品自体の特性が複雑な場合にまで、簡素化それ自体を目的として会計基準の変更を求めることには反対。また複数の評価基準が混在していることにより複雑性が生じている(混合属性会計が複雑性の原因である)、という議論に対しては、有用な情報を生み出すための手段として評価基準が使い分けられているのであって、使い分け自体が不要な複雑性の源泉となっているわけではない旨を指摘。	複雑性が生じている原因に応じて異なる改善策を講じるべし、という価値判断／実際に複雑な特性を有している金融商品にまで、過度に簡素な処理を求めるべきではない、という価値判断／簡素化それ自体が最終目標ではなく、最終的に達成すべきはより有用な情報の提供である、という事実認識	「実際に複雑な特性を有している金融商品にまで、過度に簡素な処理を求めるべきではない」(9)「簡素化それ自体が最終目標ではなく、最終的に達成すべきはより有用な情報の提供で	3 and 7		
質問2(a)	現存している問題に対処するため、(長期的な目標を一度に達成しようとするのではなく)「中間的なアプローチ」を採用することの適否	賛成	全面公正価値会計を「最終的な達成目標」とすることには反対するが、無用な複雑性を避けるために、財務報告のフレームワークを大幅に変更することなく改善しうることに関して改善を図ることには賛成する旨を指摘。	ある目標をよりローカルな基準の変更で達成しうるケースでは、変更の影響が広範囲に及んでしまう、より一般的なルールを変更すべきでない、という価値判断	(ある目標をよりローカルな基準の変更で達成しうるケースでは、変更の影響が広範囲に及んでしまう、より一般的なルールを変更すべから		7	
質問2(b)	2.2に掲げられている「長期的な目標」それ自体の適否	反対	全面公正価値会計が有用性の観点から最善なものとは考えられない旨を指摘。	簡素化や統一化自体が最終目標ではなく、最終的に達成すべきはより有用な情報の提供である、という事実認識	「簡素化それ自体が最終目標ではなく、最終的に達成すべきはより有用な情報の提供である」	3		
質問3	現行会計基準の(微)修正(←その反対概念は会計基準自体の「置き換え」)による対応を与件としたとき、どのような修正を行うべきか。	DPIによる提案の一部に反対	売却可能有価証券のカテゴリーそれ自体を削除する旨の提案には反対。ただし現在、売却可能有価証券のカテゴリーに含まれている項目のうち、当該項目に本来含まれるべきではない項目を削除する形で複雑性を低減・緩和する可能性は否定せず。	異質な評価基準と結びつく「異質な保有目的」を想定しうるのであれば、保有目的に関する虚偽の申告を通じた利益操作の恐れが残るとしても、保有目的別に評価基準を使い分けること自体を禁止すべきでない、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」	4		
質問4	いくつかの例外を設けながらも全面公正価値会計を適用すること(現行会計基準を置き換えること)の適否	反対	質問2(b)にもあるように、そもそも全面公正価値会計が有用性の観点から最善なものとは考えられない旨を指摘。また「例外」の存在を許す限り簡素化の目的は達成できない旨も指摘。	簡素化や統一化自体が最終目標ではなく、最終的に達成すべきはより有用な情報の提供である、という事実認識／原則的な処理が簡素化に資するとしても、許容されている例外的な処理が簡素化に反する場合、全体として簡素化に資する提案とはいえない、という事実認識	「簡素化や統一化自体が最終目標ではなく、最終的に達成すべきはより有用な情報の提供である。」	3		

質問5(a)	ヘッジ会計を廃止する旨の提案の適否	反対	(a)ヘッジ会計を廃止した場合に生じる純利益のボラティリティーはヘッジの効果を反映したものではないこと、(b)たとえ全面公正価値会計に移行したとしても、キャッシュフロー・ヘッジの必要性は失われないこと、()たとえ金融商品に関して全面公正価値会計への移行を図ることができたとしても、非金融商品を対象としたヘッジが行われる限り、依然としてヘッジ会計の必要は失われないこと、を指摘。	全面公正価値会計を適用すればヘッジの事実は自動的に反映されることとなり、特殊なヘッジ会計は不要になる、という議論は、ある限られた前提のもとでしか成立しない、という事実認識	「ある限られた前提のもとでしか成立しない議論を、無前提に成立するものであるかのように取り扱うべからず。」		6
質問5(b)	公正価値ヘッジ会計を別の手法で置き換えることを与件とした場合における、それぞれの「代替案」の適否	いくつかの代替案を「検討に値するもの」と評価	公正価値オプションの自由度を高めて公正価値ヘッジ会計に代替するものと位置づける方法、および例外的な公正価値評価によって生じる評価差額を純利益には含めず OCIとして処理し、事後リサイクリングの手続をとる方法は、それぞれ「検討に値するもの」である旨を指摘。	ヘッジ対象項目の特定化や、ヘッジの開始時点などに関して経営者に与えられている裁量は過度に自由なもので、複雑性の温床になっている(だからこそいったん選択したら「元に戻す」のが困難な公正価値オプションで代替すべし)、という事実認識／ヘッジ会計が適用される場合と適用されない場合とで、会計処理を極力統一すべし、という事実認識(実質優先思考)	(実質が同一なら同一の会計処理を行うべし)		1
質問6	ヘッジの有効性を確認するための手段(ヘッジ関係が存在するとみなす場合に充足すべき要件)のうち、簡素化の観点からどのようなものを減らしうのか。	いくつかの提案を「検討に値するもの」と評価	(a)(既定の方針どおりヘッジの有効性を事後的にテストした結果、有効ではないと判断された場合には遡及修正を求める現行ルールに代えて)全般の方針の策定にとどめる手法(2.61)、および(b)ヘッジ関係の指定解除と再指定の頻度を減少させるために何らかの規定を設けること(2.64)を、「検討に値するもの」と評価。また部分ヘッジを禁止すべきか、という質問に対しては、部分ヘッジに固有の複雑性は存在せず、その複雑性はもともとのヘッジ会計に起因するものである、という理由から反対の意向を表明。	ヘッジの事実が適切に反映されなくなる、という弊害が生じない限り、有効性をテストするための手法は簡素化が許容される、という事実認識	(実態が反映されうるかぎりにおいて、簡素な処理は許容されうる)		1
質問7	IASBが提案しているもの以外の、代替的な「中間的アプローチ」の存否	検討すべき選択肢が残されている旨の指摘	保有目的区分の悪用を通じた利益操作を排除するため、過度に制限的となっている「保有目的区分の変更」を現行ルールよりも弾力的に認めることも、「簡素化」に資する可能性がある旨を指摘。		(直接的な簡素化以外にも、簡素化に結びつく改善策はありうる)		6
質問8	単一の評価基準を一律に適用すること(全面公正価値会計の導入と、評価差額の即時損益算入)の適否	反対	(a)測定手法の統一それ自体が最終目標ではなく、それは「より有用な純利益情報の提供」であること、(b)公正価値の変動がどのような要因によって生じているのかに関する「内訳情報」を利用者が求めている事実は、公正価値やその変動以外に「投資の成果や業績」を反映している情報が存在している、という投資家の考えを示唆していること、(c)かりに測定手法の統一を図るのであれば、それは金融商品という「外形」にてらしてではなく、投資目的(使途)にてらして、であるべきことを指摘。	財務情報の利用者は伝統的に純利益の情報を重視してきた、という事実認識／一律に適用された公正価値による評価額やその変動差額は、伝統的に重視されてきた純利益の情報を代替しえない(それぞれが有している情報の内容は異なる)、という事実認識／会計上の認識・測定規準はストックの外形(形態面での類似性や等質性)ではなく、拘束されている使途にてらして分類されてきた、という事実認識	「投資目的にてらして実現しえない成果を当期純利益の計算に含めるべきではない。」「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4 and 6	
質問9	すべての金融商品について公正価値を唯一の望ましい測定属性と考えることの適否	反対	質問5(a)や質問8に対する回答(＝公正価値に関連する情報が意味を持つのは、トレーディング目的で保有されている銘柄などに限られること)に加え、市場価格を参照できない(信頼性をもって公正価値を測定するのが困難な)項目については、公正価値に関する情報が有用かどうかは定かでない旨を指摘。	全面公正価値会計を適用すればヘッジの事実は自動的に反映されることとなり、特殊なヘッジ会計は不要になる、という議論は、ある限られた前提のもとでしか成立しない、という事実認識／会計上の認識・測定規準はストックの外形(形態面での類似性や等質性)ではなく、拘束されている使途にてらして分類されてきた、という事実認識／レリバンスと信頼性のいずれがより大きく有用性の向上に寄与するのかについて、先験的に言いうることは乏しい旨を指摘	「ある限られた前提のもとでしか成立しない議論を、無前提に成立するものであるかのように取り扱うべからず。」「(8)「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」「(4)および「レリバンスと信頼性のいずれがより大きく有用性の向上に寄与するのかについて、先験的に言いうることは乏しい。」「(9)	4 and 7	6
質問10	全面公正価値会計の適用に伴って生じる問題点をDPが網羅しているか否か	賛成	決済に事業遂行上等の制約が課されている金融負債を公正価値で継続的に再評価することになれば、株主持分の公正価値による継続的な再評価と同様、経営者自身による持分価値の主観的な見積りを財務諸表において示すこととなり、ディスクロージャー制度の根幹をなす「客観的な情報にもとづく自己責任による意思決定」に反する旨を指摘(＝金融負債の公正価値は、市場参加者による平均的な評価というよりは、経営者による主観的な見積りが強く反映されている、という事実認識にもとづく主張と考えられる)。	金融負債の公正価値は、市場参加者による平均的な評価というよりは、経営者による主観的な見積りが強く反映されている、という事実認識(左記の内容を参照)	「ある属性に着目して評価を行うこと自体ではなく、そのような評価を行った結果、財務報告の目的に適う計算と開示が行われるようになるかどうかが重要である。」	3	
質問11	全面公正価値会計を導入するのに先立ち検討すべき項目で、DPが採り上げていないものの存否	検討すべき課題が残されている旨を指摘	質問8に関して回答したとおり、かりに測定手法の統一を図るのであれば、それは金融商品という「外形」にてらしてではなく、投資目的(使途)にてらして、であるべきことを指摘(このような視点から「簡素化」のあり方を検討すべきであることをいまだ今後の対応に関する基本方針が示されていない以上、次のステップとしてただちに公開草案の公表を目指すのではなく、まずは「中間的アプローチ」に関する予備的見解(基本方針)に関するDPを公表するように要求。	会計上の認識・測定規準はストックの外形(形態面での類似性や等質性)ではなく、拘束されている使途にてらして分類されてきた、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
質問12	今後金融商品会計基準の改善をどう図っていくのかに関するその他のコメントの存否	議論の進め方に関する提案を表明		具体的な規定は、広く合意された基本原則の下で開発されるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5

DP「資本の特徴を有する金融商品」 2008年9月5日

全般			基本的所有アプローチにもとづき、負債と資本の区分のあり方を考えていく基本方針に賛成する旨を指摘	基本的所有アプローチは、負債と資本の区分を行うことの目的に適うものである、という事実認識	「最劣後の残余請求権者の持分かどうかは、資本と負債の区分と密接に関わっている。」	7	
			基本的所有商品以外の無期限商品（基本的所有アプローチのもとで負債に区分されるもの）は、これを負債に区分した場合、事後の測定に関して複雑な問題が生じてしまうことから、資本に含めることを検討するように要請。	基本的所有アプローチを逐語的に適用した結果、かえって「想定されている目的」が達成できなくなるケースもありうる、という事実認識	「基本原則、例えば基本的所有アプローチの逐語的な遵守は、かえって財務情報の有用性を損ないうる。」	3	
			このプロジェクトで取り扱っているテーマは概念FWとも密接に関わっていることから、概念FWに関するプロジェクトと平仄を合わせるように要請。	相互に関連し合う会計問題については、整合性を保ちながら解決を図るべし、という価値判断	（会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし）		5
			「ソルベンシー関係を明示することをつうじて、請求権の優先劣後関係を明らかにすること」という、負債と資本の区分に関する「もうひとつの目的」にも注意を払うように要請	負債と資本の区分には、「ソルベンシー関係を明示することをつうじて、請求権の優先劣後関係を明らかにすること」という目的の達成も期待されている、という事実認識	「利益情報がいわゆる利害調整目的をも果たしている事実にも目を向けるべし。」	7	
質問1	基本的所有アプローチにもとづいて負債と資本の区分に関する基本原則のあり方を検討することの適否	総論として賛成	純資産の構成要素として株主資本の独立表示を求めている日本の現行ルールは、誰の観点から利益計算を行うのか、を重視している点で基本的所有アプローチと等質的である旨を指摘。併せて、基本的所有アプローチによれば、基本的所有商品による決定が求められる間接所有商品をすべて負債に区分することとなり、負債と資本の区分をめぐる複雑性の解消が期待されることを指摘。	特別な事情のない限り、いま日本で受け入れられている会計基準の大幅な変更を伴わない基準開発のほうが望ましい、という価値判断／負債と資本の区分をめぐる問題の多くは、基本的所有商品による決定が求められる間接所有商品の取り扱いをめぐる生じている、という事実認識	（特段の事情がないかぎり、ある特定の目的を達成するための手段としては、不必要に大幅な修正より小幅な修正のほうが望ましい。）		7
質問2	優先株式や、特定の無期限商品が現行ルールと異なり、基本的所有アプローチのもとで負債に区分されることから生じる問題点の存否	いくつかの問題点を指摘	資本のあり方について会社法から要請を受けているケースでは、そのような要請との調整を図る必要性が生じる旨を指摘。併せて、ある項目を負債と資本のいずれに区分するか、という問題は、当該項目（とりわけ負債に区分されたもの）をどう測定するか、という問題とセットで論じるべき問題である旨を指摘。	会計情報が関係諸法制のもとでの利用されている場合は、その事実にも目を向けるべし（必要な調整を行うべし）、という価値判断／負債と資本のいずれに分類するか、という問題が、あるカテゴリーに分類された項目に関する測定のあり方も決める関係にあるのなら、区分の問題と測定の問題とを一括して取り扱うべし、という価値	「利益情報がいわゆる利害調整目的をも果たしている事実にも目を向けるべし。」（相互に関連し合う問題については、一括した解決を図るべし）	7	
質問3	決済が要求されない負債商品（優先株式など）に関する評価のあり方	FASBが「予備的見解」で示した3つの方法それぞれについて問題点を指摘	(a)再評価せず、定期的に支払われる配当だけを費用に計上する方法、(b)公正価値で継続的に再評価する方法、(c)予想される決済時点までに見込まれる配当の流列を現在価値に割り引く方法、のいずれも問題点が残る旨を指摘。併せて、いま問題となっている商品を資本に含める可能性をも検討す	基本的所有アプローチを逐語的に適用した結果、かえって「想定されている目的」が達成できなくなるケースもありうる、という事実認識	「基本原則、例えば基本的所有アプローチの逐語的な遵守は、かえって財務情報の有用性を損ないうる。」	3	
質問4	FASBによる「予備的見解」第20項に従って、償還条件付きの基本的所有商品を資本と負債に分類することの可否・適否	多義的な解釈の余地が残る表現が用いられている旨を指摘。	「当該商品の償還が、本来その商品よりも優先的な請求権に裏づけられている、他のいかなる商品の価値も毀損されない場合は」という表現（第20項(b)）がどのようなケースを指しているのかが曖昧である旨を指摘。	不必要に多義的な解釈の残る表現を用いるべきではない、という価値判断	（経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない）		3
質問5	配当を「企業が回避の可能性をほとんど、またはまったく持たない義務」とみなしうるか否か	反対（回避できない義務、とまではいえず）	一定額の配当が期待されている場合であっても、財源を確保できなければ配当は実施されないこと、および未払配当は清算時に支払われる可能性が低く、劣後性が高いという意味で、資本に分類すべきこと、などを指摘。	一定の配当に対する株主らの期待が存在するとしても、基本的な特質にてらしてみたととき配当を「回避できない義務」とみなすことはできない、という事実認識	「配当に対する社会からの期待が存在するとしても、そのことからただちに配当を利息費用と等質視することはできない。配当と利息費用とは異質な存在である。」	7	
質問6	「実態」にもとづいて金融商品を分類すべきことを、基本的所有アプローチのもとで要求することの要否	総論として賛成	「実態」を考慮すること自体には反対しないが、そのような要請を「総論的なもの」にとどめるのではなく、特定のケースに限って例外的に適用されるものとすべきことを指摘。	拡大解釈を招くような基準開発は避けるべし、という価値判断	（拡大解釈を招くような基準開発は避けるべし）		3
質問7	「リンケージの原則（形式的には独立している複数の取引を、その実態に応じて一体として取り扱うべきことを要請する原則）」の要否	総論として賛成	「実態」を考慮すること自体には反対しないが、そのような要請を「総論的なもの」にとどめるのではなく、特定のケースに限って例外的に適用されるものとすべきことを指摘。また一体として処理すべきケースと処理しなくてもよいケースとを識別するための具体的なガイダンスを要求。	拡大解釈を招くような基準開発は避けるべし、という価値判断／不必要に多義的な解釈の残る表現を用いるべきではない、という価値判断	（拡大解釈を招くような基準開発は避けるべし）		3
質問8	負債に区分された金融商品を公正価値で継続的に再評価することの適否	反対	公正価値による継続的な再評価が適切な場合もありうるが、すべてのケースでそのような測定が最適とは言い切れない旨を指摘。公正価値による再評価を行うべきケースかどうかを判断する際に考慮すべき事項として、決済方法、公正価値の把握が容易かどうか、売買に際しての事業遂行上等の制約の有無、償還期日の有無などを指摘。	基本的所有商品としての特質を有していないことは、公正価値による継続的な再評価が最適であることを必ずしも意味しない、という事実認識	「典型的な資本としての特質を有していないこと、は、ただちに、典型的な負債としての特質を有していることを意味せず、したがって当該項目を継続的な再評価の対象とする必要もな	7	
質問9	負債と資本のそれぞれに分類された金融商品を、何らかの規準にてらしてより詳細に区分表示することの要否	賛成	資本の構成要素を償還可能性の有無に応じて区分することや、負債についても報告企業の流動性や支払能力に関する情報を提供する必要からより詳細な区分は意味を持ちうる旨	利用者のニーズに適う限り、適切な内訳区分をつうじてより有用な情報を提供すべし、という価値判断		5	

質問11	基本的所有アプローチを採用することの、EPSの計算に及ぼす影響に関して、今後検討すべき課題の存否	いくつかの課題を指摘。	EPS情報の提供目的を現状どおりとした場合、例えば、子会社が発行した基本的所有商品が、基本的所有アプローチのもとで連結上の資本を構成するとみなされた場合、その影響にどう対応するのかを検討する必要性などを指摘。	基本的所有アプローチを採用するかどうか、必ずしもEPSへの影響を中心に論じられていない以上、基本的所有アプローチが採択された場合には、EPSの計算目的との調整を図らなければならない、という相互に関連し合う会計問題については、整合性を保ちながら解決を図るべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
その他			このプロジェクトで取り扱っているテーマは概念FWとも密接に関わっていることから、概念FWに関するプロジェクトと平仄を合わせるように要請。(←「全般」のコメントを再掲) 子会社が発行した基本的所有商品は、「予備的見解」を貫いている基本原則にてらしてみれば、子会社の個別財務諸表上はともかく、連結財務諸表上は基本的所有商品としての特質を持たないと考えられることから、負債の側に区分されるべし、と主張。にもかかわらず、「予備的見解」には、これを資本に区分することを示唆するような記述がみられることから、関連する記述の見直しを要請 転換社債について、「予備的見解」には、公正価値による再測定の対象とすることを示唆する記述がある一方で、再測定を行わないことを示唆する記述もみられる旨を指摘(←明示的な測定ルールが開発されていない項目については、概念FWに即した処理が適用される旨の記述)。また転換社債については「一括処理」が暗に与件とされているが、「区分処理」もありうる旨を指摘。	連結と個別とで開示目的が異なる以上、同一の金融商品が、個別財務諸表と連結財務諸表とで負債と資本の区分が異なることはありうる、という事実認識	「連結と個別とで開示目的が異なる以上、同一の金融商品が、個別財務諸表と連結財務諸表とで負債と資本の区分が異なることはありうる。」	7	
				同一文書内部で相互に矛盾し合う記述を行うべきではない、という価値判断／合理的に想定可能な選択肢をすべて視野に収めるべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
			基本的所有アプローチを採択した場合に、その影響が金融負債の定義にどのような形で及ぶのかを検討するのは有益でありうる旨を指摘。	ある特定のプロジェクトに関連する会計問題については、たとえ当該プロジェクトの直接的な検討対象外であっても、当該プロジェクトにおける意思決定の影響を論じておくべし、という価値判断	(関連し合う論点は同時に検討対象とすべし)		5
追加質問B1	「予備的見解」で取り上げられている、「基本的所有アプローチ」を含む3つのアプローチにもとづいて、負債と資本の区分のあり方を検討することの適否	賛成	質問1を参照。	質問1を参照。	「実際に複雑な特性を有している金融商品にまで、過度に簡素な処理を求めるべきではない」(9)「簡素化それ自体が最終目標ではなく、最終的に達成すべきはより有用な情報の提供で	3 and 7	
追加質問B2	プロジェクトで想定されている検討範囲の適否	原則として賛成	負債と資本の区分についての問題を引き起こす可能性のある金融負債にまで範囲を拡大する可能性を検討するように要望。	相互に関連し合う会計問題については、ひとつのプロジェクトの範囲に含め、首尾一貫した解決を与えるべし、という価値判断	(関連し合う論点は同時に検討対象とすべし)		5
追加質問B4	「予備的見解」に記されている基本原則の逐語的な適用によって不都合が生じるケースの存否	直接的には回答せず	質問6および質問7に対する回答を参照するよう要請。具体的には、質問7に関連する回答を再掲。	拡大解釈を招くような基準開発は避けるべし、という価値判断／不必要に多義的な解釈の残る表現を用いるべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
追加質問B5	その他の問題に関する追加的なコメントの有無	N/A	このプロジェクトで取り扱っているテーマは概念FWとも密接に関わっていることから、概念FWに関するプロジェクトと平仄を合わせるように要請。(←「全般」コメントの再掲)	相互に関連し合う会計問題については、整合性を保ちながら解決を図るべし、という価値判断	(関連し合う論点は同時に検討対象とすべし)		5
質問1	株主に対する非現金資産の分配に関わる負債をIAS第37号「引当金」にもとづいて測定することの適否	一部反対	問題となっている負債は、IAS第37号の適用対象である引当金には該当しないことから、IAS第8号(会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬)の類推適用という形で問題を整理すべし、と主張。またスピンオフのような会社分割や子会社株式の分配についても、本解釈指針案における「除外規定」に含めるべきことを主張。	非現金資産の分配に関わる負債は引当金の定義を満たさない、という事実認識／たとえある会計基準に関して、その適用範囲の拡大が検討されているとしても、その会計基準が確定しない限り「適用範囲が拡大される見通し」を根拠として、当該会計基準に関わる適用指針の範囲を拡大すべきでない、という価値判断／ある具体的な規定の論拠として主張されている事実が他のケースにも該当する場合は、当該既定の適用範囲をそのケースにまで拡大す	(本体の会計基準が改訂されるのを見込み、適用指針だけを先行して改訂するのは避けるべし。)		7
質問2	未払配当金の清算に際して生じる、「分配される資産の簿価」と「未払配当金の簿価」との額を期間損益とみるのか、それとも資本修正とみるのか	期間損益とみる考え方を支持	配当による非現金資産の引渡しは、当該資産に関する投資の清算を意味する以上、そこで計上される差額は投資の成果を反映しており、それは期間損益に含めなければならない、と主張。	資産の取得価額と引渡価額との差額は、引渡しの形態いかんにかかわらず「確定した投資の成果」としての性質を有している、という事実認識	「資産の取得価額と引渡価額との差額は、引渡しの形態いかんにかかわらず、確定した投資の成果としての性質を有している。」	7	

その他			D23によれば、分配の宣言時点において、分配すべき未払配当金のみ公正価値で評価され、分配される予定の非現金資産に関する評価は簿価のまま据え置かれる。その結果、未払配当が清算されぬまま決算日を迎えた場合は、未払配当の公正価値と、配当に供される資産の簿価との差額にみあう金額だけ利益剰余金の増減修正が行われることとなる。しかし当該増減修正は、企業の財政状態に関する忠実な表現ではない、と指摘。配当に供される予定の資産についても公正価値で評価するように要求。	無視できない問題の解決に資する限り、広く一般に適用されている資産の評価原則（←この文脈においては、継続保有中における再評価の禁止）に例外を設けることも許容される、という価値判断	「最終的に重要なのは、財務報告の目的を達成することであり、特定の計算・開示原則の遵守自体を自己目的化させるべきではない。」	3	
総論			(a)顧客がアクセス提供者に対して提供する有形固定資産について、資産としての認識要件を満たしている場合にはこれを有形固定資産として認識するとともに、公正価値で測定する旨の提案、および(b)財またはサービスの提供期間にわたって収益を認識する旨の提案に同意。他方、上記のような収益認識を行う理由を再検討する必要性と、提供された資産に関する認識要件を明確化する必要性を指摘。	取得に至った経緯にかかわらず、ある固定資産を会計上の認識対象とするかどうか、一般的な認識要件を充足しているか否かにてらして判断すべし、という価値判断／ある収益を認識するかどうかも、その一般的な認識要件を充足しているか否かにてらして判断すべし、という価値判断	「取得に至った経緯の違いは、有形固定資産に関する取得原価の算定過程に影響を及ぼさない。」	7	
各論			D24では財務諸表の表示に関するプロジェクトで提案されている「契約上の資産や負債の変動に着目して収益をとらえる方法」に則った方法が提案されているが、未確定の基準書案ではなく、むしろ現行ルール(具体的にはIAS第18号)に則った理由づけを行うべし、と指摘。	整合性を図る対象となりうるのは、これから確定する見通しの会計基準ではなく、既に受け入れられている現行の会計基準でなければならない、という価値判断	(整合性を図る対象となりうるのは、これから確定する見通しの会計基準ではなく、既に受け入れられている現行の会計基準でなければなら	3	
			アクセス提供者が資産を認識するための要件としてD24は「経済的資源に対する提供者の排他的なアクセス能力」に言及しているが、当該便益には通常、顧客もアクセスできるはずであり、「排他的なアクセス」の有無に着目した判断は困難ではないか、と指摘。	顧客負担によって企業が取得した有形固定資産が生み出す経済的資源には、通常、企業のみならず顧客もアクセスしうる、という事実認識／資産の認識や測定に関する具体的な規準は、実行可能なものであるべし、という価値判断	(資産の認識や測定に関する具体的な規準は、実行可能なものであるべし)	4	
質問11	IAS第17号の第14項および第15項を改正し、土地の分類ガイダンスに関する不整合を解消することの適否	反対	IASBの指摘にかかわらず、第14項や第15項と、一般原則を記している第8項から第12項までとの間に矛盾は生じていない旨を指摘。	一般原則の適用が困難という意味で特殊な状況には、適用に関するガイダンスを提供すべし、という価値判断	同左		7
質問14(a)	制度改定によって将来勤務に関する給付を減額する場合に、将来勤務に関連する減額は縮小であり、過去勤務に関連する減額は負の過去勤務費用であることを明確化するように改訂することの適否	総論には賛成、具体的な規定の一部について改善を要求	「重要でない将来勤務に関連する減額」に関する取扱いが逐語的解釈からは明らかでない旨を指摘。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問23	IAS第28号の第33項を改正し、関連会社投資の減損損失を戻し入れるべき状況を明確にすることの要否	反対	関連会社投資を単一の資産として減損テストの対象とすることは、当該資産を持分投資の対象とみなすことを意味するが、そうなると持分投資に関する減損損失の戻し入れを禁じているIAS第66項および第67項と矛盾してしまう旨を指摘。	等質的な項目には等質的な会計処理を適用すべし、という価値判断(実質優先思考)／等質的かどうかの判断は、明文規定のみならず、明文規定を解釈した結果にてらして行うこともありうる、という事実認識	(等質的な項目には等質的な会計処理を適用すべし。)		1
質問30	デリバティブの定義から、契約当事企業に特有の非金融変数にリンクした契約を除外する規定を削除することの適否	総論には賛成、具体的なルール作りに際しての慎重な検討を要求	「契約当事企業に特有なものかどうか」が不明確な状況もありうる旨を指摘。そのようなケースにどう対処していくのかについては、さらなる検討が必要である旨を指摘。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問1	共同アレンジメントを、当該共同アレンジメントのすべての当事者による合意を要する共有の意思決定にもとづいて定義することの適否	賛成	詳細な記述なし	詳細な記述なし			7
質問2	共同アレンジメントの当事者が、当該共同アレンジメントに関連する契約上の資産や負債を認識しなければならない、という提案の適否	総論には賛成、具体的な規定の一部について改善を要求	規定の趣旨に沿う形で、いくつかの具体的な規定に関する補足語句の挿入、例示の追加などを要求	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断／具体的な規定は、それを支えている抽象的な基本原則と整合的であるべし、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)	3 and 5	
質問3	当事者が共同アレンジメントに関わる個別の資産や負債に由来する契約上の権利や義務を有する場合に、当該当事者が資産・負債・収益・費用などを計上することに鑑み、比例連結を排除する旨の提案の適否	賛成	比例連結は排除すべし、という判断にはふれず、むしろ比例連結を採用しないことを前提としたうえで、当事者が個別の資産や負債に対する権利・義務を有しているのか、それともグループ活動から生じた成果の一定割合に対する権利を有するのみなのかに応じて、個別のストック項目を認識するかどうかを判断すべし、と主張。	比例連結は望ましくない、という点に関する詳細な記述なし(←IASBの判断を追認しているのであればBC8およびBC9と同様に「たとえある主体の持分に対する投資を支配しているとしても、当該主体が有する個々の資産や負債に対する排他的な支配や引渡し義務が存在しない状況において個々の資産や負債を認識すべきでない。なぜならばそれは支配によって資産を定義している概念FWIに反するためである、という判断が下されていることとなる。)	「共同アレンジメントには比例連結の手法を適用すべからず。」	7	

質問4	提案されている開示事項の適否	賛成	提案されている開示内容で利用者のニーズに応えられる旨を指摘。	財務諸表の利用者が共同アレンジメントの経済的環境を理解するにあたり必要な情報を十分に提供すべし、という価値判断			4
質問5	重要な子会社および関連会社のリストと説明に関する開示要求事項を復活させることの適否	賛成	当該情報の提供は利用者の要請に応えるものである旨を指摘。	財務諸表の利用者が必要としている情報を提供すべし、という価値判断			4
質問6	関連会社の総資産または総負債の開示よりも、流動・非流動資産および負債のほうの利用者にとって有用な情報である、という判断の適否	賛成	詳細な記述なし	詳細な記述なし			7

DP「保険契約に関する予備的見解」
2007年11月16日

質問2	ビルディング・ブロック・アプローチ(保険契約に関する一連のキャッシュ・フローを複数の要素に分解し、それぞれの適切な評価をつづじて保険に関する負債を測定する考え方)にもとづいて会計基準の開発を進めていくことの適否	一定の厳しい条件下では積極的に反対しないものの、総じて否定的に回答	ビルディング・ブロック・アプローチを一定の信頼性のもとで適用できる、などの条件が整えば、当該アプローチによる基準開発も支持しうる旨を表明。他方、たとえ上記の条件が満たされたとしても、そのことだけから排他的なBBAを支持するわけにはいかない旨を指摘。収益認識のあり方という観点からも検討を試みる必要や、一定の条件下で簡便な方法を認める必要などについても検討するよう要請。	資産や負債の適切な評価(最適な評価)が、必ずしも最も有用な情報の提供には直結しない、という事実認識	「資産や負債の適切な評価(最適な評価)が、最も有用な情報の提供に直結しないケースも起こりうる。」	2	
質問4	実際の保険料はマージンの較正において何らかの役割を果たすべきか。(契約締結段階において利益や損失を認識すべきか否か。)	環境条件次第である旨を表明。	信頼性のある客観的なマージンを情報として入手しうるかどうかに応じて、適切な測定技法は変わってくる旨を表明。リスクとサービスに関する市場価格を常に客観的な形で見積もりうることを与件とした基準開発は行えない旨も併せて指摘。	市場がどのような環境条件のもとにあるのか、その事実を確かめたうえで、事実に適う基準開発を行うべし、という価値判断	(実態に適う会計処理を行うべし)		1
質問5	「現在出口価値」にもとづく測定の適否	全体的に反対	現在出口価値が保険契約から生じるCFの金額、発生 of 時期および不確実性に関するレリバントな情報を提供する可能性は否定しないが、現在出口価値に着目してとらえた損益が投資の成果を適切に反映しているかどうかは、別の問題として検討しなければならない旨を指摘。それは収益認識PJの動向と歩調を合わせて検討すべき問題であるし、活発な市場が存在せず、測定の客観性が保証されないのに加えて実際の決済が困難な保険契約にまで現在出口価値による測定を求めるべきなのかは、慎重に確かめるべき事象である旨を指摘。	資産や負債の適切な評価(最適な評価)が、必ずしも最も有用な情報の提供には直結しない、という事実認識／実際には採択しえない投資行動(←この文脈では保険負債の決済・譲渡)にもとづいて投資の成果をとらえるべきでない、という価値判断	「資産や負債の適切な評価(最適な評価)が、最も有用な情報の提供に直結しないケースも起こりうる。」「経営者が実際に行おうとしている行動に(経営者が実際に採択した、あるいは採択しようとしているキャッシュフローの獲得手段に)適う属性値を反映す	2 and 6	
質問6	保険契約者がオプションを有している事実を保険負債の測定に反映させることの適否、および反映させることを与件とした場合の具体的な反映方法	主要な保険契約と一体のものとしてとらえ、保険負債に関する評価額を修正する方法を支持	ポートフォリオ単位の測定を求めている本DPの基本的な立場と一貫した考え方によれば、オプションを独立した存在としてとらえるのではなく、一体としてとらえるべきである旨を指摘。	独立した用途が想定されておらず、主たるストック項目と一体となって意味を持つ項目については、会計上も一体として取り扱うべし、という価値判断			1
質問7	有利な立場にある保険契約者の行動に関連して、保険者(保険会社)が認識すべきCFはどのような範囲か。	IASBが支持する(a)に代えて(c)を支持	(a)「保険契約者が、保証された被保険権利を維持するために行わなければならない支払から生じるキャッシュフロー」より(c)「既存契約の契約上の条件に由来する商業的実体を有するすべてのキャッシュフロー」のほうが、普遍的に適用可能な規準である旨を指摘。	普遍性が保証されていることは、(a)の長所、すなわち一定の将来保険料を保険負債の測定において反映できること、を上回っている、という事実認識	(具体的な規準の設定に際しては、普遍的な適用可能性の有無を斟酌すべし)		4
質問11	リスク・マージンは保険契約のポートフォリオに対して決定されるべきか否か。	総論として賛成	リスクのプールは保険者(保険会社)にとってビジネスの本質であり、また利益の源泉でもある以上、ポートフォリオ・ベースでリスク・マージンを決定すべし、と主張。ただしその場合は、ポートフォリオの組み替えによって損益が発生する状況を避けられないことから、ポートフォリオの定義に関して慎重に検討を進めるように要望。	ビジネスの本質に適う業績評価を行うべし、という価値判断	「ビジネスの本質に適う業績評価を行うべし。」	4	
質問13	保険契約がその他のサービスの要素を含んでいる場合に、そのような要素を分離把握すべきか否か。	状況に依存して回答が変わってくる旨を指摘。	複数の要素の相互間に依存関係があれば分離せず、依存関係をほとんど見出せない場合には分離するように主張。	独立した取扱いを想定しうるかどうかに応じて、会計上の取扱いも使い分けるべし、という価値判断	(実態に適う会計処理を行うべし)		1
質問14	保険負債の測定に際し、保険者自身の信用リスク(あるいはその変動)を反映させるか否か。	反対	自己の信用リスクを発行した負債の評価に反映させることは、(a)企業として継続している限り、負債は契約通りに返済すべきもの、という基本前提に反してしまうこと、(b)負債に関する信用力の悪化にみあって生じている資産の毀損は、多くの場合、もともとオンバランスされていない無形ののれん価値が吸収しているものであるから、負債についてのみ評価損益を計上すると損益の不必要なミスマッチが生じてしまうこと、(c)たとえ負債の時価が下落しても、それが事業投資に拘束されている限り評価益の実現を図る手段は存在しないこと	負債を継続的に公正価値で再評価する際に生じる評価差額は確定した投資の成果としての性質を有していない、という事実認識	「企業会計で認識する収益は確定した実績値としての成果という特質を備えるべし。」	1	
質問15	金融負債(一般)の評価に関してIASBが進めている基本原則の確立(全面的な公正価値評価と評価差額の損益算入)と、保険負債に関する評価原則との不整合を解消すべきか否か	反対(不整合を解消する必要なし)	両者の間に整合性を図るべきか否かは、両者の「負債としての質的な差異」をどれだけ深刻なものとみるのかに依存している旨を指摘。(それ以降は何も語られていないが、行間からは「両者の間には無視できない質的な差異がある」というメッセージを読み取ることができる。)	金融負債の評価は、金融負債という外形によって決まるのではなく、どのような目的で発行された負債なのかに依存している、という価値判断	「会計処理は主として保有目的等に依存して決定される。」	4	

質問20	期中に生じた保険負債に関する評価差額を当期純利益に反映させるか否か	反対(反映すべきではない)	保険契約を構成する各要素のすべてに市場が存在するような場合を除けば、たとえストック評価の観点から現在価値アプローチが望ましい、と言いうるとしても、その変動差額が投資の成果を適切に反映しているとはいえない旨を指摘。	資産や負債の適切な評価(最適な評価)が、必ずしも投資の成果の適切な把握には直結しない、という事実認識	「資産や負債の適切な評価(最適な評価)が、最も有用な情報の提供に直結しないケースも起こりうる。」	2	
質問21	その他のコメント(任意)	N/A	DPの提案はこれまでの会計実務を大きく変えるものであるため、提案どおりの基準開発を進める場合の前提条件として、アクチュアリーらによる保険負債の測定方法が新たに開発されることと、十分なフィールド・テストを実施することの2つが満たされなければならない、と主張。	実務の大幅な変更を伴う基準開発においては、新たな会計基準の実践可能性が伴っていなければならない、という価値判断	(新たな基準の開発に際しては、その実践可能性を斟酌すべし)		4

IAS第24号「関連当事者についての開示」の改訂の公開草案:『国営企業及び関連当事者の定義』

2007年5月25日

総論			(a)報告企業の親会社の関連会社、(b)報告企業に対して支配あるいは重要な影響力を有する個人が共同支配または重要な影響力を有する企業、および(c)報告企業の主たる経営幹部が共同支配または重要な影響力を有する企業などについても、それらを一律に関連当事者の定義に含めるのではなく、上記の主体が取引に重要な影響を与える場合に限って開示を求めるなどの形で、財務諸表作成者の負担に配慮する	開示が必要な関連当事者かどうかは、関連当事者としての外形だけでは判断できない、という事実認識／財務諸表作成者に過重な作成コストを負わせるべきではない、という価値判断	(開示の要否に関する判断に際しては、コストと便益とを斟酌すべし)		4
質問2(a)	親会社の関連会社を子会社の関連当事者に含め、一律に開示を求めることの適否、および報告企業を支配している個人に対し、当該個人が支配している別の企業のみならず、当該個人が重要な影響力を及ぼしうる状態にとどまっている企業まで「関連当事者」の定義に含めることの適否	反対	開示を求めるのは、当事者が取引に対し重要な影響を及ぼす場合に限るよう要請。また、関連当事者が重要な影響力を及ぼしている取引を「関連当事者取引」に含めて定義する「代替案」を提示。また個人のケースについても、開示が必要となるのは、当該個人が取引に対し重要な影響を及ぼす場合に限るよう要請。また、当該個人が重要な影響力を及ぼしている取引を「関連当事者取引」に含めて定義する「代替案」を提示。	開示が必要な関連当事者かどうかは、関連当事者としての外形だけでは判断できない、という事実認識／財務諸表作成者に過重な作成コストを負わせるべきではない、という価値判断／主として開示が求められるのは、当事者自身に関する情報ではなく、(関連当事者による)重要な影響力のもとで行われている取引の内容に関する情報である、という価値判断	(開示の要否に関する判断に際しては、コストと便益とを斟酌すべし)		4
質問2(b)	ある人が重要な影響力を有している企業と、その人の近親者が重要な影響力を有している企業とを「関連当事者」の定義から除くことの適否(←現行IAS第24号はこれらの当事者を関連当事者と定義しているが、その一方で、企業の関連会社同士は関連当事者の定義に含めていない。)	より良い代替案の存在可能性に言及しながらも賛成	左記のような提案によれば、(不必要なケースにおいて)関連当事者間の取引に関する開示が求められなくなる。それ自体は望ましいことなので提案に賛成するが、報告企業に対する重要な影響力を有しているのが企業ではなく人の場合については、より良い対応がありうるはずであると指摘。	財務諸表作成者に過重な作成コストを負わせるべきではない、という価値判断	(開示の要否に関する判断に際しては、コストと便益とを斟酌すべし)		4
質問2(c)	報告企業の主たる経営幹部が支配、共同支配、または重要な影響力を有している企業、あるいは当該経営幹部が重要な議決権を有している企業が「報告企業に関連するもの」と定義されていることと整合性を図るため、ある人が支配、共同支配または重要な影響力を有している企業、あるいは重要な議決権を有している企業が報告企業であり、その人が別の企業の主たる経営幹部の一員である場合に、当該別の企業を「報告企業に関連するもの」と定義づけ	多面的に反対	いずれのケースにおいても、「重要な投資者が主たる経営幹部を務めている事実」などによって関連当事者を定義し、関連当事者に該当する者については詳細な情報の開示を求めるべきではない、と主張。むしろ問題となっている主体が報告企業の行う取引に重要な影響を及ぼしているかどうかにてらして、開示を求めるかどうかを決定するように要請。そのうえで、ここで問題となっている主体が重要な影響力を及ぼしている取引を「関連当事者取引」に含めて定義する「代替案」を提示。	開示が必要な関連当事者かどうかは、関連当事者としての外形だけでは判断できない、という事実認識／主として開示が求められるのは、当事者自身に関する情報ではなく、(関連当事者による)重要な影響力のもとで行われている取引の内容に関する情報である、という価値判断	(開示が必要な関連当事者かどうかは、関連当事者としての外形だけでは判断できない。)(主として開示が求められるのは、当事者自身に関する情報ではなく、関連当事者による重要な影響力のもとで行われている取引の内容に関する情報である。)		1
質問2(d)	関連当事者の定義に関するその他のコメントの有無	改善提案を表明	報告企業に関連する企業の(例えば関連会社の)退職給付制度まで関連当事者に含めるべきではない旨を指摘。	特別な事情がない限り、特定のケースにおいてのみ「関連当事者」の範囲を拡大すべきではない、という価値判断	(不必要に例外を設けるべからず)		7
質問3	関連当事者取引の定義をより明確にする提案の適否	賛成	関連当事者間の取引について、関連当事者についての開示の範囲から除外されたことを歓迎する、と指摘。	関連会社間の取引に関する情報と、関連当事者自身に関する情報とは異質である、という事実認識	(関連会社間の取引に関する情報と、関連当事者自身に関する情報とは異質である)		1
質問4	その他のコメントの有無	N/A	関連当事者との間の未履行契約についても開示を求める旨の提案には反対。未履行契約については一般に財務諸表本体あるいは注記において十分な開示が行われていない事実に鑑みれば、非財務情報としての開示が適切である旨を指	関連当事者についての情報開示のあり方は、開示対象項目の財務報告制度における取扱いとも密接に関わっている、という事実認識	同左		7

DP「公正価値測定」

総論			IFRSに広く分散している既存のガイダンスを体系化し、明瞭化し、簡素化するために、IFRSが要求する公正価値測定に関して単一のガイダンスの開発を目指す、プロジェクトの趣旨	測定操作に関するガイダンスは、体系的で明瞭、かつ簡素であることが望ましい、という価値判断	(測定操作に関するガイダンスは、体系的で明瞭、かつ簡素であるべ		4
			このプロジェクトは財務報告における公正価値の使用を拡大させるための手段ではない、というDPで示されている考え方を強く支持。	どのように公正価値を測定するのか、という問題と、公正価値測定をどのような局面で行うのか、という問題は切り離して論じるうるし、切り離して考えなければならない、という価値判断	「測定技法の技術的な適用可能性に関する問題は、その技法を適用するケースに関する問題と独立に論じるべし」	2	
			関連する論点、とりわけ公正価値による測定が意味を持つ状況や、公正価値の変動が投資の成果を反映している状況に関する概念FWプロジェクトなどとの連携を図るように要請。	関連する論点については一体で議論し、結論の整合性を保つべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5

			入口価値による測定が意味を持つケースも存在する事実 に配慮するよう要請。	公正価値のうち、入口価値と出口価値の いずれに着目した測定を行うのかは、それ ぞれの資産や負債がどのような用途に向 けられているのかに依存して異なる、とい う事実認識	「会計処理は主として保 有目的等に依存して決 定される。」	4	
質問1、質 問2および 質問25	あらゆる公正価値測定に単一のガイダ ンスを提供することで、公正価値測定に關 する複雑性が軽減され、首尾一貫性が向上 する可能性の有無、およびそのようなガイ ダンスの「たたき台」としてのSFAS第157号 の適否	総論として賛成	(1)単一のガイダンスが複雑性の低減や首尾一貫性の向上 に資する可能性がある点には賛成、(2)SFAS第157号を基礎 として新たなガイダンスを開発する場合であっても、IFRSに含 まれている既存のガイダンスの一部を引き継ぐことは有用で あると指摘、とりわけ活発な市場が存在しない場合におい て、あたかも活発な市場が存在するかのような仮定にもとづ く公正価値測定が求められるのであれば、こういふケースに おいて簡素な測定を容認している「既存のガイダンス」が意	単一のガイダンスは、複雑性の低減や首 尾一貫性の向上に貢献しうる、という事実 認識／ただし「活発な市場が存在すること を与件とした基準開発」をすべての金融商 品を対象として進めることで、有用な情報 が提供されるようになるかどうかは明らか でない、という事実認識	「非現実的な想定(すべ ての金融商品に活発な 市場が存在する)を与件 とした基準開発は避け るべし」		6
質問3、質 問4および 質問5	出口価値にもとづいて公正価値を定義す ることの適否など	反対	現行IFRSのもとで出口価値以外で測定されている項目の中 には、引き続きその評価基準を適用し続けるのがよいケース も存在する旨を指摘。またひとつの活発な市場において売買 されるような財については、「ほんらいなら入口価値で測定す べき状況」において出口価値による評価を求めても実害はな いが、企業が異なる市場で購買と売却を行っているような ケースでは、必要に応じて入口価値を用いるべし、と主張(具 体的には、のれんの獲得と実現とを図っているようなケース が該当する)。また必要に応じて「現在」出口価値、「現在」入 口価値などの呼称を用いるべきであることも主張。	適用すべき評価基準は、評価の対象と なっている財についてどのような用途が想 定されているのかに依存しており、保有目 的にかかわらず最適な評価基準が一律に 決まるわけではない、という事実認識／測 定基準の選択は、主として「投資の成果を 測定する観点」にてらして行うべし、とい う価値判断	「より洗練された測定技 法(例えば期待値)の適 用が技術的に可能で あっても、その適用が最 善とは限らない。(測定 技法の選択は、投資の 成果をより適切に把握 できるかどうかに依存し ている。)」「会計処理は 主として保有目的等に 依存して決定される。」	2 and 4	
質問9およ び質問16	負債を出口価値で評価することの適否、お よび負債の公正価値評価に際し、発行者 の信用リスクを反映させることの適否	直接的には回答せ ず、負債の公正価値 測定が意味を持つ 状況は限られている 旨を繰り返し強調	負債には一般に活発な流通市場が存在せず、したがって公 正価値による測定が意味を持つケースはきわめて限定的で ある旨を(質問の趣旨にかかわらず)まず指摘。そのうえで、 かりに市場価格のない負債を公正価値で評価するのを与件 とする場合は、リスクフリー・レートによる割引現在価値で評 価することになる旨を指摘。その理由として、「負債の移転に 際して支払いが求められる対価は、引き受け手の信用力に 依存しているため、」最も信用力の高い相手に引き受けても らうことを想定した、もっとも高い対価の支払いを前提としな ければならない」旨を指摘。さらに資産と負債の公正価値測 定に整合性を求めるかどうかは、負債を「マイナスの資産」と みることができるかどうかに依存している旨を指摘。併せて、 負債の継続的な公正価値評価には解決すべき問題が多く残	多くの負債には活発な流通市場が存在し ない、という事実認識／活発な市場の有 無は、公正価値による評価が意味を持つ かどうかと密接に関わっている、という事 実認識／活発な市場が存在しない負債の 公正価値を見積もる場合は、「保守的な評 価」という観点から、最も信用力の高い主 体への譲渡を想定した、最も高い評価額を 適用しなければならない、という価値判断	「技術的な測定可能性と は独立に、ある属性値 による評価が意味を持 つのはどのようなケース かを論じるべし」	2	
質問11	実際の取引価格とモデルから推定された 公正価値とが乖離している場合において、 公正価値による測定を求めることの適否、 およびそのような測定をつづじて「デイ・ワ ン」損益を計上することの適否	反対	知識のある自発的な第三者との間で成立したものである限 り、取引価格のほうを適用すべし、と主張。またデイ・ワン損 益を即時認識するのか、繰延処理を行うのかは、期末におけ る処理に依存している旨を指摘(デイ・ワン損益の認識が意 味を持つのは、公正価値による継続的な再評価と、再評価 差額の損益認識が行われており、かつ、実際の市場データ にもとづいて公正価値が見積もられている場合に限られる旨 を指摘)。	知識のある自発的な第三者との間で成立 したものである限り、実際の取引価格のほ うがIASB自身による公正価値の定義に 適っている、という価値判断／測定基準の 選択は、主として「投資の成果を測定する 観点」にてらして行うべし、という価値判断	「より洗練された測定技 法(例えば期待値)の適 用が技術的に可能で あっても、その適用が最 善とは限らない。(測定 技法の選択は、投資の 成果をより適切に把握 できるかどうかに依存し	2	

DP「財務報告に 関する改善された 概念FWIについて の予備的見解:財 務報告の目的お よび意思決定に 有用な財務報告 情報の質的特性」	2006年11月29日			かりにIASBが「資産と負債の変動差額は(自動的に)業績を 反映することになる」という前提に立って議論を進めているの であれば、その前提自体に疑義を向ける必要がある旨を指 摘。	資産と負債とを貸借対照表の観点から適 切に評価したとしても、そこから導かれてく る純資産の変動差額が最適な業績指標と なる保証はない、という事実認識	「資産や負債の適切な 評価(最適な評価)が、 最も有用な情報の提供 に直結しないケースも起 こりうる。」	2	
				経済的単一体説にもとづく財務諸表を支持するDPに対し、親 会社説にもとづく連結財務諸表を作成するように要請。連結 財務諸表の主要な利用者は親会社株主であり、まずはかれ らのニーズに焦点を当てた報告を行うべし、という考えをその 論拠として提示。	財務報告は主要な利用者のニーズに適う 形で行うべし、という価値判断／そこでい う主要な利用者は親会社株主である、とい う事実認識／親会社株主に焦点を当てた財 務報告は、他の利用者のニーズを無視し たものではなく、他の利用者にとっても有 用でありうる、という事実認識	「主要な利用者という る親会社株主に焦点を 当てた財務報告は、他 の利用者のニーズを無 視したものではなく、他 の利用者にとっても有 用でありうる。」	7	
				信頼性を「表現の忠実性」によって置き換えられるかどうかに ついて疑問を提起。信頼性と異なり、表現の忠実性はレリバ ンスと必ずしも独立した特性ではない、という考えをその論拠 として提示。	会計情報の主要な質的特性(レリバンスと 信頼性)の間にはトレード・オフの関係が 存在している、という事実認識／そのト レード・オフ関係が有用な情報を生み出し てきた、という事実認識	「会計情報の主要な質 的特性(レリバンスと信 頼性)の間にはトレード・ オフの関係が存在して おり、そのトレード・オフ 関係が有用な情報を生 み出してきた。」	7	

			「表現の忠実性」に関する抽象的な次元の議論から、適用すべき具体的な評価基準が一義的に定まるかのような誤解を生む記述は避けるよう要請。	有用な会計情報を生み出すためのどのような質的特性が満たされなければならないのか、という議論から、評価基準の選択に関する含意が得られるわけではない、という事実認識／評価基準の選択は、主として、当該評価基準を選択した結果、どのような特性を有する利益が計算されることになるのか、という観点から行うべし、という	「有用な会計情報を生み出すためのどのような質的特性が満たされなければならないのか、という議論から、評価基準の選択に関する直接的な含意が得られるわけではない。」	7	
			ASBJが提案した質的特性である「内的整合性」に関して、IASBIに誤解がみられる旨を指摘。	ある会計情報がレリバントか、有用か、などについて、基準の開発段階で明確な判断が下せない場合には、伝統的に、内的な整合性に着目した基準開発が行われてきた、という事実認識	「ある会計情報がレリバントか、有用か、などについて、基準の開発段階で明確な判断が下せない場合には、伝統的に、内的な整合性に着目した基準開発が行われてきた。」	7	
IFRIC D20「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」 2006年11月16日			取引の実態にかかわらず、常に、顧客から受領した対価の一部をポイント等に配分し、企業が顧客に商品を引き渡す義務を履行するまで負債として繰延べる提案に反対する旨を表明。解釈の根拠となっているIAS第18号、第13項は「取引の実質を反映する必要がある場合に限って」配分を求めているのに対し、D20は一律に配分を求めており、これは既存の規定に関する解釈というより、基準それ自体の置き換えに相当	解釈指針によって、事実上、本体の会計基準を置き換えるべきではない、という価値判断(会計基準のヒエラルキーを尊重すべし、という価値判断)	(解釈指針によって、事実上、本体の会計基準を置き換えることは避けるべし、すなわち会計基準のヒエラルキーを尊重すべし)		7
			ポイント等の配分を行うのは、(a)賞品クレジット(ポイント等)が、通常の事業活動の過程で企業によって提供される財貨またはサービスと引き換えることができる場合、(b)その価値が大きい場合の、両方またはいずれかのケースである旨を指摘。すなわち(a)の要件が満たされれば、ポイントの行使はポイントを付与した企業による販売取引とみなしうるが、ポイント付与企業が提供していない財貨やサービスが将来引き渡される場合は、ポイントの行使を付与企業による販売とみなせないことを理由のひとつとして指摘。さらに、たとえポイントの行使によって引き渡される財貨やサービスが、付与企業自身によって提供されるものであっても、その価値が僅少であれば独立した販売取引とはみなせず、むしろ販売促進のための活動とみなしうることから、(b)の要件が意味を持つ旨	ポイントの付与が将来の販売活動に関する義務を生み出すかどうかは、(a)付与企業自身が通常提供している財貨やサービスを提供する義務と関わっているかどうかや、(b)対価を支払ってでも入手したいと顧客が考える、という意味において「価値のある」財貨やサービスが引渡しの対象となっているかどうかによって依存している、という事実認識	(実態に適う会計処理を行うべし)		1
			収益認識プロジェクトと平仄を合わせるべきことを指摘。	関連する会計問題については一体として取扱い、首尾一貫した解決策を引き出すべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
IFRIC解釈指針案 near final draft 「サービス・コンセッション」 2006年11月10日			解釈指針案では、営業者の受け取る権利が金融資産と無形資産のいずれに該当するのかという観点から会計処理モデルの選択を問題としており、後者(無形資産)の場合には、建設サービスの提供と引き換えに無形資産を調達した段階で、収益を認識することとしているが、このような収益認識には反対する旨を表明。その理由として、譲与者から付与された無形資産は通常、流動性を欠いており、営業者が当該無形資産を用いた営業活動をつうじて実現を図るしかないこと、を指摘。そのような意味で、無形資産を獲得するための活動と、取得した無形資産を利用した営業活動とは本来一体としてとりえるべきなのに、両者を無理に区分しようとしたところにそもその問題がある旨を併せて指摘。	投資の成果はキャッシュやその同等物の流入という事実の裏づけによって「確定した」段階でとらえることになっている、という事実認識／成果を確定させるための手段という点で切り離すことができない活動の成果は一体として把握すべし、という価値判断	「企業会計で認識する収益は確定した実績値としての成果という特質を備えるべし。」	1	
IAS第32号およびIAS第1号修正案：「公正価値でプットできる金融商品および清算時に生じる債務」 2006年10月23日	総論		このEDで取り扱っている問題は、本来なら、負債と資本の区分に関する長期プロジェクトで取り扱うべきものだが、既に顕在化している特定問題に対応する必要から、限定的に開発された基準としては概ね支持する旨を表明。	緊急度の高い要請があれば、ある会計分野について、汎用性の高い一般原則を開発しようとするプロジェクトと同様の分野において、ローカルな問題を解決するために別のプロジェクトを立ち上げることは許容される、という事実認識	(緊急度の高い要請があれば、ある会計分野について、汎用性の高い一般原則を開発しようとするプロジェクトと同様の分野において、ローカルな問題を解決するために別のプロジェクトを立ち上げることは許容さ		7
	質問1および質問2	公正価値でプットできる金融商品、および清算時に企業の純資産に対する比例的な持分をその他の企業に引き渡す債務のそれぞれを資本に区分することの適否	結論に限って賛成	区分結果については異論がないものの、その前提となる「分類規準」として提案されているものは曖昧で、「普通株式と類似した特徴を有する金融商品を資本に分類する」という、本EDの目的を達成しうるかどうかについては疑義を提示。	負債と資本の区分に関する一般的かつ明瞭な原則が未確立な状態にとどまっている、という事実認識／それを早急に確立すべし、という価値判断	同左	7

質問3(a)	公正価値によってプットしうる金融商品について、当該金融商品の公正価値に関する追加的な開示を求めることの要否	反対	一般に、持分金融商品には公正価値の開示が要求されていない旨を指摘。	持分金融商品については公正価値の開示が求められていない、という事実認識／特別な事情がないかぎり当該原則に例外を設ける必要はない、という価値判断	同左			7
総論			財務諸表の主要な利用者である投資家が、「フィードバック価値」の観点から支持してきた純利益の開示が求められている点を評価。その一方で、現行の純利益を計算するために不可欠なりサイクリングの手続を今後も存続させるかどうかは不明確な状態にとどめられていることに懸念を表明。	純利益の開示は投資家らに支持されてきた、という事実認識／それは純利益が有している「フィードバック価値」という特性によるものだという事実認識／リサイクリングの手続を行わなければ、純利益は質的に変化してしまう、という事実認識	『『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。』『純利益の開示は投資家らに支持されてきたのは、純利益が有しているフィードバック価値という特性に		1	
質問1	各財務諸表の名称を変更のすることの要否	反対	名称変更を行う積極的な理由がないにもかかわらずそれを行えば、不必要な混乱が生じることを指摘。また名称変更の問題は、より本質的な問題を取り扱うこととされている「セグメントB」の議論と密接に関わっているので、その終了まで決定を下すべきでないことを指摘。さらに、かりに名称の変更が行われるのであれば、「認識収益費用計算書」における「認識」と、「持分変動計算書」における「持分」という用語は、他の文脈における語法と平仄が合っていない、などの理由から、採用するかどうかを慎重に検討するように要請。	ニーズのない基準の変更は行うべきでない、という価値判断／名称変更の要否に大きな影響を及ぼしうる意思決定が下されるまでは、変更の要否に関する議論を中断すべし、という価値判断	(財務報告は利用者のニーズに適う形で行うべし。)			4
質問2	「期首財政状態変動書」を財務諸表の体系に組み入れることの適否	反対	財政状態計算書(貸借対照表)の主要な開示目的は、期末時点における財務ポジションを示すことである旨を指摘。	財政状態計算書(貸借対照表)の主要な開示目的は、期末時点における財務ポジションを示すことである、という事実認識	(財政状態計算書の主要な開示目的は、期末時点における財務ポジションを示すことであ			6
質問3	「認識収益費用(計算書)」という名称の適否	反対	質問1に対する回答を参照。	自明の事実を敢えて名称に付け加えると(←財務諸表に計上されている項目はすべて認識済みの項目である、というのは定義上明らかなはずなのに、その言葉を敢えて用いると)不必要な誤解を生み出すこととなる、という事実認識	同左			7
質問4	すべての所有者との取引以外による持分変動と、所有者との取引による持分変動とを区分表示することの要否	賛成したうえで要望事項を付記	左記の内容は、包括利益に関連する取引と、いわゆる資本取引とを区分することに結びついており、そのこと自体は必要である旨を指摘。ただしこのような区分に加え、純利益と包括利益との区分表示も重要である旨を主張。	必要な区分のうち特定の一部だけを強調することをつづじて、残りの部分の重要性を相対的に低下させるようなことがあってはならない、という価値判断	同左			7
質問5	1計算書方式と2計算書方式とを併存させることの適否	賛成	投資家の意思決定に関して、純利益が果たしている重要な役割に鑑みれば、1計算書方式だけでなく、純利益が重要な役割を担っている事実と整合的な2計算書方式の採用も認められるべきである旨を指摘。	包括利益との対比において、純利益は相対的に重要な役割を果たしている、という事実認識／その事実に適う表示方式は2計算書方式である、という事実認識	「包括利益との対比において、純利益は相対的に重要な役割を果たしている。」		7	
質問6	その他包括利益の各構成要素に関する組替調整額を開示することの要否	賛成	純利益の計算にとって組替調整は必要な手続であり、その金額を明示することは財務諸表利用者の助けとなりうる旨を指摘。	財務諸表利用者の助けとなるような情報を開示すべし、という価値判断	(財務報告は利用者のニーズに適う形で行うべし。)			4
質問7	その他包括利益の各構成要素に関する法人所得税の開示を求めることの適否	反対	その他包括利益を構成する要素毎の税効果は、利用者にとって価値のある情報と考えられない旨を指摘。併せて、純利益を構成する各要素について、同様の開示が求められていないこととの平仄を欠くことも指摘。	相対的に重要性が高いとは考えられない項目(←この文脈ではその他包括利益)にだけ(税効果に関する)詳細な情報を提供する必然性は乏しい、という事実認識	同左			7
質問8	純利益を基礎としたEPSの情報を、認識収益費用計算書の本体に表示しうる唯一の1株当たり情報とすることの適否	賛成	純利益が投資家の意思決定において重要な役割を演じてきた旨を指摘。	純利益の開示は投資家らに支持されてきた、という事実認識	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」		5	
その他			IFRSsの初度適用に際して求められる調整表は、純利益に関する調整の役割を(も)担っていることから、当該調整表に関して、現行ルールの規定から「純利益の調整」という表現を削除すべきでない旨を主張。また組替修正額に関する定義を、EDと設例とで整合的なものとするように要望。	純利益の開示は投資家らに支持されてきた、という事実認識／用語の定義は整合的なものであるべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5	5
質問1	権利確定条件は業績条件と勤務条件とに限定すべし、という提案の適否	反対	従業員に対して一定の期間にわたって制度への拠出を求めるような従業員株式購入制度が存在しており、そのような制度のもとでは、この「拠出の要求」を権利確定条件と考えることができる旨を指摘。当該条件が満たされなかった場合は、権利不確定による失効とみなし、既計上の費用を戻し入れる処理が望ましい、と指摘。	「権利確定」のために充足すべき条件は、企業が置かれている状況に応じて多様に分かれうる事実を反映した基準を開発すべし、という価値判断	(実態に適う会計処理を行うべし)			1

質問2	報告主体以外による取り消しを、報告主体自身による取り消しと整合的に取り扱うべし、という提案の適否	反対	例えば質問1に対する回答として言及されている従業員株式購入制度の場合、「報告主体以外」に相当する購入制度側からの申し入れによる取り消しは「権利確定条件不達成」による取り消しであって、報告主体自身による取り消し(←この場合には、期間配分の観点から未認識にとどまっている株式報酬費用の即時費用処理が求められる)とは異なる旨を指摘。併せて、直前に記した取消しの会計処理それ自体にも反対する旨を表明(←取り消しが行われれば、従業員と企業との間に契約が存在しないこととなり、そもそも費用の認識は必要なかったこととなるため)。	報告主体以外による取り消しと、報告主体自体による取り消しとは、株式報酬費用の計上方法に及ぼすが異なる、という事実認識／報告主体自体による取消しは、株式報酬費用を計上する必要性自体を失わせる行為だという事実認識(実質優先思考)	(異質な項目には異質な会計処理を適用すべし。)		1
総論			(1)すべての資産・負債に一物一価の法則が成立する、という前提は非現実的であること、(2)会計上の利益が投下資金の回収余剰という性質を有しており、そのような利益が市場関係者が支持されてきたことに鑑みれば、取引価格が異常である場合を除き、公正価値と取引価格とが乖離している場合であっても取引価格で評価すべきであること、(3)無形ののれん価値が存在する以上、識別可能なすべての資産・負債を公正価値で評価しても企業価値には一致せず、その意味で「資産・負債の適切な評価」はその変動差額としての「適切な利益」に直結しないこと、(4)事後測定から切り離して当初認識だけを論じても実り多い成果は期待できないこと、などを指摘。	すべての資産・負債に一物一価の法則が成立する、という前提は非現実的であるという事実認識／会計上の利益が投下資金の回収余剰という性質を有しており、そのような利益は市場関係者が支持されてきた、という事実認識／無形ののれん価値が存在する以上、識別可能なすべての資産・負債を公正価値で評価しても企業価値には一致せず、その意味で「資産・負債の適切な評価」はその変動差額としての「適切な利益」に直結しない、という事実認識／事後測定から切り離して当初認識だけを論じても意味がない、という事実認識	「すべての資産・負債に一物一価の法則が成立する、という前提のもとで基準開発を進めるべきではない。」(8)「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」(5)「資産や負債の適切な評価(最適な評価)が、最も有用な情報の提供に直結しないケースも起こりうる。」(2)	2 and 5	6
この問題に関するASBJの基本的なスタンス			右記の通り。	投資家の意思決定に有用な情報を提供するためには、事業投資と金融投資とを区分しなければならない、という価値判断／このうち事業投資については時価の変動差額が投資の成果として意味を持たないのに対し、金融投資についてはそれが意味を持つ、という事実認識／したがって事業投資に用いられる資産については、当初認識時に取引価格と公正価値との差額を利益として認識すべきでない、という価値	「投資家の意思決定に有用な情報を提供するためには、事業投資と金融投資とを区分すべし。」「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
(質問1および2)	公正価値を入口価値によって定義するのか、それとも出口価値によって定義するのか	N/A	出口価値による測定を求めているFASBのEDに対し、入口価値によるのか、それとも出口価値によるのかを明示していないこのDPIは、FASBのEDに対する考え方を明確にする必要がある旨を指摘。	会計基準の国際的な統合化が目標とされているのであれば、関連し合う会計基準間で重要用語の定義を統一しなければならない、という価値判断	同左		7
(質問7)	一物一価の法則がすべての資産・負債に成立する、という過程の適否	反対	「総論」を参照。	「総論」を参照。	「すべての資産・負債に一物一価の法則が成立する、という前提のもとで基準開発を進めるべきではない。」		6
(質問8)	当初認識における公正価値測定に信用リスクを反映すべきことは、資産と負債とで変わりがない(＝負債の評価に信用リスクを反映させなければならない)という提案の適否	反対(重大な懸念を表明)	(1)負債を発行した主体自身の信用リスクをその評価に反映させ眼ことは、「負債の全額を返済する」という前提に反すること、(2)負債に評価益が生じるようなケースでは、ほんらい、それを相殺するような評価損が資産の側に生じているはずだが、そこでいう資産はオフバランスとされていることも多いので、負債のほうの評価益だけを財務諸表に反映させると不必要なミスマッチが生じてしまうこと、(3)事業遂行上等の制約によって、評価益の実現を図りえないケースでは時価評価を行っても意味がないこと、(4)自己の信用リスクを客観的に見積もるのは困難であること、などを指摘。	負債を発行した主体自身の信用リスクをその評価に反映させることは、「負債の全額を返済する」という前提に反する、という事実認識／負債に評価益が生じるようなケースでは、ほんらい、それを相殺するような評価損が資産の側に生じているはずだが、そこでいう資産はオフバランスとされていることも多いので、負債のほうの評価益だけを財務諸表に反映させると不必要なミスマッチが生じてしまう、という事実認識／事業遂行上等の制約によって、評価益の実現を図りえないケースでは時価評価を行っても意味がない、という価値判断／自己の信用リスクを客観的に見積もるのは困難である、という事実認識。	「市場関係者が受け入れている事実認識や価値判断(例えば、負債は契約通りに返済されなければならない)に適う会計処理を適用すべし。」「ある経済事象が資産と負債に正反対の影響を及ぼす場合は、その影響がオンバランス項目とオフバランス項目のいずれに及ぶのかに留意しながら、人為的なミスマッチの発生を避けるべし。」「投資目的にてらして実現しえない損益を投資の成果とみ	5 and 6 and 7	

DP「財務会計の測定基礎 ―当初認識時の測定」
2006年5月19日

(質問11)	取引費用(取得費用)を含めずに算定した公正価値で資産や負債を評価することの適否	反対	投下資金の回収余剰としての性質を有している利益の開示が支持されてきた事実と鑑みると、取引費用を含んだ取引価格で評価すべきことを指摘。また資産除去債務に関して求められている会計処理(除去債務を生み出している資産の原価への加算)は取引費用を控除した公正価値での評価と矛盾することを指摘。同様のことは、借入利子費用の原価算入を求めている会計基準との関係についてもいいうる旨を指摘。これに関連して、このDPは自己資本コストについても原価算入を求めているように読める内容を含んでいるが、そのような取扱いが利益が有する基本的な特性を変えてしまうおそれを含んでいる旨を指摘。	会計上の利益が投下資金の回収余剰という性質を有しており、そのような利益は市場関係者が支持されてきた、という事実認識／他の関連する会計基準との間に矛盾があってはならない(先行して開発された会計基準で求められている処理と矛盾するような一般原則を、十分な説明のないまま要求すべきでない)、という価値判断／自己資本コストの取扱い(利益との関係)をローカルな局面に限って例外的に変更すべきではない(＝利益が有している基本的な特性をなし崩し的に変更すべきでない)	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)	5	5
(質問15)	取引価格は公正価値から乖離しうる、という前提に立ち、両者の間にかい離がみられる場合は公正価値のほうで測定すべし、というスタンスにもとづく基準開発の適否	反対	(1)取引価格と公正価値とは乖離しうる、という前提が、そもそも、一物一価の前提(このDPを貫いていると言われているもの)に反している旨を指摘。また(2)このペーパー自体が、多くのケースで取引価格は公正価値と一致している事実を認めているにもかかわらず、敢えて左記のような「原則」を持ち出すのは、ほんらい「例外」に過ぎないケースを不必要に深刻に取り扱うことになる旨を指摘。さらに(3)レベル3のインプットが用いられる公正価値測定においては、結果的に、取得原価による評価が行われることもあるが、それは左記の原則に反してしまう旨を指摘。また市場の規模がそれほど大きくないケースでは、取引量を意図的に大きくすることをつじて、取引価格と公正価値との(短期的な)乖離を生み出すような利益操作の温床となりうることも指摘。	同一会計基準に内的な矛盾があってはならない、という価値判断／例外と原則との関係は保つべきであり、例外を原則扱いすべきでない、という価値判断／適用しようとすれば、開発済みの個別基準との間に大きな矛盾が生じるような基本原則の適用を図るべきではない、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
(質問16)	様々な評価基準をレリバンスや信頼性の観点から比較対照した結果、公正価値が最も望ましい、とした結論の適否	反対	対象資産・負債の違いや、当初認識か、事後測定かという違いを超えて、「一般論として」望ましい評価基準を論じても有益な結論は引き出せない旨を指摘。	投資の目的に応じて、適切な評価基準は異なりうる、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
(質問17)	当初認識に際して適用される評価基準を(望ましさに応じて)階層化する場合、	反対	公正価値による測定が望ましい、というものは市場で流通している金融商品に限られ、事業資産については取得原価による評価が(投資成果の把握という観点から)望ましいこともある、と指摘。	投資の目的に応じて、適切な評価基準は異なりうる、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	

IFRS公開草案第8号「事業セグメント」
2006年5月22日

質問1	マネジメント・アプローチを採用することの適否	賛成	最高意思決定者と同じ視点で企業経営を見ることができると、内部で利用されている情報を基礎とすることで作成者の負担が軽減されること、非財務情報との整合性もとやすいこと、などに鑑みて賛成する旨を指摘。	投資家は最高意思決定者の視点に立った情報を必要としている、という事実認識／作成者の負担は一定水準以下まで軽減されるのが望ましい、という価値判断／関連する情報の結びつきを、財務諸表利用者にとってわかりやすく開示すべし、という価値判断	「投資家は最高意思決定者の視点に立った情報を必要としている」	7	
質問2	IFRS第8号_EDを(原則として平仄を合わせている)SFAS第131号の規定から意図的に離脱させる必要の有無	直接的には回答せず	第22項と第24項との間で、開示要求事項が異なるのではないか、という疑念が生まれないように、両者の関係を調整するように要望。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
質問3	セグメント情報を要求する報告主体の拡大を求める提案の適否	直接的には回答せず	範囲の拡大を目指すのであれば、その必要性(理由)を示すように要求。	新たな基準の開発に際しては、市場関係者の理解を得るために必要な説明を行うべし、という価値判断	同左		7
質問4	調整表の開示を、個々の報告すべきセグメントのレベルでは要求しない、という提案の適否	賛成	最高意思決定者が必要としていない情報は、セグメント情報を開示する目的にてらしてみれば、財務諸表の利用者に提供する必要もない旨を指摘。またGAAPに準拠した情報が個々のセグメントのレベルでは通常作成されないことに鑑みれば、そうした情報の要求は、「作成者にとっての作成負担の軽減」という趣旨にも反する旨を指摘。	個別具体的な規定は、それぞれの会計基準を支えている基本的な考え方に適うものであるべし、という価値判断			5
質問5	地域別資産情報として、非流動資産だけの開示を求める提案の適否	反対	リスク資産は非流動資産に限られるわけではない以上、日本基準が採用しているように、流動資産も含めたすべての資産を対象とすることを提案。	リスク資産は非流動資産に限られるわけではない、という事実認識／投資家らはリスク資産に関する「全体像」を把握しようとしている、という事実認識			1

DP「経営者による説明」
2006年4月28日

総論			IASBが有している資源が限られていることに鑑みれば、いまこの問題を優先的に取り扱うべきではなく、むしろ概念FWのプロジェクトにおけるフェーズE(表示および開示)で取り上げるべきであることを指摘。	取り組むべきプロジェクトの選択に際しては、優先度を考慮すべし、という価値判断	同左		7
質問1	MCを財務報告にとって不可欠な部分とみなすことの適否	反対	MCには(財務報告に含まれないはずの)非財務情報が含まれている旨を指摘。	非財務情報は財務報告の対象外である、という事実認識	同左		7
質問2	MCに関する規定の開発を優先させることの適否	反対	総論を参照。	総論を参照。	同左		7
質問3	IFRSsに準拠した財務諸表であると認められるための必要条件として、MCの開示を要求することの適否	反対	MCにIFRSsに準拠していない測定値や非財務的測定値が含まれている以上、それらの情報を提供することがIFRSsに準拠していることの必要条件にはなりえない旨を指摘。	IFRSsに準拠していない情報(をも含んだ、幅広い情報)の提供状況によって、「IFRSsに準拠しているかどうか」は判断できない、という事実認識	同左		7

質問9	どのような情報を、注記とMCのいずれで開示するのかに関する「振り分け規準」として提案されているものの適否	反対	概念FWに関するプロジェクトに進行状況次第では、このDPとは異なる「振り分け規準」にIASBとFASBが合意する可能性もある旨を指摘。その結果として生じうる混乱を避けるためにも、概念FWのプロジェクトから成果が生じるまでは、このプロジェクトを中断しておくべきことを要請。	関連する問題が別のプロジェクトで取り扱われており、かつそのプロジェクトの優先度が相対的に高い場合は、当該プロジェクトの進行を静観すべし、という価値判断	同左		7
IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」修正案及びIAS第19号「従業員給付」修正案 2005年10月28日	総論		蓋然性の認識規準と偶発負債の用語を削除し、期待CFによる測定をあらゆるケースにおいて最適な非金融負債の評価基準だという前提を置くことに反対する旨を表明。その理由として、(1)修正後のキー・コンセプトとなる「待機状態にある無条件債務」の定義があいまいなまま残されていること、(2)そもそも新基準を開発しなければならないほどの問題は顕在化していないこと、より具体的には、企業結合とそれ以外の局面とで偶発債務の処理が食い違っていることには合理性があり、「不必要な一致」を図るには及ばないこと、(3)提案内容は、実行可能性で難点を有している旨を指摘。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断／新たな基準の開発は、その便益がコストを超過する見通しの場合に限ってサポートされる、という価値判断／会計基準の形式的な統一は必ずしも有用な情報を生み出さない、という事実認識／会計基準の開発に際しては作成者や利用者にとっての実行可能性を考慮すべし、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)「整合性の参照対象は多様であり、財務報告の目的を達成するために最善な対象との整合性を図った結果、形式的に整合性を図りうる他の対象との整合性が保持されないことはありうるが、そのような事態は必ずしも基準の体系が整合性を喪失したことを意味しない。」(新たな基準の開発に際しては、コストと	7	3 and 4
	IAS第37号に関する質問2	「偶発債務」という用語を削除することの適否	反対	【理由(1)】EDが提案しているように(偶発的か否かにかかわらず)待機状態にある無条件債務であれば負債の定義を充足する(これまで偶発債務とみられていたものも、その多くはこの定義を充足する)、といるためには、キー・コンセプトである「待機状態にある無条件債務」が明確でなければならない、と指摘。にもかかわらず、負債が生じるかどうか曖昧な場合も存在することを指摘。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断	(新たな基準の開発に際しては、コストと便益とを斟酌すべし)	4
				【理由(2)】企業結合時に生じる偶発債務と、通常のケースで生じる偶発債務との間で、会計処理にいま不整合がみられる、という事実認識から基準の改訂が進められているようだが、ふたつのケースには「第三者との交渉過程の存否」という違いがあり、測定の信頼性がもともと大きく異なる以上、両者の間に整合性で図る必要はない旨を指摘。	会計基準の形式的な統一は必ずしも有用な情報を生み出さない、という事実認識(偶発債務、という形式に着目した統一を図るのではなく、偶発債務が生じた経緯に応じて測定信頼性が異なる事実のほうに目を向けなければならない、という価値判断)	「整合性の参照対象は多様であり、財務報告の目的を達成するために最善な対象との整合性を図った結果、形式的に整合性を図りうる他の対象との整合性が保持されないことはありうるが、そのような事態は必ずしも基準の体系が整合性を喪失したことを	7
				【理由(3)】「類似した事例の乏しい訴訟」のケースに代表されるように、EDのスタンスとは異なり、信頼性ある見積りが困難であることからオフバランスの状態にとどまっている負債は少なからず存在する旨を指摘。	非金融負債の評価額を、信頼性ある形で見積もることができないケースはそれなりに存在する、という事実認識	(最低限の信頼性を充足すべし)	3
	IAS第37号に関する質問5	「蓋然性の認識規準」を廃止することの適否	反対	EDは「将来COFの金額や時期に関する不確実性は測定において反映すればよい」としているが、事象の発生頻度が確率の見積りの信頼性を左右する以上、発生頻度の問題を切り離すことはできない旨を指摘。まずは発生頻度の高低によって場合分けし、発生頻度が高い場合に限って「新たな提案」にもとづく測定を行ったほうがよい、と指摘。	環境条件に応じて問題の本質が異なるのであれば、その条件に応じた「場合分け」を行うべし、という価値判断(ある会計処理が意味を持つための条件を見逃してはならない、という価値判断)	「外形の類似性・共通性が等質的な会計処理を適用すべきかどうかを決めるとは限らず、例えば予想されるC/Fのバラツきの違いが、最適な会計処理の違いを生み出すこともありうる。」	7
	IAS第37号に関する質問6(1)	最頻値による測定よりも、期待値による測定のほうが常に望ましい、という判断の適否	反対	「類似した債務」をひとつのグループにまとめて測定する場合と、それぞれの債務を単独で測定する場合とを分けなければならない、と指摘。そのうえで、単一の債務を測定する場合には、現行基準のとおり、最頻値による測定のほうがより有用な情報を提供することもありうる、と指摘(←ただしその理由は不明)。	個々の債務を単独で測定する場合には、期待値とくらべて最頻値による測定のほうが有用な情報に結びつくこともある、という事実認識	「より洗練された測定技法(例えば期待値)の適用が技術的に可能であっても、その適用が最善とは限らない。(測定技法の選択は、投資の成果をより適切に把握できるかどうか依存し	2
	IAS第37号に関する質問6(2)	非金融負債を一般に、(1)B/S日における割引率を用い、また(2)決済あるいは譲渡に要するであろうCOFにもとづいて測定することを求める提案の適否	反対	中途での決済が予定されていない負債(事業目的に拘束されている負債)については、時価や公正価値による測定が意味を持たず、むしろ償却原価法によって測定するのが望ましい旨を指摘。	負債の評価基準は、その負債で調達した資金がどのような目的に拘束されているのかに応じて決まってくる、という事実認識／多くの場合、非金融負債は事業目的に拘束されているため、時価や公正価値による評価になじまない、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4

IAS第37号に関する質問9およびIAS第19号に関する質問2		リストラクチャリング引当金に関する計上要件の適否	反対	負債の一般的な認識要件と、リストラクチャリング引当金に関してのみ適用される認識要件の間に矛盾が存在することを指摘。その矛盾を解消するように要請。	同一会計基準内において、相互に矛盾する規定があってはならない、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
IFRS第3号「企業結合」修正案及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」修正案 2005年10月28日	IAS第27号一質問1	支配確立後に生じた親会社による持分の部分売却によって、損益を生じさせるべきではない(すなわち経済的単一体説によって連結財務諸表を作成すべし)、という提案の適否	反対	(1)連結財務諸表が主として寄与しうるのは親会社株主にとっての投資価値の評価であって、子会社少数株主のそれではないこと、(2)親会社株主と子会社の少数株主では連結企業集団において負担しているリスクが異なること、(3)「非支配持分」が負債の定義を満たさないことは、必ずしも、支配持分と非支配持分とを統一的に取り扱うべきことを意味しないこと、(4)経済的単一体説を採用した場合、親会社説を前提としたEPSの開示を求めているIAS第33号との間に矛盾が生じてしまうこと、などを指摘。	連結財務諸表が主として寄与しうるのは親会社株主にとっての投資価値の評価であって、子会社少数株主のそれではない、という事実認識／親会社株主と子会社の少数株主では連結企業集団において負担しているリスクが異なる、という事実認識／「非支配持分」が負債の定義を満たさないことは、必ずしも、支配持分と非支配持分とを統一的に取り扱うべきことを意味しない、という事実認識／親会社説を前提とした会計基準と、経済的単一体説を前提とした会計基準とを混在させるべきではない、という事実認識	「連結財務諸表が主として寄与しうるのは親会社株主にとっての投資価値の評価であって、子会社少数株主のそれではない。また親会社株主と子会社の少数株主では連結企業集団において負担しているリスクが異なる。したがって親会社説にもとづいて連結財務諸表を作成しなければならない。」	7	
	IFRS第3号修正案一質問10およびIAS第27号修正案一質問2	支配の獲得、または喪失を契機として投資額の再評価を行うことの適否	反対	(1)重要な影響力が及んでいる関連会社が追加取得によって子会社となった場合や、部分売却によって関連会社となった後も重要な影響力が及んでいる場合では、支配の獲得あるいは喪失の前後で投資は継続していること、(2)支配の獲得や喪失を契機とした再評価は、持分法の「一行連結」という性格を否定するものであること(持分法とフル連結とに基本的な性格の違いはない、という理解に反すること)、(3)「株式の売却と再取得」という擬制は実態に反すること、(4)売却可能有価証券が子会社株式となるケースにおいては、投資の成果が売却による確定する前に評価絵損益の一部を純利益に反映する結果となってしまうこと、などを指摘。	重要な影響力が及んでいる関連会社が追加取得によって子会社となった場合や、部分売却によって関連会社となった後も重要な影響力が及んでいる場合では、支配の獲得あるいは喪失の前後で投資は継続している、という事実認識／持分法はフル連結と等質的な(類似した)投資の成果の測定方法だという事実認識／「株式の売却と再取得」という擬制は実態に反する、という事実認識／売却可能有価証券に対する投資の成果が、支配の獲得を契機として確定することはない、という事実認識	「支配の獲得や喪失は投資の清算と結びつくことも多いが、以前から重要な影響力が及んでいる場合や、支配喪失後も重要な影響力が残っている場合は、支配の獲得が必ずしもそれ以前から行ってきた投資の清算と結びつかない。」	7	
	上記の質問に対する回答への付記事項			支配の獲得や喪失を契機として再評価が求められる、という類いの重要なルールは「結論の根拠」ではなく本文に記載するよう要請。もっとも、重要な影響力を及ぼせるようになった時点と、支配を獲得した時点でそれぞれ再評価を行う必要があるかどうかについては、慎重な検討を要請。	会計基準の根幹をなす重要な規定は本文に記載すべし、という価値判断／重要な影響力を及ぼせるようになったという事実と、支配を獲得したという事実は投資の成果を把握する観点からは等質的である、という事実認識	「支配が及んでいる状態と、重要な影響力が及んでいる状態との間の変化は、変化以前に行ってきた投資が清算されたことを意味しな	7	
	IFRS第3号修正案一質問3および質問4	全部のれん方式の適否	反対	(1)被支配持分相当ののれんは、対価が支払われていないという意味において自己創設のれんに相当すること、(2)のれんは他の資産から独立した存在とはいえず、「差額概念」に過ぎないなど、通常の識別可能な資産・負債とは異質な存在であること、(3)「過払い」の要素や「支配プレミアム」の要素に関する客観的な測定は困難であること、などを指摘。	被支配持分相当ののれんは、対価が支払われていないという意味において自己創設のれんに相当する、という事実認識／財務報告の目的にてらして自己創設のれんは計上すべきではない、という価値判断／のれんと通常の識別可能な資産や負債とは質的に異なっており、整合性を図る対象ではない、という事実認識／企業結合は実物投資の延長線上にある行為だという事実認識／「過払い」の要素や「支配プレミアム」の要素に関する客観的な測定は困難である、という事実認識	「財務報告の目的にてらして自己創設のれんは計上すべきではない。」(実態に適う会計処理を行うべし)	1	1
	対応する質問なし	IFRS第3号を改訂することの要否(必要性)	反対	(1)のれんは他の資産から独立した存在とはいえず、「差額概念」に過ぎないなど、通常の識別可能な資産・負債とは異質な存在であること、したがってのれんと通常の識別可能な資産・負債とで会計処理の整合性を図る必要はないこと、(2)事業投資において、異時点で取得された資産の原価が異なるのは当然であり、企業結合はまさしく事業投資の一環で行われること、などを指摘。	のれんと通常の識別可能な資産や負債とは質的に異なっており、整合性を図る対象ではない、という事実認識／企業結合においてとらえるべきは、企業結合で発生した原価ではなく、取得日における被取得企業の公正価値である、という事実認識／事業投資と金融投資とに分けて投資の成果をとらえるべし、という価値判断／企業結合は事業投資の一環で行われる、という事実認識	「整合性を図ることに意味があるかどうかを決めるのは、保有目的等が等質的かどうかであり、外形上の類似性や共通性ではない。」(実態に適う会計処理を行うべし)「会計処理は主として保有目的に依存し	4 and 7	1
	IFRS第3号修正案一質問5	取得の対価として発行される持分証券の測定日を「取得日」とすることの適否	反対	主要な交換条件が合意され、その事実が公表された日の株価で測定すべし、と主張。その理由として、公表日以降に生じた株価の変動は必ずしもファンダメンタル価値を反映しているとはいえない旨を指摘。	公表日以降に生じた株価の変動は必ずしもファンダメンタル価値を反映しているとはいえない、という事実認識／直前に記したような性質を持つ株価で投資原価を測定しても有用な情報は提供されない、という事実認識	「時価による測定が意味を持つのは、その時価がファンダメンタル価値を反映しているとみなしうるケースに限られる。」	7	
	IFRS第3号修正案一質問7	企業結合に関連して取得企業に生じたコストを企業結合とは別個に処理する旨の提案の適否	反対	例えば外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬や手数料は、他の会計基準における同様の支出の取扱いとの整合性を図る観点から原価に算入すべきであると指摘。	類似したケースに適用されている既存の規定が存在しているケースでは、当該規定との整合性を保つべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5

IFRS第3号 修正案－ 質問11お よび質問1 2	バーゲン・パーチェスと過払いとに異質な 会計処理を適用することの適否	反対	いずれも企業結合が等価交換ではないケースに生じるものであり、その意味で両者の取扱いについては整合性を図るべきである旨を指摘。	類似した特徴を有する項目については、適用される規定に関して整合性を図るべし、という価値判断	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
IAS第27号 修正案－ 質問3	支配を喪失する結果となる2つ以上の仕組まれた取引を、他に反証のない限り単一取引として会計処理することで、「特定の結果を得るために仕組まれた取引」を回避できる、というEDで下された判断の適否	反対	はじめに、そもそも親会社説を採用していれば、「仕組まれた取引」はそもそも起こりえないことを指摘。そのうえで、経済的単一体説のもとで左記のような規定を設けたとしても、決算期を挟んで取引が行われてしまった場合には当該規定が有効に機能しない旨を指摘。	会計基準において特定の帰結を得ようとするのであれば、その帰結を得るために有効な手段を採択すべし、という価値判断	(特定の帰結を売るために最も有効な会計基準を適用すべし)		6
総論			形式的には「IFRSsを採用またはコンバージェンスしている会計基準設定主体」と「IFRSsを採用またはコンバージェンスする過程にある国または地域の会計基準設定主体(←米国や日本)」とがともに覚書の対象とされているものの、実際には前者だけを念頭に置いた記述も目立つ旨を指摘。そうであれば、記述の対象が前者に限られていることを明記するように要請。また覚書案における「責任」が何を意味するのかを明らかにするように要請。	覚書案の対象として何が想定されているのかを明確にすべし、という価値判断	同左		7
各論			「背景」については、前文などにおいて、IASBと会計基準設定主体との関係の進展などを加筆するように要請。	過去辿ってきた経緯などに関する記述は、覚書案の趣旨に関する理解を促す、という事実認識	同左		7
			各国の会計基準設定主体がIFRSsの採用またはコンバージェンスに対する、各国規制当局の障壁を識別し、対処すべし、という記述は、規制当局の反対を乗り越えてコンバージェンスを推進する義務を基準設定主体に課しているようにみえることから、このような記述の撤回や見直しを要請。むしろ会計基準と他の法制度との目的の違いに起因する摩擦を解消すべく、規制当局と協力することを覚書に含めるべし、と提	民間団体である各国の基準設定主体が、規制当局の反対を押し切る形でコンバージェンスを進めることはできない(そのような権限は持ち合わせていない)、という事実認識	同左		7
			IASBで行われている基準の開発作業を国内の関係者に伝えるとともに、国内の関係者が抱えている憂慮(および基準の有効性に関する検証結果を含む)をIASBに伝えなければならない、という3.11の記述を強調すべきことを要請。併せて、市場関係者からの反応をIASBが真摯に受け止めることを加筆する必要や、議論の専門性にかかわらず、世界の会計基準に大きな影響を及ぼす項目については各国の基準設定主体とともに、IASB自身が議論に参加する必要を指摘。	各国の会計基準設定主体はIASBと各国における関係者との円滑なコミュニケーションを図るべし、という価値判断	同左		7
			IASBやFASBのスタッフによる指示のもとで、各国の基準設定主体が現在活動中のプロジェクト・チームに関与する旨が記されているものの、そのような形でプロジェクトに関与する理由が不明である旨を指摘。IASBやFASBのスタッフが主体となってプロジェクトを進めることとなった理由の説明を要求。	会計基準の開発プロジェクトにおいて、特定の主体だけが特権を与えられているのであれば、その理由は十分に説明されなければならない、という事実認識	同左		7
			各国の会計基準設定主体がIASBに対して送ったコメントに対する、IASBの責任が不明確なままとされている旨を指摘。コメント内容の検討をIASBの責任として明記するように要求。	各国から送られたコメントは、IASBの責任の下で真摯に検討されるべし、という価値判断	同左		7
			既にIFRSsを採用している諸国と、IFRSの採用あるいはコンギージェンスの過程にある諸国との違いを意識して記述するように要請。	覚書案の対象として何が想定されているのかを明確にすべし、という価値判断	同左		7
			取引を通じて受け取った財貨またはサービスを、その対価として付与した持分金融商品の公正価値を参照して測定するように求めている第9項は、「受け取った財またはサービスの公正価値は信頼性をもって見積もることができない」という場合に限って適用されるべきことを、解釈指針の本文に明記す	持分金融商品を対価として非貨幣財やサービスを受領した場合、多くの場合、当該財やサービスに関する公正価値のほうが客観的に見積もられる、という事実認識		7	
			D17では、子会社の従業員に親会社株式に関するオプションが付与される取引を、直接的な付与者が誰であるのかに応じて「親会社が付与する場合」と「子会社が付与するケース」とに区分しているが、むしろ「親会社サービス取得の対価として付与している場合」と「子会社サービス取得の対価として付与している場合」とに区分することを要請。その理由として、親会社の利害に沿って、子会社をいったん迂回してオプションが付与される場合があり、その意味で、付与者が誰であるのかは取引の性質と一対一には対応していない旨を指	規定の使い分けは、規定の対象となっている取引の質的な相違に適うように行うべし、という価値判断	(実態に適う会計処理を行うべし)		1

中小企業に対する認識及び測定の原則に関するスタッフからの質問

2005年6月30日

質問1	SMEのために認識と測定とを簡略化しうる会計基準の存否		(1)税効果会計(将来の事業年度における課税所得の見積りの困難)、(2)退職給付会計(給付建負債の測定)、(3)固定資産の減損処理(現金生成単位の認識や将来キャッシュフローの見積り)、および(4)ストック・オプション会計(公正価値に関する見積り)を指摘。簡便的な処理を要請。	コストにみあうだけの便益が期待できないケースでは、SMEに限って簡便な会計処理を容認すべし、という価値判断	「会計基準の体系は、原則として、大企業とSMEとで同一であるべし。」	7	
質問2	SMEで用いられる可能性が低いことから、SME向けの基準開発において対象外としてもよい会計基準の存否		(1)保険会計(業界の特性からして、ある一定水準以上の規模が必要となるため)、および(2)連結会計(SMEが連結企業集団を形成しているとは想定し難いため)を指摘。	SME向けの会計基準で、実際には適用される可能性の低いものは開発すべきでない、という価値判断	同左		7

IFRIC解釈指針案D12、D13、およびD14「サービス・コンセッション契約」

2005年3月31日

			D12は、営業を行う者がどのような権利を受け取るのか(金融資産か、無形資産か)に応じて、採択すべき会計モデルが決まってくる、というスタンスから基準を開発している。しかしそのような選択以前に、資産を取得した時点で、当該資産から期待されるキャッシュフローに関する投資のリスクから解放されているかどうかに着目しなければならない旨を指摘。すなわち権利が金融資産であれ、あるいは無形資産であれ、当該権利が生み出すキャッシュを獲得するために営業努力が求められるのであれば、IFRICの提案にかかわらず、取得時点で収益を認識すべきでない、と指摘。	この文脈で会計処理を第一義的に決めているのは「取得した権利に係るキャッシュフローが投資のリスクから解放されているか否か」である、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」「保有目的の違いは、より具体的には、どのような過程を経てキャッシュフローが投資のリスクから解放されるのかと関わっている。」	4	
			D14はその数値例において、無形資産の取得と、当該無形資産の使用の2回にわたり収益を計上しているが、取得した無形資産の価値は、当該無形資産の利用から予想されるキャッシュを見込んだものであり、その割引現在価値にみあう収益を計上することは、同一のキャッシュフローにもつぎ収益を「二重計上」する結果を生む旨を指摘。「道路の建設取引」と「道路を用いた営業取引」とは、形式的には独立しているが、建設の際に見込んでいた投資の成果は、事後の営業をつうじてしか実現させられない、という意味において両者は密接不可分の関係にある。その事実にてらしてみれば、上記のふたつをひとつの一体化したプロジェクトとみなす必要	形式的には独立している複数の取引であっても、後に続くほうの取引をつうじてしかキャッシュの獲得・実現を図れない場合は、投資の成果を把握する観点からは、それらを一体として取り扱わなければならない、という価値判断	「複数の取引をつうじて、はじめて、キャッシュの獲得・実現が図られる場合は、それらを一体として処理すべし。」	7	
			D12、D13およびD14は、譲与者が営業者の提供する譲与サービスに対して支払う「第一義的な責任」の有無によって、金融資産モデルと無形資産モデルとを使い分けるように指示しているが、実際には「第一義的な責任」とは何かが不明確な場合もありうることを指摘。さらに「第一義的な責任」の有無という点で異なる2つのケースにおいて、営業者にとってキャッシュインフローのパターンがまったく同一となりうる旨を指摘。その際、「責任を有しているのは誰か」という形式のほうか、キャッシュフローのパターンという実質よりも優先されて	多義的な解釈の余地が残されている用語は差し控えるべし、という価値判断／形式より実質を優先すべし、という価値判断(実質優先思考)／譲与サービスに対して支払う「第一義的な責任」の所在は形式に過ぎないのに対し、営業者にとってのキャッシュインフローは実質だという事実認識	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3

IFRIC解釈指針案D11「従業員株式購入制度に対する拠出の変更」

2005年3月1日

			従業員がESPP(Employee Share Purchase Plan)に対する拠出をやめる場合に、これをIFRS第2号の第28項に従って「取消し」として処理するように求められているが、これを確定条件の未達成による権利の喪失として処理するように要請。その理由として、(1)典拠とされている第28項は企業が取り消す場合の処理を定めたものであり、ここで問われている「従業員の自発的なとりやめ」とは異なる状況が想定されていること、(2)IFRS第2号が権利確定条件を「勤務条件または業績条件」に限定していない以上、EPSSへの拠出を権利確定条件のひとつと解釈するのも妨げられないこと、(3)直前の(2)で記した処理はIFRS第2号の規定を毀損する旨が記されているが、そういえるのは、費用をできるだけ多く計上させること自体が重要だという価値判断をとる場合に限られる	本質の異なるケースにまで既存の規定を拡大解釈すべきではない、という価値判断／制定趣旨に反しない限り、明文で禁じられていない行為は許容される、という価値判断／ESPPに対する拠出のとりやめを権利確定条件の未達成による失効とみるのは、(たとえその結果費用計上額が少なくなったとしても)IFRS第2号の趣旨に反しない、という事実認識	(実態に合う会計処理を行うべし)		1
--	--	--	--	---	------------------	--	---

公開草案第7号「金融商品：開示」

2004年10月22日

質問3および質問6	感応度分析の開示を財務諸表の一部とすることの適否	反対	感応度分析はいまのところ必ずしも市場関係者の間で根づいているとはいえず、また開示を求めている国・地域においてもMD&Aの位置づけにとどめている旨を指摘。財務諸表の一部とすることを目指すのであれば、いま財務諸表外とされている原因の分析を優先させるべきである旨を併せて指摘。	財務諸表に包摂されている項目と、包摂されていない項目とを識別する規準は、いまだ明らかにされていない、という事実認識	同左		7
質問4および質問6	自己資本の開示(自己資本をコントロールする方針などに関する開示を含む)を財務諸表の一部とすることの適否	反対	自己資本の悪化により、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるようなケース以外では、財務諸表の一部として開示する必要はない、と指摘。財務方針に関する記述が多くなると予想されることに鑑みれば、むしろMD&Aとして開示したほうがよい、と指摘。(継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるようなケースでは、IAS第1号に従った開示を行うべし、と提案。)	企業の経営方針(財務方針を含む)に関する情報(非定量的な要素を多く含むもの)は、財務諸表の外で開示されている、という事実認識	同左		7

IAS第39号「金融商品：認識と測定」改訂公開草案「グループ内予定取引のキャッシュフローヘッジ会計」	2004年10月8日		グループ内の外貨建予定取引をヘッジ対象に指定することを禁じてきたこれまでのルールに対し、当該取引(グループ内の外貨建予定取引)と外部予定取引との関連づけをつづじてヘッジ会計の適用を容認することの適否	反対	グループ内の外貨建予定取引と外部予定取引との関連づけの有無にかかわらず、グループ内の外貨建取引に関する為替変動のエクスポージャーは内部取引として消去されずに残ってしまう以上、外部予定取引との関連づけの有無にかかわらずグループ内予定取引をヘッジ対象として認めるように要請。このようなケースにおけるヘッジを日本と米国の会計基準が認めている以上、国際的な統合化の観点からIFRSでも認められるべきであると主張。	外部予定取引との関連づけの有無は、為替変動のエクスポージャーにさらされている事実に影響を及ぼさない、という事実認識／その点で変わらない複数の項目は、ヘッジ会計の許容という点で等質的に取り扱わなければならない、という価値判断(実質優先思考)			1
DP「中小企業会計に関する予備的見解」	2004年9月24日				基本的な立場としてsingle set standardを堅持していく旨を表明。中小企業への配慮は、独立した会計基準の開発という形で、ではなく、企業規模や公開特性に応じた会計基準の限定的な適用のあり方、という形で行う旨を併せて表明。	一国の制度における会計基準はひとつであるべし、という価値判断	「会計基準の体系は、原則として、大企業とSMEとで同一であるべし。」	7	
					「基本的な公共サービスを提供している公益企業または類似の事業体」とみなされた主体は、公的な説明責任を有している、という判断から完全なIFRSsを適用すべし、とされているが、「基本的な云々」の箇所には多義的な解釈の余地が残されている旨を指摘。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
					SME版のIFRSsを適用するためには、すべての所有者の同意が必要となる(ひとりでも反対すれば完全版IFRSsの適用が求められる)、という提案に疑義を提示。SME版財務諸表の主たる利用者はオーナー経営者や銀行等であることに鑑みれば、それ以外の所有者に重要な「決定権」を与えるのは適当でない旨を指摘。	SME版財務諸表の主たる利用者はオーナー経営者や銀行等である、という事実認識／SME版のIFRSsを採択するかどうかの判断は、主要な利用者の判断に委ねるべし、という価値判断	「SME版のIFRSsを採択するかどうかの判断は、主要な利用者の判断に委ねるべし。」	5	
					親会社からの要請にもとづき、完全版のIFRSsに準拠して財務諸表を作成している子会社等については、個別財務諸表も完全版のIFRSsに準拠しなければならない、という提案には同意する旨を表明。そうであれば、公的な説明責任を有さず、親会社からの要請も受けていない子会社等については、SME版の適用が当然認められることを明示するように要請。	不必要に多義的な解釈の余地を残すべきではない、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)		3
IAS第19号「従業員給付」改訂公開草案「保険数理差損益、グループ制度及び開示」	2004年7月30日	質問1	保険数理差損益を発生時に損益計算書の外で認識収益費用計算書において認識する選択肢を追加する旨の提案の適否	反対	保険数理差損益は損益項目であるという認識をIASBが持っているのであれば(BC第12項)、当該項目を損益計算書において認識しなければならない旨を表明。損益としての性質を有する項目を純利益に一度も反映させない処理を認めると、当期純利益の有用性が損なわれてしまう旨を指摘。	クリーン・サープラスの関係が損なわれると(損益項目が一部でも当期純利益を介さずに純資産直入されてしまい、リサイクリングの手続も要求されないことになる)、当期純利益の有用性は低下する、という	「当期純利益に『事実に変化した、その意味で確定した成果』という性格を与えるためには、リサイクリングを行うべし」	1	
		質問5	グループ企業の個別財務諸表において、一定の条件が満たされる場合には、グループ給付建制度を複数事業主制度として取り扱ってよい、という提案の適否	反対	共通支配下にあるグループ給付建制度の場合、給付建会計処理を行うために十分な情報が利用可能でない状況は実際には起こりえない旨を指摘。したがって、上記のようなことが起こりうる制度(通常の給付建制度)に認められている処理を、グループの制度にも容認する必要はない、と主張。さらに親会社の個別財務諸表においても上記と同様の免除規定が設けられているが、この免除規定が適用された場合、給付建の会計処理が求められる連結との間で会計処理に大きな食い違いが生じてしまう旨を指摘。	会計処理の整合性を図ることに意味を見出せるのは、同様の構造を有する問題が複数の局面で生じている場合に限られる、という事実認識(通常のケースに認められている処理が、共通支配下にある企業に限って認められていないことは、ただちに『整合性が損なわれている』ことにならない、という事実認識)	「整合性の参照対象は多様であり、財務報告の目的を達成するために最善な対象との整合性を図った結果、形式的に整合性を図りうる他の対象との整合性が保持されないことはありうるが、そのような事態は必ずしも基準の体系が整合性を喪失したことを	7	
IAS第39号「金融商品：認識及び測定」改訂公開草案「公正価値オプション」	2004年7月16日	質問1	(2002年に公表されたEDに対するコメントをふまえ、公正価値オプションの適用範囲を狭めることを旨とした)新たなEDによる提案事項の適否	(適用範囲を限定しようとしていることについて)賛成	公正価値オプションを容認すること自体は、「保有目的別の分類」という、現行の金融商品会計基準を支える基本的な考え方に反するものゆえ反対だが、オプションの存在を与件とした場合には、適用範囲を狭める提案に賛成する旨を表明。	投資の成果を把握する観点から、金融商品を保有目的別に区分しなければならない、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
		質問4	組込デリバティブに関する測定上の困難を回避する手段としての第9項(b)1(組込デリバティブの独立把握が求められているかどうかにかかわらず、ホスト契約と組込デリバティブとをまとめて公正価値で評価することの許容)の適否	代替案を提示	「区分処理が要求されないものについてもホスト契約とともにまとめて公正価値評価するやり方」に代え、「区分処理が要求される項目のうち、区分測定が容易でない項目について、ホスト契約とまとめて公正価値評価するやり方」を許容すべし、と主張。	同一の政策目標を達成しうる手段が複数存在する場合は、影響が及ぶ範囲の少ない(その意味で予想外の「副作用(←濫用など)」のおそれが少ない)手段が望ましい、という価値判断	(同一の政策目標を達成しうる手段が複数存在する場合は、影響が及ぶ範囲の少ない手段が望ましい。)		7
		質問6	その他のコメントの有無	いくつかの要改善点を提示	(1)他の規定などに鑑みると、貸付金及び債権は公正価値オプションの適用が困難で、逆に貸付金・債権以外の金融資産については公正価値オプションの適用がもともと容易であるから、「他の金融資産に生じている評価損益と、いま問題にしている金融資産に生じている評価損益とが相殺し合う関係にあるケース」に公正価値オプションの適用を認めている第9項(b)3は事実上不要である旨を指摘。また(2)規制当局の権限に関する第9項末尾の規定は、IASB自身の弁明(BC第11項)にかかわらず、IAS第39号の規定を修正する権限を規制当局に付与しているかのような印象を与えることから、削除するよ	実際に適用される見込みが低い規定は設けるべきではない、という価値判断／不要な誤解を招く記述は避けるべし、という価値判断	同左		7

IFRS第3号「企業結合」改訂公開草案「契約のみによる結合または相互会社が関わる結合」	2004年7月16日		2つ以上の相互会社を含む企業結合や、別々の企業が、所有持分を獲得することなく契約のみで1つの報告企業とともに形成する企業結合をIFRS第3号の範囲に含めること(その結果、上記したケースにおいてもパーチェス法を適用すること)を旨とする提案の適否	反対	(1)相互会社が関わる企業結合の場合、(所有構造の特殊性ゆえ、)株式会社が関わる企業結合と違って信頼性ある対価の支払いを伴わないことから、パーチェス法の適用は技術的に困難である旨を指摘。(2)契約のみによる企業結合が行われるのは特定国だけであり、国際的な標準としての会計基準に組み込むべきではない旨を指摘。	パーチェス法の適用に際しては、その趣旨にてらして、「一定水準以上の信頼性をもって対価を測定できること」は必須の要請となる、という事実認識／適用対象が極端に少ないと予想される例外規定は、基準の本文に設けるのではなく、むしろ解釈指針や該当国に限定された解釈指針のレベルで設けるべし、という価値判断	(最低限の信頼性を充足すべし)		3
IFRIC解釈指針草案D3「契約がリースを含むか否かの判定」	2004年3月19日				D3は事実上、リースに関する定義の見直しを含んでいる以上、解釈指針という形ではなく、会計基準自身の改訂という形で対応すべし、と指摘。また第1項(背景説明)に記されている事例の一部は、第6項に記されている判定基準が充足されるケースの例示として適切かどうか、疑問が残る旨を指	会計基準を支える基本的な考え方に関わるような変更は、会計基準自身の改変として取り扱うべし、という価値判断／D3の提案は「基本的な考え方」に関わっている、という事実認識	同左		7
IAS改訂金融商品会計基準(IAS第32号／第39号)の公表に関するコメント	2004年1月13日		(注)公開草案等に関するコメントではなく、最終基準の公表に際して寄せられたコメントである。		保有目的別に金融商品の評価基準を使い分けることを骨子とする会計基準が公表されたことを歓迎する旨を表明。	金融商品という外形にてらして一律の評価基準を適用するのではなく、それらがどのような目的で保有されているのかに着目して評価基準を使い分けるのが望ましい、という価値判断	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
IFRS公開草案第5号「保険契約」	2003年10月23日		保険者に対して保険資産および保険負債に関する公正価値の開示を要求することの適否	反対	(1)いまだ保険資産・保険負債の公正価値測定に関する重要な問題点が解決されていないこと、(2)各社が共通に依拠するモデルが未開発な段階で、各社が独自のモデルに依拠して測定した公正価値を開示する場合、企業間の比較可能性が大きく損なわれてしまうこと、および(3)一般的な金融商品について、公正価値測定に関するガイドライン(例えばSFAS第107号)が存在するとしても、それを市場環境が異なる保険資産や保険負債にそのまま適用するのは困難であること、な	保険資産や保険負債の公正価値に関する測定モデルで、関係者の幅広い支持を得ているものは存在しない、という事実認識／一般的な金融商品に関する公正価値測定ガイダンスを、保険資産や保険負債の測定に適用するのは困難だという事実認識	同左		7
IFRIC解釈指針公開草案D2「廃棄、復旧および類似の負債の変動」	2003年10月22日				債務の決済に必要なアウトフローの見積額に関しては、負債に関する簿価の修正額と同額だけ、資産の簿価を修正する方法を支持する旨を指摘(負債の減少額が資産の簿価を超えてしまうような例外的ケースにおいては、その超過額を利得として認識するように要求)。D2が要求する方法によれば、過年度修正に相当する損益が見積りの変更年度に計上されることとなるが、見積りを変更したことの影響は、将来に配分するのが現行ルールを支える基本的な考え方である旨を指	会計上の見積りの変更については、これを過年度の修正として処理するのではなく、将来にだけその事実を反映させるのが現行会計基準を支えている基本的な考え方である、という事実認識	(会計基準の体系は整合性・首尾一貫性を保持すべし)		5
					アウトフローの見積額が増加した場合には、その時点の割引率によって現在価値に引き直すものの、見積額が減少した場合には、その減少部分に関して当初認識時点に用いた割引率をそのまま用いるのがよい、と主張。すなわち見積りの修正に伴う損益のとらえかたについては、IAS第37号とは整合しないが、SFAS第143号とは整合する方法の採用を支持。	引当金の測定に際しては、割引率が事後に変動した事実は反映すべきでない、という価値判断／(ただし)新たな債務の追加的発生と、既存の引当金に関する修正との区分が困難なケースにおいては、一律に「追加的な発生」とみなすこと、つまり「増額修正」については、見積りの修正時点における割引率を一律に適用する方法も許容しうる、という事実認識	「評価基準の選択に際しては、『より洗練された手法かどうか』などではなく、『損益に反映すべき要因をより適切に反映させられるかどうか』という観点を重視すべし。」	2	
					SFAS第143号と同様の方法(すなわち上記の方法)を採用した場合、「非合理的にみえる結果(例えば資産の簿価がマイナスになってしまうこと)」が生じてしまうが、それはあくまでも例外的なケースに限ったことであり、例外の存在は必ずしも基本原則自体が抱えている深刻な問題とはみなせない旨を	例外的にしか生じない問題点の有無は、必ずしも(いずれを選択すべきかがいま争われている)基本原則間の「優劣」に影響しない、という事実認識	同左		7
					引当金についての割引率の変動は測定に反映すべきでない旨を指摘(その理由は右記の通り)。	中途での決済が予定されていない負債については、市場の金利水準が変化しても、そのことによって利得を得ることはできない(借り換えによって名目的な利得を計上しても、その利得は、それ以降の期間における金利負担の増加によって相殺されてしまう)以上、割引率が変化した事実は損益計算に反映すべきでない、という価値判断	「投資目的にてらして実現しえない損益を投資の成果とみるべきではない。」	6	
					アウトフローの変動と割引率との変動が独立した要因によって生じる以上、両者の間で会計処理の整合性を図る必要はない旨を指摘。	整合性を保つべきは、同型の構造を有するケースに限られる、という事実認識	(整合性を図ることが意味を持つのは、問題の構造が等質的な場合に限られる)		5
					IFRIC D2の典拠とされているIAS第37号第47項は、もともと当初認識を念頭に置いたものであって、それを事後測定に際して考慮する必要はない旨を指摘。	当初認識と事後測定とは必ずしも問題の構造が等質的ではない(それゆえ整合性を図る必要はない)、という事実認識	(整合性を図ることが意味を持つのは、問題の構造が等質的な場合に限られる)		5

IAS第19号「従業員給付」統合プロジェクトに対するコメント	2003年10月22日		コメントの対象となる文書なし? (「従業員給付」プロジェクトで現在までに行われた暫定合意に関する懸念を契機としたコメントである旨を明示)		不確実性を伴う測定値の変動をただちに期間損益には反映しないことを旨とする現行の会計処理は、これまで実務において支持を得てきた旨を指摘。これに対し「暫定合意」にもとづき、測定値の変動をただちに損益に反映した場合、より有用な情報が提供されるかどうかは定かでない旨を併せて指摘。今後の基準開発に際しては、市場によるテストを経ていない「理論モデル」との整合性を図るだけでなく、市場関係者の声などを反映させるべきことを要請。さらに保険数理上の差異の即時認識を正当化するのに十分な信頼性をもって、退職給付に係る負債を測定するのは依然として困難である	不確実性を伴う測定値の変動をただちに期間損益には反映しないことを旨とする現行の会計処理は、これまで実務において支持を得てきたという事実認識／市場でのテストを経ていない「理論モデル」だけに依拠した基準開発を行うべきでない、という価値判断／保険数理上の差異の即時認識を正当化するのに十分な信頼性をもって、退職給付に係る負債を測定するのは依然として困難だという事実認識	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。(市場でのテストを経ていない「理論モデル」だけに依拠した基準開発を行うべきでない)」(最低限の信頼性を充足すべし)	5	3
IFRIC解釈指針公開草案D1「排出権」	2003年7月1日		無償で付与された排出枠を無形資産として総額で認識する方法(公開草案で提案されている方法)の適否	反対	無形資産の相手勘定は、公開草案では繰延収益とされているが、IAS第20号に関する改訂動向次第では、これが即時認識される可能性も否定できず、その場合は損益のミスマッチが生じてしまう旨を指摘。かりに繰延収益としての処理を与件とする場合であっても、収益の測定基礎が「当初の公正価値」とされているのに対し、費用のほうは(再)測定時点における公正価値が基礎とされているため、いずれにせよミスマッチは避けられない旨を指摘。	収益と費用とが対応している状況では、会計上のミスマッチを避けるべし、という価値判断	(実態に適う会計処理を適用すべし)		1
			排出枠とその供出義務とがそれぞれ独立しており、またそれぞれが資産や負債の定義を充足することから、それらを独立した資産や負債として取り扱うことを旨とする提案の適否	反対	(1)排出枠は市場で売却可能だが、多くの企業は投機目的でそれを売却しようとはしないだろうと考えられる以上、投機目的による保有を前提とした基準開発は行うべきではない旨を指摘。(2)また排出枠は、温暖ガスの排出量がキャップを超えた場合の供出義務を伴うものであるという意味において、排出枠と供出義務とはむしろ一体として取り扱うべきである旨を指摘。	多くの企業の保有目的に適った処理を求めるべし、という価値判断／多くの企業は非投機目的(営業目的)で排出枠を利用している、という事実認識／ある資産の取得が、必然的に、別の負債の引き受けに結びつくのであれば、両者は独立させず、一体として処理すべし、という価値判断	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」(実態に適う会計処理を行うべし、すなわち分割販売しえない財やサービスについては、一体として処理すべし)	4	1
			排出枠の総額表示(独立した資産としての表示)を行う理由の適否	反対	(1)複数の排出枠を供出義務の決済に用いることは、排出枠を独立表示する理由にはならないこと、(2)購入された排出枠は、通常、供出義務を充足するために用いられるものであり、その点で無償で割り当てられたものと相違しないこと(＝いずれにせよ供出義務との間に「ひもつき関係」がみられる以上、独立した資産とはみなせないこと)、(3)ここで問われている資産や負債は金融資産や金融負債ではないため、(金融商品を念頭に置いた)IAS第32号にてらして相殺適状かどうかは問題とならない旨を指摘。	資産の使途が特定負債の決済に限られるなど、使途に制約が課されている場合は、当該資産を独立表示すべきではない、という価値判断／金融資産・金融負債を念頭に置いた規定に従うことが、事業資産・事業負債の会計処理を考えるうえで望ましいとは言い切れない、という事実認識	「資産の使途が特定負債の決済に限られるなど、使途に制約が課されている場合は、当該資産を独立表示すべきではない。」「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。	4 and 7	
					排出枠を超える排出実績が生じた場合に企業が負うこととなる排出枠の供出や罰金の支払いなどの義務は、負債の定義を充足する旨を指摘。ただし遵守期間中は金額やタイミングに関して不確実性が残る負債であるから、当該期間中はこれを引当金として処理し、確定後に通常の負債に振り替えらうえて資産と相殺するのがよい、と主張。	排出枠を超える排出実績が生じた場合に企業が負うこととなる排出枠の供出や罰金の支払いなどの義務は負債の定義を充足する、という事実認識／当該負債に不確実性が残る間はこれを引当金として表示すべし、という価値判断	(実態に適う会計処理を適用すべし)		1
					排出枠の売却によって現金同等物を得たとしても、通常はそのことをつうじて供出義務を免れられるわけではなく、当該現金同等物は遵守期間の終了までは将来の供出義務に対応するものと考えられるため、当該現金同等物にみあって生じる貸方項目は負債として認識するのがよい、と主張。	遵守期間中における排出枠の売却は、企業が供出義務を負っている事実に影響を及ぼすものではなく、売却によって受け取る現金同等物は、むしろ将来の供出義務に対応している、という事実認識	(実態に適う会計処理を適用すべし)		1
			ブローカーとスキーム参加企業とを同列に扱わない旨の提案の適否	賛成	ブローカーとスキーム参加企業とでは、排出枠の保有目的が異なる旨を指摘。	同一の財であっても、保有者によって保有目的が異なれば、適用される会計処理も異なったものとなる、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
IASB企業結合プロジェクト(phase2)パーチェス法の適用に対するコメント	2003年5月16日		コメントの対象となる文書なし? (「企業結合」プロジェクトで現在までに行われた暫定合意に関する懸念を契機としたコメントである旨を明示)		事実上、経済的単一体説にもとづく連結財務諸表の作成が与件とされているが、そもそも経済的単一体説にもとづいて作成すること自体の是非を議論の対象としなければならない、と主張。	連結財務諸表の作成目的に関する合意が得られなければ、具体的な基準のあり方を論ずることはできない、という事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
					少数株主持分や少数株主損益の開示場所が、連結財務諸表の作成目的から切り離されて論じられているが、ほんらい両者は密接に結びついている旨を指摘。	相互に関連し合う論点については、その一部だけを切り離して論じるべきではない、という価値判断	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	

				支配獲得後における親会社持分の部分売却を、(暫定合意と異なり、)損益を生み出す取引とみるように要請。	親会社株主と子会社の少数株主とは、連結企業集団への寄与という点で同列視しえない、という事実認識	「連結財務諸表が主として寄与しうるのは親会社株主にとっての投資価値の評価であって、子会社少数株主のそれではない。また親会社株主と子会社の少数株主では連結企業集団において負担しているリスクが異なる。したがって親会社説にもとづいて連結財務諸表を作成しなければならない。」	7	
				支配が確立した時点で、「累計投資原価」と「確立時点における公正価値総額」との差額を損益として認識する方法(あるいは親会社による支配が失われる場合は、残余持分を公正価値で再評価する方法)は一律に適用すべきでない、と主張。	支配の獲得以前に重要な影響力を及ぼしていたかどうか(支配の喪失以降も重要な影響力を及ぼしているかどうか)に応じて会計処理を使い分けるべし(＝連結と持分法との間で整合性を保つべし)、という価値判断	「支配が及んでいる状態と、重要な影響力が及んでいる状態との間の変化は、変化以前に行ってきた投資が清算されたことを意味しな	7	
				全部のれん方式は必然ではない、と指摘。その理由として、(1)分離可能性を欠くのれんは、他の識別可能な資産と同列視できないこと(＝一般的な資産の計上要件を充足したからといって、全部のれんの計上は必然と言い切れないこと)、(2)親会社の視点からみれば「少数株主相当ののれん」は自身の支配が及ばない資産であるから、その計上は親会社株主にとって意味を持たないこと、(2)'少数株主からみればこれは自己創設のれんであって、財務報告の目的にてらしてみれば、やはりその計上は意味を持たないこと、(3)会計上の利益が投下資金の回収余剰という性質を有していることに鑑みても、対価の裏づけなきのれんの計上は意味を持たないこ	一般的な資産と少数株主相当ののれんとを「資産」という次元で同列視すべきではない、という価値判断／主要な利用者の支配が及ばない資産を貸借対照表に計上しても有用な情報となりえない、という事実認識／自己創設のれんの計上は財務報告の目的に反する、という事実認識／会計上の利益は投下資金の回収余剰としての性質を有しており、またそのような特質を有していることは市場関係者の支持を得てきた、という事実認識	「連結財務諸表の主要な利用者である親会社株主の支配が及ばない資産を貸借対照表に計上しても有用な情報となりえない。」(7)「自己創設のれんの計上は財務報告の目的に反する。」(1)	1 and 7	
				のれんは差額としてしか算出できない以上、支配プレミアムや結合シナジーの分離把握は不可能であるし、かりにそれが可能であっても分離把握をつうじて会計情報の有用性が高まるかどうかは定かでない旨を指摘。	のれんの総体を「差額概念」としてしかとらえられない以上、その構成要素の価値を独立に把握することはできない、という事実認識	「本質的に差額概念としてしかとらえられない項目について、その構成要素の価値を独立に把握することはできない。」	7	
				暫定合意では企業結合が「等価交換」とはいえない場合に、支払われた対価と取得した企業の価値との差額について「上下非対称的な」会計処理が要求されているものの、そもそも「等価交換」かどうかの判断が曖昧であるのに加え、上下非対称な会計処理を求める理由も不明である旨を指摘。	「等価交換か否か」に関する、市場関係者が広く受け入れている判断規準は存在しない、という事実認識／支払った対価と受け取った財産との大小関係に応じて会計処理を使い分ける理由は存在しない、という事実認識	「『等価交換』か否かに関する、市場関係者が広く受け入れている判断規準は存在しない。」「支払った対価と受け取った財産の価値との大小関係に応じて、差額を非対称的に処理する必然性は乏しい。」	7	
質問2	持分プーリング法の適用を禁止することの適否	質問2について反対		パーチェス法を原則的な方法とすることには賛成。しかし取得者を識別することが困難な企業結合においてまでパーチェス法を強制することになれば、かえって恣意的な操作の余地が生じてしまうこともあるため、一律適用には反対。企業結合をつうじて実質的な清算と再投資が行われるケースは限定的とするなら、取得者が特定できない場合に適用しうるのは持分プーリング法だけである旨を指摘。また「実質的な支配の存在」に着目して逆取得を定義するのであれば、「実質的な支配の存在」に関するより多くのガイダンスが必要である旨を指摘。	取得者を特定できない企業結合は少なからず存在する、という事実認識／取得者が特定できないケースにまでパーチェス法の適用を強制すれば新たな利益操作の余地が生じてしまう、という事実認識／フレッシュ・スタート法が意味を持つケースは限られる、という事実認識／多義的な解釈の余地が残されているケースでは、詳細なガイダンスを提供すべし、という価値判断	「取得者を特定できない企業結合も少なからず存在する。」「取得者が特定できないケースにまでパーチェス法の適用を強制すれば、新たな利益操作の余地が生じてしまう。」「フレッシュ・スタート法が意味を持つケースは限られる。」(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)	7	3
質問3	支配が及ぶか否かに着目して逆取得を定義することの適否							

質問8	減損テストに抵触しないかぎり、のれんの評価を据え置くことの適否	反対	のれんの主要な源泉である超過収益力は、通常、競争の進展によって減耗すると考えられることから、規則的な償却を支持。またIASBが主張する「二重計上論」は、規則的償却に対する反対論として説得力を持たないことを指摘。またアナリストが企業の分析に際してのれんの償却費をしばしば足し戻しているという事実は、同様の足し戻しが他の費用項目についても行われている事実に鑑みれば、のれんを償却しないことの積極的な論拠にはなりえないことを指摘。IAS第36号改訂公開草案では、のれんの推定価値の算定にもとづく減損テストを要求しているが、その算定のためには「のれんを計算する単位の総体としての価値」が明らかでなければならず、そこでいう「総体の価値」の算定は困難と考えられる旨を指摘。	のれんの価値は、通常、競争の進展によって減耗する、という事実認識／のれんの価値を維持するために要する支出にもとづく費用と、のれんの取得対価を源泉とするのれんの償却費とは「異なる支出に起因する費用」であって、たとえ両者を同時に計上しても同一費用の二重計上にはあたらない、という事実認識／のれんが差額概念である以上、のれんを含む、ある計算単位に帰属する価値の総額が明らかでなければ、のれんに帰属させる価値も算出できない、という事実認識	「のれんの価値は、通常、競争の進展によって減耗する。」「のれんの価値を維持するために要する支出にもとづく費用と、のれんの取得対価を源泉とするのれんの償却費とは『異なる支出に起因する費用』であって、たとえ両者を同時に計上しても同一費用の二重計上にはあたらない。」「のれんが差額概念である以上、のれんを含む、ある計算単位に帰属する価値の総額が明らかでなければ、のれんに帰属させ	7	
質問9	資産や負債の評価額を見直してもなお残った「負ののれん」を即時に損益計上する方法の適否	反対	負ののれんは企業結合で取得した非貨幣資産の評価額から適宜控除するか、あるいは負債として認識したうえで、一定期間にわたり償却するのがよい、と主張。	負ののれんは将来の損失または費用の発生を見込んだ結果として生じたものである、という事実認識／そういう性質を有している項目であれば、将来における費用の発生に応じて一定期間で収益計上（費用の減額計上）を行うのがよい、という価値判断	「負ののれんは将来の損失または費用の発生を見込んだ結果として生じたものであるから、将来における費用の発生に応じて一定期間で収益計上（費用の減額計上）を行うのがよい。」	7	
質問5	被結合企業を取得した時点で顕在化している債務以外を基礎として、リストラ引当金を設定することを禁じた提案の適否	反対	公開草案が提案している会計処理によれば、リストラ引当金相当額が「負ののれん」とみなされ、取得時に一括収益計上されることとなり望ましくない、と指摘。取得時点で債務が顕在化しているかどうかにかかわらず、リストラ引当金相当額が取得の対価に含まれてさえいれば、それを負債として認識すべきことを主張。	引当金の設定に際し、過度に強く「債務性」を要求すると、不適切な期間に収益を配分する結果が引き起こされることもある、という事実認識	「負債の認識に際して『債務性』を過度に強く求める場合、会計情報の有用性が損なわれるおそれもある。」	3	
質問6	公正価値を信頼ある形で見積もりうる場合には、偶発負債の計上を求める提案の適否	一部反対	企業結合時に偶発負債を認識すること自体には反対しないが、企業結合後に信頼性をもって公正価値を見積もることができない場合にまで、公正価値による再評価が求められるとすれば、そのような提案には反対する旨を表明。一定水準の信頼性が保証できない場合は、偶発負債の原因となった事象が実際に発生するのを待って確定した負債に振り替えるか、事象が消滅した時点で利益に振り替えるべきことを主張。	当初認識時点において公正価値を信頼ある形で見積もることが可能であったとしても、事後測定において同様の信頼性が保証されないこともありうる、という事実認識／信頼ある測定が困難なケースにまで、公正価値による評価を強いるべきではない、という価値判断	「当初認識時点において公正価値を信頼ある形で見積もることが可能であったとしても、事後測定において同様の信頼性が保証されないこともありうる。」（最低限の信頼性を充足すべし）	7	3
(第23項)	企業結合の原価は、引き渡した資産等の交換日における公正価値によって測定すべし、という提案の適否	反対	取引価格は契約（合意）時点における当事者の意思によって決定されるのが一般的であり、等価交換といいうるのは契約時点だけである、と主張。とりわけ株価を対価とする場合には、企業結合と直接関連しない、買収企業の株価の変動が取引価格に影響を与えてしまうこととなり望ましくない、と主張。	取引価格は契約（合意）時点における当事者の意思によって決定されるのが一般的であり、等価交換といいうるのはその時点だけである、という事実認識／契約時点から交換時点までに生じた買収企業に関する株価の変動は、企業結合と直接的な関係を持たないものだという事実認識	「取引価格は契約（合意）時点における当事者の意思によって決定されるのが一般的であり、等価交換といいうるのはその時点だけである。」「契約時点から交換時点までに生じた買収企業に関する株価の変動は、企業結合と直接的な関係を持たな	7	
IAS第36号_質問7	のれん（または耐用年数を確定できない無形資産）が配分されたセグメント（または資金生成単位）に関する回収可能額の算定方法および感応度分析の情報を、減損が生じていない期においても常に開示するように求める提案の適否	反対	第134項で開示が求められている将来の予測情報は、減損テストに利用されることはあっても、ほんらい財務諸表に記載される情報としてふさわしくない旨を指摘。また回収可能額の算定に用いられる変数は相互に関連し合っていることから、感応度に関する分析は困難であることも指摘。	将来の予測情報は、減損テストに利用されることはあっても、ほんらい財務諸表に記載される情報としてふさわしくない、という事実認識／回収可能額の算定に用いられる変数は相互に関連し合っていることから、感応度に関する分析は困難だという事実認識	「将来の予測情報は、既に利用されているものの、ほんらい財務諸表に記載される情報としてふさわしくない。」「回収可能額の算定に用いられる変数は相互に関連し合っていることから、感応度に関する分析は困難である。」	7	
IAS第38号_質問3および質問5	ある資産が企業に正味のキャッシュインフローをもたらすと期待される期間について予測可能な限度がない場合は、耐用年数を確定できないケースとして償却を行わない旨の提案の適否	反対	「耐用年数が確定できないか否か」よりも厳格に、「無限の耐用年数を有しているか否か」という観点から、ごく少数の無形資産のみ非償却とすべきことを要求。	単に「耐用年数を確定できない」だけの無形資産の多くは、自己創設のれん相当額を含んで求めた価値が減少しないだけのことであって、無形資産自体については価値の減少が生じているはずである、という事実認識	「耐用年数を確定できない無形資産の多くは、自己創設のれん相当額を含んで求めた価値が減少しないだけのことであって、無形資産自体については価値の減少が生じているはずであ	7	

IFRS公開草案第2号「Share-based Payment」	2003年3月7日			公開草案における提案に対する賛否を述べることが趣旨ではない、と前置きしたうえで、公開草案が要求している会計処理は、事実上、費用の大きさに依存する形で擬制された流入資産の大きさが決定されている旨を指摘(←付与時の会計処理)。その意味で、ここでは収益・費用アプローチに立脚した会計処理が「資産・負債アプローチにもとづく整合的な体系」を目指しているIASB自身によって採択されている旨を指摘。資産・負債アプローチと収益・費用アプローチとを対立的にとらえるのではなく、両者を両立しうるものとしてとらえるこ	提案されている付与時点の会計処理(付与されたオプションの公正価値にみあう費用の計上)は、収益費用アプローチでしか説明できない会計処理だという事実認識／資産・負債アプローチと収益・費用アプローチとはもともと両立しうる関係にある、という事実認識	「付与日において、付与されたオプションの公正価値にみあう費用を計上するやり方は、収益費用アプローチでしか説明できない会計処理である。」	7	
IASB公開草案「IFRSの初度適用」(荻原正佳専門研究員の回答という意味で非公式)	2002年10月31日	質問1	本基準書案を適用すべき状況を「企業が、すべてのIFRSに準拠しているという明示的かつ無限定の記述によりIFRSを会計処理の新しい基礎として最初に採用する場合」とすることの適否	直接的には回答せず	第13項後段の但し書きを適用すれば、子会社が単独でIFRS準拠の財務諸表を作成・開示することを念頭に置いた第5項の趣旨は自動的に達成される(それゆえ第5項は不要である)旨を指摘。	単独の規定によって、ある特定の規制目的が達成できるのなら、同じ目的を達成するための別の規定は不要である、という事実認識	同左	7
		質問2	企業は最初のIFRS財務諸表について、報告日現在で有効な各IFRSに準拠した会計方針を用いてIFRS開始貸借対照表を作成しなければならない、という基本原則に対して設けられている免除規定の適否	直接的には回答せず	第13項に記されている「IFRS報告日現在で有効なIFRSを遡及適用し、かつ第13項から第24項までの免除規定を使用する方法」と「各期間で有効なIFRSを使用する方法」について、前者が第7項に対する原則的な対応、後者が例外的な対応であることを明示するように要求。	本公開草案は容認されている2つの遡及適用方法について、「原則」「例外」という位置づけを行っている、という事実認識／原則と例外との違いを明確にすべし、という価値判断	同左	7
		(第24項)			「企業はIAS第39号の認識要件を満たすすべての金融資産および金融負債を認識する」を逐語的に適用すると、過去に認識を中止した取引に関する遡及修正が必要となり、企業に過度な作成負担を負わせることになる、と指摘。それゆえ作成負担が著しく大きくなる場合には、認識の免除を容認する	より適切な会計処理を求めるかどうかの判断に際しては、そのような会計処理を適用する際に生じるコストも考慮すべし、という価値判断	(適切な会計処理かどうかの判断に際しては、コストと便益とを斟酌すべし)	4
IASB公開草案「IAS第32号およびIAS第 39号の修正」	2002年10月9日	IAS第39号－質問1	ローン・コミットメントのうち、純額決済ができず、かつ、企業が売買目的に指定しないものをIAS第39号の適用範囲から除外することの適否	賛成	コメントなし	コメントなし		7
		IAS第39号－質問2	IAS第39号における金融資産の認識の調子に関する原則として、継続的関与アプローチを定めることの適否	反対	継続的な関与の存在にたがって認識を中止するかどうかを判断する場合、法的に分離され経済的な便益を支配していないのに資産を認識する場合や、条件付きの義務に過ぎないのに負債を認識する場合は生じてしまうことを指摘。また継続的関与アプローチによれば、貸付金の売却時に保証を付した場合と、第三者の貸付金に保証を付した場合とで、いま有している権利義務関係は同一なのに、取引の順序が違うだけでオン・オフに差が出てしまうのも問題である旨を指摘。むしろ財務構成要素アプローチを採択するように要請。	資産や負債の定義に合わない資産や負債の認識が行われてしまうのは望ましくない、という価値判断／「取引の順序」という形式的な違いが会計処理の違いを引き起こすべきではない、という価値判断(実質優先思考)／問題点の少ない財務構成要素アプローチのほうが望ましい、という価値判断	(ある項目を会計上の認識対象とするかどうかの判断に際しては、その項目の定義に着目すべし)	1 and 6
		IAS第39号－質問3	キャッシュフローのパススルー取引によって譲渡された資産を、ED第41項に示された条件にもとづいて認識の中止に関して適格とみることの適否	反対	キャッシュフローのパススルー取引についても、財務構成要素アプローチを採用するのが望ましい旨を指摘。	(質問2への回答に記されているような問題が生じないという意味において)財務構成要素アプローチのほうが望ましい、という価値判断(実質優先思考)		1
		IAS第39号－質問4	どのような金融商品についても、当初認識時点において、取り消しを認めない形で公正価値による評価と評価差額の損益算入を容認することの適否	反対	公正価値オプションを無制限に認めると、「保有目的別の評価」という基本原則が大きく損なわれる可能性があることを指摘。	「保有目的別の評価」は現行の金融商品会計基準を支えている基本原則だという事実認識	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4
		IAS第39号－質問5	ED第95項から第100D項にかけて記されている、公正価値の算定方法に関する規定の適否	基本的に賛成	活発な市場が存在しない銘柄について、(偶然)直近の市場での取引実績がある場合は、評価技法にもとづく理論値よりもその取引価格を重視すべし、と規定されているが、市場性の乏しい銘柄については、必ずしも取引価格が理論値よりも優れているとは言い切れない旨を指摘。	市場での取引価格と評価技法にもとづく理論値のいずれを信頼しうるのがかについては、ケース毎に判断しなければならない、という価値判断	「取引価格による評価が意味を持つのは、十分な市場性が保証されている場合に限られる。」	7
		IAS第39号－質問6	償却原価で測定される金融資産のうち、個別に減損の要否を判断した結果、不要と判定された項目について、類似した信用リスクを有する資産のグループに含め、(改めて)減損処理の要否を評価することの適否	賛成	個別で評価するかぎり減損の要件に抵触しない項目も、全体としては一定の確率で貸倒れが生じることを指摘。	個別で評価するかぎり減損の要件に抵触しない項目も、全体として一定の確率で貸倒れが生じる、という事実認識(個別の評価と集合的な評価では視点が異なる、という事実認識)	「個別項目を最適な形で評価した場合における合計評価額が、ポートフォリオをひとつの単位とした場合の最適な評価額と一致する保証は	7
		IAS第39号－質問7	売却可能金融資産に分類された負債証券・持分証券に対する投資の減損損失について、戻し入れを禁じることの適否	賛成	コメントなし	コメントなし		7
		IAS第39号－質問8	確定約定(公正価値エクスポージャー)のヘッジを、(キャッシュフロー・ヘッジではなく)公正価値ヘッジとして処理することの適	賛成	コメントなし	コメントなし		7

IAS第39号 一質問9	ヘッジ対象とされた予定取引により資産または負債が生じる場合に、資本の部(←当時)に直接計上されていた損益の累計額を資本の部に残し、ヘッジされた資産または負債に関する損益が報告されるのに合わせて資本の部から振り替える旨の提案	反対		提案されている方法では、償却性資産を取得した場合の会計処理が過度に煩雑となる旨を指摘。	不必要に煩雑な取引を求めるべきではない、という価値判断	(他の事情が一定であれば、より単純な会計処理を採択すべし)		4
IAS第39号 一質問10	過去の会計基準にもとづいて認識を中止した項目で、新たな基準であれば認識が中止されなかったものについては、新たな会計基準を適用する際に金融資産として再認識することを求める提案の適否	反対		継続的関与アプローチに反対し、財務構成要素アプローチを支持する観点から、左記のような改訂それ自体に反対する旨を指摘。かりに継続的関与アプローチが採択されたとしても、遡及的な修正は過度に煩雑である旨を指摘。	(質問2への回答に記されているような問題が生じないという意味において)財務構成要素アプローチのほうが望ましい、という価値判断／不必要に煩雑な取引を求めるべきではない、という価値判断	(他の事情が一定であれば、より単純な会計処理を採択すべし)		4
その他	債務保証を公正価値で当初認識する旨の提案の適否	疑義を表明		具体的な会計処理や公正価値の測定方法が明らかになっていないことから、実行可能性に疑問が残る旨を表明。	実行可能性に疑義が残る規定の適用を求めるべきではない、という価値判断	(新たな基準の開発に際しては、その実践可能性を斟酌すべし)		4
IAS第32号 一質問1	金融商品を契約の実質に従って負債と資本に分類する際、異なる決済方法がとられる確率を考慮しない旨の提案の適否	反対		例えば現金決済が強制される条件の発生がきわめてまれと考えられるケースについては、発生の可能性が非常に低いと見込まれる事象を無視したほうがよい、と指摘。	発生の可能性が非常に低いと見込まれる事象は無視したほうがよい、という価値判断	「発生の可能性が非常に低いと見込まれる事象を評価額に反映させるべきではない。」	7	
IAS第32号 一質問2	複合金融商品の負債部分を当初測定する際、まず資産の要素と負債の要素を分離し、残額を資本の要素に割り当てる方法を強制することの適否	反対		実務上の便宜、という観点からは、公正価値の比で按分する(現在認められている)方法のほうが望ましい場合もありうる旨を指摘。	実務上の便宜を考慮すべし、という価値判断	(新たな基準の開発に際しては、その実践可能性を斟酌すべし)		4
IAS第32号 一質問3	自社株に関連するデリバティブの分類について提案されている指針(29Cから29Gまで)の適否	反対		(1)自身の持分金融商品に関する買い予約や売建プット・オプション(=ある種の購入義務)については、強制償還株式との整合性の観点から負債計上を求めているが、条件付き義務に過ぎない売建プットと強制償還株式とは整合性を問う関係にない旨を指摘。また売建プットが失効した場合、それを負債から「例外的に」資本に振り替えることを求めているが、そこに例外を設ける理由も明らかでない旨を指摘。また(2)自社株に関連するデリバティブは、過去に総額現物決済の慣行が確立されている場合のみ、総額現物決済を想定して資本に分類するものとされているが、慣行が確立されているかどうかで会計処理が異なるべきではない旨も指摘。	性質の異なる項目は、会計処理の整合性を図る対象にならない、という事実認識／会計処理の違いを引き起こさないはずの事象に応じて異なる会計処理を適用すべきではない、という価値判断	(整合性を図ることが意味を持つのは、問題の構造が等質的な場合に限られる)(当面の問題と無関係な事象が問題解決のあり方に影響を与えるべきではない、という要請)		3 and 5
IAS第32号 一質問4	IAS第32号とIAS第39号とを統合し、金融商品に関する包括的な会計基準を開発することが有用か否か	賛否表明なし		コメントなし	コメントなし			7

IASB公開草案「国際会計基準の改善」(企業会計基準委員会のdue processにもとづいたコメントではなく、国際対応専門委員会が作成したものである旨を付記)

2002年9月13日

IAS第1号 「財務諸表の表示」 para.76				「最小限の」表示項目から営業利益が削除されているが、営業利益は一般に有用な業績情報と考えられていることから、削除すべきでない旨を指摘。	営業利益は一般に有用な業績情報と考えられている、という事実認識	「営業利益は一般に有用な業績情報と考えられている。」	7	
IAS第2号 「棚卸資産」質問1	LIFOを「認められる方法」から削除することの適否	反対		財の物理的な流れを一般に忠実には表していない、ということとは、削除の決定的な理由にはならない旨を指摘。	財の物理的な流れを一般に忠実には表していない、ということとは、削除の決定的な理由にはならない、という事実認識	「利益計算に際して設けられる仮定の当否は、『事実には忠実か否か』で判断されるものではない。」	7	
IAS第2号 「棚卸資産」質問2	評価減の原因となった状況が事後的に存在しなくなった場合に、評価損失の事後的な戻し入れを強制することの適否	反対		評価損失を計上した財を取り巻く環境が変化した事実とは、販売を待つて損益計算に反映させればよい、と主張。	棚卸資産に関する評価減の原因となった状況が事後的に存在しなくなった場合には、評価損失の戻し入れを行わず、実現ベースで損益をとらえるのがよい、という価値判断	「棚卸資産に関する評価減の原因となった状況が事後的に存在しなくなった場合には、評価損失の戻し入れを行わず、実現ベースで損益をとらえるのがよい。」	7	
IAS第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」質問1	会計方針の自発的な変更と誤謬の訂正においては、遡及的な修正以外の対応を認めない、とする提案の適否	反対		法制度上、遡及的な会計処理が困難な国も存在する旨を指摘。	各国が置かれている環境条件、とりわけ法制度(の違い)に配慮しながら基準を開発すべし、という価値判断	「各国が置かれている環境条件、とりわけ法制度(の違い)に配慮しながら基準を開発すべし。」	7	

IAS第16号 「有形固定資産」質問1	交換による固定資産の取得においては、譲渡資産・譲受資産のいずれについても信頼性をもって公正価値を測定できない場合を除き、公正価値で測定することの適否	反対	(1)同一、あるいは類似した資産間の交換前後では、事実上の継続保有が行われているものとみなしうるため、再評価を行うべきでない、と主張。(2)「信頼性をもって公正価値を測定できる(できない)場合」が曖昧なため、これを「観察可能な市場価格が存在するか、参加者の期待にもとづいた市場価格が算出可能な場合」と改めるように要求。(3)多くの国が「投資が継続しているとみなしうる場合には簿価を継承」という趣旨の規定を有している以上、国際的な統合化という観点からこの規定を残すべし、と主張。	形式はともかく、実質的に投資が継続しているとみなしうるケースは再評価や再評価に伴う損益認識を行うべきでない、という価値判断(実質優先思考)／不必要に多義的な解釈の余地が残る言葉を用いるべきではない、という価値判断／多くの国で市場関係者に受け入れられてきたルールを尊重すべし、という価値判断	(経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない)「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	3
IAS第16号 「有形固定資産」質問2	交換による「無形」固定資産の取得においては、譲渡資産・譲受資産のいずれについても信頼性をもって公正価値を測定できない場合を除き、公正価値で測定することの適否	反対	質問1と同様。	質問1と同様。	「利益計算に際して設けられる仮定の当否は、『事実には忠実か否か』で判断されるものではない。」	7	
IAS第16号 「有形固定資産」質問3	一時的に休止している有形固定資産や、活発な使用を停止し、処分目的で保有している有形固定資産について減価償却を中止することの適否	前者について賛成、後者について反対	処分目的で保有されることとなった有形固定資産については、減価償却による費用配分ではなく、もっぱら(処分価格による)再評価によって投資の成果をとらえるべし、と指摘。	処分目的で保有している財については、評価の手法によって投資の成果をとらえるべし、という価値判断	「会計処理は主として保有目的に依存して決定される。」	4	
IAS第21号 「外国為替レート変動の影響」質問2	報告主体が報告通貨を自由に選択できる、とする提案の適否	反対	すべての通貨を選択の対象とすることに積極的な意義を見出せない旨を指摘。	報告主体が選択する通貨は、グループ内で使用されている機能通貨や、重要な営業拠点の属する国の通貨などに限定すべし、という価値判断	(実態に合う会計処理を適用すべし)		1
IAS第21号 「外国為替レート変動の影響」質問3	表示通過への換算に際しては、報告主体が在外営業活動体の財務諸表を換算する際に用いるのと同様の方法によらなければならない、とする提案の適否	一部反対	資本項目(報告年度の収益・費用に関わらない部分)を一律CRで換算する点に反対。資本項目についてはむしろHR換算し、その結果として生じる差額は為替換算調整勘定に含めるほうが適切だと主張。	資本項目(投資の成果を計算する際の基礎となる金額)については、拠出以降に生じた為替レートの変動によって評価額を変えるべきではない、という価値判断	「邦貨ベース拠出額は拠出時点に確定させるべし(拠出額に関して拠出時点以降に生じたレートの変化は損益を生み出すものとみなす	7	
IAS第21号 「外国為替レート変動の影響」質問5	在外営業活動体に生じたのれん、および資産と負債の公正価値による修正分を在外営業活動体の資産・負債として扱い、CR換算の対象とすることの適否	反対	HR換算も選択肢として残すべし、と主張。企業結合によって生じたのれんを在外子会社の資産とみる立場にも一定の合理性を認めることができる一方で、取得企業が自社の営業活動とのシナジー効果を期待して行った企業結合で生じたのれんについては、むしろ取得企業の資産とみるほうが合理的なケースもありうる旨を指摘。	企業結合によって生じたのれんを主として子会社が享受する場合もあれば、親会社(取得企業)が享受する場合もあるという事実認識	「企業結合によって生じたのれんを主として子会社が享受する場合もあれば、親会社(取得企業)が享受する場合もある。」	7	
IAS第24号 「関連当事者の開示」(その他の項目)	関連当事者間取引における価格決定方針の開示を削除することとした決定の適否	反対	関連当事者間の取引を理解する上で重要であり、またその開示を要求することで作成者に対する「牽制効果」も期待しうる当該情報の開示は削除すべきでない、と主張。	価格決定方針に関する情報は関連当事者間の取引を理解する上で重要であり、またその開示を要求することで作成者に対する「牽制効果」も期待しうる、という事実認識	同左		7
IAS第27号 「連結財務諸表および個別財務諸表」質問2	少数株主持分を資本の部の中において、親会社株主の持分と区別して表示することの適否	反対	少数株主持分の表示方法は、少数株主持分の取扱いに関する包括的な議論(具体的には親会社説にもとづいて作成するのか、それとも経済的単一体説にもとづいて作成するのか)に依存している以上、そうした議論が行われていない段階では、現行ルール(中間区分としての表示)を変更すべきでない、と主張。	より本質的な問題がどう解決されるのかに応じて、適切な処理が変わってくるような項目については、その「本質的な議論」から結論が得られるまでルールを変更すべきではない、という価値判断	(整合性を図る対象となりうるのは、これから確定する見通しの会計基準ではなく、既に受け入れられている現行の会計基準でなければなら		7
IAS第27号 「連結財務諸表および個別財務諸表」質問3	親会社の連結財務諸表において連結等の対象となっている被支配企業に関する投資勘定を、取得原価で評価するか、あるいはIAS第39号にしたがって(＝金融商品として)評価すべし、という提案の適否	一部反対	子会社への投資は明らかに事業投資であるから、子会社株式をIAS第39号にしたがって測定する選択肢は削除すべし、と指摘。	子会社への投資は事業投資であることが外形上明らかだという事実認識	(実態に合う会計処理を適用すべし)		1
IAS第33号 「1株あたり利益」質問2	希薄化後1株あたり利益の計算に際し、各中間期間に報告された1株あたり利益情報を考慮すべし、という提案の適否	反対	中間財務報告の回数によって年間の希薄化後1株あたり利益の金額が変わってしまうのは不合理な結果だと指摘。また提案されている方法によっても各中間会計期間の希薄化後1株あたり利益は年間の計算結果と一致しない以上、提案された方法を採用することにメリットはない旨を指摘。	中間財務報告の回数によって年間の希薄化後1株あたり利益の金額が変わってしまうのは不合理な結果だという事実認識／市場関係者が何らかのメリットを享受するのでなければ、いたずらに基準を変更すべきではない、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
IAS第40号 「投資不動産」質問3	公正価値モデルと原価モデルを当面存続させるが、原価モデルを将来にわたって認めるかどうかについては引き続き検討課題とすることの適否	一部反対	原価モデルを将来にわたって認めるかどうかを引き続き検討課題する意図を明記することに反対。モデルの選択に先立ち、そもそも「投資不動産」に異質な項目(賃貸用不動産とその他の投資不動産)が混在している状況について、いま生じている問題点を検討すべし、と提案。	複数の問題が混在している状況では、問題の構造を把握したうえで、適切な順序で解決に取り組むべし、という価値判断	同左		7

業績報告のあり方－IASBの提案に対するコメント（業績報告プロジェクト担当の企業会計基準委員会委員・辻山栄子

2002年7月12日

			業績報告のあり方を検討していく際には、市場関係者に広く受け入れられてきた米国基準を基礎とし、これに適宜改良を加える形でコンバージェンスを進めるよう要望。	いまだ市場のテストを経していないIASBの提案と違って、米国基準が市場関係者に広く受け入れられてきた事実は尊重すべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
			EPSの計算方式などにてらしてみると、市場関係者が包括利益よりも当期純利益のほうを業績の指標として尊重していることは明らかである、と指摘。	当期純利益が市場関係者に広く受け入れられてきた事実は尊重すべし、という価値判断	「市場関係者に支持されている情報を計算・開示すべし。」	5	
			ストックの評価が業績の概念と独立に決められている状況では、たとえストックの評価額に情報としての価値が認められるとしても、ストックの評価差額が業績を適切に反映していることにはならない旨を指摘。	「適切な」ストック情報からただちに「適切な」フロー情報が導かれてくるとは限らない、という事実認識	「資産や負債の適切な評価（最適な評価）が、最も有用な情報の提供に直結しないケースも起こりうる。」	2	
			「その他の包括利益」の構成要素は、それがその他の包括利益にとどまる限りは一過性の要素に過ぎず、投資の成果（業績）の把握に際しては除外しなければならないが、それが実現したときにはリサイクリングの手続をつうじてsustainableな要素に繰り入れなければならないこととなる旨を指摘。	将来利益の予測に資するためには、一過性の成果と持続可能な成果を区分把握しなければならない、という価値判断／OCIはOCIにとどまる限り一過性の要素だが、成果として確定した場合には持続可能な成果のほうに繰り入れる必要が生じる（その繰入に際してリサイクリングの手続が必要になる）という事実認識	「将来利益の予測に資するためには、一過性の成果と持続可能な成果を区分把握しなければならない。」「『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。」	1 and 7	
			投資家が求めている業績情報は「投資のリスクから解放された成果」の情報であり、そうであれば、その他の包括利益は、いったん認識された後、投資のリスクから解放された時点でリサイクリングの手続の対象としなければならない旨を指摘。	投資家が求めている業績情報は「投資のリスクから解放された成果」の情報だという事実認識／そうであれば、その他の包括利益はリサイクリングの対象としなければならない、という価値判断	「『確定した成果』と性格づけられた当期純利益の計算においては、リサイクリングの手続は不可欠である。」	1	
			キャッシュフローの獲得以前にも投資のリスクから解放された成果は生じうるため、キャッシュフロー情報によって投資の成果に関する情報を完全に代替させることはできない旨を指摘。	キャッシュフロー情報によって投資の成果に関する情報を代替させることはできない、という事実認識	「キャッシュフロー情報によって投資の成果に関する情報を代替させることはできない。」	7	
			事業用の資産についてIASBIは原価モデルと現在価値評価モデルの双方を容認しているが、それぞれのモデルから導出される投資の成果は異質にもかかわらず、それらをともに「業績」と呼びうるかどうか、疑義を提示。	測定（評価）モデルと業績概念との関係のような重要事項については、十分な説明を行うべし、という価値判断	「測定モデルのあり方は、それを支えている業績の概念に依存している。」	7	

“Preface to International Financial Reporting Standards”の公開草案（荻原正佳専門研究員の回答という意味で非

2002年2月15日

質問2	IASBが今後公表するIFRSにおいて、従来のIASで行われてきた太字と通常自体との区別を廃止することの適否	消極的賛成	廃止それ自体には反対しないが、何が基本原則であるのかの理解を促す効果を持っていたと考えられる太字に代わる手法をつうじて、同様の理解を促す必要がある旨を指摘。	新たな基準開発に際しては、利用者の理解を促すことへの配慮が必要だという事実認識	同左		7
-----	--	-------	--	---	----	--	---

SID-D33およびD34に対するコメント（荻原正佳専門研究員の回答という意味で非公式）

2001年11月2日

SIC-D33			para.3の記述が「現時点で行使可能または転換可能な潜在的議決権は、企業が他の企業を支配しているかどうか、または重要な影響を与えているかどうかの判定に際して常に考慮されなければならない」という意味であれば反対である旨を指摘。他の要素と併せて考慮すれば、潜在的な議決権が他企業を支配しているかどうか等の判定に関わることもありうるが、常に関わっているとはいいいきれない旨を指摘。	現時点で行使可能または転換可能な潜在的議決権の存在は、企業が他の企業を支配しているかどうか、または重要な影響を与えているかどうかの判定と密接に関わっているが、潜在的な議決権が存在しても支配や重要な影響力が及ばないこともありうる、という事実認識	「潜在的な議決権が存在しても、支配や重要な影響力が及ばないことはありうる。」	7	
SIC-D34			“Puttable Instrument”に何が含まれるのか不明確である旨を指摘。併せて、“Puttable Instrument”に組み込まれたデリバティブを常に非オプション型とみなす理由を明示するよう要請。	多義的な解釈の余地が残る用語については、例示などをつうじて解釈の余地を狭めるべし、という価値判断／制定された理由が必ずしも明らかではない規定については、その根拠を明示すべし、という価値判	（経営者に過度の裁量を与え、客観性を損なうべきではない）		3

企業結合に関する日本の意見
(2001年9月にIASBリエゾン国会議で討議された企業結合の会計処理に関するASBJの主張を確認)

2001年11月2日

持分プーリング法とパーチェス法との選択	パーチェス法への一元化に反対	(1)フレッシュ・スタート法の適用に結びつくような状況(結合当事会社がすべて清算されたうえで、新たなentityが形成される状況)は一般に想定し難いこと、(2)取得会社を特定化できないような状況においては、にもかかわらず無理にパーチェス法の適用を求めるのではなく、当事会社をいずれも継続企業とみなして双方の簿価を引き継ぐ持分プーリング法を適用することになる旨を指摘。	フレッシュ・スタート法の適用が正当化されるような状況は生じ難い、という事実認識／取得会社を特定化できないような状況においては、にもかかわらず無理にパーチェス法の適用を求めるのではなく、当事会社をいずれも継続企業とみなして双方の簿価を引き継ぐ持分プーリング法を適用するほうがよい、という価値判断	「フレッシュ・スタート法の適用が正当化されるような状況は想定し難い。」「取得会社を特定化できないような状況においては、にもかかわらず無理にパーチェス法の適用を求めるのではなく、当事会社をいずれも継続企業とみなして双方の簿価を引き継ぐ持分プーリング法を適用するほうがよい。」	7	
のれんの償却	のれんの非償却に反対。また議論が熟していないことから、拙速に公開草案を公表するのではなく、DPを公表し、議論を深めるように要請。	のれんは超過収益力を源泉としており、それは競争の進展によって減価する旨を指摘。のれんの償却費を計上するととのれんに関連する費用を「二重計上」することになる、という議論に対しては、源泉(もともとの支出)が異なる以上、二重計上にはならない旨を主張。またアナリスト等が自己の分析目的のためにのれんの償却費を足し戻しているとしても、同様の足し戻しは他の費用項目についても行われている以上、排他的にのれんの償却費だけを禁止する根拠とはなりえない旨を指摘。さらにIASBはいま米国の会計基準に倣う形での基準開発を進めようとしているが、新たな米国基準はまだ公表されたばかりであり、その有効性を確かめる必要がある旨を指摘。	のれんは超過収益力を源泉としており、それは競争の進展によって減価する、という事実認識／同一項目に関連する費用であつても、もとなる支出が異なれば、それらが同時に計上されても費用の二重計上にはならない、という事実認識／アナリスト等が自己の分析目的のためにのれんの償却費を足し戻しているとしても、同様の足し戻しは他の費用項目についても行われている以上、それはのれんの償却費だけを禁止する根拠とはなりえない、という事実認識／のれんの減損テストは新奇な手続である以上、その有効性は(先行する米国基準に着目して)確かめる必要がある、という事実認識	「のれんは超過収益力を源泉としており、それは競争の進展によって減価する。」「同一項目に関連する費用であつても、もとなる支出が異なれば、それらが同時に計上されても費用の二重計上にはならない。」「他の項目にも該当する事実を根拠として、特定項目に関する会計処理だけを禁じることはできない。」「のれんの減損テストのように新奇な手続の有効性は、事実にてらして確かめる	7	